

善小規賀茂安倍などその家業分れこしをや、衰微の後寛文延寶の比山城國嵯峨の吉田光由といふ者算法統宗に据て塵劫記を作り廣益書籍目録五の巻右算書部に三塵劫記大本小本吉田七兵衛作とあれば三巻なりけんを群書一覽七の巻左に一卷と記せるは未見開推の説也古本塵劫記の跋に金のなる木の圖ありて右旁に鐘音百八人舟人集如市の句ありこはまきもしこき神祝のあそび似金のなる木によりて作り出たなるべし此跋の一葉最上徳内相模國にて得つとて然て後には算書塵劫記をもて題目とせざるは少し曆學は上古簡疎なるも世々を歴て精密になりもてき宋世朱松庭郭守敬など天元招差の術を興し授時曆を作り出でてより今にその流を汲ざる者なし西洋曆の本輪均輪の説清國の橢圓の説各別なれど本源は授時曆盈縮の説をまぬかれず本朝元祿の比關新助藤原孝和傑出して點竄術を作り又上は天文下は地球の術を研究大成纂經四十三卷を作成せるに其中三卷逸して傳らざるを徳内武藏多摩郡八王子宿の鹽野光迪が許にて關氏の手澤本三卷を得たり光迪が跋に光迪管學算術於染谷子染谷子名春房武之八王子郷横山庄小比企邑之人也一日染谷子以此書授于余曰是則關子豹先生自筆之秘書也我學算於相之凹澤

邑石谷昌益子昌益子學算於關先生是以所傳來之書也我老矣吾子秘藏哉於是光迪受之藏匿也多年矣享和壬戌之秋最上君督官材經年在于此郷傾蓋如故時々往來情好日密癸亥之秋竣事歸于江都臨別不堪戀々之意光迪管聞富貴者送人以財仁者送人以言光迪不能富貴又不能竊仁者之號送君以言因聊取此一冊以為嘏享和癸亥秋七月武中八王子郷鹽野光迪謹識と見ゆ光迪俗稱周藏八王子千人同心組頭也千葉玄之が唐詩選掌故に跋せる人も右の關孝和は關流算學の祖也其門に荒木村英建部賢之同賢弘三俣久長澤口一之青山利永など世に聞ゆ賢弘門人に中根上右衛門璋あり近江淺井郡の産にて醫を業として中根元圭と稱す曆算の學に秀て正徳元年大坂銅座の大戸棚役に登用せらる享保六年幕府召見ありしに應對御旨に叶ひ家業をもて昵近し奉り毎年黄金三百兩を賜りて俸祿に宛たまへり同十七年五月奉教伊豆國下田邑にくだり天地日月星辰を測量す其時の上書の文

日月去地面實數
壬子之歲八月既望

官命某等此間

享保十七年歲次

教謹布算云々頭書に本文路程法以六尺爲一步以六十步爲一町以三十六町爲一里者とありまた荒木村英茶談云古來之算師者毛利勘兵衛此間此ト信が弟子なり云々彼此の説を考合せて算家の流傳辨知べし近頃西洋の算法傳はりて對數表を用ひ對數表は西洋の語に乘除の術に易かしこの測量及清の時呂我利津幸といへり憲曆曆象考成儀象考成すべて比例十餘條これと點算術變換術適盡術に据て押究れば比例七十餘條に至れるよし徳内が測量算策に論じて本朝の算理卓越せること唐土西洋の及所にあらず因に云珠盤は漢土にては元代より起れるにや元末の陶宗儀が輟耕錄廿九の卷井珠の條に凡納婢僕初來時云播盤珠言不撥自動稍久曰算盤珠言撥之則動既久曰佛頂珠言終日凝然雖撥亦不動此雖俗諺實切事情と見ゆ清人梅文鼎が古算器考蘇州珠璣子部天に或有問於梅子曰古者……宋算用籌之明證云々丹鉛總錄八に古算法……其弊矣其弊矣とも云り本朝に傳はれるはいつばかりなりけん荒木村英茶談に吉田光由が門人横川玄悅

といふあり後に算盤級聚の術を作る此術の祖也と見えたりとはやく明曆三年刊行の柴村盛之が格致算書にも十露盤あり此書は寛文十一年二月其子元恕跋をそへて刊行したれど著作は其已前也また惠空が節用集大全延寶八年に門弟子等が校合して刊行せる也三の卷會部器財に算盤ソロパンなどあれば玄悅より前に起れること疑なし寛延三年刊行の中村三近子が一代書用に近代にいたりて三善保憲といふ人十露盤をはじめたりといへるは他の證據もなく往古の賀茂保憲をおもひ誤れるにやとおぼつかなきれば珠盤漢土にては元末に起り本朝にては寛永の末正保の比などにや傳はりけん「ソロパン」と云は揃盤にて珠の揃たる盤の義にやまたは珠の鳴音の「サラ〜」と聞ゆればいふにや「サラ〜」は「スラ〜」「スル〜」など同語ときこえ「ソロ」も「サラ」の通音なれば也雍州府志七の卷土産門に算盤俗謂十露盤凡算盤以竹串貫十箇木順並置盤上數行凡算物時以斯木順爲一之微而算之十露呈露十箇順之義也造之人多在京師京極北又於山科郷大谷製之と見えたりと呈

露十箇願之義といふは字に据たる鑿説也珠盤もと算木盤によりたるものにて上下の珠數算盤の目十露は十字の訓と露字の音を假用たるものにて意義あるにあらす算盤もと算木を用るをりの算盤に据てつくり出けん上下の珠數算盤の目數におなじそは算法節用など古き算書の圖をみて知べし徳内曰天明五年蝦夷にて西洋人の算盤を見しに其體皇國の製よりも左右短く天地廣し中隔の横木なく天上の五珠もなし但珠十を貫たるのみにて其珠もイラタカにはあらで常の念珠のさましたりこれを左の手にて縦さまに持て右手にて横さまに撥くゆるいと不便也異人皇國の算術の横に撥く捷徑を見てこよなく驚嘆せるよし語れり然ては珠盤西洋より傳はれる物にはあらじ

(九)火中に入井丙丁童子に傳ふ 愚問賢注奥書に「たび上覽の後被入火中候之様可得意候哉頼阿上云々後普光園院良基公の嗟峨野物語に畠水練とかやの風情ばかりおほく侍りやがて火中に入らるべしと也云々按に他見を憚書を火中に入よし今も常にせうそこの奥などに書事也又正徹の慰草に都よりうつりかはりし身のありさまの寢覺なくさめとも成ぬ

るをおぼえずしるし侍るなるべし今は彼志にはあらず丙丁童子に傳へ侍るべし云々此丙丁童子に傳ふといふも火中に入るよし也丙丁童子は火の神也拈評三百則中卷十二に峯云丙丁童子來求火眼云好語祇恐備不會師云丙丁屬火將火求火似將自己求自己云々師云丙丁求火是同火是異火不是火相合又不相背云々九の卷知事部にも見ゆ又禪林類聚十四の卷水火部に上方益々撥動寒灰火便明曉來山外尙熒々堪嗟法眼堂前客猶向南方問丙丁云云などあるを見て知べし

(十)「みづはくむ」みづわぐむ「みづはさす」みづわさす」後撰雜三につくしの白川といふ所にすみ侍けるに大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに水たべんとて打よりてこひ侍りければ水をもていでよみ侍ける檜垣の姫「年ふればわか黒髪もしら川のみつはくむまでおいにけるかな」正義に作者檜垣女は筑前の國の者也色好ける女成べし水者汲までと云て三輪組までとそえたり年の老たるかほをみつわぐむと申也或老人云みつわぐむと云事老人かままり居良也左右の膝立てやどしたる良也まさに三輪ありと

見ゆ或云みつわぐむまでと云みづはさすまでとも申て皆老體の心とおもへり組指はおなじ事也但此義いさゝか不審也老かままりたればとて三輪あるべしや此詞あしく心得て今案によめるにや満態すと云詞あり是も老人の事也老子傳云昔何國哉一人の老翁に二人の男あり兄弟はたちにならず父九十餘り老たることを天に祈て今一度わかくなすべしと功に申二人無貳以至孝之志祈天經數日一夢に一人童子來りて示て云汝家の西に大河ありかの川の南に万俣の淵ありかの淵をはやく埋て其上に構壇燒香修心可祈請然ば汝等が父立所に還莊年之昔云々二人子一夜一同に此夢を見て大に悦て行向て見彼淵其體更非可及力雖然漸々埋之不經幾年此淵を埋む祈請之趣以夢之所見然而三七日經て其朝に父を見るに白髮乍に黒く容貌廿ばかりと見ゆ一父心二子悦いふにたらず于時父悦云汝等が運土埋淵滿態てのゆゑに今みつわ座するほごになれりといふ也とぞ傳をしへ侍りし云々按に老子傳と引たる説は取に足ざる僻事也○檜垣姫家集においにきはめてすみかもなくなりて手づから水くむきはに成て桶を引さげ

て出るにしも國の守しばし出らるゝ道にさしあひて目かどなるもの見つけてなどかくはなどみどがむるに名高きひがきなりと人のいへばはたかくるゝによりびいづはづかしけれどかくれ所もなくて桶を岸におきてゐたればいかでいとかくは有しぞあはれなごあればおもひわびて「おいはてゝかしらの髪は白川のみつはくむまでなりけるかな」按に袋草紙三の卷廿五に此家集を引たれどこよなくたがひありそは末丁左に擧るを見て知べし○大和物語十丁右につくしにありける檜垣の子といひけるはいとらうたくをかしくて世を経けるものになんありける年月かくて在わたりけるを純友がさわざにあひて家も焼ほるび「物具もみな取ればてゝいといみじうなりけりかゝりともしらで野大貳好うてのつかひにくたり給て云云頭白き姫の水くめるなんまへよりあやしきやうなるいへに入けるある人ありてこれなんひがきのごといひけりいみじうあはれがり給てよばすれどはちてこでかくなんいへりける「むは玉の我黒髪は白川のみつわくむまで成にける哉」とよみたりければあはれがりてきたりける」相ひとかさねぬぎてなんや

六人あり第一番には宮根の権現第二番には伊豆の権現第三番にはしら山のごんげんだいで四ばんにはみづから第五ばんに三島の権現第六ばんに越中の國のたて山のごんげんこれは無間地獄のあるじにてましますすれば奉行に放されたる者はたすかりがたきなりまづさいのかはらを見せんとて立出給ふこゝに河原あり此河原に二二三七ハ二十三のをさなきものどもが出千万とも敷しらすなみたりかの河原にをさなきものがいし塔を組あげておけば悪風出て吹ちらすそれをあつめてつまんくとする所にかたはらよりくわえん出て石も河原もほのほにもえければをさなきものどもほのほの苦患のかなしみ逃んとすれども逃もやられず父よ母よとさげべども其かひなかりけりさてほのほにもえて白骨となるやゝはるばる有て地藏菩薩は錫杖を持てかきよせくてもんに曰く現在未來しゆはつこつをんこんふそくによらいいちこんふてうたさい諸悪道と此文をとなへ給へばもとの形になりけり仁田申けるはあれはいかなる罪の者にて候と申大ぼさつきこしめしあれこそ婆にて親の胎内にやどり九月がほごくるしみを母にさ

せておやとなり子となりてその報恩をも送らずしてむなしく成たるものが悪をうけて九千歳也母の泣涙たまりて血の池と成也云々鈴木忠侯が小窓間語七十二段二の卷十に山城國紀伊郡にさひの里あり三代實録貞觀十三年閏八月制に百姓葬送の地を定め給ひし中また佐比寺延喜式所謂九原葬送輩更留櫃於橋頭一なご見えしむかしなき人おくる所ゆゑさひの河原の地藏と呼しより末々は幽冥の事としけるやと尾州天野氏の説也云々天野信景鹽尻四に俗間にさひの川原にて冥途の事を云石塔つみ水注ぎなごして靈魂に薦るは經説ありやと問人侍りし云山城國紀伊郡に佐比の里あり河原三代實録貞觀十三年閏八月制して百姓葬送の地を定め給ひし中に下佐比の里上佐比の里あり勅して曰件河原是百姓葬送地也又佐比寺延喜式所謂七箇寺九原葬送之輩更留櫃橋頭一なご見えし昔なき人をおくる所なるゆゑさひの河原地藏尊と呼しより幽冥の事とし侍るやらん云々又二の卷さひの河原の地藏の事前に記す是もと城州の俗諺なれど久しく世に傳へ冥途のごとくあやまりいへり精靈祭して飲食

おほく強ひ進めて腹飽するわざもじゆづごめんどいへる俗語も其所によりていひならはし侍るとなん云鹽尻百卷今殘缺木廿餘卷存すこゝに引る本は朽木兵庫助亂本を集めて假に卷の名を定め其上中下なごおほせたりは原本の順次にあらずされば前後錯置おほく古東遊行抄十三の卷宮根に於てはたがへりこ知るべし山サカの條に道祖河原湖邊ニ石像ノ地藏菩薩數十體并石塔多アリ右ノ路ノ畔ニ道心者ノ庵五宇アリ常念佛ヲ修スルト云此石像ノ邊ニ小石ヲ塔ノ如ク重テ數モ不レ知多アリ是ニツキテ怪シキ俗説アリ略之云々西遊行抄三の下卷に信州和田峠ヲ下レバ道祖河原路畔左右ニ小石ヲ積重テイクラトモナクアリ行客是ヲ崩セバ夜ノ間ニ又モトノ如ク積テ在ト云相州宮根ノ湖邊ニモサヒノ河原ト云處アリ異俗ノ説共ニ不レ異イカサマニモ不思議ノ一也云々淺井了意ガ東海道名所記二の卷三にその次にさひのかはらあり右の方にて往來の叢石をつみ念佛申てとほる也左の方に彌陀地藏の堂あり不斷念佛の所也尉が島右に見ゆ箱根の入口は番所也女の往來を改る關所也云々説經曲の賽の河原の詞に歸命頂禮世の中の定がたきは無常也親にさきたつありさまに諸事のあはれをとめたり一ツや二ツや三ツや四ツより内のをさなごが母の

乳房を離れては佐比の河原に集りて晝の三時の間に大石はこびて塚につく夜の三時の間には小石を拾ひて塔をつむ一重積では父のため二重積では母のため三重つんでは西をむきしきみほどなる手をあはせきやうり兄弟わが爲とあらいたはしやをさなごはななく石を運ぶ也手足は石にてすれたれ指より出る血のしづく身うちを朱に染なして父上懸し母こひしと唯父母の事ばかりいふては其儘打伏してさもなくしげになげく也あらおそろしや獄卒が鏡照りの眼にてをさなきものをにらみつけ汝等が積塔はゆがみがちにて見るしゝかくては功德になりがたしとくどく是を積直し成佛ねがへと呵りつゝ鐵のしもとを振あげて塔を殘らず打散すあらいたはしや幼子は又うち伏て泣きさけび呵嘖にひまぞなかりける罪は我人あるなれと殊に子供の罪科は母の胎内十月の内苦痛さまゝ生れいで三年五とせ七とせをわづか一期に先立て父母に嘆をかくる事第一重き罪ぞかし母の乳房にとりつきて乳の出ざる其時はせほりて胸を打たたく母はこれをもしのべごもなごてむくいひのなかるべき胸を叩くそのおとは捨落の底になり響き修羅の

也鳥帽子櫻は一種の櫻名にや百脈根をエボシグサ草啓蒙八の石脚をエボシガヒ同四十二などいふ類なるべし今常陸國の俗元服するをるほしさくらといへり是も元服して鳥帽子著初るを木の名によせて風流にいへり見ゆそは伊勢物語に文の上書に武藏よりと書べきを國の名物の鏡を風流にとりなして武藏鏡と書たる類なるべし又エボシはエビスの轉語にて「エビス櫻」などの心にや「エビス子」「エビスグスリ」などいふ名も芍薬の花色に据ていひたらんにはめでたき花にさる名をよべるとにや可考

(十)女冠 續博物志三の卷七丁に南唐女冠歌先生鳥爪玉貌獲龍於元宗將誕之夕震雷繞室大雨河傾半夜雷止歌身不復孕云々女冠の事通鑑綱目におほく見ゆ女道士也

(十一)神社 博物志八の卷三丁史補の條に子路與子貢過鄭神社社樹有鳥神牽子路子貢說之乃止云々

(十二)鳥のそらね 函谷關の鳥のそらねは歌にもよみて孟嘗君傳の故事也博物志八の卷三丁史補の條に燕太子丹が奏を逃し時も遁到關關門不開丹爲鷄

鳴於_レ是衆鷄悉鳴遂歸云々とあり

(十三)第宅 續博物志七の卷八丁に宅亦曰第言有甲乙之次第也漢書成帝王甲觀中畫堂魏有茅堂と見ゆ

(十四)五位殿 五位殿の事盛衰記平家物語にあり梅花無盡藏四の卷四丁に本邦五位之碧鷲隨延喜之叙命也云々今の青鷲の事也

(十五)葉守の神 後撰雜二に枇杷左大臣よう侍りてならの葉をもとめ侍りければ千兼が相しりて侍りける家にとりにつかはしければ俊子「わかやとをいつならしてかならのはをならしかほにはをりにおこする」かへし枇杷左大臣「ならのはの葉守の神のましけるをしらてそをりしたよりなざるな」○大和物語上卷右に枇杷殿よりとし子が家に柏木のありけるを折に給へりけりをらせて書つけて奉りける「わかやとをいつかは君かならしはのならし顔にはをりにおこする」御返し「かしは木に葉もりの神のましけるをしらてそをりしたよりなざるな」按に後撰集大和物語同事ながらならの葉をかしたは木に作れりそは櫓は一種の名「かしは」は都て木葉の大名なれば也仁徳紀に葉

此云カシハ儻始波と見ゆ○枕草子卷八丁右にかしは木いとをかしたはもりの神のますらんもいとかしこし兵衛のすけざうなどをいふらんもをかした云々○源氏物語柏木湖月本四十二丁右にかしは木とかへでこのものよりけりわかやかなる色して枝さしかはしたるをいかなる契りにかするあへるたのもしさよなどのたまひてしのびやかにさしよりて「ことならはならしの枝にならさなん葉守の神に許しありき」とみすのとのへだてあるほどこそうらめしけれとてなげしによりたまへりなよびすがたはたいといいたうたをやきたるをやとこれかればつきじろふ此御あへしらへ聞ゆる少將の君といふ人して「かしは木に葉守の神はまさすとも人ならずへきやとのこするか」云々河海抄に後撰「柏木に葉守の神のましけるを」云々大和物語云枇杷殿左大臣よりとしが家にかしは木のありけるを折にたまへりけりをらせて書つけて奉りける「わかやとをいつならひてか」云々「かしは木に葉もりの神のましけるを」云々此贈答の心歟葉守の神は樹神の名也但基俊云葉守神はなべての木をば非守唯柏のみ守也弘仁式三綱柏の所に委見云々雖然古人皆餘

木に詠之如何云々新釋に葉守神といふ事いと古き物には見えねざる神のおはする傳有しもの也云々○綺語抄中卷神仙部にはもりの神葉をもる神といふ也「ならのはのはもりの神もましけるをしらて折にしたよりなすなよ」按に此歌後撰集大和物語に出たると異同あり○俊頼無名抄百五に「わかやとをいつならしてかならのはのならし顔にもをりにおこする」返し「かしは木の葉守の神のましますをしらてそをりしたよりなざるな」これは年來家にありけるかしはををりにつかはしたりければよみて枇杷の大臣に奉りける歌也葉守の神とは木の葉をまもる神のおはする也云々按に神のましけるの句神のましますに作れるは他に異なり○狹衣草子活字本三の上卷四十九丁左に六月十日よひのいごあつきひるつかた二條の宮にて若宮ぐし奉りてはしつかたに住給ふに俄にかきくもりて村雨のおどろくしきにかしは木のこの下風涼しくふきいれたればみすすこしまきあげて見出し給へるにならかしはうげにいたくもりわづらふも目とまりて「かしは木の葉守の神になとてわか雨もらさしとちきらさりけん」按にならかしはと有一本になかにか

しは、と書るもありながらしはとは檜の葉といふ義也「かしは」は木葉の總名也○袖中抄廿の卷丁左に葉もりの神「かしは木に葉もりの神のましけるをしらてそをりしたよりなざるな」顯昭云はもりの神とは樹神也よろづの木をまもる神也さて葉をまもる神と云也然に家成卿歌合落葉の題に藤通憲「なにしおはは葉もりの神にいのりみんは、その紅葉ちりや残る」と「基俊判云はもりの神は、は、そ、かへで」の木まもる神にはあらず弘仁式の三綱柏のところにくはし見えて侍れど事ながくて申侍らず私云此事の證にかのかしは木の歌をひけり柏木をのみまもるといへるにや弘仁式をたしかに可考也此歌ばかりにてはいかいと聞ゆ柏木をたづぬれば詠歎他の木をまもらんをきらふべからず通憲さだめて不暗於三綱柏一歎無名抄云葉もりの神とは木の葉をまもる神の木にはおはする也云々○八雲御抄三の下卷右丁木部柏の條にはもりの神在此木云々○言塵集三の卷一丁に「とふさたつ足柄山に舟木きり木にきりかけつあたら舟木を」此歌の心は柚木剪たるくひの上にて其木の末を立る也葉守の神を其梢にいはいふしるしとい

へり云々○吳竹集一卷波部に葉守神とは木葉を守る神也「玉柏しけりにけりな五月雨に葉守の神のしめはふるまで」新古今「時しもあれ冬は葉守の神無月まはらに成ぬ杜の柏木」新古今「もる神もなき月にちる木のはかな」よみ人「こからしにとへは葉守の神もなし」上「われもとてちるか葉守の神な月」上○久保之取蛇尾下卷丁右にかしは木の葉守の神もすて木の葉を守ル神をいふなるべし云々○與清曰葉守神は枇杷左大臣の俊子をさして然よみ給へるにて實に葉を守ル神のあるにはあらず河海抄に樹神也と釋せられたれば樹神の類といふべし俊子がならしがほごごがめたるをやがて葉を守る神にとりなし樹神をもおもひよせて戯によみ出られし也後には葉を守ル神ありげに歌にもおほくよみざる説もいひ出しなるべし柏は古事記傳卅二の卷丁左にもと一の樹の名にはあらずいづれの木にまれ飲食に用る葉をいへり故書紀仁徳の卷に葉字を書て此云「箇始婆」どあり然るに又某賀志波と名負たる樹も古より彼此とあるはあるが中に常によく用ひたるどもを然は名づけたる也古書に加志波に柏の字を用ひたるはいかなるゆゑにあらん和名抄には檜の字を出して和名加志波とあり此はいづれの木ないへるにあら

らおほつかなし若は今の世に専ら加志波と云木あるそれによ凡てに代には飲食の具に多く葉を用ひし事にて後にも万葉ノ二に家者有者節盛飯乎草飯を炊ぐにも瓶に葉を敷もし敷もして炊ぎつるから炊葉の意にて加志波とは云る也比羅傳と云器も書紀に葉盤と書れたる如く葉をもて造れる物也又膳夫と云も飲食の葉を執あつかふからの名也伊勢物語に海松を高坏に盛て柏をおほひて出しけることある類も古のさまの遺れる也今世にも食物の器には木草の葉といへるごとく飲食の具に用る葉の總名也松をも、かしは、物とよみ檜の類の木を兒手柏といふは柏敷などにせしよりよべりと見ゆ檜をならがしは厚朴をほ、がしはなごいふも膳葉に用れば也

(十六)五の目の紋井畫破。かゝるかたを五の目の紋といへりそは篋の目の五に似たるゆるなるべし傳燈錄十二の卷左丁に新羅五觀山順支、本國、號、了悟大師、僧問如何是西來意師堅、拂子、僧曰莫、這箇便是師放、下拂子、問以字不成八字不是、是、什麼字師作、圓相、示之有、僧於、師前、作、五花圓相、師畫破別作、一圓相、云々、按に五花圓相は五の目也畫破は掃消事也

(十七)地錦。草花を地錦といひて地錦抄など書名に

もきこの傳燈錄十二の卷丁六、涿州紙衣和尚傳に臨濟曰春煦發生鋪、地錦嬰兒垂髮白如、絲云々これち、こ花をいへりと見ゆ

(十八)江戸。東鏡一に就中清重、葛四於、源家、抽、貞節、者也、而其居處在、江戸河越等、中間進退難、治定、歎云々○源平盛衰記十九に武藏國住人江戸太郎重長云々此外江戸氏の所見吾妻鏡盛衰記太平記東國職記兵家茶話北條系圖などおほかれ、武藏國住人といはざるは舉ず鎌倉志に引たる江亭記永享記北條五代記小田原記梅花無盡藏黃葉集、鳥丸光羅山文集、廿一丙辰紀行武藏野紀行廻國雜記など考べし

(十九)叢林。禪寺を叢林といへることは宋高僧傳十二の卷唐長沙石霜山慶諸が傳に二十年間堂中老宿長座不、臥、屹若、榴、栴、天下謂、之、石霜枯木衆、是也、南方謂、之、叢林、者、翻、禪、那、爲、功德叢林、也、云々音釋に榴栴榴持切木立死也、栴五忽切木無、枝、也、見ゆ、これ叢林の名の出處也、國語、死、二ノ、二丁、抄、石、集、六ノ、廿四丁、同、十丁、下、學、集、下、卅、丁、ツ

(廿)案山子。五燈會元十三の卷雲居道膺禪師傳に師曰面前案山子也不會云々同十五の卷雙泉寬禪師法嗣

五祖師戒禪師條に門曰争ニ奈主山高案山低師曰須彌頂上擊金鐘云々同十五の卷雲門文假禪師傳に良久曰與我拈案山來云々普燈錄廿六の卷丁天童應庵華禪師の條に舉慈明示衆曰一切賢聖皆以無爲法而有差別前是案山後是主山云々傳燈錄十七の卷七右洪州雲居山道膺禪師傳に師曰面前案山子也不會云々和集荆史和尙頌

(廿一)心の駒 五燈會元十の卷福州保明院道誠通法禪師章に僧曰恁麼則意馬已成於寶馬心牛頓作於白牛也云々

(廿二)以字不成八字不是 五燈會元十五の卷披雲智寂禪師章に問以字不成八字不是未審是甚麼字師曰聽老僧一偈以字不是八不成森羅萬象此中明云々

(廿三)大海不容塵 五燈會元十五の卷大容謹禪師章に師曰大海不容塵小深多搯搯云々明高僧傳七の卷十七有權傳に大海不宿死屍云々

(廿四)燈籠 本卷五十五燈會元十五の卷洞山曉聰禪師章に燈籠猶瞋睡露柱却惺々云々碧巖集二の卷四十

五則に設使一時無言無句露柱燈籠何曾有言句云云○鷹筑波集一三丁に「かやくやまはり燈籠の蘇芳

紙又十六かしこきちるの廻り燈籠同五四十一に「あかくこそなれ四方八方附句に「火をとぼすきりこの燈籠張立て」圓圖て文奉る式部丞講師してよみあぐ諸師す夜此也ヤレナド云ニ同調也金

(廿五)寂蓮自筆の田植の歌
このおもはむすにやかかねくだいたりや
思ハズニ也

このおはすいろのやふしはまるにてや
詞也 思ハズニ也 陸奥 國 從

このおもへばこそやみちのくにによりや
鈴 付 有 駒 率 來

このすいつけたるやこまもひてくれや
この京よりくるやらてんつますりや

このあぬこそきめや五位のこなればや
髮 切 眉 不 披 雖

このびんぎりしてやまゆぬかねどもや
來 男 還 ほ 歎

このくるおごこのやかかへるれいなしや
綾 間 笠 朱 緒 付

このあやむがさにやあけのをつけてや
このたぶともいなや人のよづまはや

このあやむがさのやまこいしたよりや
綾 間 笠 夜 妻

このようさりこそやめをばかよはずや
夜 妻 命 通

右の詞は寂蓮法師自筆にて傳はれり田歌の詞なるべし圓圖橋宮自筆に三月十日今宮の安須禮祭の歌をいふるいへるの眞跡にて田歌をいけるを今宮に所持せりされど小片にて全本にあらず同小片の市中にひききに出したるを見て予竊しおきたるあり田歌の全本よにうつし傳へたるを見て知べし云々

(廿六)行李骨柳 日本紀欽明紀二十一年秋九月の條に新羅遣彌至己知奈末獻調賦饗賜適常奈末喜歡而罷曰調賦使者國家之所貴重而私議之所輕賤行李者百姓之所懸命而選用之所卑下王政之弊未必不可由之也請差良家子爲使者不可以卑賤爲使云々通證廿四の卷右に行李出左傳僖公註使人也資暇集曰李字訛作李李古使字今俗稱行李旅篋子曰行李取音道山清語視其行李磊磊然鏗々有聲書言故事曰行李人遠行必有行囊也云々集解十九の卷右に僖三十年傳曰行李之往來杜預註行李使人疏昭十三年傳曰行李之命杜云行李使人李理字異爲註則同都不解理字周語行李以節逆之賈逵云理吏也小行人也孔晁註國語其本亦作李字註云行李行人之官也然則兩字通用本多作理順之爲吏故爲行李使人也云々書言字考七の卷右器財門己部に骨柳本字筆箋字彙屈竹爲器北方多以柳條爲之云々倭

訓菜九左 古部にこり俗に行李の篋子をいふは行李と書り書言故事二十七に行李は遠行必有行囊也と見えたり或は骨柳と書り「やなぎこり」も本草に取其細條火逼令柔屈作箱篋といへる物也云々宋人孫奕が示兒編四の行李の條に襄公八年不使一介行李告於寡君杜預曰一個獨使也行李行人也陸晉介古賀反一本作介按李正文資暇集云李字自人姓之外更無別義左傳行李之往來杜不究義理注云行李使人也今遠行結束次第謂之行李而不悟是行使耳按舊文使字作李傳寫誤作李李山下人人下子則李與李相近乃知杜之說是而讀非僖公七年曰行李之役其乏困昭公十三年又云行李之命無月不至既謂爲行李之役又謂爲行李之命則是行使無疑也但行李字異讀管子五行篇黃帝得后土而辨于北方故使爲李又曰冬李也注云李獄官也益知古者多以李爲理矣云々按に今世の柳ごりはげに骨柳にまねびしものなめれこりといふ名義は行李にあらず行李は「ニモツ」カモツなどいふべしコリは小折にて小折櫃の略語なるべくおぼゆ圓圖日知錄廿二

(廿七)てうちの渡り井しろかねの館 能因歌枕四十五右

にてうちのわたりあり下總のてうしは普通へばこ、
にや又四十六にしろかねのたち有江戸の白銀臺町邊
をいふにや試におごろかし置て後の考をまつ頭書

名物考人
事部六

(廿八)手習は坂に車を押ごとし 俗歌に「手習は坂
に車を押ごとし油断をすればあとへもどるぞ」こは
永井直勝教訓歌に「奉公は車を坂におすごとく油断
をすればあとへしりぞく」とあるをつくりかへたる
なるべし直勝教訓歌十五首あり直勝初は長田傳八郎
といふ三河國大濱の里人也後に永井右近大夫と號す
宋高僧傳六の卷十七唐西明寺乘恩傳に常訓門人曰好
學近乎智一力行近乎仁仁智稍成是殊名同實趣
菩薩地二若下坂之走丸一耳云々この若下坂之走
丸といへるは義は表裏なれど譬喩は似たりといふ
べし頭書手習の字面論衡程材篇に
文吏功則筆勢手習と見ゆ

(廿九)沐雨櫛風 沐雨櫛風は唐の太宗の事にいへ
どもと莊子雜篇に禹沐甚風一櫛疾雨と見え淮南子
修務訓にも禹沐浴密雨一櫛扶風とあり頭書漢書四
二丁淮南子王傳に高帝蒙霜露沐風雨云々注に師古曰
沐頰字也蒙冑也沐洗面也音呼内反字從二午未之未云々
(卅)一葉落知天下秋 華嚴經演義抄第七十五に約

相類者如「視一葉落一知天下秋一見一華開一知天下
春」矣云々歳時廣記三に淮南子曰一葉落而天下知秋
云々淮南子説山訓に見ゆ

(卅一)白駒過隙 ひまのこまの出處は家語致恩に二
親之壽忽若過隙云々莊子知北遊に人生天地之間
若白駒之過隙忽然而已云々史記魏豹が傳にも見ゆ
頭書禮記三年問に若
駒之過隙云々

(卅二)水戯の具 立世阿毗曇論二の卷天住處品に復
有八種水戯之具一者跳入水樓二者以七寶函注
水灌身三者激水之具以爲音樂四者水戯以爲嬉
戲五者水輪車六者浮屋七者寶輪駕八者繩縷自縋
旋廻激蕩其中男女諸天乘船遊戯云々

(卅三)累代 管子參患篇に一期之師十年蓄積彈一戰
之費累代之功盡云々

(卅四)風前の燈 坐禪三昧法門經卷上に誰知死時
所趨從何道譬如風中燈不知滅時節云々

(卅五)衆口鑠金 井三人之言人信之 周語に諺曰衆
心成城衆口鑠金云々戰國策七魏惠王ノ條ニ虎ノ談
アリ又曾子ノ母ノ曾子殺人ト三人イタルヲキ、テ
ワシリシコトモノニ見ユ同三下十頭書既苑五ノ十五丁オ
九丁ウ

丁漢書五十三八丁中山靖王勝傳衆口鑠金積毀銷骨
盛衰記五
十四丁オ

(卅六)恙 爾雅釋詁下に恙寫懼肝絲慘恤懼憂也注に
今人云無恙謂無憂也云々説文眞本部に恙憂也从
心羊聲余亮切云々神異經中荒經に北方有獸焉其狀
如獅子一食一人吹一人則病名云恙恒近人村里入
人屋室百姓患苦天帝徙之北方荒中云々

(卅七)猫目 酉陽雜俎續集八の卷支動篇に猫目にて
時を知事見ゆ物類相感志魚に猫兒眼知時有歌云
子午線卯酉圓寅申巳亥銀杏様辰戌丑未側如錢

(卅八)南鏢 源平盛衰記十の卷中宮御に砂金千兩南鏢
百云々同十四の卷木下に右大將此馬ヲバ惜テ其代リ
ト覺シクテ南鏢ト云馬ヲ賜タリケリ極テ白馬ナリケレ
バ南鏢トハ呼ケリ云々本朝細馬集上卷に鏢南鏢毛源
盛衰 煖遼平家物 語異本是は木下鹿毛の代りとおぼし
くて仲綱へ八島大臣より賜られし馬也云々爾雅釋器
に白金謂之銀其美者謂之鏢云々毛詩註疏廿之魯
頌泮水篇に南金の説あり可考合
(卅九)由緒 首楞嚴經十の卷に畢彈其類雖未通
其名一命由緒見同生基猶如野馬惛々清擾云々洛陽

伽藍記卷二に時人未信遂問寺之由緒逸云龍驤將
軍王濬平吳之後始立此寺云々

(四十)上人 增壹阿含經第九馬血天子品に夫人處
世有過能自改者斯名上人云々智度論第七十三釋
轉不退輪品に不散亂心行無上道一事一名爲上人云
云頭書能改過除七長細記文明十ノ三ノ十二條に下野
國蘇修寺中御所願所井上人號事奏開勅許云々

(四十一)留守 史記呂后本紀に呂后年長常留守云々
戒因緣經第十に有一長者請佛及僧比丘二彼六群比
丘十七群比丘次直留守自相便安

(四十二)家業 大寶積經第九密跡金剛力士偈に其心以
厭患於俗之家業云々高僧傳十一丁オ

(四十三)まかり 古今六帖三の釣に「風をいたみお
きつしら浪高からし海士のつり船まかりかへりぬ」
史記高祖本紀に五月兵皆罷歸家云々漢書蕭望之傳
に或罷歸田里云々

(四十四)酒百藥之長 酒百藥之長の字漢書食貨志に
見え大成論の序にも引たり頭書禮記射義に酒者所以
養老也所以養病也

(四十五)四百四病 千金方八十二の卷調氣法に凡百
病不離五臟共有八十一種疾冷熱風氣計成四百
四病事須識其相類善以知之云々修行本起經遊觀

品に何等爲病答言人有四大一地水火風一大有二百一病一展轉相鑽四百四病同時俱作此人必以極寒極熱極饑極飽極飲極渴一時節失所以起無常故致斯病願圖

(四十六) 百万遍の念佛 榮花物語玉のかざりの巻に見ゆ願圖下四十五丁 金像の始は越語下に范蓋が像を金工につくらしめし事有

(四十八) 火浣布 列子湯問篇に見ゆ魯西亞志 (四十九) 釜鳴 居家必要丁集井○世説故事苑三怪○延喜臨時祭式○拾芥抄○口遊○袋草子

(五十) かつかう鳥かつほう鳥クワコツ鳥 多武峯少將物語に「山路する鳥にわか身をなしてしかか君かくこふと鳴てつくへく」此歌にかくこふとよめり荆楚歳時記に四月也有鳥名稷穀其名自呼と有稷穀はクワコクコ也爾雅釋鳥鳩鳩の註にも稷穀と見ゆ埤雅釋鳥に鳩鳩結鳩一名搏黍今之布穀也江東呼爲郭公云々クワツコウも鳴音也願圖カッコウハコウノ誤ハコ鳥ナルベシ (五十一) 七里ケツカイ 佛説安宅神咒經結界咒文 伽婆致 伽波呵 悉波呵 東方大神龍王 七里結界

金剛宅 南方大神龍王 七里結界 金剛宅 西方大神龍王 七里結界 金剛宅 北方大神龍王 七里結界 金剛宅 如是三説とあり此七里結界の文を出處とす

(五十二) 桃栗三年 埤雅釋木桃の條 (五十三) 先生 韓詩外傳六○賈誼新書先醒篇 (五十四) 洲嶺 古今秋下詞書○乘燭談一願圖空機藤原千鳥の行ちがひたるなどして云々 (五十五) 閏六月 禮儀類典に小右記山槐記を引東鑑川文曆二年六月の條 (五十六) 指の名 儀禮大射儀左傳宣四年同定十四年孟子告子上儀禮特饋食禮

(五十七) 自由 後漢五行志風俗通四增壹阿合經六重品に心欲自欲云々 (五十八) 人面獸心 左傳襄卅一年十二月願圖戰國策長門平家二 (五十九) 木中の文字 酉陽雜俎廣動植

(六十) 竹醉日 岳陽風土記に五月十三日謂之龍生日可種竹齊民要術所謂竹醉日也 (六十一) 古法不可妄變 商子更法に杜鑿曰臣聞

之利不百不變法功不十不易器臣聞法古無過循禮無邪君其圖之

(六十二) 鐘を盗て耳をふさぐ 呂氏春秋不苟論

(六十三) 江南橋移江北爲枳 周禮冬官考工記 井淮南子

(六十四) おとしだね井落胤腹 蜻蛉日記上卷十丁左解三卷一に孫王のひがみたりしみこのおとしだね也云云源平盛衰記卅二の卷十八に落胤腹云々色葉字類抄五の良部壘字門に落胤ラクキン云々下學集熊鷹門三に落胤腹ラクキンバラ云々節用集良部言辭門に落胤ラクキン云々運歩色葉集羅部に落胤腹ラクキンバラ云々

(六十五) 墓相前身 宋人何遜が春渚紀聞全十卷收津人毛一の卷坡谷前身の條に世傳山谷道人前身爲女子所所説不一近見陳安國省幹云山谷自有刻石記此事於涪陵江石間石至春夏爲江水所浸故世未有摸傳者刻石其略言山谷初與東坡先生同見清老者清語坡前身爲五祖戒和尚而謂山谷云學士前身一女子我不能詳語後日學士至涪陵常自有告者山谷意謂涪陵非遷謫不至聞之亦

似憤々既坐黨人一再遷涪陵未幾夢一女子語之云某生誦法華經而志願復後身爲男子得大智慧爲一時名人今學士某前身也學士近年來所患腋氣者緣其所葬棺朽爲蟻穴居於兩腋之下故有此苦今此居後山有某墓學士能啓之除去蟻聚則腋氣可除也既覺果訪得之已無主矣因如其言且爲再易棺修掩既畢而腋氣不藥而除云々

(六十六) 食物喰殘すべからず 春渚紀聞一の卷元參政香飯の條に陳秀公丞相與元參政厚之同日得疾陳忽寄聲問元安否曰參政之疾當即痊矣某雖小愈亦非久世者續請其說秀公曰某病中夢至一所金碧煥目室間羅列甕器甚多上皆以青帛覆之具題曰元參政香飯也某問其故有守者謂某曰元公自小至老每食度不能盡則分減別器未嘗殘一食也此甕所貯皆其餘也世人每食不盡則狼藉委棄皆爲掠剩所罰至於減竊奪祿無有免者今元公由是當更延十年福算也後數月而秀公薨元果安享壽其孫中大云々 (六十七) 墓相 春渚紀聞二の卷張鬼靈相墓術の條に張鬼靈三衛人其父使從里人學相墓術忽自有悟

見因以鬼靈爲名建中靖國初至錢塘請者踵至錢塘尉黃正一爲余言縣令周君者括蒼人亦留心地理具微延欸謂鬼靈曰凡相墓或不身至而止視圖畫可言尅應否鬼靈曰若方位山勢不差合葬年久之曰據此圖墓前午上一潭水甚佳然其家子弟若有乘馬墜此潭幾至不救者即是吉地而發祥自此始矣令曰有之鬼靈曰此年此墜馬人必被薦送次年登第也令不覺起握其手曰吾不知青島子郭景純何如人也今子殆其倫比耳是年春祀而某乘馬從之馬至潭仄忽大驚躍踣勒不制則與某俱墜淵底逮出氣息而已此秋登薦次年叨忝者某是也蔡靖安世先墓在富春白鼻嶺其兄宏延鬼靈至墓下視之謂宏此墓當出貴人然必待君家麥甕中飛出鴉爲可賀也宏曰前日某家臥房米甕中忽有此異方有野鳥入室之憂鬼靈曰此爲克應也君家兄弟有被魁薦者則是貴人也秋安世果爲國學魁選鬼靈常語人曰我亦患數促非久居世者但恨無人可授吾術矣後二年果歿時年二十五矣云々

(六十八)墨色相非離拆相字 春渚紀聞二の卷謝石拆

字の條に謝石潤夫成都人宣和間至京師以相字言人禍福求相者但隨意書一字即就其字離拆而言無不奇中者名聞九重上皇因書一朝字令中貴人持往試之石見字即端視中貴人曰此非觀察所書也然謝石賤術據字而言今日遭遇即因此字諒配遠行亦此字也但未敢遽言之耳中貴人愕然且謂之曰但有所據盡言無懼也石以手加額曰朝字離之爲十月十日字非此月此日所生之天人當誰書也一座盡驚中貴馳奏翌日召至從苑令左右及宮嬪書字示之皆據字論說禍福俱有精理錫賚甚厚并與補承信郎緣此四方來求相者其門如市有朝士其室懷妊過月手書一也字令其夫持問石是日以言之石曰語助者焉哉乎也固知之公內助所書尊閣盛年三十一否曰是也也字上爲卅下爲一字也然吾官寄此當力謀遷動而不可得否曰正以此爲撓耳蓋也字著水則爲池有馬則爲馳今池連則無水陸馳則無馬是安可動也又尊閣父母兄弟近身親人當皆無一存者以也字著人則是他字今獨見也字而不見人故也又尊閣其家物產亦當蕩盡否

以也字著土則爲地字今又不見土也二者俱是否曰誠如所言也朝士則謂之曰是皆非所問者但賤室以懷妊過月方切憂之所以問耳石曰是必十三箇月也以也字中有十字并兩方一豎下一畫爲十三也石熟視朝士有曰有一事似涉奇怪因欲不言則吾官人所問正決此事可盡言否朝士因請其說石曰也字著虫爲蛇字今尊閣所姓殆蛇妖也然不見蟲豸則不能爲害謝石亦有薄術可爲吾官人以藥下驗之無苦也朝士大異其說因請至家以藥投果百數小蛇而體平都人益共神之而不知其竟挾何術也云々按離拆相字は字畫を離合して占也今世の墨色の占も此類也

(六十九)領巾 春渚紀聞六の卷題領巾裙帶二絶の條に嘉興李巨山錢安道尙書甥也先生嘗過安道小酌其女數歲以領巾乞詩公即書絶句云臨池妙墨出元帝弄玉嬌癡笑柳娘吟雪屢曾驚太傅斷弦何必試中郎又於陶安世家見爲劉唐年君佐小女裙帶上作散絲書絶句云任從酒滿翻香縷不願書來繫綵牋半接西湖橫綠草雙垂南浦拂紅蓮每句皆用一事尤可珍寶也

(七十)木中の字 春渚紀聞五の卷木中有字の條に三衢毛氏庭中一木忽中裂而紋成衍字如以濃墨書染者體作顏平原書會其子始生因以名之後衍登進士第官至龍圖閣而終又晉江尤氏其隣朱氏園中有柿木高出屋上一夕雷震中裂木身亦若濃墨書尤家二字連屬而上不知其數至於木枝細者破視亦隨枝之大小成字尤氏乞得其木作數百段分遺好事字體帶草勁健如王會稽書朱氏後以其圃歸尤氏云々

(七十一)作文不憚屢改并一字の師 春渚紀聞七の卷作文不憚屢改一條に自昔詞人琢磨之苦至有一字窮歲月十年成一賦者白樂天詩詞疑皆衝口而成及見今人所藏遺藁塗竄甚多歐陽文忠公作文既畢貼之牆壁坐臥觀之改正盡善方出以示人蓬管於文忠公諸孫望之處得東坡先生數詩藁其和歐叔弼詩云淵明爲小邑繼圈去爲字改作求字又連塗小邑二字作縣令字凡二改乃成今句至胡椒鉢兩多安用八百斛初云胡椒又安用乃貯八百斛若

甚處一也文選六丁左班孟堅西都賦に獲狻狻失木豺狼猊 窺云々杜甫遠遊詩杜律集解に雁矯衡蘆内猿啼失木間注に猿失木而悲啼喻己之天涯涕淚云々與清曰獲狻失木の故事は戰國策出處なるに文選注釋の六臣淮南子を引き佩文韻府編修の七十六人前説を脱したるはいかにぞやこれのみならず六臣注佩文韻府に引脱し引おくれのおほかるは合せて百六十四眼余が二眼に劣れるがごとし阿々大笑

(十一)記夢 天保五年九月二日甲子の夜の夢にカケスと云鳥數十百屋外の樹木の邊に群飛せり木枝に絲のさがりたるが末はわなに成てあり一鳥これに首をさし入てふためくをおのれ竹垣の押打を傳へのぼりて糸のまゝ捕得てめづらしき事におもひ人にも見せなどしてさてはなちやらんとするほどに寤ぬ酒これ合せて云鳥を捕は物を取の義也垣に登るは分外の處に登る義也鳥のおのれとわなにかゝれるは他より我に授るの義也鳥名のカケスは不飲の義也捕得て後放んとするは生を殺ざるの仁也然るに放得ずして夢寤たるは收得領納の義也これをもて嘉兆の吉夢とす又甲子福神を祭るの夜神前に臥してかゝる靈夢あ

るは奇瑞にあらずや「おもほえず福を得し鳥の名のかけすくつれぬやまの松かも」松の屋の心なるべし(十二)孔子の婦老子の父商山四皓の家阿彌陀如來の父母と子 『前涼錄張重華傳に五年重華譙群寮子閑豫庭論講經義顧問索綏曰孔子婦誰家女老聃父字爲何四皓既安太子住乎還山乎綏曰孔子婦姓开官氏老聃父名乾字元果胎別無耳一目不明孤單七十二無妻與隣人益壽氏老女野合懷胎八十年乃生老子四皓還否臣尙未悉重華曰卿不知乎四皓死子長安有四皓家爲不還山也云々鼓音聲經に阿彌陀佛與聲聞俱其國號曰清泰聖王所住其城縱橫十千由旬於中充滿刹利之種阿彌陀如來應正遍知父名月上轉輪聖王其母名曰殊勝妙顏子名月明云々按にいづれも奇説なり阿彌陀如來婦なくして子月明を生たるは捧腹の説にあらずや此說孔子ノコトハ清書九ノ卷ニ出ス

事有と聞て一寸も早く此宿を行出ぬけんといらだちてさいそくせしに日もくれかゝりしをいそぎの用事といひたて夜通しに人歩を云付しかば護衛人足ばかり出たりしを正左衛門かごにて先へ行養子八彌にめくばせして用金入たる荷物さあらぬていにて殘し置少しもはやく追付來れと云付て立たりしに八彌其年十八歳也し大事の荷物あづかり心づかひいふばかりなし宿にては物さわがしきをりふし夜通しに荷廻しは至極あやふしひらに一宿有て明日早く出立あれかしとおそれて人夫も出がたしといはれていよく氣もまどへどよし途中にて事有ともおめくとおちおそれて一宿しては養父に云譯なしと心をはりて荷物にこしをかけて人歩をひたすらにせつきしに四頃に漸出し馬方は十二三の小女兩人なりしまさかの時は足手まとひぞと思ふには有かひもなし心ほそければどもせひに及ばず引立行しにその物さわがしきと云は今行かゝる海邊うしろは黒岩そびえたる大山前は大海にて人家たえたる中程のいは穴に盜賊兩三人かくれ居て盡さへも一人旅の者をとらへ衣類身の廻りをはぎとりてからを海になげ入しあどに人通りたえ

しをりにぞ有しとまご共のかたるを聞いていよく心ならぬにはるか遠き海中よりさしわたし一尺餘りなる火の玉の如き光りあらはれくらき夜なるに足本の小貝まであらはに見えたりハツとおどろきあればなにぞ馬子にとへば龍燈のあがる所と申ますからおほかたそれでござりませうとこたへてはじめて見し體也ことわりや十二三の小女いかで深夜にかゝる荒磯を通るべき八彌もおそろしと思ひつれござらぬだに一人の小女ふるふ馬引ゆくをおちさせじと氣丈にかまへてひかせて行盜人の住と云いは穴ちかく成たらば聞せよといひ置しに小聲にて此あたりぞと告しかば何ものにもあれ出來らば只一打に切さげんとつば本をくつろげて心をつくばり行通るに小女云こよひはるすでござりませうあかりが見えませぬといひしかどもるすと見せてふと出くるやとゆだんせざりしが盜人のうんやつよかりけんかしらもきられざりき海中の光は三度まで見たりしとぞ云々又龍燈の事の條に海の獵をするものゝはなしに世に龍灯と云ふらすもの實は火にあらず至て細かなる羽蟲の身に螢の如く光有ものゝ多く集れば何となくほのほの

如く見なざるもの也夏の末秋にかゝりてことにおほし時有ておほくまどまりて高き木のうら又は堂の軒などにかゝるを火の如く見ゆる故人龍灯と名付しもの也筑紫のしらぬ火も是也水上に生ずる蟲にて笠の類也沖に舟をかけてしづまりをればまぢかくもつどひくれど息吹かくれば忽散て見えざる也されば必龍灯あがるといふ夜も大風吹又は雨ふりなどすればあがらずと聞て此夜四倉にて見し光は是とは異也いづれにもふしぎの光にてぞ有し云々奥州はなし一卷寫本也仙臺藩醫工藤氏の婦婦の聞書也

龍燈 陰火竹菴外集 五雜俎九ノ二丁才龍火同二ノ廿八丁才陰火寒火 谷響集六ノ三丁才 佐渡奇談上巻鈴木源吾射術事條に寛永の比川原田諏訪町に鈴木源吾といへる浪人あり云々一々夏の比源吾新羅の里に至りて逗留の折から里人とも語り罵る事あり今年初夏の比より大野根本寺祖師堂の側なる古木の樞の梢に折々龍灯飛來るまで法華經の信者は奇異の思ひをなし觀望の驗空しからずとぞ云々人々に打連て初夜上にはかゝる奇特もある事や吾も見物せんとしてたに席をなし今過る比旅宿を出二丁餘の暇を過て根本寺の杜のこなたに席をなし今や時節も夏ふ所にいづくより來るともなく彼處の梢に陰々として燈の影顯れたり源吾は當に供人に一服の弓一手の征矢を持せて酒宴遊興の場へも召具せずといふ事なし此時いかに思ひけん弓推張矢打つがへ忘るゝばかり引しぼり切て放し矢聲をかけたるほどこそあれ忽龍燈は消失たり源吾は笑ひながら歸りけるに翌日根本寺の樓の下に大なる鷲一羽矢に貫かれて落たるを見つけて僧徒打より是を擲するに其矢の筈に朱漆にて鈴木源吾といへる四字あり此地は殺生禁斷の所なるを此鳥を射落したるは狼藉の至也と心の内には龍燈の奇蹟を

妨られし怨をも含みつゝ奉行所へ斯と訴ゆ則源吾に召狀下りて逐一詮議有けるに源吾答へけるは某龍燈をば射たり鷲を殺せるおぼえなしといふ數月を経て源吾更に辭風せず奉行所にも彼が射術を感心ありて遂に扶持せられしと云々

(十四)むづけと云詞 新撰六帖五ふせりと云題にて光俊朝臣「おのつから手枕はつし寐なほれば我おもはずと妹むつけたり」夫木抄雜十八言語部にも載ておもはずとの「と」もじを「も」に作れり無住雜談集十の卷九丁神明慈悲事條に示現に明神御氣色實ニスサマシゲニムツケタル躰ニ御坐ケレバ夢ノ心ニモオンロシク覺エテ見ゆむづけはむづかる意なる事知べし

龍燈 大機冠草子になみと涙に打ぬれしもの思ふ人のふせいかやうちむづけたる御有様よその見る目もいたはしや云々續古事談一巻群書類従本上巻十四丁左に人シレンズムズケハラダケケルナゴリニヤ云々

(十五)隱岐法皇御陵參詣記注釋 隱岐記○隱岐國後鳥羽太上皇の御遺跡いかにいますらんと見奉るべき心を導として千里をも出たつ足もとにめぐらしからより舟よりしてまわりつきぬ打見るより浦山はるばると世ばなれて繪にもかゝまほしくいはんかたなしやがて近くさぶらふ人にあないして御陵を拜み奉るしばらく法施して年月のほいかなひぬとおつる涙なにとつゝまんどもなししかあれば今上より御祈りの

ため御太刀御馬進御あり院の御門の御製をはじめいづれも奉納し侍りし院の御製あまたゞ披講し奉る延應元年の後としては百を四かへりに及び代ははたつぎあまりになんなりぬるいかななる因縁しか御たまのありかにまぼろしならでもたづねきたり侍る事も上久方のあめを極めしも黄なる泉までにしてかううじて蓬が嶋をもとめけんもひとつ心にやとおぼえてよろこびにたへず猶おろかなる言の葉をさへ短き筆にといめなんもおそろしくこそ氏成

千ひろあるかけをめぐりの古跡に涼しき道はとめてこそしれ

岡のへの松のひゞきに引れてや夕の風のかほりきぬらん

いにしへを思ひやりても身をやくは沖の小しまの明くれの空

おろそかにつかへこし身も日の光りへたてすてらせ行末の空

なかめせし君にひかれて草も木も沖の小島はむつまじきかな

朝夕にひゞく山風浦波にこゝそうき世の中のしま

なる

越てこし舟路はあやし風ふけはおきつしら浪たつた山をも

古郷は波ちへたてゝこゆるきのこかめならてもおきに出にけり

わたつ海やさかひも見えぬ沖に出て空こそ船のたよりなりけれ

なくさめてるにかゝまほしはるかなる都もおきも隔なきまで

よみおきしみどり洞の花に見ん名はおきながら和歌の浦波

世の中にたねは残るも色はなし君かことはの花につくして

しつみしもなき跡の名のいや高き君こそ君か代をてらすらめ

いつまでも空にはしるやのりにいる心の水いよとむかきりを

たちかへる身こそあなたれ人しれぬ心はかりは隱岐の島守

夏日陪隱岐廟前同詠池蓮和歌

世ごともにもすむ池水やはちすはの露の心を心なるらん

三保明神にて

心よりさき立てゆくおきのしまみほの湊の風にのりても

とりあへぬぬさと手向てめくみある神のめくみやみほの浦波

波風も舟出をいそに待たえて目に見えぬ神のしるしあらはせ

にしきの浦にて

わたつみやさらす錦の浦風に心もあらふ波のすし

奥書云〇皇年代略記云承久三年七月十三日被移後鳥羽院仙

駕於隱岐島延應元年二月廿二日崩六十三後鳥羽院尊成高倉帝

第三〇明正帝寛永十五年四年御忌〇水無瀬正二位

權中納言藤原氏成卿實權中納言兼成卿男也〇後水尾

天皇御製集曰「戀ひつゝもなくや四かへりもゝち鳥

かすみへたてゝとほきむかしを」上

隱岐記 與清曰隱岐記は水無瀬前權中納言藤原氏成卿

仙洞後水尾天皇

の御内勅をかうぶりて寛永十五年隱岐御

陵にまうでられしをりの記也氏成卿は元龜二十廿七

誕生天正四六叙位六寛永三正五位同四三廿六權

中納言七十同六月十日辭同十九廿二出家法名是空

二七十同廿一十七七十實は水無瀬權中納言兼成卿の息

にて水無瀬右兵衛督親具朝臣の養子になられし也公

卿補任公卿家傳諸家傳補任などに委し〇隱岐御陵は

隱岐國海部郡葛田山源福寺に御廟あるよし前王廟陵

記に見ゆ百練抄延應元年五月十六日の條に隱岐法皇

御骨左衛門尉能茂法師奉懸今日奉渡大原籠龍禪

院云々龍禪院は山城名勝志十二の下卷廿二に載たり

増鏡三の藤衣に法皇云々延應元年といふ二月廿二日

六そぢにてかくれさせ給ひぬ云々近き山にて例のさ

ほふになし奉るも無げに人すくなに心ほそき御有様

いとあはれになん御骨をば能茂といひし北面の入道

して御供にさぶらひしぞくびにかけ奉りて都に登り

ける大原の法華堂とて今も昔の御庄の所々三昧料に

よせられたるにてつとめたえず云々續古今哀傷順德

御歌後鳥羽院かくれ給てのころ「のほりにし春の霞

をしたふとてそむる衣の色もはかなし」大原にをさ

め奉るよしきこえければ「入月のおほろの清水いか

にしてつひにすむへきかけをとむらん」春のよの

短き夢と聞しかと長き思ひのさむるともなし」御陵

圖に後鳥羽院於隱岐國火葬海部郡刈田山今勝田山

ト云源福寺ニアリ陵山城國葛野郡北大原寺勝林院塔

頭實光院地内有之御骨ヲ法華堂ヨリウツヌ云々山

陵志卷下に後鳥羽院在隱岐國海部郡之刈田山刈田今

勝田山是也勝田山源福寺有塔廟即其火葬處云々倭

漢三才圖會七十八の卷隱岐國部に後鳥羽神社在海

部郡云々〇法施して 三藏法數廿六の卷六度の條

に六度出六度云々一檀那梵語檀那華言布施施有二

種一者財施謂以飲食衣服田宅珍寶及一切資身之

具悉能施之二者法施謂從諸佛及善知識聞說

世間出世間善法以清淨心轉爲他説也云々大藏

法數卷四六度の條に 一梵語檀那華言布施施有二種

一者財施謂以飲食衣服田宅珍寶及一切資身之具

悉能施之二者法施謂從諸佛及善知識聞說世間

出世善法以清淨心轉爲他説也云々神道集一の

卷神道由來の條に法施出六度度事金光明經云財施不

皆同法施莊間法施利益可然財施可有利益耶答金

光明經云財施只伏貪心云々一切衆生煩惱多云貪瞋

癡三毒相本其中尚貪欲上首垂迹者佛并衆生皆貪欲迷

悶悲哀給ヒテ和光同塵形現故財施得貪欲心伏云々續

世繼卷四の伏見の雪のあしたに此修理大夫のむかし尾

張の國に俊綱といひけるひじりにておはしけるを熱

田の社の司のながしるなる事の有ければ生れかは

りてその國の守になりてかの國にくだるまゝに熱田

にまうでゝ其大宮司とかをかなくせためられなご

しければあやまちなきものをかくつかまつるよと神

に申ける夢にむかしすんかうといひて有しひじりの

法施をとしご得させたりしかばいかにもえとがむ

まじきとぞ見たりけるしかならんために國の司のし

なに生れたまひけるにこそさすがむかしのおこなひ

の力に關白の御子にてもおはするなるべし云々參考

平治物語三の卷十 惡源太被誅條に關ノ明神ノ御前ニ

テ法施進ラセケル程ニ云々源平盛衰記九の卷十 康賴熊

野詣の條に今日ヲ限ノ參詣也トテ少將モ康賴モ御名

殘ヲ奉テ惜テ去夜ハ是ニ留テ通夜法施ヲ奉テ手向曉

方ニ康賴歌ヲウタヒ其終リニ足柄ヲ歌ヒテ禮奠ニソ

ナへ奉ル云々又^{七十三}平家太宰府落の條に主上女院ヲ始進セテ内府以下ノ人々豊前國宇佐ノ宮へ有參詣云々七箇日ノ御參籠トテ大臣殿財施法施ヲ手向奉リ云々砂石集^{六丁左}笠置解脫房上人大神宮參詣條にサテ御社へ參テ法施奉ルトゾ見給ケル云々又^{上卷}十三神明慈悲貴給條に御殿ヨリハルカナル木ノ下ニテ念誦シ法施タテマツルニ折節カンナギ神ツキテヲドリケルガ云々高倉院殿島御幸記^{八丁}に西の宮の前にてほつせ奉りてたひらかに都にかへるべきよしぞいのり申さる云々尺素往來年始慶賀の條に北野參籠事法施次第並可隨御意候云々夫木抄^六神祇部西行上人歌の左注にたなせの社の許にてしづかに法施奉りけるほどに云々宗良親王李花集^{五丁左}詞書に諏方下宮寶前に通夜し侍りてよもすがら法施奉りしに云々吉野拾遺^二大神宮御託宣の條にあまてる御神にまうで、三七日がほど法施奉りて云々此外所見おほかるをおもひよれるひとつたつを引出たりおほくは法施は經よみて手向る事にいひ財施は財物奉るにいへり○今上 明正院天皇にて後水尾院の皇女也紹運錄に第百十代明正院諱興子治十四年母中宮源

和子大政大臣秀忠公女號東福門院二元和九年十一月十九日降誕稱女一宮寛永六年十月廿九日爲内親王七同年十一月八日受禪同七年九月十二日即位同廿年十月十三日讓位同十二年十月廿二日即位元祿九年十一月十日崩^{七十}奉葬于泉涌寺云々○院の御門後水尾院天皇にて後陽成院の皇子也紹運錄に第百九代後水尾院諱政仁治十八年母中和門院藤前子近衛前關白前久公女慶長元年六月四日降誕稱三宮同五年十二月廿八日爲親王^五同十五年十二月廿三日於小御所御元服加冠關白^九理髮頭中將實有朝臣同十六年三月廿七日受禪同四年四月十六日即位寛永六年十一月八日讓位^{三十}同日太上天皇尊號慶安四年五月六日御落飾^{五十}法諱圓淨御戒師相國寺慈照院中悼和尚^後延寶三年十一月十四日八十御賀於假殿皇居^被行同八年八月十九日崩^{八十}閏八月八日葬于泉涌寺^依遺詔奉^號後水尾院云々○まぼろしなれどもたづねきたり まぼろしは幻術の道士をいふ源氏桐壺^{十七丁左}に「たつねゆくまほろしもかなつてにてもたまのありかをそことしるへく」河海抄にまぼろしは方士也幻術士の名也たまのありかは魂在也云

云白氏長慶集十二の卷^四長恨歌序に長恨者楊貴妃也既瘞於馬嵬矣玄宗却復宮闕思悼之至令方士求致其魂魄昇天入地求之不得乃於蓬萊山仙宮忽見素貌云々詞に臨邛道士鴻都客能以精誠致魂魄爲感君王展轉思遂教方士殷勤貪排空馭氣奔如電升天入地求之徧上窮碧落下黃泉兩處茫茫皆不見忽聞海上有仙山山有虛無縹緲間樓閣玲瓏五雲起其中綽約多仙子中有二人字玉真雪膚花貌參差是云々注に玉真乃貴妃也云々陳鴻長恨歌傳に適有道士自蜀來知皇心念貴妃如^是自言有李少君之術玄宗大喜命致其神方士乃竭其術以素之不至又能遊神馭氣出天界沒地府以求之不見又旁求四虛上下東極大海跨蓬壺見最高仙山上多樓閣西廂下有洞戶東向關其門署曰玉妃太真院方士抽簪叩扉云々まぼろしは此道士の事にて長恨歌臨邛道士鴻都客注に道士姓楊名道幽とあり○ちひろあるかげ 竹をいへる也伊勢物語歌に「わかやとに千ひろあるかけをうゑつれば夏冬たれかかくれさるへき」眞字本には千色在竹乎所殖者に作れり○おきつしら波たつた山 伊

勢物語歌に「風ふけはおきつしら波たつた山夜半にや君かひとりこゆるらん」此歌古今雜下大和物語などにも出たり○こゆるぎのこがめ 風俗歌小由流支に古與呂木乃以會太千奈良之以會奈良之難津牟女佐之奴良須那奴良須那於木爾遠禮乎禮奈美也奴呂々々毛木美加女須陪幾女須陪幾奈乎之川美津美天波也玉垂加奈末幾仁佐加難止利仁已由流木乃伊會乃和加女加利阿介仁古今大歌所御歌相摸歌に「こよろぎのいそたちならしいそなつむめさしぬらすなをきにをれ波」和名抄國郡部相摸郡名に餘綾與呂岐云々また餘綾郡郡名に餘綾與呂木云々○みどりの洞 藻鹽草^四の院部にみどりのほら仙洞也云々新撰六一鹿の歌に衣笠内大臣「谷深きみどりの洞は紅のちりの外なるすみか也けり」此歌夫木抄雜一にも出たり夫木抄雜三洞部に民部卿爲家「龜の尾のみどりの洞にかよふらんわか立袖の法の光りは」佩文韻府^{六十}に王渤九成宮頌序に丹溪碧洞吐納虹霓偃柏集篁騰還雨霧熊皎詩に長思碧洞雲窓下曾借黃庭雪夜抄なども見ゆ○はちすばの露の心を心 古今夏僧正遍昭歌に「は

ちすはのにこりにしまぬ心もてなにかは露を玉とわ
 さむく」此歌古今序古注にも引たり露の心を心とは
 にごりにしまぬきよき心のよし也白氏文集十五の卷
 放言五首の一に荷露雖、四豈是珠とも見ゆ○三保明
 神三保の浦 出雲風土記島根郡條に美保郷云々また
 美保郷郡家正東廿七里一百六十四步所造天下大
 神命娶高志國坐神意支都久辰爲命子奴奈宜波比賣
 命而令産神御穂須々美命是神坐故云美保云々ま
 た美保濱廣一百六十步西有神北百姓家捕志毘
 魚美保埼用壁峙定岳云々古事記上に故大國主神
 坐出雲之御大之御前時云々また八重言代主神是可
 自然爲鳥遊取魚而住御大之前未還來云々神代
 紀下に事代主神遊行在於出雲國三穗之碕以釣魚
 爲樂或曰遊鳥爲樂云々など見ゆ神名帳下出雲國島
 根郡條に美保神社云々和名抄國郡部出雲國島根郡郷
 名に美保云々承久物語にいつもの國大はまの湊
 みほがさきと申所につかせ給へば御どもの武士ども
 はみなく御いとま給はり都へかへりのぼりけるほ
 どに法皇御涙のひまよりしゆめいもんらんへ御しよ
 をおくり奉らせ給ふか「しるらめやうきめをみほの

はまちどりなくしほる袖のけしきを」此御製歌
 枕名寄世の出雲部にも載て云右御製自遠所七條院
 の御方へ奉り給云々また三穗碕日本師俊「御ことり
 かしこみてこそもろた舟これよりみほの崎につくせ
 な」懐橋談上島根郡美保の條に美保の郷は大己貴命
 高志國に坐す神意支都久辰爲命の子俣都久辰爲命の
 子奴奈岐波比賣命を娶て神御穂須々美命を産給ふ是
 神坐すゆゑに美保といふ又云高皇産靈命の子三穗津
 姫は大己貴命娶給ふ三保明神是也と云り大己貴命の
 御子事代主神遊行て出雲國三保の崎に在す釣魚を以
 て樂とし給ふ或は鳥遊するを樂とす八雲御抄に出雲
 三保の崎事代主の神釣しける所と有隱岐國鳴渡へ此
 湊より海路三十六里と云後鳥羽院配流の時の御歌に
 「弓の濱三保の關弦よりかけて心やすきにいたるこ
 ろかな」とよみ給ひぬと里人かたり侍る弓濱は伯耆
 國也濱の形弓のごとく也云々○にしきの浦懐橋談上
 意字郡の條に錦浦云々道命法師の歌を引たるは誤也
 こは神武紀に見えたる熊野の錦浦なるべし宗養が發
 句はた未審之旨法印の歌は出雲錦浦也中國治亂記
 に近邊の野人村老新介殿ヲ一社ノ神ニ崇メ新宮ト號

シテ錦ノ浦ト申所ニアリ常盤堅盤ノ祭禮今ニ不絶
 ト聞エシ云々支旨法印九州道記に出雲國仁保の關に
 あがり見物し侍りてそれより磯傳ひを行ににしきの
 浦といへば暫船をとめて「船よするにしきの浦の
 夕波のたむやかへる名残なるらん」○右水無瀬前
 亞相氏成卿隱岐山陵參詣記一讀之後率爾執筆考注
 僻説一者也

(十六)浮囚 地名に浮囚といへるはエビスと訓べし
 色葉字類抄七の江部人倫門に浮囚エビス蝦夷俘夷夷
 狄なども同くエビスと訓たり日蓮書録内にも浮囚に
 エビスと點す左傳三ノ五ノオ註六年注に浮囚
 也云々倭ヲトリゴト訓じたり

(十七)みさす書 榮花物語木綿四手右にひめみこ
 やみさすかきにせさせ給へるこれいかであての御も
 とに奉らんとしたまはするにつけてもほととぎすに
 やつげましとあはれに御らんせらる云々按に「あて」
 は貴の字也崩じ給ひし父帝三條院の御事をのたまふ
 也長明發心集四の卷十三或人臨終に物いはざる遺恨
 の事の條に紙と筆とをたまへあらく書つけんとい
 ふすなはちとらせたれど手もわななくきてえかすわ
 づかにかきつけたるはたがはぬみさす書也云々信明

集に返事にみさすかきをしておこせれば「わひし
 きに戀にまどへる心にはその事としも見えずそあり
 ける」定頼集にみさす書をかきて奉れたまひける返
 事に「朝夕に我なてしこの花の色をかれくになる
 袖そつゆけき」晋書列傳王羲之許邁等の傳の制に子
 雲近世擅名江表然僅得成書無大夫之氣行々若
 紫春蚓一字々如縮秋蛇云々

(十八)墨本の始 細井知慎が觀發百韻二の卷二丁日
 本書法中華稱揚の條に知慎弱年の時古友箕洲支輔原
 齋今并と同じくはかりて唐法正面打碑を勅む後朱晦
 菴の眞蹟を自刻自打て近衛攝政の御時奉りしかば原
 始墨本晦菴眞蹟の八隸字を下し賜りて其首に冠らし
 むまことに絶代の榮也されば和朝の打碑の原始なる
 事外にゆづる所なし知慎元來事を秘する事なし徒弟
 に廣く教て作らしむ此ほどは能する人おほし云々

(十九)右筆 明衡往來群書類從本中之
 末卷十五丁右大學頭大江狀に
 只今從大内有召可參勤侍仍右筆非暇追可注
 申侍云々袋草紙一の卷廿四に行成并伊房書置秘書有
 號右筆抄書寫之間口傳也云々古今著聞集跋廿の卷
 丁に建長六年十月十七日宴後朝右筆記之云々吾妻

鏡一の卷七丁治承四六廿二條に康清歸洛武衛遣委細御書被感仰康信之功大和判官代邦道右筆被加御筆并御判云々同二の卷九丁治承六五十一條に伏見冠者藤原廣綱初參武衛是右筆也云々同十五の卷九丁建久六十三條に故木曾左馬頭義仲朝臣右筆有大夫房覺明者元是南都學侶也云々東鑑廿六ノ卷廿二丁に被召聚右筆之源平盛衰記一の卷三丁五節夜間打條に忠盛此事風ニ聞テ我右筆ノ身ニ非ズ武勇ノ家ニ生レテ今此耻ニアハン事爲身爲家心ウカルベシ云々同四十三の卷十丁源平侍遠矢條にア、親義ハ右筆バカリハ取モ習タルラン弓矢ノ道ハ不知者ヲト云々リケレバ敵モ御方モハツト笑フ云々明月記元久元十一十條に如形書判詞怒右筆注付之云々同寬喜二九廿三條に家中無右筆者雇人令書云々續古今真字序に文永二年玄陰季大月綱之趣右筆而勸云爾云々庭訓往來八月狀に管領寄人右筆奉行人等云々難太平記に今年トナリテ以ノ外中風氣アル間時々右筆不叶思ノ外ノ方ニ筆曲ル間本ヨリノ鳥ノ跡愈比與也云々百寮訓要抄參議條に陣の座にて物をよみ右筆をする器也云々鎌倉年中行事群書類本上卷一丁に椀飯奉行直垂ニテ

出仕是ハ右筆勤之云々又十六此三ヶ條油ミガキノ坐中ニ右筆伺候令披露時圍役是モ右筆老若ノ圍ヲ持テ廻時管領評定奉行ヲ爲始圍ヲ取云々又廿四矢數致記録右筆ハ白洲伺候云々又廿六評定御教書拜領ノ方ヘハ右筆マカリ出日限ヲモ申云々同下卷十五に御陣奉行之右筆罷立云々又廿七右筆壹岐彈正忠來御社參之御日限時刻申之畢云々職原抄下勘解由判官の條に聊堪右筆者所望任也云々應永本には四の卷八段に右筆フムデヲトル云々廿九丁左に見ゆ愚記二の文明十三四五條に自兼俱卿有使就平野奉加帳右筆事檢一荷兩種遣一條亞相云々同五の文龜二二十二條に侍從二位來扇一本杉原十狀隨身昨日右筆之報謝云々同九の永正十五廿五條に秀房朝臣來小除目陣右筆事受余商量云々細川家書札抄に奉行之事右筆方飯尾美濃守布施下野守齋藤遠江入道云々慈恩傳六の卷八丁に稱爲大唐西域記凡二十二卷繕寫如別望班之右筆飾以左言云々○與清曰右筆の字面明衡往來に見えしを始にていとおほかり瑤瑛抄にはフムデヲトルと訓古書都て執筆の意に用たるを武家書役の名目とし祐筆とさへ書移せるは本意にあらず漢書

公孫弘傳注に師古曰右亦上也などありて筆を上とし尙義より執筆の事を右筆とはいへる也漢籍の字面は慈恩傳を出處とやせん爾雅ニ水記七の卷永正十八九廿八條被仰中御門一品入道之處老風右筆難叶之由申入仍息大納言令清書了云々
 (廿)地蔵頭に飯を盛ル 酒飯論に麥の御料もめづらしや地蔵がしらの高飯は六道の値遇たのもしく云々飯を地蔵頭にもる事無住雜談歎守武千句歎の由にも見の追可考爾雅ニ砂石集一ノ廿七丁地蔵ノ頭ニテテスリタてひやしるのからせん
 (廿一)大樹不可妄伐 水經注廿の卷十城南門外舊有郡社柏樹大三十圍蕭欣爲郡伐之言有大蛇從樹腹中墜下大數圍長三丈群小蛇數十隨入南山聲如風雨伐樹之前見夢於欣欣不以唐意及伐之更疑作少日果死云々魏志武帝紀七十一注に世語曰太祖自漢中至洛陽起建始殿伐濯龍祠而樹血出曹瞞傳曰王使工蘇越徙美梨掘之根傷盡出血越白狀王躬自視而惡之以爲不祥還遂寢疾云々

石橋海神爲之堅柱始皇求與相見神曰我形醜莫圖我形當與帝相見乃入海四十里見海神左右莫動手工入潛以脚畫其狀神怒曰帝負約速去始皇轉馬還前脚猶立後脚隨崩僅得登岸畫者溺死於海云々これ同日の談也
 (廿三)養鷄千餘頭 平家物語源平盛衰記などに五條大納言邦綱脚鷄を千羽養て大福人なりしよし見ゆ水經注十六の卷廿二穀水の條に戶郷云々數十里無村落上有山陽王家墓云々此山即祝鷄翁之故居也搜神記曰鷄翁者洛陽人也居戶郷北山下養鷄百年餘鷄至千餘頭皆有名字欲取呼之則種種別而至後之吳山莫知所去矣云々これも同日の談也
 (廿四)名狗 太平記畑六郎左衛門時義應集城に籠れる條に犬師子といへる狗あり水經注十九の卷廿四渭水下の條に三秦記曰麗山西有白鹿原上有狗枷堡秦襄公時有大狗來下有賊則狗吠之故一堡無恙故川得厥目云々
 (廿五)脇より生 釋尊右脇より生るといへるは所見おほし水經注廿二の卷十一渭水の條に世本曰陸終娶於鬼方氏之妹謂之女濱今據世本云陸終娶鬼方氏之妹謂之女濱生子六人大戴禮帝繫

籍作女水經法作是生六子孕三年啓其左脇三人出焉
破其右脇三人出焉云々

(廿六) 齋玉 武藏相摸の俗正月十五日齋玉となづけ
て米團子を梅枝にさし餅花などのさまに餅を方にき
りてさしませ盃神に供する事あり分類字錦三の巻節
令部上元條に齋下楊萬里詩心知齋下未必然醉中得
ト喜欲顛自註上元夜里俗粉米爲齋絲書吉語
置其中一以占一歲之福禍謂之粉ト云々とあるは
似たる説といふべし

(廿七) 衾宣言 明月記建仁三十一の條に午時參上
人々云昨日被討法師非堂衆學生之中凶徒梶井法
印被籠置惡徒等悉被討了去年於山上射坐主御
住房被下衾宣言之證其後不成憚橫行路中云
云源平盛衰記卅の卷左覺明語山門事條に爰ニ白
井法橋幸明ト云僧アリ三塔第一ノ惡者衾ノ宣言ヲ蒙
テ山門ニハ安塔シ難クテ當山千僧供ノ料所愛智郡胡
桃庄ニ忍居タリケルガ云々幸明思ケルハ我身當時衾
ノ宣言ヲ蒙レリ云々元徳二年日吉社並叡山行幸記
八收之廿九葉左に神人の方人は頼存憲猷なりければ
はやく衾の宣言を下さる云々また五十一葉左に開籠

の輩快席良俊等は衾の宣言を下されけり云々安齋武
藏六十九に衾宣言云々此宣言ノ事ヲ橘嘉樹ガ滋野
井公麗卿ニ問申ケレバ繪旨抄ヲ手ヅカラ抄寫シ給タ
リ如左

一繪旨抄衾宣言事

乾元元年十二月七日 宣言

延曆寺住侶頼存猥莅本社祭禮奉射大宮神
輿科條不輕罪責有重觸仰門主雖召其身
忽緒朝威刺構虛病勘之舊規先儒未難擱
後訪之事左史未記早仰檢非違使并武略置宜
擱進其身

乾元元年十二月七日 宣言

延曆寺住侶弁豪猥莅本社祭禮奉大宮神輿
爲其罪雖召其身忽擱止觀稽古之業既有
叡山逐電之聞早仰五畿七道諸國邊土宜擱
進其身縱消跡於台嶽之外誰家全命縱隱形
率土之中何處容身釋因綸緯敢莫怠慢

藏人右京權大夫平仲高奉

右橘嘉樹ガ藏本ヲ寫ス本書字體行草相交疑字如
本寫之今按衾宣言ト云名目國史令式等ニ未及見

蓋中世ノ俗稱歟僧ノミニ限ラズ俗人ニテモ稱スル歟

衾ハ被リテ身ヲ覆フ物ナル故罪アル者ヲ刑センガ爲
ニ上ヨリ罪人ヲ覆ヒ給フヲ以テ衾トハ云歟今俗ニ天
ノ網ガカ、ルト云如クノ意歟未詳

(廿八) 地名に富と稱する事 東鏡に武藏國吉富とあ
りその外古文書に某富と稱地名見ゆ元徳二年日吉山
行幸記五十七に開發秋富事によりて釋迦堂に開籠す
云々又五十九西塔の開籠は開發秋富地頭の燈坊をや
められければ退散す云々按に開發新田の名に祝て富
の字をおほする事にやあらん建治三年日記四百二十一
之六月十三日の條に被仰云肥前肥後國安富庄地頭
職相大守可有御拜領之由有御氣色云々

(廿九) 藥研堀 江戸兩國矢の倉に藥研堀といふ地名
あり古藥研の貌したる堀ありしゆゑの名也とぞ秋夜
長物語廿一丁にやげんぼりのこそせばなる中へが
ばととびおり云々と見えて底狭き堀をばみな藥研堀
といひける也

(卅) 江比須加介 二水記八の卷大永二年正月二日著
坐事の條に右次第云相分著之須加介已上文奥端相
分著也云々えびすがけの事已に注したれば補べし

頭酒飯論にそはさしひらさしちがへ
頭しえびすがけのおもひさし云々

(卅一) 加判の列 二水記七の卷永正十八七五條に
著殿上今度覽吉書云々神書遣藏人藏人取之
遣出納出納覽之則授返抄於藏人藏人取之授
次口披之加判次書了遣藏人云々太田康有が建治
三年日記七月廿五日の條に評定衆誓狀申加新衆署
判可進入之由以平金吾蒙仰了云々同十二月十
九日の條に越後左近大夫將監時國奥州相共被六波羅
雜務可加署判之由可被仰也云々按に今世加判
の列といふは古の連署の事也連署の事は名目抄詳解
二の卷十 故實拾要六の卷十など古書の所見舉盡すべか
らず連判はたおなじ東鑑五ノ二丁
加判東鑑五ノ二丁

(卅二) 精進解酒解 二水記享祿五年二月十六日の
條に今日御斷酒解也御中酒及數盃終日又大飲云々
これは今の禁酒落也同書永正十八年七月廿一日の條
に午後參内御精進解御盃於御三間之儀如例云々
同九月廿九日の條に御樂了有御一献御精進解女中申
沙汰如例云々此外二水記中所見おほかりこれは今
の精進落也酒飯論十丁一向だん酒の聖云々砂石集八ノ
十ノ十四丁橋陳如品三に五事一者禁行二者
斷肉三者酒斷四者斷辛五者樂在寂靜云々

(卅三)禁醉盃一杯上戸 台記久安二年五月十七日の條に次渡南山房余少行先供御膳又余已下賜膳一如水飲儀座主房座主申云山霧於人有毒飲酒消之云中堂禁酒者禁醉也願上飲之上則飲之朝臣了使忠隆朝臣賜盃於余余曰可用他盃性素不得飲酒上許之置盃御膳了云々按に禁醉は不及濫の義也又同年九月廿七日の條に歸路爲見勢多橋渡之歸路臨渴水適得山邊淨水而無飲器左馬權頭願定忽以紙造飲器盛水獻之因之禦渴願定有情矣歸路公春醉狂因之自粟田口令歸家後日公春耻之請曰盟定飲酒盃數余許之十月四日公春詣中堂盟曰御共日一盃不然日五盃可用若過之者每毛孔可蒙中堂罰其盟書先於中堂讀上後獻余云々按に盟定飲酒盃數は今世の一杯上戸三杯上戸などいふ類也

(卅四)薦食薦葉薦薦葉薦葉薦葉薦葉折薦韓薦編薦生薦 延喜式卷十四時祭式上に神祇官祭神七百三十七座奠幣案上神三百四座云々社一百九十八所座別純五尺五色薄純各二尺倭文二尺木綿二兩麻五兩庸

布一丈四尺倭文纏刀形三寸繩纏刀形布纏刀形三寸各一口四座置八座置各一束楯一枚槍鋒一竿弓一張鞞一口鹿角一隻鞞一口酒四升鯨堅魚各五兩脂二升海藻滑海藻雜海菜各六兩鹽一升酒卅一口粟葉薦五尺○前一百六座座別純五尺五色薄純各一尺倭文一尺木綿二兩麻五兩倭文纏刀形純纏刀形布纏刀形各一口四座置八座置各一束楯一枚槍鋒一竿粟葉薦五尺○不奠幣案上祈年神四百卅二座云々社三百七十五所座別純三尺木綿二兩麻五兩四座置八座置各一束楯一枚槍鋒一口庸布一丈四尺粟葉薦三尺云々○前五十八座座別純三尺木綿二兩麻五兩四座置八座置各一束楯一枚槍鋒一口粟葉薦三尺按に此外延喜式中粟葉薦と見えたる枚擧すべからず物を製料の薦にて葉を編たるものと知べし○延喜掃部式廿七に葉薦四枚端料錦生純各五條一條長九尺四條各長八尺五寸廣並三寸云々按に此葉薦は葉薦にて菰の葉を編たるものにはあらずさて笹薦に通はしてこれもスゴモと訓べし○儀式二の卷踐作大嘗祭儀上に紀伊國薄鯨四連生鯨生螺各六籠都志毛古毛各六籠螺貝燒鹽十顆並令賀多潛女十人量程採備其幣各五色薄純各一尺倭文一尺木綿麻各五兩葉薦一枚潛女所

須鑿十具刀子二枚淡路國釜口各受一斗比良加一百口各受一斗二百口各受一斗其幣各五色薄純各三尺倭文三尺木綿麻各一斤葉薦一枚作具鏝斧小斧各二具鎌二柄造訖使當國凡直氏一人著木綿盞執賢木引導阿波國龜布一端木綿六斤年魚十五斤蒜英根合漬十五斤乾羊蹄蹄鷄子各十五籠已上忌部所作鯨州五編鯨船十五細螺棘甲麻石華等并廿已上那賀所作其幣各五色薄純各六尺倭文六尺木綿麻各二斤葉薦一枚作具鏝斧小斧各四具鎌四柄鑿十二具刀子四枚錘二枚火鑽三枚並令忌部及潛女等量程造備云々按に此文延喜踐祚大嘗祭式にも見ゆ儀式中葉薦の所見此外にもあれどままではくだしければ省て引出す○江家次第一の卷四方拜事條に鷄鳴掃部察奉仕御裝束於清涼殿東庭先敷葉薦其上敷長筵南北其上立御屏風八帖云云○同卷又說四方拜事條に先敷葉薦其上敷長筵云々○江次第考一の卷に葉薦今云「コモ」ノ事也今ニ此ヲ「コモ」ト云也長筵ハ今云筵道也「コモ」ヲ長クオリタル物也「タ、ミ」ノ表ノ類也云々按に江次第印本に葉薦に「スゴモ」と訓を付たりされど「ハゴモ」と訓べくおぼゆ此外次第中の所見は引出す○政事

要略廿八の卷十一月下賀茂臨時祭の條に藏人式云云々於是先下東廂御簾掃部察孫廂南第三間鋪小筵二枚其上供半疊北當南階北端庭中鋪葉薦爲御幣机下敷其南去一許大鋪菅圍坐二枚爲使及宮主座云々○また清涼記下酉日賀茂臨時祭條に當南階北端庭中鋪葉薦爲御幣机下敷也云々按に延喜四時祭式上廿丁に所司預敷案下幣薦と見えたる幣薦もこの文と對照して葉薦なること知べし○俊賴散木集三の秋部にやどりたる家に「こも」をしつらひにしてかけたりけるを風の吹ならしけるを聞てよめる「柴の卷にはこものかこひそよめきてすどほるものは嵐也けり」按に此歌夫木抄秋風條にも家集俊賴朝臣と載て四の句のすどほるものはを音するものには作りり○與清曰葉薦は俊賴朝臣の歌によりて「はこも」とも訓べきはもと生蔭の葉を編たる物なれば薦といふが總名なるを食單にまがへじがためハゴモに葉薦といへるなるべし延喜主計式上右丁に長二丈廣四尺なども見えていと長き物も有ける也掃部式右丁に薦長二丈四尺廣四尺長三丈廣三尺などあるも葉薦の事なるべし又スゴモと訓て葉薦と同義なるも掃

部式に見ゆ○延喜式四時祭式上鳴雷神祭條に櫛四俵
 席四枚食薦六枚登籠一口云々また春日神四座祭條に櫛
 一俵置簀四枚食薦十枚已上大膳云々按に此外式中食薦
 の所見いとくおほかれどもな櫛登籠置簀の類の炊
 蒸の具に用て竹を細に割て編たるもの也葉薦に似た
 れど竹篋なれば簀薦とは名づけしなるべし○倭名抄
 十四厨膳具部に食單唐式云鐵鍋食單各一漢語抄云食單漢古毛○
 万葉集十六の卷十七行騰菟菁食薦屋樑一歌に食薦
 敷菟菁將來樑爾行騰懸而息此公○江家次第第五の卷
 上申日春日祭事條に神部四人以食薦四枚神殿前
 次氏上卿以下供私幣云々同十五日の卷大嘗會卯日
 條に入姫并高橋氏等捧神食薦一更北行向南列候猶
 在戶外最姫御膳捧神食薦一鋪短帖之右上次姫御後
 取傳御食薦於最姫最姫取鋪同屋之上姫等以御
 食手傳置御食薦上先置八葉盤於御食薦上之外
 方次御飯逼御前而供之云々又居御羹等於高坏
 立同薦上薦不足者立短帖上置菓子東邊云々最
 姫先開窪手蓋御食薦左右云々姫先取葉盤奉天
 皇天皇取御箸御飯盛給姫如此惣十度他物同之
 便以其所加箸盛御惣十度也姫給之置御食薦

上云々江次第考五の卷に食薦ハ神事ニ敷物ニ用ル
 薦也荒薦ハ清キコモノ義也食薦モ亦アラコモノ義也
 云々按に江次第中此外の所見はわづらはしければ省
 て載す○儀式卷十の十二月大催儀に陰陽寮共入齋郎持
 食薦一敷庭中陳祭物其料五色薄純各一尺二寸飯
 一斗酒一斗脯鹽堅魚鰯乾魚各一斤海藻五斤鹽五升柏
 廿把食薦五枚匏二柄缶一口陶鉢六口松明五把云々按
 に延喜陰陽寮式にも此説見えて大同小異也○正和宸
 記建久二十二十五吉田祭條に次諸司居饒先敷食薦
 次三献造酒官人唱平勸之云々また同十九日大原野
 祭條に次昇御棚一御燭西第一神主資房取食薦一敷
 之宰相中將御子宗方忠廣等昇之自余忠廣康久兩
 人役之次内侍加賀參上此間余宗方等奉幣云々○二
 水記大永七四廿大秋の條に宮主座掃部簀薦一枚敷
 座前出御晝御座吉御直衣御報次關白令候給御座宮次
 主著庭中座諒開御裝束棟御衣一具置宮主前簀薦上
 次供御贖物御膳頭左大辨資定朝臣役送尹豐次宮主
 供大麻頭次撤御贖物次入御云々按にこれら
 は御裝束御衣などを置料の簀薦にて食膳にあづから
 す○雅亮裝束抄卷一の大饗事條に机を立て櫻をば居る

也其机の下に簀薦といひて翠籬のやうに編て白き生
 のきぬの裏付て廻りに白き端指たるが机の廣さなる
 を机ごとの下に鋪なり外記史の座には翠籬を掛す縁
 に廣庭も鋪す長押の上に差庭鎮子はあり青端の疊を
 鋪く縁縁といふ机あり簀薦なしと云々○類聚雜要抄
 一の卷九母屋大饗の條に机下ニハ簀薦二尺敷之簀
 薦ト云ハ竹ヲ御籬ノ様ニ編テ白生平絹付裏也弘長
 机定也云々○大饗雜事群書類從卷四之に簀薦事裏ハ白生
 絹其下敷油單一候也鋪口折トハ繪様献之裏ハ開付
 候也簀薦如籬編竹裏著白生絹油單面生うすく
 と青歟裏ハ練候也雨皮舂也云々按に簀薦の圖を載た
 り徵古圖録にも引たりき○藻鹽草八の卷五十薦の條
 にすごも云々○新千載集神祇部に人々に百首歌めさ
 れけるついでに神祇を後二條院御製「千はやふる神
 のすこもに霜さえし其曉はいまもわすれす」○西宮
 記鋪簀薦肴物云々○延喜掃部式册一に編食薦一枚
 長六尺料擇間一尺五寸生絲五銖長功一人中功一人半
 短功一人大半按に食薦を編料の物この文にて知べ
 し○又云稱將食薦一枚長六尺料稱將二尺麻十三兩長
 功半人中功大半人短功一人按に印本に稱將をチノコ

モと訓るは誤也昔書に玉篇音除致反爾雅雅也方言稱
 小也説文幼木也稚字也或云擇取將中子編作食薦
 云々と見えたれと稱將はマコモの稚く柔なるを取り
 て作れるなるべし歌にわか將おほくよめり○延喜主
 計式上九に菅薦二枚長一丈二尺尺廣四尺云々○綺語抄中巻器物
 部にとふのすがごもとは將を十節までこめてあみた
 るなりひろくせんとしたるなり「みちのくのとふのす
 かこも七ふには君をねさせて三ふにわれねん」又云
 とふのこほりといふ所に生る將の十節ある也云々○
 和歌童蒙抄卷六の費用部薦の條に「ミチノクノトフノス
 カコモナ、フニハ君ヲシナシテミフニワレ寐ム」古
 今廿ニアリカノ國ニトフノ郡ト云處ノアレバソレニ
 ツキテトフノスガゴモトヨミテ懸テフノ十アルニト
 クナセルトゾ聞エタルタットフアル將トイハハミチ
 ノ國ニカナラズアルベシトミエタルコトナシ云々按
 に陸奥のとふのすがごもの歌古今廿の卷にあるよし
 見えたれど古今の今本には見えずこは東歌の陸奥歌
 の中にありけんに寫脱せしなるべし此歌高名なるに
 出所さだかならざるは必古今集の歌にて轉寫の脱漏
 なる疑べからず夫木抄十薦條にもよみ人しらすと

て出せり○袖中抄の卷十四とふのすがごもの條に「みちのくのとふのすがごもなふには君をしなしてみふにわれねん」顯昭云とふのすがごもとはあみ緒を十してあみたる也すがごもとは菅にてあみたるこも也すがさすがみのすが枕すがわらだなど云が如し薦は大概菰蔴にて編たれば本の名に従ひて古毛とはいへど葉にて編たるをば菰薦といひ菅にて編たるをばすがごもといふ也十ふあらんことはひろからん料也されば綺語抄にはとふとは十ふあみたるをいふといへり又みちのくのとつゝくるは此ひろきこもの奥州にあるなめり之は人を思ふ心にて七ふには君をねさせ三ふにはわれねんとよめる也それを童蒙抄綺語抄などに陸奥のくにとふの郡あり十ふあみたるこものいでくるよしいへる心得られず奥州の郡の中にまたくとふの郡なし又十ふあみたらばさて侍りなんどふの郡よりとふ編たる薦いでくといふ事げにと聞えず又とふの郡と云所に生る將の十ふしあるといへるもいはれず將の節いか十ふしあるべき編たるこそいはれたれ又十ふしある菅とこそいふべけれ將といふはいはれず此とふの郡の十ふあめるこもの義きはめ

て手づなり又十ふあまん事は外にもありなんといふ難はいはれず何事もやすき事なれど國々に好む事かはりたれば陸奥のくにも十節の菅薦を好むにこそ又あながちにこのまねどさやうによみ出たる歌あればやがてそれを陸奥のとふの菅薦とよむ也俊頼山家嵐歌「あらしのみたえぬみ山にすむ民はいくへかしける」とふのつかなみ「つかなみとて葉をあみて敷也わら組荒敷猫搔ともいふ云々按に歌詞の君をしなしては童蒙抄にしか有て上のしは助字なるべし袖中抄の異本に君をやどしてと君をねさせてとも作れる本あり俊頼のとふのつかなみの歌は散木集の各部に出ていくへかしけるをいくへかづけるに作り袖中抄十八の巻けふのはそ布の條にとふのすがごもをとふの郡にあるこもといへりそれもさる郡なしとも見ゆ○堀川百首霜歌に河内「霜拂ふ鴨の上毛やいかならん十ふのすがごもさゆるよなく」又鞍歌に春宮大夫公實「玉さゝにあられたはしる冬の夜はいとしそさゆるとふの菅こも」○金葉集冬部に氷満池上といへることをよめる大納言經信「水鳥のつらゝの枕ひまもなしむへさえけらしとふの菅こも」按に此外

十符の菅薦をよめる歌いとおはかれど後なるはふよようなれば引出す○色葉和難集の止の部にとふのすがごも「みちのくのとふのすがごも七ふには君をねさせて三ふにわれねん」長明文字鎖云とふのすがごもと云は陸奥のくに十符の郡といふ所にあむこもなりそれをあみふの十あるによせて十ふのすがごも三ふにねてなどはよむ也云々○八雲御抄の草部薦の條にとふのすがごもといふは有兩説とふにあみたる也又陸奥のとふといふ所といへり云々又三の雜物部薦の條にとふのすがごも是はこもの事也十ふにあみたる也されどたふみによむもくるしからず云々按に色葉集の資具部藻草の草部などにも出たれど異なる説なし○言塵集にとふのすがごもとは兩説也一説にはこもをば十ふにあむ物也と云々一説には奥州にとふと云里にこもをあむ所也云々又但馬なる十ふのすがごもともよめり「みちのくのとふのすがごも七ふには君をやどしてみふに我ねん」此歌は君をばひろくねさせて我はそのかたばらにねんと云心云々按にとふの菅薦の所見枚擧に違なしとふは地名にてその邊より菅薦を作り出せる也奥羽觀迹聞

老志の宮城郡部上に十符池作府或在岩切邑中多賀國府館南農家後有小池池中有垂柳柳下菅草頗多云々また或曰如今稱利符者乃古之十符地也利與十訓通云々利符近村有菅生邑想夫往昔以此地生好菅而得地名乎蓋郷俗以此制筵席而為産業自是人稱之利符菅席亦無妨其事實也據十編之說則探生于此池中者而土人編席以備庸買者乎故存兩説以待識者云々玉勝間卷十一の利名所の條に陸奥の事どもをしるせる物に宮城郡に利府村といふ有仙臺より原道三里廿八町餘ありその利府村のならばなる高野村にとふが菅とて名菅あり其村の田の中に二三間四方垣をゆひめぐらして里の百姓國主の命によりて預り居る也云々按に利府村は「リフムラ」といふ也和歌名所追考の百八十符浦の條に菅の在所岩切の邊は海邊にあらず鹽竈の浦までも一里半許あり其上十符は筵の上の名にて名所となすべきいはれなし但爲仲歌の詞書にみちの國に侍りける比京へおくりしよし也所の案内存知の人のよまれたれば定めて其浦の名こそ侍りつらめ云々右の説ごもに据に今「リフムラ」ありて利府と書るは「トフ」なる事疑なし

新古今羈旅部にみちのくに侍りける比八月十五日
夜に京を思ひ出て大宮の女房のもとにつかはしける
橘爲仲朝臣「見し人もとふの浦風おとせぬにつれな
くすめる秋の夜の月」など其外陸奥十府の浦をよみ
たる歌おほかればかりかたぐ利府は陸奥の地名にてそ
こより菅薦を出せる事と知べし今按名跡考^{卷一}のこ
ふにあみたるこもをいへり名所をよめるには非ずと
いひたれどなほうけがたし○延喜主計式上^{九丁}に韓
薦一枚長四丈云々又^{七丁}に韓薦云々按に韓薦は韓國の
編やうを傳へたるにや○延喜主計式上^{一丁}に折薦三
枚長二丈廣一丈同掃部式^左に短帖折薦^廣云々又^{七丁}御
厨殿鋪^{折薦}八重帖一枚云々又悠紀御膳所須折薦
帖八枚折薦八枚折薦短帖八枚葉薦八枚山城食薦八枚
寮造食薦八枚付^{内膳司}云々又^{六丁}折薦帖一枚^{長八尺}
厚五料調折薦六枚云々按に折薦八重帖折薦帖折薦短
帖などいふ名目あり將を折かへして作れる物なるべ
し○延喜主計式上^{七丁}に蒲薦韓薦云々按に蒲をもて
編たる薦なるべし○延喜掃部式^{七丁}に懸^{葉薦}於悠紀
主臺正殿南堂^{殿別}云々按に葉をもて編たる薦也○延喜
掃部式^{五丁}に織席一枚編薦二枚云々按に此條下編薦

の名目おほく見ゆ編たる薦の義にて別義あるにあら
ず○延喜民部式下^{二丁}に凡神祇官卜竹及諸祭諸節等
所須箸竹柏生蔦山藍等類亦仰^{畿内}令進云々按に
生蔦はマコモを生にて進らす也七月精靈棚に生蔦
を編て敷用るも古代よりの事にやその清淨なる義を
取て生蔦を編用るにても有べし延喜大膳式下^{十六五}
月五日節料に青蔦十一圍とも見ゆ○玉海文治三九
八の條に此日潔子内親王云々禊^{葛野河}即參^{大神}
宮之日也於^{官廳}被^行此儀云々南庇東面柱内敷^{荒薦}
立屏風一帖云々高御座北東方又舉^{一燈}東
二三間鋪^{滿荒薦}東第一間不^敷之土壇也云々按に
東方又の下三字未^詳一本木一燒に作り又一本火燒
一に作る蓋火燒屋の三字にや可^考荒薦は葉薦なる
べし袖中抄^{十四の卷}とふの條に葉にて編たるをばわらご
もといふよし見ゆ○與清曰古毛といふ名はもと水邊
の眞蔦をとりて編用るゆゑにさいふ也食單は竹篋も
て作れ^ご其貌近く薦に似たれば篋薦と名づくさて
葉もて編たるも後に食單にまねびて竹篋に錦生繩な
ご端にしたるも共に葉薦と書て「ハゴモ」とも「スゴ
モ」ともよめり菅にて作れるは菅薦蒲にて作れるは

蒲薦葉にて作れるは葉薦葉にて作れるは葉薦折返し
て作れるは折薦韓様に作れるは韓薦編たるは編薦生
なるは生薦などいへりと知べし

(卅五)影向 影向の字面出處未^考百因緣集三の卷
十九影向寺事の條に玄奘三藏唐朝沙門河南洛陽人也
太宗皇帝貞觀三年遊^{西域}同十九年歸國過^{太宗}初
往^{西京}後^二在^{慈恩寺}譯^{經論}聖教之故天竺修
行スル^{一十七}年也爾時摩訶陀國有^{寺號曰}影向寺
奉^安置^{丈六}阿彌陀來迎立像一千體^于時^{三藏}問^二
寺由來^一答^{ハケル}往昔有^{佛弟}字名舍那多尊者國
土修行セシ^ニ此地爾時^ハ深草野路也經廻^{紫雲}事
日々^如此尊者留^{七日}見^{之日}紫雲中有^{聖衆}散^二
花地^一尊者問^事由來^一聖衆告^落淚而後答^{六趣}輪轉悲
語柳適受^{人身}而生^{貧賤}家^{爾時}此地有^{寺坐}聖
人^勸通^往生人^令結^口稱^{三昧}我即^其一分也其外
無^{修善}依^{修功}出^{火宅}爲^神通^{自在}身^{本願}上人
閉^眼之後年來^{經程}安置^人無^{シテ}寺^モ佛^像モ^{破壞}其^形
露^塵ホド^モナシ^今ハ^一向^{廣野}也雖^然大^恩地^{ナル}ガ
故昔^ノ恩^ヲ報^{ゼン}ガ爲^ニ我^日々^如此^{スト}云^{ヘリ}三
藏聞^之悲^喜不^少奏^達平^王スルト^キ隨^喜渴^仰甚^シ

三藏即請^{宣旨}建^立大^{精舍}聖^衆影^向ノ地^{ナル}ガ故
ニ此^寺ヲ^即號^曰影^向寺^也聞^之人^誰不^結緣^{佛法}
不^レ作^念佛^契善^{知識}者^是大^菩提^因緣^也云^能々^此事
ヲ^思察^{シテ}實^ノ知^識ニ^可親^近也云^々按^此說^{西域}記
慈^恩傳^續高^僧傳^等にはみえず出^處可^考爾^文句^科
一卷^{九丁}右^ニ影^向ノ^一委^ク見^エ如^之影^之隨^形ト^{アリ}三^藏
法^數十五^丁三^丁ニ^モ見^ユサ^レト^影ノ^義ニ^テ文^句ニ^影ノ^義ト^{アリ}三^藏
は誤^也爾^聖國^卷十^の卷^廿丁^ウに^瑞照^傳ヲ^引テ^大慈^禪師^傳文^云
天^臺隱^悟曰^天安^羅々^地平^唯々^靈山^一會^儂然^未散^北斗^七星^如在^影
向^ト
(卅六)久米仙墮落同日の談 久米仙人墮落の説は徒
然草の類所見いとおほかり西域記九の卷^{二丁}摩揭陀
國下條に昔有^{外道}爾^頭藍^子者^既觸^ニ女^人起^俗界
染^退失^神通^飯訖^言歸^不得^虛遊^未期^出離^云々
(卅七)住持 寺主を住持といふは寺院を住て持義に
はあらず西域記九の卷^{三丁}摩揭陀國下條に我今將欲
入^大涅槃^以諸^法藏^囑累^於汝^住持^宣布^勿有^失
失^墜迦^葉承^旨住^持正^法結^集既^已有^正法^を住
持^{する}心^{より}い^へる^也唯^記百^廿ノ^卅ニ^委無^門關^爾
ノ^{十六}丁^ウ吹^金聲^國條^に佛^去世^後總^大迦^葉住^持正^法尊^進字^人
云^々阿^維羅^漢然^而嘆^曰我^年雖^過爲^諸衆^生欲^久住^世住^持正^法
(卅八)地獄といふ地名 宮根山に大地獄小地獄あり
溫泉湧出て煙火常に絶ざる所也かゝる地名諸國にお

ほかるもみな煙火湧湯の處也西域記九の卷摩揭陀國
 下九丁に山城北門西有毘布羅山一開之土俗曰山西
 南崖陰昔有五百溫泉今者數十而已然猶有冷有煖
 未盡溫也其泉源發雪山之南無熱惱池潛流至此
 水其清美味同本池一流經五百枝小熱地獄火勢上炎致
 斯溫熱泉流之口並皆彫石或作師子白象之首或
 作石筒懸流之道下乃編石爲池諸方異域咸來此浴
 浴者宿疹多差云々皇國溫泉の地に地獄と名付るは佛
 書の説にもとづける也爾雅奇異雜談卷四ノ五丁ウ同一ノ六
 日工集に見ゆ東抄葛記にカムサスガ山國中第一ノ高山ナリ山脚に温
 泉多シツノ熱泉アリ一ハ六間許一ハ四間許直徑也其沸涌音々々
 噴若人大ニ號レバ忽蒸氣高ク上リテ八九間相隔テ立者相見ルヲナ
 シ其時水面ニ黒キ沸沫アリ若シ指ニ粘著スレバ去ルニ甚難シ云々
 (卅九)四十二物あらそひの名出處 四十二のものあ
 らそひといへる草子は帝釋の四十二の疑事によりて
 名づけし也西域記九の卷摩揭陀國下廿二の條に因陀
 羅勢羅窠訶山唐言帝其山巖谷杳冥華林蒼鬱嶺有兩
 峯一巖然特起西峯南巖間有大石室廣而不高昔如來
 常於中止時天帝釋以四十二疑事畫石請問佛爲演
 釋其迹猶在云々と見ゆ

有長者豪貴巨富……至王舍城鑿渠通漕流滿芥
 子御舟安止長緝以引至王舍城云々これは芥子を
 水にして漕渠にみてその中を舟を引たる也また水銀
 を水にせし事は宋の韓侂胄が時に見ゆ史記秦始皇本
 紀廿七にも以下爾雅水銀を水とする事爾雅
 (四十一)吹毛求疵 後撰雜二にいたく事このむよ
 しを時の人のいふとさきとて高津内親王「なほき木に
 まかれる枝もあるものを毛をふききすをいふかわり
 なさ」新撰六帖五義歌に爲家「かち人の野分にあへる
 古義の毛をふく世こそくるしかりけれ」此歌夫木抄
 雜十義部にも載たり漢書五十三中山靖王傳に諸侯王自
 以骨肉至親先帝所下以廣封連城犬牙相錯者爲盤
 石宗也今或無罪爲臣下所侵辱有司吹毛求疵
 苦服其臣使證其君多自以侵冤注に師古曰疵
 病也昔才斯反云々後漢書十七杜林傳に漸以滋章
 吹毛索疵疵無限注に老子曰法今滋章盜賊多有
 前書曰有司吹毛求疵索求也疵欺謂飾非成譽非
 其本罪云々劉子傷讒篇に洗垢求痕吹毛覓瑕揮
 空成有轉白爲黒提輕當重引寸至尺云々庭訓
 往來卯月五日狀に吹毛不可求過忘之疵云々諸

抄大成三丁右に書言故事曰求多端曰吹毛求疵韻
 府曰漢武帝議權抑諸侯王奏其過惡吹毛求疵云
 云此事俗語にもいひならはせり謂は毛の縫を吹たづ
 ねて疵を求るがごとくあまりこまかに人の過惡をさ
 ぐり求て還て災となるをいふ也云々源氏桐壺四丁左
 におとしめきづをもとめ給ふ人はおほくわが身はか
 よわく云々河海抄に所好則鑽皮出其毛羽所惡
 則洗垢求其癩痕家好生毛羽惡生疵樂府大高津御
 子述懷歌「なほき木にまかれる枝もあるものを毛を
 ふききすをいふかわりなさ」吹毛求疵漢書文也云
 云後漢書七十趙壹傳に所好則鑽皮出其毛羽所
 惡則洗垢求其癩痕云々白氏文集三の大行路に好
 生毛羽惡生疵とあるは今本誤れる也河海抄に生
 疵に作れるに従べし爾雅表經記六十丁リ判官南都へしのび
 疵を求むるにてあれ云々長門本平家物語一巻に吹毛の科を吹て
 給ふ間怖て申も疎也云々吳世七の卷歩隨傳に疵を吹毛を吹て
 云々晉書七十七後秦姚興紀上四十四吹毛求疵勞
 過云々晉書七十五劉劭傳に所吹毛求疵勞
 (四十二)佐比の河原にて小兒の幽靈石塔を積 箱根
 山サヒノ河原にて小兒の幽靈石塔を積よしひ淨土
 和讃の佐比の河原に一重積では父の爲二重積では母
 のためなどいへり佐比の河原の事は已に七十七の卷

にいひたれば可考合小兒の幽靈石塔を積よしは百
 因緣集四の卷廿二花天寶蓋之事條に往昔夫婦契階
 老者アリキ夫云珠教婦云摩花女……信順決意云
 云此二男が河原に出て石塔を立たるに附會せしもの
 なるべし爾雅四院川原源就道善軒記上ノ上ニアリ新撰
 るきて「はねるやまひのかはらげの駒」佐比
 の川原の地蔵の事筆記五十六ノ四十一段
 (四十三)長屋王千袈裟を造て唐土の名徳に施す 鑑
 真東征傳二丁に日本國長屋王崇敬佛法千袈裟便乘
 施此國大德衆僧其袈裟上繡著四句曰山川異域風
 月同天寄諸佛子共結來緣云々宋高僧傳十四の卷
 丁左唐揚州大雲寺鑿真傳に又聞彼國長屋會造千袈
 裟來施中華名徳復於衣緣繡偈云山川異域風月
 同天寄諸佛子共結來緣以此思之誠是佛法有緣
 之地也默許行焉所言長屋者則相國也云々爾雅統紀
 四十一ノ十二丁ウ
 字釋書一ノ十二丁ウ
 (四十四)鳥海飛魚海 出羽國に鳥海と云ふ地名あり
 鳥海山とて海中にさし出たる高山もあり茲は蛇海魚
 海鳥海などいふ類にてさる名おへるなるべし鑿真東
 征傳九丁に三日過蛇海其蛇長者一丈餘小者五尺餘
 皆斑々滿泛海上三日過飛魚海白色飛魚翳滿空

中一長一尺許一日經飛鳥海鳥大如人飛集舟上舟重欲没人以手推鳥銜手云々宋高僧傳十四の卷廿六唐揚州大雲寺寔真傳に尋時風定俄漂入蛇海其蛇長三丈餘色若錦文後入魚海魚長尺餘飛滿空中次一洋純見飛鳥集於舟背歷之幾沒泊出鳥海俄泊一島云々此鳥海は鳥の栖海也伊豆の沖の無人島にバカ鳥とてあるはこれなるべし又飛魚は所謂トビノウヲにて松浦の海中にはいとおほかり其小きを焼て干たるをアゴといふ平戸侯肥前守源より余もたまはりて食し事あり煮出しに用れば鯉節にもまさりて上品也宋高僧傳卅の卷十七論に鰐飛似鳥橋移成一とあるは鰐の飛よし也元亨釋書一

(四十五)蛇の付たるを治せる談 多門院日記一の天文八年七月廿九日の條に拙實院語云或所ニ少女ニ一ニ尺ナル少蛇付テ殺共又生ジシテ内ニアレ共トニ居レ共付行然處ニ古禪僧被來タルニ尋レ之此ハ料簡可有事也トテ案ソカミソリヲ禪僧持テ座鋪ヲ女ニナンベンモアルカスル時彼蛇行ク如ク付テ行ク間數返アリテ禪僧彼蛇ノ尾ヲフム時カマクビヲ擧テチシ返ル所ヲフツトカミソリニテ切テヨリソニ

度不來云々按にこれは此少女執心かけたるもの亡念なるべければかくはからひて執心を轉せしめしなるべし

(四十六)蕎麥の葉大毒 多門院日記一の天文十二五二の條に尊教院語云青ソバハ一段毒ニテアルベキ也其支證ハ我坊ニ賢ト云法師酒ニ酔テヘドヲツキケルガ暗夜光リ多ク火ヲトボシテ見レバヘド也不思議ニ思ヒテ翌日能々見ルニアソソバノヘド也如此光ルホドノ物也思ニ可成大毒ト申オソロシヤノ爰ニ思出ス事アリ古長谷房律師雜談ニ我唐瘡ヲ煩シ事ハ或時青ソバヲアヘテカサニ二三杯食テアクル日ヨリハレモノ出來以外煩了云々按に青そばとは蕎麥の葉の事也今も古蕎麥粉を新葉の汁もて練調して新蕎麥にまがはする事あり慎て食べからず

(四十七)こじくと云詞 下賤の者の罵詞にそこへゆけかしこへゆけなどいふべきをこじけといへり乞食と云を用にとりなしていへる也碎玉話九の卷右に稻垣掃部は本多美濃守忠政ノ士也濃州ニ恨アテ白晝ニ姫路ヲ出奔シ舟ニ乗テ下ル狂歌ヲ書テ其座敷ノ床ノ中正ニ張付タリ「破笠頭ニカケテハコジクトモ

天下ニテミノハ頼マシ」頼馬頼馬の事條に申ころ近江の國にこつきあり云々

(四十八)じやくづれ井じやくざり川 甲陽軍鑑六の卷八丁強過たる大將之事條に世間に土は重寶なる物にて田地家をも土の上に作り人を助る物なれど自然岸ぎはなごに風を防とて家持たる者あるに霖にてじやくづれして重寶なる土が必人を殺すは過てあしき事也云々碎玉話三の卷十五に遠州大井河ノ下伊呂ニ陣シテ居玉フ處ニ折シモノニ三日雨フリツキ夜ニ入りテ川岸俄ニ崩レテ水中ニオチイル音オビタマシ是ヲ俗語ニ蛇崩ト云云々按にジャクヅレは沙崩の義也武藏國荏原郡下馬牽澤村にジャクドリ川といへる小流あり上目黒村につきたる所也此はジャクヅレ川を訛るものなるべし武藏相摸の鄙語にクヅル、をクドレルといへりまた土崩をビヤクガクムともヒヤクガウツともいへり門人富岡利和が談に水戸にてはジャクガクムといふといへり然てはビヤクガクムはジャクガクムの訛にてジャクはジャクヅレの省語クムは崩の訛語それを重言にジャクガクムといへるなるべし土石の崩るを久江といふは万葉集十四の卷相摸歌を

はじめこれかれ見ゆまたビヤクガウツといふはジャクガ打出るよしにて崩出たるさまよりいへるなるべし

(四十九)珠盤 嘉泰普燈錄廿二の卷十二文定公張方平居士條の偈に一念存生滅千機縛有無神錄輕舉處透出走盤珠と見ゆ文定公は東坡より年長の人なれば宋の世はやく珠盤ありし事を知べし圓覺佛祖統紀四十六ノ三ノ十五丁貞和集一ノ二丁オ廿一丁ツ

(五十)ヤツ付ルと云詞 俗語にヤツ、ケルと云詞ありこは鍵付ると云事合戦書におほく見えて鍵にて突付るをいふより轉じてヤツ、ケルとはいへるべし

(五十一)紙隔扇 宋高僧傳五の卷六丁唐中嶽嵩陽寺一行傳に玄宗此夜夢徹禪居見細牀紙隔開扇曉而驗問一如所視云々按に紙隔は障子也扇はヒラキ也門扇などいふは門の扉也

(五十二)禮語禮をする 主客初對面に寒暖をのべ安否を問は禮語といふべし宋高僧傳五の卷七丁唐中嶽嵩陽寺一行傳に語訖又禮禮語者三寂唯言是々とあり禮儀を述る語也今俗は「オジギライフ」とも「オジキラスル」ともいへり「オジギ」は砂石集五の卷

十五學匠之蟻蝻之間答の條に飢渴ニセメラレヌレバ
仁義ヲ忘レテ食ヲノミ思フとあるに据れば御仁義の
義也國語同國雜記群書類本五十四丁オに白川入道妻におくれて
禮義なき中侍に侍るに來侍らす孫をもてまふく
侍りき云々

(五十三)ヤッコ豆腐井豆腐の調味 今の俗豆腐を六
方に切水に漬し別に醬油をまうけ紫蘇若荷茸蕃椒や
うのものを香味として酒飯の添物に食ふ事夏中の常
也これをヤッコドウフとよぶ按にヤッコは奴僕の奴
の義にあらす冷をヒヤッコイといひさて轉訛してヤ
ッコといへるにて實はヒヤ、カ豆腐といふべきをか
くよこなまれる俗語也けりそを再訛てヒヤヤッコと
もいふめるはヤッコ豆腐が一種の名目になれるより
本語をもたどらで冷奴といへる也又烹ヤッコ豆腐
あり烹たらんには温なるを賞すべきに烹冷豆腐の名
あたらねどこれはたヤッコドウフを體の本語とせし
上はさもいふべきなり烹奴豆腐は冷豆腐のさまに切
て醬油もて烹あたゝめ大根おろしなごを香味にして
用るをいふ又湯豆腐あり六方にもあれ長角にもあれ
切様は好にまかせ湯の中にて烹あたゝめそを湯とこ
もに椀にもり醬油の温汁に大根おろし柚橘皮蕃椒海

苔の類を香味に加へて用ふ寒中の美食也醬油の温汁
は或は味噌にかへて用るもあり又引摺豆腐あり湯豆
腐を胡麻味噌にて食ふをいふ祇園豆腐あり焼たる豆
腐に葛粉のアンをかけたる也石焼豆腐あり焼豆腐を
醬油にて煮たる也今出川豆腐あり焼豆腐を薄醬油汁
にて煮てそれに胡麻味噌を傳て食ふをいふされど本
制は板昆布と焼豆腐を薄醬油にて煮るに道明寺あ
られを炮て盛たる後にふりかけて出す也こは今出川
大納言殿江戸下向の時齒のなき翁にておはしゆゑ
かゝる料理たまはりしをいたく賞翫せられければ度
度調じてたまはりしより今出川豆腐といへる也と
ぞ河漏豆腐あり豆腐を細く切て湯の中にて煮あたゝ
め醬油汁に香味を加へて食ふ也信濃豆腐あり河漏豆
腐とおなじ製作にて大根を細く切て交たる也八杯豆
腐あり豆腐を細く切て薄醬油の汁にて煮たる也但汁
を多くし豆腐を少くすそぎ豆腐あり豆腐をそぎて薄
醬油にて煮たる也是はた汁を多くし豆腐を少くす蛤
豆腐はそぎ豆腐に蛤を入たる也松茸豆腐初茸豆腐な
どまたおなじ胡麻豆腐也豆腐松露豆腐松皮豆腐ギセ
イ豆腐オボロ豆腐クヅシ豆腐サク、豆腐ツミイレ

豆腐アンカケ豆腐アワ雪豆腐などその名目枚舉に遑
なし余豆腐を好のあまり烹さまし奴アツ奴の二種を
製すそは夏日は豆腐を煮てきて水にひやしたるを烹
さまし奴と名づけ冬日は熱湯にてあたゝめ用るをア
ツ奴と稱す豆腐の變體に氷豆腐あり湯婆あり油揚あ
り油揚にも飛龍頭花揚などその製作かぞへつくすべ
からず當時江戸にて高名なるは細川豆腐山屋豆腐篠
の雪など精製也又きじ焼豆腐あり

(五十四)飯の菜 飯の菜を古くはめぐりともまはり
ともいへり今はなべて「さい」といひ菜の字を書けり
されど魚鳥にても菜といふべきいはれなければ菜と
いへるは誤也こはそへものを略したる詞にて「そへ」
なるを誤て「さい」といへりと見ゆさては假名も「さ
へ」と歟「さひ」と歟書べし正しくは「そへ」とい
ふべくや

(五十五)むごきといふ俗語 俗言にむごきめにあは
せたむごき事をしたなどいふむごきは古言の無下と
云を訛れる也武藏の田舎人はムゴク寒イムゴク暑イ
ムゴクマヅイムゴク生長ムゴク出来ヌなどいへり
いづれも無下にといふ詞として聞ゆ無極の字義には

あらず

(五十六)神力業力に勝す 俗に神力勇者に勝すとい
へるは誤也砂石集六の卷十丁聖覺法印之施主分事條
に又業力ニテ神力業力ニ勝すバ御法便モ及バヌニヤ
と有宿業因縁の爲所には神力も及ばぬよし也

(五十七)タテ／＼シキと云詞 砂石集六の卷十一榮
朝上人之説戒事條に烏帽子ニモアラズ童ニモアラズ
法師ニモ非ズ下風ニアラズ屎ニモアラズヘリグソノ
ヤウナルモノ候ゾヤト山臥ノ有ケルヲ見テ宣ケレバ
僧共ハカ、ル心ツキナキ事宣フモノカナ山臥ハタテ
タテシキ物ヲアサマシキ事也ト思ヒアヘリ云々又廿
丁母之爲忠孝有人事條に鎌倉ノ故相州禪門ノ中ニ祇
候ノ女房有ケリ腹アシクタテ／＼シカリケルガ云々
按にタテ／＼シは腹立安きにいふ詞也

(五十八)タテヲツクと云詞 今俗に人に敵對するを
タテヲツクといへり砂石集六の卷廿二芳心有人事の
條に末代ハ父子兄弟親類骨肉アタラムスピタテヲツ
キ問註對決シ境ヲ論ジ處分ヲ評事年ニシタガヒテ世
ニオホク聞ユと見ゆ

(五十九)鬼こゝめ 砂石集六の卷廿二芳心有人事條

に輪田ノ左衛門世ヲミダリシ時葛西ノ兵衛トイヒテ
アラ手ニテ鬼コトメノヤウナリシ輪田ガ一門ヲカケ
チラシタリシ武士也云々明徳記上卷下左に山名ガ一
家ノ其中ニ鬼コトメトオジラレシ上總助ト小林トナ
レバ互ニ勇ミ進テ唯死ヲ限リニ戰者ハアリケレモ命
ヲ惜テ一足モ退ク者ハ無リケリ云々按にこいめはシ
コメの訛歟古事記神代紀等に醜女あり可考十訓抄
に鬼しこめと見えたるを古本に鬼コトメとあれば相
通はしてやいひけん 爾世繼五ノ廿一丁ウ飾太刀に
さばり申ければ京の宿房にほちけるに山に患風僧都さきこえし僧の公附に
はぶれたたきにてみゆるむしてもるさにもにわれこそおになごいひつ
つうたよみかはしけるに患風これをさきて濟圓がりいひつかはしけ
るまごこにや君つややなほつなるよにはまされるこいる有け
り云々十訓抄四卷五丁右可成三人上事條に鬼しこめな
も物ならずおもへる武士は云々古本には鬼コトメト書たり
(六十)好事不_レ如_レ無 碧巖集九の卷八に好事不_レ如
無云々砂石集五の卷十一_左學匠之怨解事條に天台云眞
ノ無生ノ人ハ福スヲ猶ナサズ何ニ況ヤ罪ヲヤト古ノ
大賢子ヲ誠テイハク慎テ善ヲ作コトナカレ子ノイハ
ク寧ロ惡ヲ作スベキヲヤト父ノ云善スヲ作スベカラ
ズ況ヤ惡ヲ作ス諸經ノ大意賢聖ノ通儀ナリ云々 爾
淮南子説山訓五丁オに人有_レ嫁其子而教之曰爾行矣慎無_レ爲_レ善
曰不_レ爲_レ善將_レ爲_レ不善邪惡之曰善且由弗_レ爲_レ現不善乎此全其天器

者高誘注に器猶_レ性也孟子曰
人性善故曰_レ全_レ天性云々
(六十一)シテ、イは鼓を云 源平盛衰記卅四の卷丁
右木曾可_レ追討_レ由の條に此知康ハ究竟ノシテ、イノ
上手ニテ鼓判官ト異名ニ呼ケル云々砂石集五の卷四
丁學匠之蟻蟻之間答事條に蟻蟻ニ問テ曰何故ゾ蟻ヲ
名_レ蟻邪 ナニノユエニアリチアリトナ
答前後有_レ故名_レ蟻クビ
レテ前後ノカタチアル 難_レ云 前後有名_レ蟻者於_レ輪子等
故ニアリト云ト答フ 難_レ云 前後有名_レ蟻者於_レ輪子等
不_レ名_レ蟻 リリウゴ等ヲモアリト云ベシトナリ 答不_レ爾前得_レ輪
子名_レ故執轉提等准例亦 爾 サキニスアト云ハズシテイ
モ例セバ亦シ 云々 此等を考にシテ、イは鼓の事にいへ
カリト答フ 云々 此等を考にシテ、イは鼓の事にいへ
り或説に鼓を打音をシテ、イと云より鼓の事にいひ
なせりといへり 爾世繼抄六ノ四十三丁ウに三鼓打を云て
イシテイシテイシテイ知 此受取リツ、大鼓ノ間拍子ヲ打也
云々又四十五丁ウ教訓抄九十三丁ウ又十六丁オ又十七丁ウ
(六十二)團子 砂石集五の卷十四_左學匠之蟻蟻之間答
事條に蟻蟻ニ問テ云何故蟻名_レ蟻耶答曰背上谷名_レ蟻者於_レ團子
名_レ蟻ニ似タル故ニト答フ 難_レ云 背上谷名_レ蟻者於_レ團子
等ニ不_レ名_レ蟻 背クホキ故ニタニトイハハダシ 前得_レ團子名_レ
故突拍子等准例亦爾 シカラズサキニガシゴノ名ヲ得ル故ニト
ビヤウシ等モ是ニナズラフベシト答ル也

云々古本に團子を「だんし」と書たるも又「だんす」と
書たるも有「だんご」は音訓雜呼の名なれば誤なるべ
くおぼゆれど新撰大筑波集卷に「花よりもだんごと
たれかいはず」運歩色葉集多部に團粉ダンゴな
どあればもとより「だんご」と呼けるなるべし宗長手
記群書類上卷卅四に宇津の山にて雨やどり此茶屋むか
しよりの名物だんごといふ一拘子に十づゝ必ずめ
らふなどにすくはせ興じて云々紹巴富士見記十四に
宇津山にいたりぬ我いらんとする道といへるは右の
谷に見おろして今は峯につきて登りぬ誠_レに葛楓は茂
りて木の下くらき五月雨の餘波に袖もすゝるにしほ
れ心細して里につきぬ關の戸近き鳥の子を十づゝ重
ねあぐる術よりもあやしき名物也俗言に團
子云々忘れがたき
まゝ口内に吟じつゝ行云々など見ゆ團子の漢名は藝
苑日涉に擧たれば考へし

右丁十一則に汝等諸人盡是唾_レ酒糟_レ漢云々とあり此
外にも見ゆ
(六十五)天邊 俗にテツヘンといひ郭公テンヘンカ
ケタカと鳴などもいへり碧巖集二の卷十一_右十三則に
不_レ知却問_レ天邊月_レとあり
(六十六)接待茶 今世往來の人に茶を施し水を施す
を接待茶接待水などいへり碧巖集三の卷廿六_左廿九則
に歸_レ川先於_レ朔口山路次_レ煎_レ茶持_レ待往來_レ凡_レ三年云
云と見ゆ 爾世繼抄八ノ十丁オ佛祖統紀十八ノ八丁オ同廿九ノ十一丁
ウ同卅六ノ十五丁ウ義舍アリ接待ニ同シ同四十九ノ二丁ウ新撰狂歌
集下四丁ウ哀傷部にせつたいのしに行ていつけう和尙_レたれしむ
なしよきやむしやうちや極上を
たむくるちやの湯あはれよの中

(六十三)様子 碧巖集二の卷卅丁八則に此乃下_レ句底
様子云々同四の卷一_丁卅一則に曹溪様子一摸脱出云
云同六の卷十八_左五十六則に看_レ取古人様子云々
(六十四)馬鹿の糟食 俗言に馬鹿の糟食といへり馬
鹿はボクの義にてホレとおなじ糟食は碧巖集二の卷

(六十七)七顛八倒 俗にシツテンバツタウといへる
は七顛八倒の字也碧巖集四の卷五_丁卅一則に到_レ這
裏_レ七顛八倒於_レ一切時中_レ得_レ大自在云々
(六十八)テキメン井タンテキ 俗語にテキメンとい
ふは靦面の字也又タンテキは端的の字也碧巖集二の
卷七_丁十二則に雪寶有_レ靜而善應頌_レ云靦面相呈不
_レ在_レ多端云々同集二の卷十一_右十三則に端的別云々端
的別雪寶讚歎有_レ分且通什麼處是別處一切語言皆是

佛法山僧如^レ此說話成^ニ什麼道理^ニ去雪寶微露^ニ些子
意^ニ道只是端的別云々

(六十九)盜不^レ過^ニ五女之門^ニ非賊不^レ打^ニ貧兒之家^ニ

盜不^レ過^ニ五女之門^ニといへる語後漢書に見ゆ碧巖集
五の巻^下四十一則に賊不^レ打^ニ貧兒家^ニとあるは同日
の談といふべし

(七十)喧嘩するのちぎり木 俗にけんくわすんで

のぼうちぎりといへり義經記にはいさかひ過てのち
ぎり木かなど有けんやうにおぼゆ碧巖集四の巻^下十五
卅五則に賊過後張^レ弓云々五の巻^下三十四則に賊過
後張^レ弓也漏還^レ不少云々六の巻^下五十一則に賊過
後張^レ弓云々とあり似たる詞といふべし

(七十一)人を打をくらはせると云事 今俗人を打は

るをくらはせるといへりそは棒をくらはしむるよし
也碧巖集五の巻^下三十四則に愈心不改又是要^レ喫
棒とある喫棒の義よりおこれる詞なるべし頭書

(七十二)あき目暗 俗に眼あれども文字よむ事あた
はざる者を明目盲といへり碧巖集五の巻^下四十二
則に居士打了更與說^ニ道理^ニ云眼見如^レ盲目說如^レ啞云

云有^レ僧云如何是新年頭佛法清云元正啓祥萬物咸新
云々年頭の字面^ニに見ゆ

(七十七)一人傳^レ虛万人傳^レ實 碧巖集五の巻^下十四
十七則に一人傳^レ虛万人傳^レ實云々同十の巻^下九十
六則にも見ゆ

(七十八)百日の説法屁一ツ 俗に功を積たる事の一
事に破る^レを百日の説法屁一ツといへり百日の間た
ふとげに説法せし聖も一時の失屁一聲にて人の信を
失ふたとへ也碧巖集五の巻^下十八四十八則に仕官千日
失在^ニ一朝^ニと有は同意の語といふべし頭書

(七十九)遍歴并托鉢 遍歴の字碧巖一の巻^下此間原
鉢の字同書六の巻^下三丁などに見ゆ頭書

(八十)千差万別 俗にセンジャマンベツと云は千差
万別の字也碧巖集六の巻^下四丁に万別千差と有八五丁に

(八十一)一ツ橋二ツ橋二本橋三枚橋并渡る 一ツ

云此眼見如^レ盲はアキメクラの義といふべし又八の
巻^下八十則に眼見^レ色與^レ盲等耳聞^レ聲與^レ聾等とも
有

(七十三)キテンガキクと云俗詞 俗にキガキク又は
キテンガキクといふキテンは機轉の字也碧巖集五の
巻^下四十二則に復轉^レ機道只此瀟灑絶云々同七の卷
十一六十五則に機輪會未^レ轉轉必兩頭走機乃聖靈機輪
是從本已來諸人命脈云々とある轉機の字義なる事疑
なし

(七十四)カツカウヨキ 俗言にカツカウヨキ又はカ
ツカウモノなどいふは恰好の字にてアタカモヨシと
云義よく叶へり碧巖集五の巻^下四十三則に自好恰
好云々

(七十五)シヤラクの人オシヤラクモノ 俗言にシヤ
ラクの人といふは瀧落の字を書べし碧巖集五の巻^下
四十四則に山云解打鼓向上人即是透脱瀧落底人云
云この瀧落底人は物に拘らざる通人をいふオシヤラ
クモノといふはこれより一變せる詞也

(七十六)年頭 年始を年頭といふは新年頭の義也碧
巖集五の巻^下四十四則に新年頭還有^ニ佛法^ニ也無清

橋又は一本橋といふ木一本を渡せる橋也二ツ橋は橋
二ツ並たるをいふ相摸國鎌倉郡瀬谷村に二ツ橋あり

此里は日蓮注書讀に見えて今も妙香寺といへる古跡
あり二本橋は木二本わたせる橋也江戸日本橋もも

は二本の木をわたしたるにや三枚橋は板三枚をわた
せるによれる名也江戸上野門前に三枚橋あり箱根湯
下の里にも三枚橋あり碧巖集六の巻^下五十二則に
趙州有^ニ石橋^ニ蓋李膺造也至^ニ今天下有^ニ名略約者獨木
橋也其僧故意減^ニ他威光^ニ問^レ他道久響^ニ趙州石橋^ニ到
來只見^ニ略約^ニ且不見^ニ石橋^ニ云々又響響をひやく又
はひやくさわたるなどいふも響^ニ趙州石橋^ニとある響の
字義也頭書

(八十二)一事は万事 俗に一事は万事といへり一事
にさとき者は万事にさときよし也碧巖集六の巻^下九丁
五十三則に一處透千處万處一時透と有は同義といふ
べし頭書

(八十三)めくら打 俗に盲目の人を打にたとへてメ
クラ打といふ詞也碧巖集六の巻^下五十四則に不
可^レ盲柳瞎棒とあり盲柳は盲目の柳を人に加るを

いひ瞎棒は一目の人の人を打をいふ共に事違ふよし

のたどへ也めくら打はた當處正からざれば盲柳踏棒の義に近し

(八十四)蛇の道はへビガシル 俗言に蛇の道はへビがしるといへり碧巖集三の卷^七廿二則に是精識^レ精是賊識^レ賊云々同四の卷^七廿二則八の卷^七七十四則にも見ゆ易に同氣相求とも有

(八十五)水涕 俗に水鼻といふは寒涕の字面を用べし碧巖集四の卷^{十二}に寒涕垂^レ頤と有はミヅハナの事也

(八十六)踏碓 俗に踏碓の事を地ガラともいひ立置て春を立碓といへり踏碓の字面碧巖集四の卷^{十二}三十四則に毎^レ踏碓忘^レ移^レ歩と有

(八十七)二王門 碧巖集四の卷^{十三}卅五則に又問此是何寺童子指^ニ金剛後面^一着^レ回^レ首化寺童子悉隱不見只是空谷彼處後來問^ニ之金剛窟^一云々二王は執金剛神也源^神集^五ノ^{十七}ト^ウツ^{十八}ト^ト

(八十八)貝杓子粥杓子 俗に汁を盛器を貝杓子といへり必貝に限らず銅又は木もて製れるもさいへり按に粥杓子を誤れるにや碧巖集四の卷^{十五}三十五則に文殊每於^ニ粥鍋上^一現被^レ無著拈^レ攪粥^レ便打^ニ云々と

あり攪粥^レ便打^ニ云々と

(八十九)厚面皮厚顔薄面皮 碧巖集七の卷^{廿二}七十則に不^レ免^ニ老婆心切^一面皮厚三寸云々書經夏書篇五子之歌に嚮陶乎予心顔厚有^ニ怙^一怙云々北山移文に豈可使^ニ芳杜厚顏^一蕪蕪蒙^レ耻云々庾信詩に向人長曼臉由來薄面皮云々西域記^四に我曹厚顏云々

(九十)金玉聲 白樂天が元微之が詩をほめて軸々金玉聲と作れるを歌にもこがねの玉のこゑなどよめり碧巖集八の卷^五七十三則に金聲玉振の字あり

(九十一)月代をもむ 俗に頭を剃時水或は湯もて濕すをサカヤキヲモムといへり碧巖集八の卷^{十四}七十六則に丹霞獨^レ以^レ盆盛^レ水淨頭於^ニ師前^一跪^レ膝石頭見而笑^レ之便與^レ剃^レ髮云々此語傳燈錄鄧州丹霞天然禪師の傳にもありしやうにおぼゆ後日に考注すべし淨頭はサカヤキヲモム事也

(九十二)自屎不^レ覺^レ臭井おかめ八目 碧巖集八の卷^{十七}七十七則に自屎不^レ覺^レ臭とあり自身はよろしとおもふ事他人は多く嘲弄せり圍碁の詞に岡目八目といへるもこれ也但外目八目を誤て岡目といへり岡見などいふ歌の心にはあらず同則に五祖云馬糞比^ニ麝

香とあり自物をば貴て馬糞をも麝香のごとくおもひ他物をば卑して麝香をも馬糞のごとくおもふ事人情の常也

(九十三)足をのばして臥す 碧巖集八の卷^{十九}七十八則に長連床上展^レ脚臥とある語は俗に足をのばして寐ると云詞にあたり

(九十四)ムザウサと云俗語 俗語にムザウサと云は無造作と書べし碧巖集八の卷^{廿三}八十則に山依^レ舊是山水依^レ舊是水無^ニ造作^一無^ニ緣慮^一と見ゆ

(九十五)殺人刀活人劍 殺人刀活人劍の語は無門關碧巖集傳燈錄普燈錄など所見枚擧すべからず碧巖集九の卷^一八十一則には殺人劍活人劍とも有

(九十六)土花八裂井地がひわれり 碧巖集十の卷^十九十五則に土花八裂とあるは照日に地上がわれて八裂の筋ゆるよし也

(九十七)吹毛劍 碧巖集十の卷^{廿九}百則に劍及上吹^レ毛試^レ之其毛自斷乃利劍謂^ニ之吹毛^一也云々杜甫詩に鋒先染血騎突劍吹毛韓愈炭谷湫祠堂詩に吁無吹毛及^ニ血^一此牛蹄^一般

(九十八)箕田渡邊松浦の稱號 渡邊系圖に○嵯峨天皇

源融 昇

仕 武藏守從五位下

敦 左少將淨子號^{箕田源次}武藏國足立郡内箕田郷ト云所^ニ被^レ流^一其後一字名號^{箕田}也又號^{箕田源次}但實^ハ美田源氏ト云ケカク云也

綱 内舍人五位源光耶等四天王其最也天下第一之弓上手也

久 鎮四松浦之祖 正 松浦小源次依^{源次別當} 實旨^{改公賴}

按渡邊系圖は系圖纂一の卷に載たり今は要を取て抄出せり

尊卑分脈^二の嵯峨源氏の條に○仁王五嵯峨天皇

融 昇

仕 武藏守從五位下 宛 號^{箕田源二} 一號^{淨男}云々無旨

綱 源賴光四天王内舍人有^子孫^{渡邊}源次號^{渡邊源五}一號^{源二}敦男ト云々

按十四卷系圖第二の卷に載たり系圖纂に所載と異同あり

本朝武家評林系圖^三の嵯峨源氏渡部之系圖に○

仕 箕田武藏守從五位下
武藏國ニテ卒ス五十二歳

充 箕田源次
天慶七年卒ス二十一歳

綱 渡部源次瀧口内舍人源頼光四天王隨一ノ臣也
母ノ胎内ニ有テ父ニ後レ叔母ニ養テ攝州渡部ニ住ス

久 渡部別當 直 渡部源太夫
攝州住 正 渡部 此二人肥州松浦ニ住ス

按武家評林系圖は後の物にてうけがたきことおほし仕は武藏守に任じたれど箕田と稱號せし古き證なきをこは前々太平記などの妄説を信じて作れるものや充は或は宛に作り或は致に作るいづれも「アツ」と訓べくおぼゆ「アツシ」「アツル」「ミツル」など訓んには字通用しがたし

然阿上人傳に仁治元年庚子仲春入ニ鎌倉ニ而初住ニ吉谷悟真寺弘通淨土宗一時平副帥經時信之館内奉レ請開法受戒持ニ十念ニ傳ニ血脉ニ歸ニ宗門ニ三月中集ニ材木於佐介谷ニ建ニ立ニ淨刹ニ號ニ蓮華寺ニ安置金色阿彌陀三尊像并善導大師眞影及大辨財天像等ニ以ニ然阿

爲開山祖寄附武州安達郡内箕田郷ニ以爲寺領ニ充行三寶衆僧供養子時武州二十四郡爲經時私領ニ故如斯云々按然阿上人傳一卷沙門道光が撰にて卷末に弘安第十天南呂下旬候謹疏とありて古書也然阿上人諱良忠光明寺の開山にて永仁元年七月記主禪師と諡號を賜ふ鎌倉志七の卷^{廿六}右光明寺條に此傳文を引たれど出所を記さずまた片假名文にさへ引直したれば原本の眞面目にたがへり大橋長方が武藏演露足立郡部に東鑑云平經時武州安達郡内箕田郷ヲ相州之光明寺ノ寺領ニ附スといへるは鎌倉志説を襲て吾妻鏡にも出たンめりと開推に東鑑云と書たるなり吾妻鏡にはたえてなき説也○太田道灌幕京集^{卷下}に箕田の別業に侍りしころ年のくれに清閑寺の二位殿へ文奉るとてまうしつかはしける「うきことは柴の扉のあけくれてすき行年のなにをしむらん」按山岡侯明が武藏志料古蹟部に今思ふに是は品川のこなたなる箕田八幡のあたりを三田といへる所にはあらず熊谷宿の此方なる箕田村なるべし此所忍城へも近く中山道の内なればかたぐその便よろしかるべし足立郡の内也江戸より十三四里の行程也此箕田に満願寺六

孫王の遺跡といひ寶持寺とて渡邊綱が開基の寺といふ有といへりされど太田道灌江戸を居城とし十里餘隔れる所に別業をトべくもあらず不慮の事あらんをり入城の便あしければ足立郡の箕田といへるは字に据たるのみにて深く考へざる説とすべし川越城に住たらんにも六七里の行程なればかたぐおぼつかなしこは今の芝の三田邊に海上眺望の景地を撰て別業をまうけたるなるべくおぼゆ○倭名類聚抄^{卷六}の國郡部武藏國荏原郡郷名に御田云々按御田は磐井神社なごの神田に据たる名なるべし北條分限帳に武藏の石井氏ありイハキと訓べくは磐井によしありといふべし○平家物語劔卷^右に其比攝津守頼光ノ内ニ綱公時貞道末武トテ四天王ヲ被レ仕ケリ中ニモ綱ハ四天王ノ隨一也武藏國ノ美田ト云所ニテ生レタリケレバ美田源次トゾ申ケル云々○按系圖に源敦實田源次武藏國足立郡内箕田郷ト云所ニ被レ流罪とあるは其地名劔卷と符合せり然阿上人傳堯惠の北國紀行などにも見えて今の足立郡彌陀宿その舊地也劔卷は古本平家物語に附たるを今は誤て太平記の始に添たり○堯惠北國紀行^{群書類從本六丁右}に箕田といふ所にあかして武藏野

をわけ侍るに野徑のほとり名に聞えし狭山有云々按これは西遊行叢抄に見えたる彌陀宿の事にて鴻巣熊谷の間にあり武藏國圖に箕田と記し武藏演露に箕田村上下といへり劔卷渡邊系圖などの綱が出生の地の美田はこゝなるべし然阿上人傳にも見えて古代より足立郡に箕田の里ありし事疑べからず○山岡侯明が武藏志料人物部に源渡邊綱渡邊系圖に源次充被レ配ニ武藏國足立郡箕田郷ニ大力而有武勇譽ニ於其屋地ニ祝ニ納於箕田八幡宮今按に是は中仙道のこなた鴻巣と熊谷の間に箕田と云所あり綱の舊跡とて寺社あり今江戸の芝三田を其所也と云て三田八幡と云社もありまた會津家の別業の内に其舊跡在よし林春齋が鶴峰文集の中に箕田園記あり是は土俗の傳にまかせて書たるのみにて徴とするにたらず又三田家譜に依れば三田參河守その子駿河守綱勝といふ人武藏國三田に住るよし有て代々綱の字を名乗に付しゆる後人思ひあやまりて箕田の綱と思ひし成べしと或人のいへるはさも有べし云々按箕田園記を信用せずして綱が出生の地は足立郡の箕田なるべきよしは大橋長方が武藏演露足立郡部瀬名貞雄が新編江戸志^{卷六}の卷な

ごにもろうじたりこゝに三田系圖を引ていへる説は
劔卷渡邊系圖などに齟齬すればとらず足立郡箕田村
今上下に分れたるよし武藏演義に記したれど國圖に
は箕田とのみ見ゆ西遊行囊抄二の上卷には彌陀宿長
き村也三田と云は非也と有箕田三田彌陀御田美田は
いづれにても字に抱らぬ事なればくるしからず然て
綱出生の地は足立郡箕田にて後に本國攝津國渡邊に
は歸住けるなるべし渡邊は攝津志四の卷西成郡部に
渡邊舊在大坂平野町再移居于此といへり平家物語
十一の卷逆艦の條に攝津國渡邊福嶋兩所ニテ舟揃へ
シ云々同十二の卷土佐房被斬條に攝津國渡邊ニテ
逆艦タテウ立ジノ論ヲシテ云々源平盛衰記十九の卷
文覺發心の條に渡邊ノ橋供養アリ盛遠云々其日ノ奉
行シケレバ云々同廿六の卷如無僧都母放龜條に天
王寺詣の時渡邊ノ橋ノ邊ニテ鶴飼龜ヲ取ツ、既ニ龜
ヲ殺サントセシ時云々同四十一の卷梶原逆艦の條に
日比渡邊神崎兩所ニテ舟ソロヘシケルガ云々同四十
二の卷義經解纜四國渡の條に渡邊島ヨリ舟ヲ出ス云
云劔卷左丁に綱が養母渡部に在ケルガ上タリトツ答
ケル云々など此外古書の見見杖擧に違なく歌にも堀

川百首に隆源がわたのべの大江の岸とよめるを始に
ていとおほかり稱名院殿高野紀行西遊行囊抄十五の上
などにも見えて攝津國西成郡の地名也渡邊嶋は今難
波嶋といふ此處に住たれば渡邊黨といへり源左衛門
尉渡も同族なるに遠藤武者盛遠渡邊橋供養奉行の條
に並の里に住たるよし盛衰記に見え劔卷太平記廿二
丸切丸などに渡邊黨といひ劔卷に渡邊の伯母綱を母
が生落しより請取て養をだてし事も見ゆ是かれば
もひ合するに嵯峨源氏はやくより攝津國渡邊に住た
れば渡邊黨といひ仕が武藏守になりて下れるより武
藏國にゆかり出來其子の宛武藏に住て箕田と稱し綱
も同處にて生れたれば箕田と稱せるなるべし尊卑分
脈には綱渡邊源五一説源二渡邊黨と號とあり渡邊黨
の中に紛れざる様に出生の地名によりて箕田源二と
も稱けるにやさて綱が子久源次別當鎮西松浦祖と系
圖に見え吾妻鏡廿六の卷三丁右に松浦執行源授鶴田五郎源駒
と肥前國松浦庄西郷内佐里村壹岐泊牛牧等相論事あ
り鶴田も同族にて松浦黨にや又劔卷左丁に鳥海三郎
安部宗任は筑紫へ流されたりけるが子孫繁昌して今
にあり松浦黨とはこれ也とあれば安部氏の松浦黨も

あれど一字名乗の族は源松浦にて安部松浦とは別な
るべし○與清曰武藏のみたの里在源郡なるは御田三
田など書き足立郡なるは美田彌陀など書き箕田は二
所に通用せりいづれも古來の地名にて太田道灌の別
業有しは在源郡渡邊綱誕生の地は足立郡也これ北條
武藏守平經時執權のをり鎌倉光明寺領に寄附せる所
なりさて武藏守源仕は國府に住たりけんにその子源
二宛足立郡箕田に流されそにて綱を生たるを故郷
攝津國渡邊の里なる伯母とて養て成長の後渡邊源二
と稱號せるをもと箕田出生の男なれば箕田源二とも
呼けるなるべしかくて渡邊に住るほど源賴光攝津守
にて下られしに隨從し四天王隨一の郎等といはれし
にや綱が子の源次久鎮西松浦に下り松浦黨の祖とな
れりまた安部宗任も松浦に流されてその子孫を松浦
黨と稱すされど一字名乗の族は嵯峨源氏なるべけれ
ば源松浦と安部松浦と同稱二黨ありと知べし○舊本
今昔物語廿五卷源宛平良文合戰語に今昔東國ニ源宛
平良文ト云二人ノ兵有ケリ宛ガ字ヲバ箕田ノ源二ト
云良文ガ字ヲバ村岳ノ五郎トゾ云ケル……傳へ語リ
タルト也

箕田は足立郡村岡は大里郡にて其間四五里ばかりあ
りといへり

松屋筆記卷之七十九

平與清稿

(一) 疱瘡のさゝ湯 吾妻鏡卅五の卷十三に寛元元年十月一日若君御疱瘡御平復之間今日午剋御沐浴之儀醫師頼行廣長等朝臣賜_{祿各御服一服}と見ゆ赤斑瘡三の卷にさゝ湯の事をいへりここに補べし

(二) 似繪 吾妻鏡卅四の卷十二に當_{將軍家御時}關東射手似繪可_被圖之由有_{其沙汰}云々長門本平家物語二の卷六十二明雲僧正被_{流罪}條に一行もことより大唐一のにせ繪の上手にておはしければ云々承久記下卷十三に六波羅ヨリ御出家可有由申入ケレバ則御戒師ヲ被_召テ御グシオロサセ御座ス忽ニ花ノ御姿ノ替ラセ給ヒタルヲ信實ヲメシテ似_繪ニ寫サセラレテ七條院へ奉ラセ給ケレバ云々太平記十八の卷春宮入洛の條に昔漢ノ李夫人甘泉殿ノ病ノ床ニ臥テハカナク成給ヒシヲ武帝悲ニ堪兼テ返魂香ヲ燒給ヒシニ李夫人ノ面影ノ煙ノ中ニ見エタリシヲ似_繪ニ書セテ御覽セラレシカドモ言ハズ笑ハズ人ヲ愁殺スト武

帝ノ歎給ヒケンモ實ニ理ト思知セ玉フ云々宮御目モアヤニ熟々ト御覽ズルニ此程坐ニ御心ヲ盡シテ夢モセメテ逢見バヤト戀悲ミ給ヒツル似_繪ニ少モ違ハズ云々古今著聞集十一の卷十六畫圖部に後堀川院御時似_繪を御好ありけるに北面下臈御隨身などの影を左京權大夫信實朝臣をめてかゝせられけるに云々増鏡六の卷廿老の波に人の國より女の本を尋んには此宮_{五丁}の似_繪をやらんなどぞ父の御門も仰られける云

(三) 辻々簀屋 吾妻鏡卅五の卷十四寛元元年閏七月六日の條に洛中辻々簀屋雖_被定_{員數並立所}一依_無其地一兩所于_{今未}作云々仍今日有_{沙汰}彼地事以_承久沒收注文_尋出便宜之地_可被_{相傳}之由被_仰六波羅云々太平記二の卷南都北嶺行幸の條に四十八箇所ノ簀甲冑ヲ帶シ辻々ヲ固ム云々同四の卷等置囚人死罪流刑の條に殿法印良忠ヲバ大炊御門油小路ノ簀小串五郎兵衛尉秀信召捕テ六波羅へ出シタリシカバ云々また法印ヲバ五條京極ノ簀加賀前司ニ預ラレテ禁籠シ云々按に簀屋は今の見付番辻番などの類にて洛中の便宜の辻々に番屋を立簀を燒

て非違を改る役所也其番所を簀屋といひ其奉行をもやがて簀といへる也

(四) 熊野山不_夏詣 高山おほく盛暑の時を待て登るは其寒氣に堪ざれば也さるに熊野山のみは夏詣を禁ず榮西和尚喫茶養生記_{卷上}茶功能條に南人者廣州等入也此州瘴熱地也瘴此方赤蟲病云唐都人補_{受領}到此地二十之九不_歸食物美味而難_消故多食_{檳榔}子喫_茶若不_喫則侵_身也日本國大寒之地故無_此難_尙南方熊野山夏不_{參詣}爲_{瘴熱}之地故也と見ゆ

(五) 酒の異名 沙門蘭叔が酒茶論に晋陶醉酒漢常愛_{酒而無}一點俗_{繼呼爲}第一達磨_{抑又僧家號}般若_湯專用_之云々また若論_{酒之靈地}中_{或有}上若下若_{一村}云々鰥寡孤獨者以_{酒作}掃愁_帚云々吾妻鏡に上林下若と見え日蓮書に大乘水といへり又杜康聖賢等の名から書に見ゆ谷響集三_世飲中八仙歌註米汁謂_酒云々_顯著提水般若湯谷響集五_ノ十五_丁オウ

(六) 茶のよみ法 酒茶論に該曰至_{宇治}茶有_{清音}餘皆濁音云々たとへば宇治チャと茶もじを清てよび虎溪チャと茶もじを濁てよぶをいふ也

(七) 徳を以て怨に報ゆ 砂石集八の卷十四先世房事條に經曰怨ヲ以テ怨ヲ報ズルハ怨ツヒニツキズ草ヲ以テ火ヲケスガゴトシ云々

(八) 器のよきは實にあらず 砂石集八の卷十七先世房事條にオモキ寶メツラシキモテアソビ物ヨキハモトムルモ苦シクマホルモワツラハシ失ヌルモノナゲカシ常ニモ用ヒズシテ用ニモタ、ズ若ハ人ノカルモイタハシク覺エ心ニカ、ル事有_ワロキ物ハヲシカラズシテ常ニ用レバ當時大切也ウセヌルモノナゲキナシ人ニトラスルモ惜カラズ旁得ハ多ク失ハヌクナシ云々楚國にたい善もて實とすともいひて實なきを耻るは小人の志也

(九) くかすと云詞こかすと云俗語 砂石集九の卷十三_丁強盜法師之道心有事條に或ハ人ヲニガシ物ヲクカサセ云々又_{十四}人ノ命ヲモ助ケモノヲモスコシクカサセテ云々按に今俗に物をこかすと云は此クカスの轉語也

(十) 欲に頂なし井欲の鉤欲の熊鷹 砂石集九の卷十八_丁證月房上人遁世事條に愚ニシテ過分ノ振舞オフケナキ果報ヲ望ミ名聞利養ノ心ヲ恣ニスルホドニ不足

ニノミオボエザルナルベシ慾ニ頂ナシト欲心ハソノ
 キハマルコトヲシラズ頂生王ハ南州ノ王ナリ不足ニ
 思テ四州ヲ打取猶不足ニ思テ四天王ヲウチヌ切利天
 ヲ打取ラントシテ果報盡テ墮テ死ニケリサレバ身ノ
 分ヲ知テ振舞ベシ云々 爾爾若氣動進候に欲の熊鷹股をさく
 見ゆ
 (十一) 迎講の始 砂石集九の卷丁ウ迎講事條に丹後
 國普甲寺ト云所ニ昔上人有ケリ……佛ノ來迎トテ
 引ヨセシテ案ジ始メ給ヘリト云説モ侍リ云々
 (十二) 沐雨櫛風は周武王の故事 魏志九丁ウ文帝
 紀注に武王親衣甲而冠冑沐雨而櫛風爲民請命
 則治ニ万国云々唐の太宗の故事と思ふべからず
 (十三) 金剛號 天子灌頂を受給ひしに金剛號を奉る
 眞言傳一の卷丁ウ不空三藏傳に不空號登壇散華號也
 ト云ヘリ是金剛號ナルベシ云々
 (十四) 慈心降一切魔 宋高僧傳五の卷丁ウ唐中嶽
 嵩陽寺一行傳に釋門以慈心降一切魔微僧曲見莫
 若大赦天下云々
 (十五) 武衛 魏志十三丁ウ褚傳に褚身斬首級遷
 武衛中郎將武衛之號自此始也云々

(十六) 業鏡堪然最明寺殿の辭世 嘉泰普燈錄廿三の
 卷丁ウ智府葛鄰居士の條に業鏡忽然撲破云々同廿四
 の卷丁ウ温州陳道婆條に本性堪然本無去住云々此
 字面最明寺入道の辭世に業鏡高懸三十年一槌打碎大
 道堪然とあるを注すべし 堪然高僧傳
 三ノ十七丁ウ
 (十七) 一場笑具笑柄笑端 嘉泰普燈錄廿四の卷丁ウ
 處州法海立禪師條に我身尙且不有身外鳥足道哉正
 眼觀來一場笑具云々實に世間のありさま大悟して觀
 る時は一場の笑具ならざるはなし 爾爾笑柄笑端五代
 史廿八丁ウ六
 丁
 (十八) 行燈燈籠 嘉泰普燈錄廿三の卷丁ウ燈籠
 柱云々同廿四の卷丁ウ指行燈一曰如此燈二者離性
 絕非本自空寂理則具矣云々 爾爾今川大尊于上ノ四十四丁
 一モタセベシ云々野客十二ノ廿一丁ウ
 (十九) 禪者禪人 同廿四の卷丁ウ禪者の字あり禪
 人の字は諸書所見おほし
 (廿) 日用 日用の字面普燈錄廿四の卷丁ウに見ゆ義
 堂の日用工夫集あり
 (廿一) 作字新字 作字の事吳志孫林傳三の卷丁ウ注に吳
 錄載休詔曰人之有名以相紀別長爲作字憚其

名耳……垂嗤駭於後代亦不異乎云々唐書に武
 后の名暨といふ字を作り天武紀に新字を作れるよし
 も見ゆ字鏡字鏡集などにめづらしき字多きは天武の
 御代の新字にや
 (廿二) 飛札飛筆 今の人飛脚にもたせやる急用の書
 を飛札といへり吳志三の卷丁ウ孫皓傳注に公其勗勉奇謀
 飛筆以聞云々とあり飛筆は今の飛札の義也
 (廿三) 歸命 歸命頂禮の歸命の字面吳志孫皓傳丁ウ八
 に歸命侯また丁ウ九歸命之寵また注丁ウ十二に降及歸命
 之初など見ゆ
 (廿四) 髮に油を塗る 宋高僧傳十八の卷丁ウ唐齊州
 靈巖寺道鑿傳に寺中淨人每於像前占燭燈添油
 助燼意盜油塗髮耳居無何其髮焦卷而墜傍人勸
 令禮懺別買麻膏增炷平復如初云々
 (廿五) 白土山 參遠の國中に白色の山所々に見ゆ下
 野日光近邊の小山にも有しやうにおぼゆは諸國に
 おほかるべし靈鷲山一名白塔山といへり宋高僧傳廿
 の卷丁ウ音釋に塔常演切白土也とあり白土の山は塔
 山といふべし 爾爾王子年拾遺
 記一ノ七丁ウ
 (廿六) かみみるかうがへかみがふる「かみみる」

は照見にて物をてらし見る義也「かみ」は「かみやく」
 の「か」にてひかりてる事也撰集抄一の卷丁ウ行賀僧
 都耳切因縁事條に三世の佛たち我二つなき心をか
 み給ひていさゝかの慈悲の心をおこす身となさせ
 給へ云々かみがふるはかみみるを延たる語なればか
 んがうると書べし「み」を音便には「う」と書べく「ふ」
 とは書まじき也都て音便の字はほうじたまうてなど
 やうに書例也かうがへはかみみるを延たるなれば「か
 うかみ」と書べし
 (廿七) 月中の兔 月中の兔の諸書所見おほし西域記
 七の卷丁ウ婆羅痾斯國條に狐兔猴の三獸帝釋を供養
 して兔身を燒條に見ゆ 爾爾佛祖統記廿二ノ十七丁ウ月中
 三ノ十
 五ノ十
 (廿八) 風前の燭 西域記八の卷丁ウ摩揭陀國上に世
 間富貴危甚風雨云々
 (廿九) 虛名不欠 西域記八の卷丁ウ摩揭陀國上に馬
 鳴退而言曰此子今晨聲聞失墜虛名非欠斯之謂也
 (卅) 日本紀の注釋など法師沙汰すべからず 明月記
 承久元年五月廿日の條に顯昭付家長進日本紀歌
 注云々日本紀者我朝之國史尤可重若可有其沙

次大臣公卿官外記尤可奉行一賦非法師撰進之仁一
賦云々按にこは定家卿の心狭き説也法師にもあれ山
伏にもあれ學問優長の何の書にても注釋を下さで
やあるべき

(卅一)言靈 万葉五丁に言靈能佐吉播布國云々同
十三丁に志貴嶋倭國者事靈之所佐國叙眞福佐與具云
云此等の言靈は人の言語に自然奇妙の靈備りてたど
へばかくあれかしと祝へばその祝言のしるし有よし
也大鏡一の卷醍醐の段に「いはひつることたまなら
は百年の後もつきせぬ月日こそ見め」此は中將の
百年までの月を見よとよまれし御返しにそのことの
はに靈ありて末たがはず皇子の御齡長く百年の月を
見給はんよし也

(卅二)天守 遺老物語八の卷永祿以來出來初之事と
云所に殿守の起りは永祿元年春尾州樂田の城主その
城中に高二間餘に壇をつき其上に二階の矢倉をたて
八幡宮愛宕權現を祭りて敵を防ぎたるより諸方にも
聞及びて之をつくり信長にいたりて甚大に成りし事
江州安土の殿守其濫膺のよし見ゆ風俗文選の李由が
湖水賦に安土山總見寺は信長の城跡日本天守の始り

七重の莖を聳やかす云々細川兩家記上卷十二に攝津
國伊丹城の天守にて腹切たる事見ゆ之永正十七年正
月の事にて永祿元年より卅八年前也安土築城は天正
四年なれば永祿元年より十九年後大永元よりは五十
六年の後なり遺老物語の説うけがたし勢州四家記廿
七年後也

丁天正十二年の條に瀧川下總守伊賀より來り松ヶ嶋
請取籠城せり日置大膳亮加勢して天守は瀧川守護し
門矢倉は日置守護する也と有願圖願圖問答二ノ九丁ウ
老談記三十丁ウに天守の始りは井樓より起る材木を丈夫に組上堀を
のり狭間を切て次第に高くなし後に天守と成し也信長公の時安土に
て初て五重の天守出來し秀吉公の時に七重と成し和
爾雅二ノ廿二丁ウ居處門に殿守俗城上高樓曰殿守

(卅三)國分寺 天永寺安國寺大成寺天下に立 聖武の
御世天下に國分二寺嶋分寺を建られし事は國史類聚
三代格類聚國史元亨釋書政事要略延喜式など所見枚
舉に違なし曆應年中足利將軍の御願にて六十六州に
安國寺を立られし事太平記義堂空華集廿三丁ウなどに
見ゆ鳥羽院天永寺を諸國に建給へる事鹽尻八の上卷
にいへり永祿年中織田右府切支丹の永祿寺を安土城
下をはじめ諸國に立後に大成寺といふよし武徳大成
長崎志吉利支丹由來記南蠻寺秘録耶蘇征伐記などに

見ゆ吉利支丹が來れる始は吉利支丹由來記には弘治
三年丁巳の秋とし南蠻寺秘録には永祿十一戊辰年と
し耶蘇征伐記には天文廿年九月の事とす長崎夜話草

長崎志などには元龜元年より長崎に來れるよしいへ
り天下に寺を建られし事前後四度に及べりまた國々
の府に八幡宮を祭る事は鎌倉右幕下御崇敬に事起れ
りとおぼゆれど未その證を得ず願圖安國寺の事國大曆三
ノ最明寺入道諸國ニ塔婆ヲ立ラシメ室町日記二ノ卷ニ見ユ丹安國
寺流水集四ノ五丁ウ伯ノ安國同集四ノ十三丁ウ紀ノ妙巖山安國同卷
十四
丁ウ

(卅四)因果 成唯識論三の卷八丁に如是法喻 意顯
此識無始因果非斷常義謂此識性無始時來刹那刹
那果生因滅果生故非斷因滅故非常非斷非常是緣
起理故説此識恒轉如流云々尙委く閱て知べし

(卅五)隨緣眞如の波 唯識論三の卷廿丁に入楞伽經
亦作是説一如海遇風緣起種種波浪現前作用轉
無有間斷時藏識海亦然境等風所擊恒起諸識浪
現前作用轉眼等諸識無如大海恒相續轉起諸識
浪故知別有第八識云々

(卅六)天地の始雞子の如といふ説 神代紀上に古天
地未割陰陽不分渾沌如雞子溟滓而含牙云々禮

記月令正義三五曆記など引て注したり利瑪竇が坤輿
萬國全圖説に地與海本是圓形而合爲一球居天球
之中一誠如雞子黃在青肉内云々

(卅七)吉利支丹の事 後奈良院天皇天文十年辛丑七
月波爾杜瓦爾人二百八十人許大船に乗て豊後國神宮
浦に來着す武備志に西蕃波羅多伽兒國佛來釋古者
傳鳥銃於豐州といへるは是なるよし探覽異言に見
ゆ西洋紀聞の説はたおなじ其後天文十二年八月の比
彼國人再薩摩國多福島に來着せる事南浦文集に見ゆ
崎陽雜記には此度を西洋人渡來の始といひたれど天
文十年七月を始とすべし天文廿年の比はもはら其教
法を弘通し安藝廣島周防山口備前岡山播磨姫路など
を経て和泉攝津に來り永祿の比は近江安土の右府信
長公に招請せられ其法行はれて安土をはじめ諸國に
永祿寺といふ耶蘇宗の寺を建らる後に南蠻寺といへ
り京師にも五條堀河一條油小路に大成寺を立て弘通
せり武徳大成長崎志吉利支丹由來記南蠻寺秘録耶蘇征伐記
來記南蠻寺秘録耶蘇征伐記其時大成寺に自鳴鐘をか
けたる事耶蘇征伐記にいへりまた豊後の大友宗麟耶
蘇に淫し家臣植田玄佐を天文十二年に西洋に遣して
其法を受傳へ紀聞これを諫るものあれどもうけひか

古簡雜纂に其説書 京都にも西洋人を率てのぼり織田
 右府などにも説聞せたりし也此耶蘇の毒諸國になが
 れ吾國大に彼宗に傾かんとせしに和泉堺人西宗信と
 いふもの神祖の内命を受けて西洋に渡り三年習學して
 歸り來て始て邪宗のよしを言上し考談一慶長十六年
 肥後國の僧駿河にまゐりて吉利支丹は軍陣を用ずし
 て日本を取んため計のよし白狀せしより其宗の者
 を刑し流し由來記繪踏などいふ法を立て悉く對治し
 給へるは秘録實に古今の英斷也西湖志外紀に浙江
 通志を引て今日日本於海口收港登陸之處鑄銅爲天
 主跪像一抵其國者不踏天主像一則罪至不赦一夫既
 爲天之主而受海外一國如此蹂踐毀蔑卒亦無如何
 何其不能禍福人明矣と見ゆさて耶蘇吾國にい
 りし始は天文十年七月にて其師フランシスクスサベ
 イリウス佛來釋豐後神宮浦に來着す西洋紀聞波爾追拂
 されしは慶長十六年以後の事也由來記吉利支丹明にいりしは
 万曆廿九年利瑪竇が來りしが始にて職方外紀序廿二史割
 傳破耶蘇王日本におくる事六十年許也和蘭
 學は耶蘇の域を免る事能はず此學世にひるごらん

には末遂に耶蘇の犯到らんもはかりがたし四大洲中
 但大日本神國のみ彼宗邪を擯斥して快しとも快き政
 迹なればこれに穢れん事くちをせしからずや同氣相求
 の理あれば耶蘇を禁じはてんにはまた和蘭學をも禁
 ずべし頭圖松の落
 (卅八)浮渚在平處字岐士麻理蘇理多々斯 神代紀下
 五丁に既而皇孫遊行之狀也者則自穗日二上天浮橋
 立於浮渚在平處立於浮渚在平處此云羽企而齋宮之空國
 自頓丘一覓國行去頓丘此云此國此云到於吾田
 長屋笠狹之崎矣云々又云々一書曰云々到日向襲
 之高千穗穗日二上峯天浮橋而立於浮渚在之平地
 齋宮空國自頓丘覓國行去云々與清日浮は沼の類な
 にて人力もて作れるを池といひ自然の大なるを沼小
 るを浮といへりとおぼし「しまり」は「下り」也浮の中に
 しまりたる所をいふ島といふも同義にて自擬しまり
 たるを自擬島といふがごとししたひらは浮のしまりた
 る中の平なる所をいふ浮渚ある所の平地の義なり古
 事記上には於天浮橋字岐士麻理蘇理多々斯とあり

りこれは傳への異なるにて於と蘇は寫誤なるべし於
 は從の誤蘇は能の誤にて從天浮橋字岐士麻理能理
 多々斯互なるべし能理は爾於里の約にて天の浮橋よ
 り浮渚に下立しての義と見れば明か也又按に通鑑綱
 目廿五七十二宋文帝元嘉十八年條の集覽に由於也と
 見えたれば於天浮橋をアメノウキハシヨリと訓べき
 事勿論也蘇理多々斯は余蘇理多々斯の約にや万葉に
 吾ニ依ソルなどもよめりこは天浮橋より沼島に寄副
 て出立すこゝろとすべくやまた天浮橋は天より通ふ
 道にてその道のほどの浮島に副出立す事とせばアメ
 ノウキハシノウキシマリニソリタ、シテと訓べしと
 ては於を「ニ」と訓べし

(卅九)水牛 本草綱目五十の獸部牛の條集解に時珍
 曰牛有犍牛水牛二種犍牛小而水牛大也犍牛有黃
 黑赤白駁雜數色水牛色青蒼大腹銳頭其狀類豬角如
 擔矛云々文選八司馬長卿上林賦に沉牛壘塵注に
 張揖曰沉牛水牛也能沈沒水中云々史記司馬相如傳
 に沉牛壘塵注に漢書音義曰沉牛水牛也正義曰壘似
 鹿而大按糜似水牛云々漢書司馬相如傳上に沉牛
 壘塵注に張揖曰沉牛水牛也能沈沒水中云々玉篇廿

の牛部に抗古郎切水牛また枕直深切水牛云々五音集
 韻……正字通に抗枕字之譌舊註訓水牛改音剛
 非云々また枕稱人切音沈海牛相如上林賦沈牛註張揖
 曰水牛能沒入水中齊地志出登州海島中形似牛
 鬣膠皮可供百用寰宇志名潛牛廣志名沈牛又
 家畜水牛與枕牛一別一種大腹銳頭蒼青色亦有白者
 性喜狎水角勁強能與虎鬥本作沈俗作沈舊註音審
 汎云牛名誤又抗音剛枕音兀訓水牛皆枕字之譌誤
 與舊海一同云々抱朴子に水牛結陣而却虎云々格致
 鏡原八十六牛部詳類條に異物志周留水牛也毛青大腹
 銳頭青尾鬣林異物志州留者其毫水牛蒼毛豕身角若
 擔矛術謹其體與虎爲響廣志州留頂上肉大如斗
 似彘駝日行三百里云々又詳考索牛有二種一
 曰沈牛一曰善水者也一曰沙牛俗亦謂之黃牛一
 云々勝之助漂流記に巴旦國水牛は牛より大に相見毛
 色は牛より薄く御座候角杯も牛より太く大きに相見
 候車杯を曳せ申候用事濟候時は水中へ這入顔ばかり
 出し居申候食物は牛同様にて候云々與清日水牛二種
 あり家畜の水牛と枕牛と也枕牛一名は周留物志字
 亦作州留一名は海牛正字一名は潛牛字といふ虎

と戦ふ猛獸にて水牛の皮の桶などに作れるこれ也勝之助が西洋巴旦國にて見しは家畜水牛なるべし勝之助天保元年寅三月備前岡山を船出し漂流して西洋巴旦呂宋などにいたり同三年辰七月歸朝せるほどの記一卷あり

(四十)自鳴鐘 聖朝破邪集一卷万曆四十五年二月會審王豐肅等犯一案吳爾成云云々于萬曆廿九年三月内前到南京西營街居住先十年前有利瑪竇龐迪峨郭居靜羅儒望等已分住南京等處利瑪竇要進京貢獻寄書澳中到王豐肅處索取方物進獻於是豐肅携自鳴鐘玻璃鏡等物前來此時利瑪竇先已進京隨將方物等件寄進京貢獻訖云々按に自鳴鐘は明の万曆廿九年王豐肅が献せんとせしにはやく利瑪竇貢獻せる方物の中にありと見ゆさては万曆廿九年の比利瑪竇が貢獻を漢土自鳴鐘の始といふべし頭圖刻文五十五ノ廿七 ○同書同卷に吳爾成移南京都察院咨曰云々即所私物一渾天儀自鳴鐘之類俱怪誕不準於繩迂濶無當於用嘗考堯舜之世有璣璣玉衡以齊七政之法歷代相傳有銅壺滴漏以測晷刻之法豈無類類如王豐肅龐迪峨等其人絶

不聞有是此規制也云々 ○通雅十一天文曆測部に近有以鐵丸圍轉代流水者如今自鳴鐘亦一法也 ○五雜俎二の卷四十に西僧利瑪竇有自鳴鐘中設機關每遇一時輒鳴如鐘是經歲無傾刻差訛也亦神矣云々同五の卷廿五に元順帝自製宮漏藏置中運水上下既上設三聖殿腰立玉女按時捧籌二金甲神擊鼓撞鐘分毫無爽鐘鼓鳴時獅風在側飛舞應節既兩旁有日月宮宮前飛仙六人子午交仙自稱進度橋進三聖殿已復退立如常神工巧思千古一人而已近代外國利瑪竇有自鳴鐘亦其遺意也按に和爾雅五の卷雜器類部に自鳴鐘見于五雜俎今俗云土圭云々名物六帖器財箋三醫卜算候部に自鳴鐘トケイ五雜俎云々倭漢三才圖會十五の卷藝財部にも五雜俎を引いていへりさて破邪集王豐肅が犯案に利瑪竇万曆廿九年の比利瑪竇貢獻すといへるにて其時代知べし ○采覽異言五の卷新伊把爾亞條に慶長十五年秋新伊西把爾亞商船過洋遇風漂至我東地船體盡碎官命繕治乃給資糧而還十七年夏其國遣使來聘以謝其禮物有自鳴鐘一口我有此制實自是始云々按に吉利支丹安土の大成寺をはじめ諸國の大成寺に自鳴鐘

を懸置たるよし耶蘇征伐記に見えたれば永祿年中に此器ありし事知べし西洋紀開波爾杜瓦爾の條にホルトガル人豊後に來れるは天文十年七月薩摩に來れるは天文十二年八月のよしいひたればかたゞ慶長以前ありける事うつなく采覽異言の説取用がたくおぼゆ ○書言字考七の卷器財門土部に土圭周禮大司徒以土圭之法測土深正日景以求地中鄭康成云圭長尺有五寸以夏至日立八尺之表其景適自與土圭等謂之地中今世諸家常用稱土圭知刻器者蠻僧利瑪竇所傳自鳴鐘也出五雜俎云々按に此說土圭と自鳴鐘を混稱せるよしをいへる也されど自鳴鐘を「トケイ」といふは「トキ」の延語にて土圭と殊也 ○倭漢三才圖會十五藝財部に自鳴鐘俗云時計五雜俎云西僧利瑪竇有自鳴鐘中設機關每遇一時輒鳴如是經歲無頃刻差訛也亦神矣今占候家時多不正至於選擇吉時作事臨期但以臆斷耳烈日中尙有圭表可測陰夜之時所憑者漏也而漏已不正矣況於山村中無漏可考哉故知興作乃推祿命者十九不得其真也按土圭一名以八尺板爲表豎之以測晷知時刻一定夏至冬至之差曆家者流必用

之器也漏刻盛水於桶量所漏水知時刻其巧甚精矣天智帝十年始作漏刻撞時辰之鐘然近頃有自鳴鐘以來無如之者而俗名時計有樓時計有臺形如鐘樓上有懷中時計形甚小可入懷中有一安自鳴鐘機自旋鳴有阿蘭陀人始持來有釣時計掛一柱有二鐘自旋中機如車輪者刻齒多相接機轉運旋用鐵作之名世卒末伊是則旋機之根也按に五雜俎の説は二の卷に見ゆ天智帝十年の説は日本紀廿七の卷に出たり ○日本紀通證卅一の卷十天智十年の條に荒井氏謂慶長中日記作斗雞此明人所譯番語也蓋此器有如北斗象者故曰斗自鳴而報時無差故曰雞按に斗雞の字説は鑿説にて用がたし登支を延て「トケイ」といへる義を考ざる也頭圖偶談大自鳴 ○狩園四の利瑪竇傳に其所進自鳴鐘自鳴鐘皆按刻漏而鳴若吾中華有自鳴更鼓之風云々按に自鳴鐘の名見えてまた刻漏の類なり ○谷響集一の卷九丁に自鳴鐘 ○雍州府志六丁左耶蘇征伐記五卷撰人名氏を著さず卷三丁大友由來付佐伯事と標せし條に人王百六代後奈良院ノ御在位天文二十年秋九月ノ頃南蠻ヨリ耶蘇宗來り平安ニ寺ヲ建立シ本尊ヲ

天帝丸ト號シ念珠ヲ「コンタツ」ト云ヒ時計ヲ仕懸自
 ラ時ヲ知ラセ種々邪術ヲ以テ蒙レ惡人民ヲ欺惑シ邪
 法ヲ説テ一官衆盲ヲ引ク然ドモ邪法助難シ世ヲ經ズ
 ノ混絶シヌ今ニ至テ彼ノ寺ノ跡ヲテウスノ町ト云
 一條ノ上但右の外全書中を涉獵するに時計の事所見な
 し○和蘭産物考三の卷五下○名物六帖器財箋三候部
 自鳴鐘トケイ五雜俎元順帝自製宮漏藏靈匣中
 運水上下一置上設三聖殿一腰立玉女一按時捧籌近
 代外國瑪瑙寶有自鳴鐘亦其遺意也馮時可蓬函續錄
 外國道人利馬寶贈予倭扇四柄又有自鳴鐘一僅如
 小香盒一精金爲之一日十二時凡十二次鳴又異物也云
 云○魯西亞志分界の條にインゲルマンランドの玉城
 ベテルスベルグにシントペートルパウルスといふ寺
 おり寶塔を建起すこれ意太里亞國の良匠テレンシ
 なるもの造りし也屋瓦は皆金貼也塔上に自鳴鐘を
 掛け毎時に自ら鳴りて時を報じ又自ら音響を奏す是
 和蘭の都アムステルダムにて造れる所なり云々イン
 ゲルマンランドの玉城は千七百二年元餘十五露西亞の
 伯多麻帝が建たる都也爾爾中樞者每架價銀十五兩大者及小

而精工者價值甚多
 今不常用云々
 (四十一)土圭 明史廿五天文志一に周禮有圭表壺
 漏二而無璣衡其制遂不可考漢人創造渾天儀謂
 即璣衡遺制其或然歟厥後代々有制作大抵以六合
 三辰四游重環一湊合者謂之渾天儀以實體圓球繪
 黃赤經緯度或綴以星宿者謂之渾天象其制雖
 有詳略一要亦青蓋之別也外之則圭表壺漏而已云々
 ○又云圭表之法表短則分秒難明表長則影虛而淡郭
 守敬所以立四丈之表用影符以取之也日體甚大
 豎表所測者日體上邊之影橫表所測者日體下邊之影
 皆非中心之數郭守敬所以於表端一架橫梁以測
 之也其術可謂善矣但其影符之制用銅片鑽鉦萃
 之孔雖前後後仰以向大陽但太陽之高低每日不
 同銅片之欹側安能俱合不合則光不透臨時遷就而
 日已西移矣須易銅片以圓木左右用兩板一架之
 如車軸然則轉動甚易更圓孔以直縫而用始便
 也然影符止可去虛淡之弊而非其本必須正其
 表焉平其圭焉均其度焉三者缺一不可以得影
 三者得矣而人心有粗細目力有利鈍任事有誠
 僞不可不擇也知乎此庶幾暑影可得矣○周禮

十の司徒教官之職大司徒の條に以土圭之法測土
 深正日景以求地中一日南則景短多暑日北則景長
 多寒日東則景夕多風日西則景朝多陰注に……
 ○宋書十二卷曆志上五に史官受詔以土圭測景考
 校二至差三日有餘從來積歲及交州所上檢其增
 減亦相符驗然則今之二至非天之二至也云々又
 丁六以土圭測影知冬至已差三日云々○雍州府志
 六卷丁七土產門金玉部に土圭自鳴鐘倭俗謂土圭元
 自阿蘭陀國來今本朝人倣彼所製而處々造之其
 內御幸町二條北所造爲宜又砂土圭漏刻亦今造之
 (四十二)望遠鏡并眼鏡 明史廿五天文志一に崇禎
 二年禮部侍郎徐光啓兼理曆法請造象限大儀六紀
 限大儀三平懸渾儀三交食儀一列宿經緯天球一萬國經
 緯地球一平面日晷三轉盤星晷三候時鐘三望遠鏡二
 云々また七年督修曆法右參政李天經言輔臣光啓言定
 時之法古有壺漏近有輪鐘二者皆由人力遷就
 不如此求端於日星以天合天乃爲本法特請製日
 晷星晷望遠鏡三器云々若夫望遠鏡亦名窺筒其
 制虛管層疊相套使可伸縮兩端俱用玻璃隨所視
 物之遠近以爲長短不但可以窺天象且能窺數

里外物如如在目前可以望敵施砲有大用焉至
 於日晷星晷皆用措置得宜必須築臺以便安放帝
 命太監盧維寧魏國徵至局驗試用法云々○眼鏡
 の事は該餘叢考卅三に見ゆ○三朝實錄探要世祖二
 丁順治元年八月朔條に是日令大學士馮銓同湯若
 望携窺遠鏡等儀器率局監官生齊赴觀象臺測
 驗云々○谷響集一の卷丁七眼鏡○崇禎曆書一の卷題
 疏に望遠鏡架三副每架約工料銀一兩鏡不在數○
 聖朝破邪集三卷閩中周之襲章が破邪集序に西洋本精
 點小夷多技巧能製玻璃爲千里鏡登高遠望視
 隣國所爲而以火砲伏擊之故他夷率畏其能多
 被兼併以此稱雄于海外云々
 (四十三)天妃 明錢希言が繪圖十一の卷註に遂州
 項中丞應禱万歷二十年間以戶科給事中銜命冊封
 琉球事竣而還中途遇颶風卒至駭浪滔天樓船觸
 碎于海岸官吏沈溺珍寶散亡惟中丞與醫士何日曉
 兩人獨在乃附一破船板浮于水上順流而東是夜
 常有燈在前導引不離二十步外其板隨燈漂去
 疾如風行俄而著岸暗中若有人引之登者依傍
 見此火光穿古廟中而滅兩人便入廟宿訊之乃是

福建海口天妃娘娘香火始悟其靈應焉中丞具奏其事于闕下重加封號鼎新廟宇閩南人云若燈所不能球者天妃便降神海中指引而還有人常見其雕軒繡幃掠水而至髣髴若飛行旅微聞環環釵劍之聲往來必有祥烟慶雲覆其車上云々天妃之事已一の卷船靈の條にいへり中山傳信録にも此事有追て補べし五雜俎四の卷^{五十一}に海上有天妃神甚靈云々同書八^{十九}○朱彝尊が日下舊聞十九卷^{廿五}郊垌一に出朝陽關治河往南有天妃宮^{五城坊卷}天妃林姓閩王時統軍兵馬使願之女能乘席渡海雲遊島嶼人呼曰龍女宋雍熙四年昇化涓洲父老相率祠之名其墩曰聖墩^神天妃世居莆之涓洲嶼五代時閩都巡檢願之第六女生于晉天福八年以雍熙四年二月廿九日昇化厥後皆衣朱衣飛翻海上里人祠之宜和癸卯給事中路允迪使高麗中流遇風人舟俱溺獨路舟神降于楫無恙使還奏于朝特賜廟號順濟紹興己卯海寇入江神駕風一掃而遂加封昭應崇福乾道己丑加封善利淳熙間加封靈惠慶元開禧景定間累封助順顯衛英烈協正善慶等號元以海漕有効賜額靈濟^{東四}凡名山大川忠臣義士在祀典者所在

有司主之惟南海女神靈惠夫人至元中以護海運有奇應加封天妃神號積至十字廟曰靈慈祝文云年月日皇帝遣某官致祭于護國庇民廣濟福惠明著天妃^{元史}洪武初復有護海運舟之功五年封孝順純正孚濟感應聖妃^神丘濬天妃廟碑京師舊有天妃廟在都城之巽隅大通橋之西景泰辛未道士丘然源援南京例請升為宮然規制尙存其舊弗稱宮之名也成化庚子然源乃募材鳩工拓大而一新之祠神之宮茲其稱矣^{會稿}○同十九卷郊垌一補遺^三到天妃宋徽宗宣和間路允迪使高麗八舟溺其七見妃朱衣坐楫上舟籍以安歸開于朝賜額名順濟高宗朝封崇福靈惠昭應夫人孝宗朝以助勳溫台冠封靈慈昭應崇善福利夫人光宗朝以救旱封靈惠妃寧宗朝以救潦加封助順又以淮甸退敵屢加顯衛護國助順嘉應英烈妃理宗朝以濟興泉饑加封協正又封靈惠助順嘉應慈濟妃尋以錢塘隄成加封善慶既又以顯靈焚寇進顯濟妃元世祖封護國明著天妃進顯佑成宗加封轉輔聖庇民仁宗加封廣濟文宗加封靈威助順福惠徽烈賜額靈慈皆以漕運危險立見顯應故也明太祖封昭孝純正孚濟感

應聖妃成祖封護國庇民妙靈昭應弘仁普濟天妃莊烈帝封天仙聖母青靈普化碧霞元君已又加靜賢普化慈應碧霞元君^{使琉球}○船靈の事高僧傳^{一四}丁(四十四)下馬下乘の榜吾妻鏡^{廿一}の卷建曆三五二の條に即匠作揚旗率勢警固中下馬橋給云々同脫漏^{三十}嘉祿三三七條に去建曆三年和田左衛門尉義盛叛逆之比如此之有大動中下馬橋之地制事有之古老談之云々同^{廿四}仁治二十一廿九の條に若宮大路下下馬橋邊騷動云々事起爲若狹前司泰村能登守光村四郎式部大夫家村以下兄弟親類於下下馬橋西類好色家有酒宴亂舞會云々同^{廿七}寬元四五廿四の條に左親衛令警固中下馬橋云々^{國圖}盛衰記九ノ七丁^同按に吾妻鏡に中下馬橋下下馬橋の名見えたれば上下馬橋ありけん事しるし○元德二年三月比叙行幸記^三に假屋のつめよりかみつかた早尾坂にいたるまで御道ばかりを殘して左右に居なれたる大衆は幾千万ともみえわかす五位六位の下馬札より内の鳥居もまぢかくて蕭々たる閑谷に堂々たる長橋あり云々按に下馬札に五位の下馬處六位の下馬處の差別ありと見ゆ○吉見政義書札抄^四の^卷に下馬ト書札ヲバ

下馬トハ不申候二字札ト可申也○翰墨集要^二の二字札事の條に二字札の事右乗物よりおる所に立るを下乗と書之也馬よりおる所を下馬と書之也云云○元德二年三月比叙山行幸記^七に退凡下乗の靈山會をうつし七重結界し給へる峰にてもとより牛馬を用る道ならねば公卿も歩行の儀にて侍けれども大坂になりぬれば御輿をすゝめ奉りて後おのくたごしを用給ふ云々○徒然草^二に退凡下乗の率都婆外なるは下乗内なるは退凡也云々按に野槌^八の卷四乗は玉の車馬よりおる義也そこにある率都婆をいふ退凡は凡人をしりぞくる義也そこにある率都婆をいふ下乗は山下にあるゆるるに外也退凡は山中にあるゆるるに内なり云々また西域記の故事をも引たり○速水見聞私記^五の書下馬札故實事の條に扶桑見聞私記卷十五壽永二年癸卯^{私云壽永二年ノ記東鑑ニハ三月仰}曾我祐信令書下馬札給付下馬書様故實之事條に三日己辰上巳ノ嘉儀トシテ在鎌倉ノ大小名悉出仕ス門前如市仍景時ガ舍人ト常胤ガ僕從ト欲及鬪諍結城朝光行掛リテ靜之七日^中武衛會我太郎祐信ヲ召テ仰ニ云出仕ノ大小名安リニ馬上スルニヨツテ御

所ノ門前混亂スル由ナリ所々ニ下馬札ヲ立テ可レ禁ニ
 濫吹並ニ鶴岡ニモ雪下ノ邊ニ同ク下馬札ヲ可レ立汝
 ハ有識故實ノモノナリ早ク可レ相認ト云々祐信長リ
 テ退出ス九日^{甲戌}會我祐信下馬札共ヲ書調テ御前ニ持
 參ス本自能書ナリ其筆勢皆威レ之仰ニ云下馬ニハ書
 様ニ様々故實習ヒノ秘事アル由ナリ其卒ヲ聞ント仰
 ラル祐信ガ云下馬札ニハ故實多ク候其大概ヲ申上ベ
 シ師子ガ云馬ノ字下曲ルモノハ尾也四點ヲ並ベテ足
 トスル五ツ也ト云々傳ニ云馬ノ字下ヲ一文字ニ作ル
 時ハ馬ニ足ナシ又四點アレドモ連續ケテ書トキハ四
 足搦ラレテ馬不能ニ行事馬不行バ騎テ詮ナキ故ニ
 下馬ス下馬札ヲ立ル事ハ此札ヨリ前ハ馬ノ足ヲ繫
 ギヌレバ不可レ行ト云心也故ニ下馬ノ馬ノ字ハ下ノ
 四點ノ切レ離レザルヤウニ書ヲ以テ習口傳ト仕ル四
 點ヲ離シテ書トキハ馬蹄自在ナル故ニ馬不止馬
 不止バ下馬スルニ不及也次ニ猶深キ口傳アリ馬ノ
 四點ハ連火也新宅ニ舊宅ニモ火難ヲ恐ル然ルニ連火
 ハ禁忌也故ニ馬ノ字ノ四點ノ間中ノ點ヨリ打初テ前
 ニ一點シテ初ノ點ヘ戻シ後ノ二點ヲ書候也北ト云文
 字ノ草字トナル北ハ陰ニテ水ヲ司ル火難ヲ防グノ咒

咀也又搦手ノ下馬ハ草文字ニテ書事候是モ下ノ連火
 ヲ一文字ニ引テハ禁忌也一ハ陽ニテ火也故ニ下ノ一
 文字ヲ三水ノ如クニウチリテ書ヲ以テ故實ト仕ルヨ
 シヲ申則於御前ニ令レ書テ有御覽御前ニ伺候ノ面
 面皆其文字ヲ書寫シテ持參ス
 下馬―此點ヨリ打初テ如レ斯書也
 下馬―草字ハ下ノ連火ヲ三水ノ如ク書ク
 下馬―尾師子云下ニ曲ル者ハ尾也ト云ハ是也
 右四ツノ點ヲ下馬ノ時ハ續ケテ書也○如レ斯
 讀ル、也馬ノ四ツノ足ヲ繫グ故ニ馬不能レ行○
 ……如レ斯書時馬ノ足自在ニシテ不止也
 武衛尤ノ由有御褒美 梶原源太景季ヲ奉行トシテ中
 下馬巨福呂口由井濱橋米町口材木座金澤口并鶴岡ノ
 宮前等ニ被レ立云々
 扶桑見聞私記卷十五 大江廣元家集也
 右記者松平長門守殿有レ之希抄出之由云々于レ時享保
 癸丑年小春下九日書レ之本主望月昭溪所持借ニ用之
 誠下馬札書法詳事也可レ秘云々 按に扶桑見聞私記ま
 たは扶桑憲問式に作り又大江廣元日記ともいふ山岡
 俣明が類聚名物考書籍部^{四の卷}に扶桑憲問式この書

鎌倉に名高き大江廣元の記也といふはをこの作り事
 也似もつかぬ偽書也といへるはさること也下馬札書
 法の故實も筆道家妄作の口傳を聞知て實とおもひ會
 我太郎が時有けん事のやうに書なせる也さるを速水
 房常が信用せるは眼なきに似たりといふべし○牛馬
 問^{四の卷十}下馬札條に下馬札の事如何曰下馬札とはい
 ふべからず二字札と云べし右二品とも本朝筆道家極
 秘傳の事なれば詳なる事をいふ事を不得たは是守
 護神也と心得べし予不肖なれども辱くも持明院中納
 言基時卿より御家傳九ヶ條の大秘事免許筆道家菅沼
 先生統傳を受繼又武家方の傳は曾我又左衛門尙祐よ
 りの傳來を得てことごとく此秘密を聞きたとへ此書
 をみたりとも十餘りの口授を聞ずんば皆徒事のみ先
 師高峰華洞先生近代諸國の二字札を見るに多く素人
 の書也とかたりぬ按に牛馬問は新井白蛾が隨筆也こ
 こに筆道家秘傳口授といへるは速水房常が引たる扶
 桑見聞私記の妄説に過す呵々大笑○西域記^{九の卷}摩
 揭陀國下靈鷲山の條に如來御^{八下左}世垂五十年多居此
 山廣説妙法頻毗婆羅王爲^{九の卷}開法故與^{八下左}發人徒自
 山麓至^{九の卷}峯岑跨^{九の卷}谷陵巖編石爲階廣十餘步長五

六里中路有二小窠堵波一謂下乘一即王立之徒行
 以進一謂退凡一即簡凡夫不令同往云々按に下
 乘は外也退凡は内也○嘉泰普燈錄^{十九の卷}潭州慧通清
 旦禪師條に上堂正眼豁開照破多年山鬼窟腕頭著力
 拈却門前下馬臺云々按にこれは下馬札にはあら
 ず馬より下るをりの臺也其名目相近ければ引出せり
 ○三朝實錄太宗天聰二年二月己亥の條に奉^選太祖
 梓宮入^八旗諸臣輪昇至^三山陵以^上生母太后梓宮一與^三
 太祖梓宮合葬葬畢焚^三楮錢以祭於是禁^三陵前往來
 之人不^レ許^三乘^三車馬行走過必下諸貝勒大臣以下小
 民以上不^レ下馬而過者治^三罪於^三東西傍立^三下馬榜
 示^三衆云々また崇德元年五月己巳の條に上命^三內院大
 學士范文程等^三至^三和碩親王多羅郡王多羅貝勒府門
 前立^三下馬榜云々按に下馬榜は本朝の下馬札也さ
 れど其製は知べからず○拾玉集五の卷^{四十九}慈鎮和
 尚歌「わしの山退凡下乘の卒都婆まで跡ある跡を見
 るをうれしき」○義楚六帖^{廿一の卷}寺部入寺之儀條に西域
 寺圖云行至佛所禮^三三拜繞^三三匝唱讚至^三僧房外禮
 拜見^三上坐禮^三三禮以^三見^三敬故見^三非法事^三不得^三譏
 呵^三自失^三善利^三捨^三刀仗^三下^三馬去^三帽按に真俗佛事編

六の卷下馬牌の條に此説を引たれど但下馬の事にて下馬札をいへるにあらず法苑珠林五十二の卷致敬部にも西國寺圖とて此説を引たれど下馬の事なし○儀式二卷廿踐祚大嘗祭儀上に自左衛門陣標後相去十許丈立大臣下馬標去之廿許丈立諸司下馬標二左右各一丈高三許尺下同自左衛門陣標右去四許丈立右兵衛留標右去四許丈立右衛門留標其後廿許丈立諸司下馬標云々○平野行幸次第詳類從廿六に先是立下馬標

(四十五)印明 稱名院右府公條三塔巡禮記右丁に根本中堂にいたりて此山の由來をき印明さぶかりて感嘆のあまり山家大師の聖作もおもひ出て長老よみ給へり「今ぞしる無上正等正覺のわたかつ柳の法の道をば」云々此印明は印真言の事也印真言とは真言印相にてそは谷響集二の卷十九に大日經疏を引て明與真言體無異といひ以下原
(四十六)頗姪連由婁漫喜利志祖 天文末錄上對治邪宗論一丁に原夫天文末有商客從西夷志修夜國浪魔京來寄船於豐後國尋其船路從西海而向

南方往自南方向北而來于日本故倭國人呼之爲南蠻人見其船中商客棹郎都二百餘人其中見形服異于衆人之人兩箇名曰三踏亂志須古沙毗惠婁一人名曰我須頗婁稱此二人曰頗姪連此翻和尙又有二人伴者名曰路連會是爲由婁漫此翻首座此人日本和州之產本名曰了西從薩州波浪魔學天主教而又來于日本其宗旨名曰喜利志祖於是路連會代頗姪連說天主教令人歸宗門者凡百餘人婁惠婁爲弘通宗旨且留日本我須頗婁爲重遣頗姪連數人其明年還浪魔然後婁毗惠婁終教國主歸宗門建立寺門演說邪法當于此時歸入宗門者如麻粟其後歷三年而頗姪連十一人乘商船來于肥前國平戶島然後大村島原長崎天草筑前國博多豐前國小倉攝州大坂山城伏見西京其外於在々所々說邪法而誹謗佛神行布施以傾動男女因之歸其宗旨者不可勝記云云○評曰言喜利志祖者是寸喜利志徒所立宗旨也求其來由是寸須歸依釋氏而學名相自起邪見而作外道者必矣云々は寸須爲人也膽大龜心虛妄巧見雖歸釋氏只學其名相不到其窮玄偽竊

松屋筆記卷之八十

平與清稿

釋氏法相還作外道邪見或改其名而執其實或同其事而異其理故改梵天王名泥烏須改諸梵衆名安耶改天堂名頗羅夷會改人道名跏婁伽倒利夜改地獄名因邊婁濃改灌頂名婆宇低寸茂改懺悔名混毘改十善戒名十麻吠免徒改比丘尼名毘婁善改錫仗名惠寸苦茂俄阿徒改地餅林藤名麻三菓改珠數名混多須取罪人死骨名苦利喜物云々按に對治邪宗論一卷あり雪窓宗崔述と卷端にしるしたり此一卷天文末錄の天卷とす人卷は欠て見えす中卷は地の卷也地卷は筑後守伴天連へ不審ヲ掛ケ申諾メコロボセ申候論議ヲ片假名にて記したり○屬文階梯附錄に排吉利支丹文あり

(一)堂童子 海人藻芥中卷十に堂童子者五位殿上人所役也布施一人以下大臣公卿殿上人等取之一人大臣等取給布施自取之可渡從僧也但如此事依時隨人事兼難定之間臨時可有故實事也○侍中群要七の仁王會條に前一日差定堂童子五位四人云々但王卿及出居并堂童子等座一間云々また臨時御讀經條に堂童子四人或云五位者近代五位不足雖召四位不用六位南ニハ上臈北ニハ下臈即經上曹司前天昆明池乃障子乃篋子敷ニ天窺南方入從殿上戸下瞻通天一度出天居云云堂童子俄故障有天出居次將奉仕スベ定有劔本座解置天堂童子乃座ニ著ベキ未レ打着出居次將座御佛名ニ地下參上セバ御讀經堂童子書了通ニ校書清涼殿軒廊北始柱南面歎其柱角也可尋ニ舊押處云々また御讀經事條に堂童子殿上五位四人許點可然之人可籠中同次第條に次堂童子著座後座之法用第一取之後隨催至于散花机下跪取花筥發願御前也渡下臈人

次又取我分兩三枚可各賦之左方置僧綱前花宮餘
 取聖賜之僧隨僧數宮司復本座次法用了又隨催右方人合眼
 立座取本宮跪机下如本返置次取置諸人宮右
 廻退入云々○雅亮裝束抄中束帶裝束事の條に御堂供
 養千僧なごの堂童子の染分とて左右わかちて柳躑躅
 とてある柳の常の薄柳也躑躅といふは常の下襲をい
 ふなり云々○江家次第御齋會始條に上卿召外
 記問諸司具否式部彈正治部支蕃堂童子等也云々
 堂童子著殿東四戸著殿下座云々左右行香左方公卿右
 方辨少納言若有不足者堂童子大夫外記史代近等立加
 云々同御齋會竟日條に堂童子著殿東四戸著殿下座云々唱師
 發音堂童子進行花宮衆僧左右各十人就分
 花座散花師發音行道堂童子收花宮退出云々○
 江次第考三御齋會始條に堂童子賦花宮者也云々
 按に江次第中此外所見おほかれごわづらはしければ
 引出す○樋口秘記四丁にダウドモトユヒハ堂童子元
 結ト云也尤女モスル也本名繪元結ト云也云々又
 五十六同ジ殿上人ニテモ堂童子五位ト云時ハ椽ノ板ノ
 上ニ座ス布施取四位ノ時ハ疊上ニ座ス然レモ大臣ト
 殿上人トハ絶席トテ間ヲオキテ敷云々○堪囊抄十の

卷卅三段塵漆本十五の卷に顯密ノ勅會ニ藏人并諸家ノ
 諸大夫ノ花宮取ヲ堂童子ト云ハ何ゾ凡ソ童子トハ十
 五以前ノ男子ノ稱也サレバ畫工ノ口傳ニハ筆勢ヲ顯
 スト雖凡於童子ノ肉形ヲ微弱ニ書ト云々但シ今云所
 ノ堂童子ハ非爾義寄歸傳ニ天竺寺事ヲ云ルニハ凡
 ソ白衣ノ苾芻ノ所ニ指テ若シ專ラ誦佛典情希落髮
 畢願縮衣ニ號ノ爲童子ニ或ハ外典ヲ求テ心出離ニ非
 ルヲ名テ學生ト云就苾芻外典ヲ習ヘル也ト云々此
 二類ノ中ニ發心求道ノ俗ナドノ僧ノ所ニ至テ佛子ヲ
 願ヲ童子ト名クルハ花宮賦ナドスル役ヲ勤ムル事堂
 傍ニアリテ便宜相應スル故也仍テ堂童子ト云ニヤ今
 ハ發心求道ノ義ニ非ザレトモ是ヲ例トシ此號在歎南
 都ノ諸寺ニハ堂童子ト云下部侍也云々按ニ西琳寺緣
 起七丁に堂童子料米見ゆこは下部の堂童子也○廣隆
 寺來由記十九に上卿堂童子官人二人云々○増鏡老の
 波に講師法印憲實讀師僧正守助導師高座にのぼりぬ
 れば堂童子花宮をわかつ云々○榮花物語鶴の林十二
 にそなたち御たうどうじにいたるまでたゞものにあ
 たりて水をあみ人しれぬかをつき佛をいりもみ奉
 る云々○枕草子卷十八丁左にきよげなるたて文など

もたせたる男のすきやうの物うちおきて堂童子など
 よぶこえは山ひきあひてさらくしうきゆ云々
 ○春曙抄に堂童子は法會の時花宮を行ひをさめなど
 するもの也江次第に佛事ごとに見えたり禁中の法會
 にその座以下雲圖抄に有云々○儀式五卷丁正月八
 日講最勝之經儀に殿堂東西廉堂童子五位座云々又
 三丁次堂童子進北面列跪生各一人起取花宮相傳後
 授官人受之授堂童子堂童子以次傳授堂童子
 自下起進跪授衆僧初堂童子起華圖書察各復座云
 云次堂童子進花宮跪列亦如上云々
 (一)窮寇勿追 窮寇勿追とも窮鼠却食猫ともい
 へば心すべき事也晋書劉聰載紀に長史魯徽曰困獸猶
 鬪況於國乎とも有
 (二)小人有始無終 晋書劉聰載紀に斬準曰小人有
 始無終云々と見ゆ惡人善言を聞知ていへる也
 (三)丈八蛇矛 丈八の蛇矛は張飛が手練の兵仗也晋
 書劉曜載紀に陳安左手奮七尺大刀右手執丈八蛇
 矛とあり
 (四)宗源 高僧傳七の卷卅丁道猷傳に宗源有本乘
 機挫銳往必摧鋒とあり宗源神道の字の出處に引

べし國語宋高僧傳廿九ノ十三丁先
 (六)すて捨てといふ詞 先人本孝の歌に「すてく
 て捨ててこそやすからめ又と捨てきものなけれ
 は」宋高僧傳廿三の卷廿三宋臨准普照王寺懷德傳に
 僧崖菩薩安詳陟於柴樓大志道人懷德焚其腕骨人
 皆難色彼有易容蓋累世之曾爲致今生之又捨捨而
 復捨捨七寶以非珍空而又空以三輪之絶軌乘茲
 渡岸是曰眞歸云々
 (七)犬の遠吠 宋高僧傳廿六の卷十二玄朗傳に時有
 盲狗來至山門長嗥宛轉于地云々長嗥は今俗に
 遠吠なるべし
 (八)酒を法師に供養す 宋高僧傳廿六の卷廿七代病
 師傳に有眞毒於酒者賄貧女往施之代病已知
 貧女給之曰妾家醜覺美酌施和尙求福況以佛不
 逆衆生願代病曰汝亦是佛然貧女懼反飲具以情
 告代病執杯啜之俄爾酒氣及兩脛足地爲之憤裂
 聞者驚怪以酒供養自茲始也と見ゆ出家飲酒の證文
 と云べし
 (九)魏曹操假託可惡 『三國志魏志武帝紀一注に曹
 瞞傳云太祖少好飛鷹走狗游蕩無度其叔父數言之

于嵩太祖患之後逢叔父子路乃陽敗而嗚ユカム口叔父怪而問其故太祖曰卒中惡風叔父以告嵩嵩驚愕呼太祖太祖口貌如故嵩問曰叔父言汝中風已差乎太祖曰初不中風但失愛於叔父故見罔耳嵩乃疑焉自後叔父有所告嵩終不復信太祖於是益得肆意云々世說新語補十九假譎篇魏武所行五箇條をのせ注に曹瞞傳の説をも引たり實にくむべき奸智詐謀の小人也其子孫司馬氏が爲にうきめ見しも積不善の餘殃ならずや

(十)神主 西域記十二の卷六丁左尸棄尼國の條に此國王愛子嬰疾徒究醫術有加無瘳王乃躬往天祠禮請求救時彼祠主爲神下語必當痊復良無他慮云々愛子已死匿不發喪更問神主猶曰不死疹疾當瘳王便發怒縛神主而數曰汝曹群居長惡妄行威福我子已死尙云當瘳此而謬惑孰不可忍宜戮神主殄滅靈廟於是殺神主除神像投縛菟河云々これ神主の字面の出處にて祠主とも相通はしいふ事知べし位牌を神主といふには殊也

(十一)鼠社 源平盛衰記十の卷十二頼家成鼠事條に頼家ハカラキ骨ヲ碎テ「皇子ヲバ祈出シ進セタレド

モ戒壇ハ御免ナシ大惡心ヲ起シ早死シケルゾ無愆ナル去程ニ山門又皇子ヲ奉祈出御位ニ即セ給タリケレバ頼家ガ死靈モイト成怨靈山門ト云處ガアレバコソ我寺ニ戒壇ヲバ免サレテサレバ山門ノ佛法ヲ亡サント思テ大鼠ト成谷々坊々に充滿テ聖教ヲゾカブリ食ケル是ハ頼家ガ靈怨也トテ上下是彼ニテ打殺踏殺ケレ共彌鼠多出來テ夥ナントハ云計ナシ此事只事ニ非ズ可宥怨靈トテ鼠ノ寶倉ヲ造テ神ト奉祝サテコソ鼠モ鎮リケレ圓宗ノ教ヲ學メ可成佛頼家ガ由ナキ戒壇ダテユヘニ鼠トナルコソオカシケレ云云長門本平家物語六の卷にさてらいかうは山門のささへにてこそ我宿願はとげざりしかども大なる鼠となりて山門の聖教を食ける間此鼠を神といはふべしとせんざありければ社を作りて後かの鼠しづまりにけり東坂本にねすみの祠とて當時あるは則是也いまも山には大なる鼠をばらいがうとぞ申ける頼家故なき安執にひかれて多年の行ごうを捨畜趣の報をぞ感じけるかなしかりける事也つゝしむべし云々

平記十五の卷園城寺戒壇事條に白河院の御宇ニ江帥匡房ノ兄ニ三井寺の頼家僧都トテ……頼家ヲ一社

ノ神ニ崇メテ其怨念ヲ鎮ム鼠ノ禿倉是ナリ云々

(十二)一杯元氣 一杯元氣の事已にいへり西域記十一の卷十一摩訶刺代國條に國養勇士有數百人每將決戰飲酒酣醉一人推鋒万夫挫銳云々有を補べし

(十三)龍宮の太鼓 太平記に近江湖水瀾て太鼓のあらはれし事見ゆ西域記十二の卷十一に龍宮より太鼓を出せし事あり

(十四)城の始 『西域記十の卷四丁瞻波國の條に都城疊輒其高數丈基趾崇峻却敵高險在昔初初人物伊始野居穴處未知宮室後有天女降迹人中遊號伽河濕流自媚感靈有娠生四子焉分瞻部洲各擅區宇建都築邑封壘畫界是則一子之國都瞻部洲諸城之始也云々路史後記一の卷大昊上に因水居方而置城邑云々自注に見三墳書或以世本諸書皆言歸置城郭非也國土既分城池斯立故史記言黃帝爲五城軒轅本紀言黃帝築城邑而沘勝書記神農之教雖有名城湯池帶甲百萬然而無粟則不能守也是炎黃已城池矣石城之制既自神農則土城之作有不自伏羲乎云々淮南子原道訓に昔者夏鯀

作三伊之城云々初學記廿四の卷城郭部に按淮南子歸置城吳越春秋曰歸築城以衛君造郭以守民此城郭之始也云々藝文類聚六十三の卷城郭に博物志曰禹作城疆者攻弱者守敵者戰城郭自禹始也云々古今制作原始九丁顛頊高陽氏條に造伏龍城築城以築城之始云々出雲風土記大原郡部に菟原野郡家正東即屬郡家城名榎山郡家正北一里一百步所造天下一大神大穴持命爲伐八十神造城故云城名榎山也云々抄に斐伊郷古城山也東北威山以南小川以西大河也俗呼劍埼云々神武紀己未年條に皇師立詰之處是謂猛田作城處號曰城田云々按に城の始天竺にては瞻波國天女の子也漢土にては大昊伏羲也本朝にては大穴持命の出雲の城名榎山也古はみな山に据て地勢をはかり城をかまへしを近江安土城はじめて南蠻流の石垣を築き塚をめぐらして作り初たりとなん石垣は古代もありて筑紫なども博多の築石におこれる名也こをいしだみともいへり石をたみあぐればなるべしされど今の大坂江戸などやうにしたゝかなる構は安土に濫觴せる製作也

(十五)記主禪師良忠傳 然阿上人傳に然阿上人諱良

忠石州三隅庄人也俗姓藤氏迺是天津兒屋根尊之懸孫人王六十八代後一條院攝錄御堂關白道長公八代末葉也父宰相賴定卿息圓尊母伴氏也云々正治元年己未七月二十七日酉始不覺誕生矣云々十二歲二月之比登雲州鰐淵寺附二月珠房信遜師初授書云々至十六歲出家同十一月登壇云々到筑後國善導寺時年三十八嘉祿二年丙申九月七日也然聖光上人住同國上妻庄天福寺去寺五里也翌日參彼初謁上人八月八日上人示曰昔無學淨土法門法然上人以來有此宗學問云云即暢求法志漸開談義筵云々仁治元年庚子仲春入于鎌倉而初住吉谷悟真寺弘通淨土宗時平副帥經時信之館內奉請開法受戒持十念傳血脈歸宗門三月中集材木於佐介谷建立一淨刹號蓮華寺安置金色阿彌陀三尊像并善導大師真影及大辨財天像等以然阿爲開山祖寄附武州安達郡內箕田郷以爲寺領充行三寶衆僧供養于時武州二十四郡爲經時私領故如斯平副帥每日詣念佛開法施僧非軍陣不懈意一日經時念佛中睡眠而夢於彼寺放光明遍照日本六十餘州覺後彌倍信敬重修行進震旦西都本寺任日本西山栗生淨刹之

例改此寺額號光明寺殘前名蓮華二字以掛額方丈名蓮華院寬元々年癸卯五月三日吉日故良忠爲導師伸供養同四年丙午春經時辭世務副帥任讓于舍弟時頼佐介谷隱居專修念佛三昧四月朔日往生于時晴天而紫雲覆館上妙華散庭前殊勝奇瑞多之謚號蓮華寺殿安樂故牌題光明寺本願前武州大守平朝臣經時尊儀實治二年戊申淨意法尼於都入滅契約轉變人命不定世皆若之何始驚矣仍良忠上洛演說淨土三部經并布薩天真空性本有實相一乘佛戒受之持之歸宗門願往生者不可勝計後嵯峨帝於仙洞請師寂聞淨土三部大乘經受一乘佛戒賜香衣號上人昔後白河帝於仙洞請法然上人寂聞往生要集受圓頓菩薩戒賜香衣號上人準之當時如斯建長元年己酉六月歸于鎌倉住居于光明寺尊觀性真良空道光禮阿寂慧等門人各伸說法弘通淨土宗擅越增數門僧是多平副帥時賴加奧州由良郷寄附而爲光明寺領外門掛額名佐介淨刹于時有擅那於武州藤田建淨國寺於野州大澤造善導寺請師爲開山祖云々時春秋八十九夏曆七十四弘安第十天夷則初六日亥刻如入禪

定一端坐而逝焉云々遺弟等屢絕葬送住吉瓶コツボ子山麓茶毗所云々仍向西建塔云々弘安第十天南呂下旬候謹疏伏見帝永仁元年癸巳七月賜諡號記主禪師云々按此僧弘安十月に記せるに後に永仁元年諡號を賜はれるを書加へし也卷端に然阿上人傳厭欣沙門道光述と有

(十六)谷 義堂日用工夫集應安二ノ十一廿九の條に猶今鎌倉呼山谷之間一村爲某谷云々按に谷ともかひやともいふよし相馬日記標注に見ゆ武藏にては「ヤト」といへり

(十七)地獄と云地名 義堂日用工夫集應安八二廿六の條に與諸子出遊或村或僧舍含有道人指一地曰昔平左衛門作虐不可勝計據此地造館臨誅屋陷入地中一人皆云活陷地獄故至今俗呼爲平左衛門地獄有松一株蓋表其墓也云々按に先是十一日の條に伊豆熱海に湯醫せし事見ゆ今も平左衛門地獄とて温泉の湧出處あり義堂空華集五の卷廿一に地獄泉誰將地獄扁山泉引得癡人照膽寒須信全波全是水往來莫作鑿湯看龍湫錄下卷有馬湯山十詠の中地獄泉詩有廿二ノ十日蓮錄内卅九廿二

(十八)園にて物を定る事并福引園 日工集三ノ卷七永德二八卅の條園拈して住持を定し事見ゆ又三ノ卷百永德四十二八の條に赴鹿苑倭漢之會府君出諸奇物例拈園八件物内余拈得七則所謂落園者也二條准后美之云々又四ノ卷至德二七十五の條に承府君命早赴鹿苑倭漢聯句之會云々會罷君出雜物拈園余得山水屏風六曲者一雙蓋座中第一尤物也云々佛祖統記卅四丁に園拈法ノ見ユ稱名念佛奇特現集上六丁同十二丁に運歩色葉集保部に福引ハヒキ正月索實引之云々

(十九)帶引の興 義堂日用工夫集四ノ卷十至德三年二月三日條に奉迎府君官伴二條攝政殿日野兄弟坊城秀長御子左御劍管領玉堂僧伴性海太清空谷無求相山等倭漢聯句一百句罷余姑去座不知何人所白府君聞余帶經年段々結續欲互相交易所謂帶引者也余辭焉君欲必相換蓋欲府君與余帶引換也座中皆和會然余獨不知剪紙繫各帶端兩々曳出先性海與日野相當餘皆兩人相引末上探紙果君與余相合君先出御帶畢欲出余帶余固辭者再三大清在余左偏以手曳出余帶及是君賜御帶於余而後乞余帶余亦辭焉清後奪余帶直傳君手君擊余

帶「普示」座人「大笑」一場遂辱服「余帶」云々四日の條に參「府謝」昨日臨賁「仍叙」帶引之與「君曰服」吾帶「來否余乃出」帶端「而示」之君笑而已遂與「君和會」云々按に紙を剪て名を記し各々の帶端に繫付て方を分て引當る也後に帶引とて二人して帶を引き力を争わざには殊也（註）七十七ノ六 百十二ノ卅

(廿)湯屋湯錢錢湯 今の錢湯は洗湯の字歟又錢湯歟池田の宿の湯屋なども浴室におこれる名にや成尋の參天台記一の卷（十一）に申時向「浴室」沐浴八人料錢八十文と見ゆ

(廿一)白榆「ニレ」 海道記に白榆のかけにあらはれて緑林の人をしきる所と有白榆は柳の類なるべし榆は和名ニレといへり參天台記三の卷（十四）に河左右殖「生榆樹」と有にておもふべし（註）管内令義解廿二ノ凡凡雑樹充「堤堰用」

(廿二)焼石井温石 今の温石ふるくは焼石といへり水鏡に見ゆ又參天台記五の卷（十一）にも焼石一顆と有守武千句（十三）字鏡集

(廿三)かつぎ井覆面 かつぎの事已にいへり參天台記六（十四）に女官騎「馬上」薦戴「覆面衣」下薦顯「面」と

ある覆面衣はかつぎ也覆面は東寶記に見ゆ（註）七

(廿四)まをどこ蝦烏龜 密夫をマヲトコといふ事宇治拾遺に見ゆ五雜俎八の卷（三十）人部四に方言云燕朝鮮之間謂「之蝦」關東謂「之舜」詩一發五蝦是也故以「男子之淫」於他室「者」名「之秦始」皇會稽碑作「寄蝦」今人以「妻之外淫者」目「其夫」為「烏龜」蓋龜不能「交而」縱「化者」與「蛇交也」云汚聞之訛耳又謂「之忘八」以「其孝弟忠信禮義廉耻」八者俱忘「也」隸「於官」者為「樂戶」又為「水戸」云々蝦は人の妻に淫する者にてマヲトコ也烏龜は妻を許して人と淫さしむる夫也今江戸に妻を地獄に賣ものこれ伊豆の下田越後の新潟わたりにはいとほしといへり忘八も烏龜の一名也（註）十訓抄五ノ八丁ウ可「押」朋友「事」條に「ニツ」には「開」夫したる

(廿五)水仙花 狂雲集下（卅四）に美人陰有「水仙花香」云々

(廿六)虎千里の藪を越すといふ俗語は誤 俗語に虎は千里の藪さへこすが隙子一重がまゝならぬ云々こは寛政八年の流行なり此虎は千里の藪を行こと古くよりいふ俗語なれど誤也五雜俎九の卷（十一）物部一に

熊行「數千里外」毎「宿」必有「窩」山中人謂「之熊館」虎則百里之外輒迷不「返」とあるにて知べしさては熊は千里の山さへ越すがと引直さまほし（註）虎竹林にすむ事は身品にも見ゆ

(廿七)さゆりばの花蓮ばの花 『夫木集夏二百合部に百首歌 般富門院大輔』夏かりのせこふみしたぎわくる野にしほれやすらんさゆりはの花（藻鹽草）八の草部百合の條にさゆりばの花云々此詞いたく理かなはず夫木抄（夏）蓮部に荷の花を俊頼朝臣「玉水をはすのわかには巻こめてこほすや花の光成らん」同（五）池部に堀川院御時百首顯仲朝臣「はちすばは妙なる法の花なればまことの池の心にぞさく」堀川百首には「いけ」を「いろ」に作りこれらには蓮葉の花とよめり

(廿八)松の名木 陸奥桑折宿に判官の腰掛松あり身木の高さ一丈許にて枝十五本四方に出そのわたり四十五間あり諸人其間をわけ入て枝にししかけ茶菓烟草を服用し松のさまを賞観す枝間こゝかしこに茶屋ありて客を引こと實に奇絶の名木也一の城戸下紐の關などもこゝに並たりさるに天保二三年の比にや火

に焼失たりといへるは口をしきわざ也かし○同國南部盛岡より八九里北に雪浦村ありそこにしだり松とてめぐり一丈五六尺高さ數十丈の松あり枝ことくくしたれて行人の笠を拂ふ實に世の珍木也○志摩國鳥羽より一里ばかり東に波分松とて大樹あり其形無雙の奇觀也

(廿九)橋の奇巧 周防國の錦帯橋は天下無雙の奇巧也○遠江國大井川の川上に井川村あり郷士井川左衛門尾藩に隸仕せりその橋は二本の木の本方に大石を置て先を河上に差出しその先に階子を下て往來すといへり（圖）遠江國秋葉山の奥に藤橋あり藤を二筋わたしてその中に横木を結並たる橋也を西の土の橋といへり尾張國知多郡に飛はね橋あり杭を打ならべてその上をわたる橋也（圖）南部盛岡に舟橋あり舟廿四艘つなぎてつくりたる橋也舟橋天下第一とす○日向椎葉山に綱橋あり綱二條を引わたしそれに横木を結並たる也（圖）橋多「飛流急湍」不可「乘」石為「柱」則以「鉄索」大如「臂」者「實」於兩岸之「崖」或「十餘條」或「二十條」用「木絞」使「直」而「建」屋其上「鋪」板作「地」平「翼」以「綱」橋「長」者或「數十丈」翼之如「飛樓」虛「閣」往來者不「知」（行）於「空」中「也」

(卅)古代より存せる居宅 伊豆國韭山の御代官江

川太郎左衛門が家は六百年餘の古宅にて今に古代の柱存し日蓮の棟札などを秘傳せり○同國赤澤村權兵衛が家は江川氏の家よりや、古し○同國入間村文平が家又古し○出羽國最上郡中野村に佐藤利兵衛とて佐藤次信忠信が家今に存せり○東海道舞坂宿より北方入江をわたりて宇部美村ありその名主が家は神祖度々武を殘し玉へる家にて越前の始封の君は此家にて誕生し給へりとなん今も紀伊の殿の通行し給へるをりは舞坂の宿にて酔を一升献じ麻上下を拜領すといへりそこに「よいた舟」とて入江を渡す舟あり酒井忠次の「ヨイタ舟」にて勤功ありしよし名主に報答の書狀有といへり

(卅一)富士の眺望 下野喜連川に初富士坂あり陸奥よりのぼるものはじめて富士を見る所也○志摩國神崎に見仕舞の富士といふ所ありこゝより西方にては富士の見えねばいへりとなん○駿河の清水湊の西五六町許に富士見橋あり探幽こゝより富士を見てその形を書出たりといへり○興津川の川上に富士見坂あり富士第一の奇觀也○信濃諏方の池にうつれる富士の形は逆さま也逆富士といふ○上總國藏波村にて富

士を見る一奇觀也○相模國小磯の西に左富士坂あり上京の人富士を左に見るそこは粟牡丹餅の名物の所也原と吉原の間にも富士を左に見る所ありとおぼゆこれは吉原蒲原の間なりけん後によくどひ定て記すべし

(卅二)あがたのゐど田中のゐど井戸 『後撰下』にあがたのゐどいふ家より藤原治方につかはしける橘公平女「都人來てもおらなんかはづなくあがたのゐど山吹の花」大和物語上卷卅に大膳のかみきんひらのむすめどもあがたのゐどといふ所に住けりおほいこはきさいの宮に少將の御といひてさぶらひけり三にあたりにけるは備前守信明またわが男なりける時になんはじめのをここにしたりける云々枕草子卷十九丁右に家は云々あがたのゐど云々拾芥抄中未卷に井戸殿又縣井戸一條北東洞院西角云々あがたのゐどをよめる歌續後撰中などこれかれおほかれど後なるは引出す新續古今神中原師光歌に「わが頼むあがたの宮のます鏡くらぬかげをあふぎてぞまつ」とあるも同所にて山城愛宕郡一條北東洞院西也山城名勝志山州名跡志など考て知べしあがたは高田に出

たる地名にて高田は鳥をいふさて縣と云所に井ありてその堤を井戸といふべし井とは池也筒井のみと思ふべからず其縣の池堤にある家なれば井戸殿とも縣井戸ともいへる也催馬樂歌淺縁に安左美止利己以波奈太曾女加介太利止也美留万天爾太万比加留之太比加留新京朱左加乃之太利也奈支万太波太爲止奈留前裁安支波支奈天之古加良保比之太利也奈支とある爲止も井堤なるべしまた田中の井戸といふも田中に池ありてその池の堤を田中の井戸といへり催馬樂歌田中井戸に太名加乃井止爾比加禮留太那支門女門女安己女己安己女太利良利太奈加乃己安己女續古今春下侍賢門院堀川歌に「吹にけり苗代水にかけ見えて田中のゐとの山吹の花」同秋下入道前太政大臣歌に「白露のおくてのをしね打なひき田中のゐとに秋風を吹」續千載秋上圓光院入道殿歌に「夜寒なる田中のゐとの秋風に稻葉を分てしかる鳴なる」此外おほき所見枚舉に違なし都て井戸は井手の通音にて池の堤をいふ事と知べし

也晋書列傳盧志傳に時有道士姓黃號曰聖人太妃信之及使呼入道士求兩杯酒飲乾拋杯而去云云新儀式卷四奉賀天皇御算事條に欲献御酒之時親王進跪唱平即乾杯云々など倭漢の書に見ゆ

(卅四)水土の性に依て物に善惡ある事 『京都の女は色白く肌よし賀茂川の水の美によれるなるべし大坂は女色黒く品いやし海邊濁水によれりと見ゆ江戸は京大坂の中を得たり玉川の水によるにや糸布などその水土に据ていたく好惡あり五雜俎三の卷廿九に易州湖州之鏡阿井之膠成都之錦青州之白丸子皆以水勝耳至婦人女子尤關於水蓋天地之陰氣所凝結也燕趙江漢之女若耶洛浦之姝古稱絕色必配之以水豈其性固亦有相宜不聞山中之產佳麗也吾聞建安一派溪源自武夷九曲一來一瀉千里清可照而赴陽士女莫不自皙輕盈即輿僮下賤無有蠶濁肥黑者豈非山水之故耶といへり東山の松茸壬生の菜近江蕪菜源五郎鮒尾張大根信濃蕎麥越後天王寺の鴨五島鯨對馬の薯蕷備前のみ佐久の島のこのわた阿波の表取赤穂鹽薩摩烟草宇治茶東男京女郎播磨鍋松江のヌッキ

(卅五)油断大敵井坂に車を押如し○永井直勝教訓狂歌に「奉公は車を坂におすことく油断をすればあとへしりそく」此歌今の人口に膾炙せるは「手習は坂に車を押ことく油断をすれば跡へもとるぞ」といへり油断の字は涅槃經廿二に譬如世間有諸大衆滿二十五里王敕一臣持一油鉢經由過莫令傾覆若棄一滴當斷汝命云々とあるに出たるにや俗に油断大敵といへり五雜俎四の卷三丁に禍每生於所忽也と見えたるはその義よく叶へり國圖甲陽軍鑑一巻二六十三則に無爲爲城油断爲敵云々同九上ノ廿五丁同十五ノ廿六丁ウ北條五代記八ノ廿三丁オ常山紀五上卷永井信濃守尙政に執政の職を被仰出候時の事をいへる條に直孝出逢ひて世の諺に油断大敵と申事定めてしられたるべし万事の危きに及事皆是油断より破る事候此音聞く被忘るといはれけり云々後太平記十七ノ一丁オ石清水託宣歌に弓断ヨリ外ニハ敵ノナキモノナ何イノルラン心ツクシニ同卅六ノ十五丁オ

(卅六)眞武湯 傷寒論に眞武湯あり五雜俎十五の卷十七左に眞武即玄武也與朱雀白虎爲四方之神云々按に大青龍湯小青龍湯あり白虎湯あり朱雀湯ある事を聞ふ史記扁鵲倉公傳に火濟湯あり火は南方朱雀に縁あり可考

(卅七)瓜中の小蛇橘及柑中の蛇 古今著聞集七の卷

卅丁術道部に御堂關白殿御物忌に解脱寺僧正觀修陰陽師晴明醫師忠明武士義家朝臣參籠して侍けるに五月一日南都より早瓜を奉たりけるに御物忌の中に取られんといかあるべきとて晴明にうらなはせられければ晴明占ひて一ツの瓜に毒氣候よしを申て一をとり出したたり加持せられば毒氣顯はれ侍へしと申ければ僧正に仰て加持せらるゝにしばし念誦の間にその瓜はたらきうごきけり其時忠明に毒氣治すべきよし仰られければ瓜を取まはし見て二所に針を立てけり其後瓜はたらかず成にけり義家に仰せて瓜をわらせられければ腰刀を抜てわりたれば中に小蛇わだがまりて有けり針は蛇の左右の眼に立たりけり義家なにとなく中をわると見えつれども蛇の頭を切りたりけり名を得たる人々のふるまひかくのごとしゆゆしかりける事也此事いづれの日記に見えたりといふ事をしらねども普く申傳へて侍り云々五雜俎十の卷卅六に大平廣記載李崇真在蜀庭中有一橘大而晚熟有小孔如針實僚驚異欲表進之久而乃罷及剖則有赤斑蛇蟠其中又章阜鎮成都有柑大如斗欲以進醫者各股在座固持不可請以針刺其蒂

流血露席駭而剖之乃兩頭蛇也可不戒哉云々國圖同契異一の卷大南瓜の條可考合

(卅八)女兒に教るに吝して嫁するに財を厭はず 五雜俎十三の卷十丁に人能捐百万錢嫁女而不肯捐十万錢教子寧盡一生之力求利不肯較半生之功讀書寧竭貨財以媚權貴不肯捨些微以濟貧乏此天下之通惑也と見ゆ此語實に妙解也

(卅九)同居義居 『五雜俎十四の卷卅七』古今同居者又有漢樊重晉郎方貴俱三世博陵李幾七世河中姚氏十三世宋會稽魏承詢十九世而魏揚播百口共饗陸象山累世義居又不知凡幾代録之魏惡婦劣子之欲折産者云々

(四十)片茶散茶煎法茶加姜鹽開茶茗戰瓜戰タチ柿 五雜俎十一の卷四丁オに右の名目見ゆ開茶茗戰は今の品茶也瓜戰は今のタチ柿とて柿を相して種子の敷を射然て割て當不當の勝負を決むる也國圖茶川事文類聚續集十二ノ廿九丁ウ

(四十一)鐵を燈とす虫を殺す瓜の兩帯は人を殺す菓の雙仁のものを人を殺す樹上に人の髪あれば鳥その菓を食す栗の焼ざる法銅鐵を吞たる治方稻芒を吞たる

治方木屑を吞たる治方藥毒の解法砒霜石の毒解藥鉞錫の解藥蛇毒の解藥麵麥の解藥狗毒の解藥菌毒の解藥烟薰死の活方蟲入耳之治方 右の方五雜俎十一の卷四十一に見ゆ

(四十二)屋上盜井飛賊三バツ 今より十年ばかりのむかしにやありけん日本橋に家根盜とて人家の屋上を飛行て盜をなすものありき五雜俎五の卷卅一に萬曆間金陵有飛賊出入王侯家如履平地と見ゆ又をとし天保四年「と」いへる賊小畑侯の第に捕へらる諸侯の第に入て盜せる事數十軒也これら飛賊といふべし因に云日本ばしの屋根盜の捕られし年世に三バツといへる諺ありそは小田原の觀正聖人大に流行して今弘法と稱す又關岡安浦が男安躬隅田川にて杯流しの興を催さんせし事ありこれを大ベラバツとよぶ屋上ドロバツヲ加へて三バツ也一笑

(四十三)藤井紋太夫が記臆井開誦の人 『水戸の逆臣藤井紋太夫は博聞強記にて西山公の御意にも叶たりしが廢立の逆謀あらはれて遂に西山公能舞臺にて搏殺にしまへりとなん或時紋太夫水戸街道の某宿に息しに家あるじ愁ていふやう此頃火災にかかりて

家の調度悉く焼亡しそのうへに帳をさへ焼たれば假貸の員數ふつにしるべくもあらず人のいふに隨へば大に損失ありといへり故太夫これを聞てしかくのさましたる帳にやとどふにさ也とこたふさては去年こゝに休て傳馬人足の來るをまつほど余一わたりくりかへし見し事ありおほかたは記憶したれば筆をとりて記せとて家主にせんじがさせせつるにもこの如くの帳出來ぬとてあるじよるこぶ事かぎりなしといへり五雜俎六の卷十三に岡林誌遊雨寓染坊得其染帳漫閱之勿々而去越二日其家同祿索帳者紛然莫知爲計林復過之曰我能記之取筆疾錄不爽一字此天生之資非強記可到者嘉禾周鼎讀百韻詩一遍即誦又能從末倒誦亦絕世之資矣而功名不顯蓋似有別才也と見えたるは倭漢同日の談也我門人常陸下林村觀音寺の康哉は万葉集を誦誦せり古今著聞集九丁右に隆頼文選卅卷四聲切韻を誦誦せるよし見ゆこれらいづれも世にきこゆることなく故太夫は臭名をさへ流したれば闇記も無益のものにこそされと高僧傳五の卷一丁に釋道安姓衛氏常山扶柳人也云々年七歲讀書再覽能誦鄉鄰嗟異至年十二

出家神性聰敏而形貌甚陋云々數歲之後方啓師求經師與辯意經一卷可五千言安貧經入田因息就覽暮歸以經還師更求餘者師曰昨經未讀今復求耶答曰即已聞誦師雖異之而未信也復與成具光明經一卷滅一萬言資之如初暮復還師師執經覆之不差一字師大驚嗟而敬異之一と見えたるは絶世の強記といふべし

(四十四)世界第一の洪鐘 魯西亞志分界部謨斯可鳥モス魯西亞の中土にあり其首縣を即謨斯可鳥といふムスクワ河邊にあり北極五十五度三十六分の地なり千二百年正治の頃より魯西亞王の居城にて歐羅巴第一の大城なり云々六の寺あり云々第四はセメラメイゴロドといふ云々大鐘あり第一の寺に高き塔を造りて掛たり千七百一年元祿十に焼失塔も倒れ鐘も落たり今は塔二ツの間にあるといふ古より此鐘は鳴す事なし昔撞たるに國中の硝子磁器の類残らず碎けたりといふ世界第一の洪鐘なる事諸書に見えたり云々本朝の洪鐘は三井寺高砂鎌倉圓覺寺などきこゆ江戸にては芝は第一とし上野淺草これにつぐ

(四十五)戒定慧 高僧傳十一の卷廿八論に夫慧資於

定定資於戒故戒定慧品義次第故當知入道即以戒律爲本居俗則以禮義爲先禮記云道德仁義非禮不成教訓正俗非禮不備經云戒爲平地衆善由生三世佛道籍戒方住故神解五法制使先知斬草三根不可不識然後定慧法門以次修學云々遺教經十二註に因戒生定因定生慧一代時教唯此三法無不該盡云々爾圖東實記

(四十六)禪定山の頂を禪定といふ 續高僧傳二の卷廿釋彦琮傳に安禪本合掌之名例爲禪定云々高僧傳二の卷廿四曇無懺傳に戮力三年且禪且定即於定中見釋迦文佛與諸大士授己戒法云々○義經記七卷六丁あらし山の事の條に此山のせんぢやうにて俄に御はらのけつき給ひけるを云々これは絶頂を誤てせんぢやうといふ歟俗に富士禪定立山禪定などもいへり

(四十七)釋氏の稱 高僧傳五の卷五丁釋道安傳に初魏晉沙門依師爲姓故姓各不同安以爲大師之本莫尊釋迦乃以釋命氏後獲增一阿含果稱四河入海無復河名四姓爲沙門皆稱釋種既懸與經符遂爲永式云々

(四十八)涅槃 高僧傳六の卷廿釋僧肇傳に乃著涅槃

無名論其辭曰經稱有餘無餘涅槃涅槃者秦言無爲亦名滅度無爲者取乎虛無寂滅妙絶於有爲滅度者言乎大患永滅超度四流云々尙くはし

(四十九)石城墓 墓處を「イハキ」といふは石もて一構にしたる城のよし也常陸風土記に「コチタケハヲハツセ山ノイハキニモ率テコモランヨナモヒソワギモ」此歌万葉にも大同小異にて載たり宋高僧傳廿二の卷十六法圓傳に斃石爲城而葬之とも有

(五十)第一 續高僧傳三の卷十五釋慧淨傳に第者爲居一者爲始序最居先故稱第一一見曰第者弟也爲弟則不得稱一言一則不得稱第兩字矛盾何以會通淨曰向不云乎第者爲居一者爲始云々神代卷にアキノツイデヒトツ又マキノツイデヒトマキニアタルマキなど訓たり

(五十一)念佛十念 阿彌陀稱名念佛の事宋高僧傳廿一の卷六丁法照傳に見ゆ法華經にも出たり選擇集を考合すべし爾圖特現說集

(五十二)柏餅 世人五月五日柏餅を作りて節物とす宋高僧傳廿二の卷十五法圓傳に柏葉餅一枚とあり栢は柏の誤にや可考

(五十三)法樂 續高僧三十三卷淨傳に合日不徒法樂以至於斯云々

(五十四)畫詞傳 圓光大師畫詞などいふ類の畫詞傳は圖傳と云へし續高僧傳四の卷五丁亥并傳に人物優劣奉信淳疎具諸圖傳とあり

(五十五)天竺の廣狹及國王 續高僧傳四の卷六丁亥并傳に言印度者即天竺之正名猶身毒賢豆之訛號耳論其境也北背雪山三垂大海地形南狹如月上弦川平廣衍周九万里七十餘國依止其中一時或乖分略地爲國今則盡三海際同一王命云々又十一王號戒日正法治世將五十載言戒日者諡法之名此方薨後量德以贈彼土初登即先薦號以滅後美之徒虛名耳今猶御世統五印度初治邊陲爲小國也

(五十六)雪山葱嶺阿耨達池 大雪山と葱嶺とは別也續高僧傳三の卷三丁オウ 亥并傳に見ゆ達池の事も見えたり同三後漢書西域傳注考合すべし葱嶺は瞻部第一の高地也同四丁ウといへり

(五十七)四天王 四洲之福 續高僧傳五の卷六丁亥并傳餘に瞻部一洲四王所治東謂脂那主人王也西

謂波斯主寶王也南謂印土主象王也北謂獫狁主馬王也皆謂四國藉斯以治即因爲言云々

(五十八)砂糖の始 續高僧傳五の卷七丁亥并傳餘に唐太宗の時王玄策西域に使し石密匠を召て就甘蔗造之よし見ゆこれ唐土砂糖の始也類聚雜要抄下十丁に砂糖ト云ハ能甘葛之徑堅ル下ニ砂之様物之タマリタルヲ云ト云々

(五十九)身は應捨罪惡之物 遺教經十一に此是應捨罪惡之物假名爲身沒在老病生死大海云々續高僧傳五の卷十八丁亥并傳餘に至正月九日告寺僧曰并必當死經云此身可惡猶如死狗并既死已近宮寺山靜處藏之云々大智度論廿一の卷十丁釋初品中八には臭屎糞といへり

(六十)靈鷲山と雞足山とは別處 續高僧傳四の卷七丁オウ 亥并傳に屈陀播陀山即經所謂雞足山也直上三峰狀如雞足因取號焉また結栗陀羅矩吒山即經所謂耆闍崛山者是也唐言鷲峰之臺云々とあり佛祖統紀に同山のよしいへるは誤也慈恩傳をも考べし○佛祖統紀卅五九丁法運通塞志一に雞足靈鷲山三峰如仰雞足云々

松屋筆記卷之八十一

平與清稿

(一)籠を加古と云事 「籠をかこ」といへる事古書には所見なし世諺問答九月の條に問この頃賀茂籠とて蟲いる、籠の侍るは何のゆゑに賀茂より出侍るに歟○是は殿上の逍遙とて昔殿上人鳥部野嗟峨野などへ向ひ虫を籠に入れて遊びて君に奉りしは堀川院の御時よりぞはじまりける虫撰とも申す也又昔は賀茂の社司などに仰られて鈴蟲松蟲などをめされけるよし故禪閣の仰られしとかや蟲こは賀茂より出侍ると思ひ合せられ侍る云々此書に賀茂籠といふ詞ありて賀茂より蟲籠をつくり出しよりさよべるを略てはカゴとも呼けんさて蟲籠ならぬ籠にも呼うつせるにや蟲撰の事は禁秘抄公事根元などにも見えて堀川院の嘉保二年八月十二日に始れる事諸書に出たりされど賀茂籠といへる名目は天文の比の世諺問答を出處とす

(二)餅をかちんと云事 「餅を「カチン」といふは齒

固なごもいひて固きよしの名也勝栗なども固栗の義也齒をたゞく類にて固物を喰ば齒のしまるよしにて餅を齒固といひ齒の字は齡の字に通ずれば齡をかたむるよしの祝言にとりなせる也世諺問答十二月の條に問節分にしようのもちひとてくひ侍るは何のゆゑにや此事更に知がたし又五條天神に侍るよし申す彼天神いつよりあまくだりましますとも見えず定て縁起など侍るべし國史にも見えず儀式にもせぬ神なればさらに知がたし此もちひをくへば物にかつといふくのう侍るよし申傳たりしばかり也云々此勝の餅も堅き義を取て「かつのもちひ」といひさて音に「しよう」ともいひ移せる也梅村載筆にカチンの帽子をかぶりたる女房の持來れるゆゑに餅をカチンと云よし見え又倭訓栞に歌貸家鎮などの説を擧たるも取にたらざる説也

(三)四壁しせき 關東の方に家の邊に立る竹木をシ

と見ゆ家の四邊にあれば壁にたどへて四壁とはいへる也爾爾北本洋樂經四十卷七丁ウ橋陳如品三に大城其城四壁都無孔竅唯有一門云々史記司馬相如傳漢書同傳

(四)花火 『北條記四の卷』佐竹對陣事の條に天正十三年四月下旬長沼ノ皆川山城守ガ城ヲ御調儀之爲小田原ヨリ御馬ヲ被レ出野州藤岡ニ御陣ヲ張リ給フ常陸ノ佐竹衆ハ大和田ニ陣ヲ取テ出勢ナリ然レドモ互ニ切所ヲカマヘ佐竹衆ハ大和田ニ陣ヲトリ對陣ス云云後ニハ長途ノ對陣ニツカレシカバ軍兵ドモ陣屋ノ前ニ馬場ヲ付テ馬ヲ乘リテ慰ミ夏ノ末秋ニモ成シカバ敵陣ニ花火ヲ燒立ケレバ味方ノ若侍共花火ヲク、リテ是モ同ク燒立ケル云々按に北條記一名小田原記といふされど少しく異同あり北條記は眞片假名本五卷あり小田原記は草假名本六卷にて奥に太田三樂の事氏政自害の事北條五代の年代系圖などを附録せり此佐竹對陣事は五の卷に載たりき○駿府事録三の慶長十八年八月二日條に自長崎花火上唐人參府三日花火唐人今日御禮則六日之花火可有御覽之由被レ仰出伊毛連須今日候殿中獻狸々皮十間弩一張象眼入鐵砲二挺長一間程之遠目鏡六里見之云云また六日條に臨昏黑花火唐人於二之九立花

火大御所宰相殿御見物云々按に駿府事録一名駿府政事録ともいふ五卷あり○徳公聖開書に寛文五乙巳七月十六日二ノ九御花火上覽云々同六月廿七日十八日於二ノ九花火上覽云々同八月戊申七月十八日二ノ九ニテ花火上覽云々同九月己酉七月十八日二ノ九ニテ花火上覽云々廿五日二ノ九ニテ花火上覽云々按に徳公聖開書一卷あり水戸の始封頼房卿より光圀卿までの事を記したる書也○倭漢三才圖會五十八の卷火類部に花火ハナビ按花火可以代燧燧者又夏月以爲河邊遊興用焰硝硫黃麻楮灰鐵粉以上各隨所好花形分量有或多或少如加樟腦則火色帶青其花牡丹芍藥菊梅櫻柳芒等數品其製以爲家秘花火線香用稗心和燧燧表之晒乾是亦用前四味藥末和飯糊塗稗心但以檜香代鐵粉耳有鼠花火用葦管三寸許者盛藥末作之傳火於口藥忽出唧々音走小兒以爲戲按に今も線香花火鼠花火の二種兒童の戲觀の具とせり○名物六帖第三器財箋四燈燭炬炸の部に烟火ハナビ月令廣義宛署記燕城烟火諸製有聲者曰響炮高起曰起火起火中帶炮連聲者曰三汲浪不響不起旋遠地上者曰

地老鼠築打有虛實分兩有多寡有花艸人物等形者花兒名百餘種別以泥函者曰沙礪兒以紙函者曰花筒以筐函曰花盆總之曰烟火動戚家有集百巧爲一架分四門次第傳藝通響起火ハナビ見子上紀効新書營陣篇舉起火一枚又放起火一枚好起火ヨキハナビ海防要好起火六枚花火ハナビ經國雄略梨花之製捲紙爲筒如元宵之戲玩花火之類地老鼠子ズミ武經總要地老鼠一二十枚地老鼠子ズミ見前老鼠子ズミビノクスリ市肆記地老鼠子ズミビノクスリ經國雄略火磚用地老鼠合成按に月令廣義の說は五の正月令部日次條に出て末に箇中有烟火名秦皇辨者以火炮及各花地老鼠鼠等筒聯成串凡數百相間之令一人提而逐一放落進散其製甚奇とあり又御筵烟火齊東野語穆陵初年上元日燕恭聖太后既而燒烟火有地老鼠徑驚太后拂衣徑起罷宴意頗疑怒穆陵恐甚遂監繫排辨巨瑤黎明謝罪太后原之云々宋史張貴傳に貴軍喜躍舉流星火示之及勢近欲合則來舟皆北兵也云々續通鑑目廿一宋度宗咸淳八年紀に舉流星火示之軍船見火即前迎及勢近欲合則來舟皆元

軍也云々なども見ゆ地老鼠地老鼠は今の鼠花火也流星は今の流星星降などいふによし有といふべし○類聚名物考調度部十九に花火ハナビ此事いにしへきかす文龜の比より鐵砲我國に渡り燧硝の合方を傳へ後に世中もしづまりて此事は出来し成べし唐にも此事はいにしへかつてなかりし也後世のものに雪火といふよしを人のかたりしが何に有といふこと未考本草にいへる煙火家といへるものぞ此事成べき按に本草の所見は本草綱目八の卷金石部鐵落條釋名に時珍曰生鐵打鑄皆有花出如蘭如蛾故俗謂之鐵蛾今煙火家用之とあり煙火は花火なる事名物六帖引用の條に見えたるがごとし○節用集大全卷一の路集器財門に花火ハナビ有地老鼠花兒流星走線等之名花砲ハナビ烟火ハナビ云々按に節用集大全七卷あり延寶八庚申歲霜月吉旦洛陽書林永田調兵衛刊行せり○鷹筑波集五の卷四十三山本西武が發句にまつかいにさくは花火のつゝじかな云々按に鷹筑波集五卷刊本也寛永十五年五月廿五日長頭丸の奥書あり此句まつかいは眞赤也花火の筒とかかりてつゝじの花の事にいひなしたり與清曰花火は山岡侯明が文龜の比などよ

陽物にかぎれる詞也新撰狂歌集下雜部に教月坊ある時女院の御所御庭せばきとて此人の地をとりて御庭のまへをひろげ給へば「によろんの御まへのひろくなる事はけう月ばうがしゝのいるゆる」四至の入に陽物の入をよせたり

(十六)懷嶋 『吾妻鏡會我物語などに懷嶋平權守あり相摸國鎌倉郡にやありけん吾妻鏡十の卷下廿二品御上洛の事をいへる條に十月三日首途冬天無程臨黃昏之間令宿于相摸國懷嶋給後陣置未出鎌倉云々光行海道記下四十二に相摸川を渡ぬれば懷嶋に入砥上が原を出南のうらを見やれば浪のあやおりはへて白き色を争ひ北原をのぞめば草の綠染なし淺黄さらせり中に八松と云所あり八千歳のかげに立よりに十八公の榮をさかりにす「やつ松の八千代のかげに思ひなれてとかみか原に色もかはらし」固瀬川をわたりて江尻の海汀を過れば江の中に一峰の孤山あり云々會我物語下十の五郎御前へ召出され聞召とはる、條に此四五ヶ年の間足柄箱根湯本國府津酒匂大磯小磯砥上が原もろこしが原相摸川ふところ嶋八的が原腰越稻村由井の濱深澤へんにはいくわいし云々參考

太平記十三の卷下時行滅亡の條に天正本云三浦若狭五郎判官ハ相摸國懷嶋へ落タリケル云々新撰狂歌集羈旅部にあづまにくだりける人こしごえのあたりにて「片瀬よりこしこえとほる旅しらみふところしまにやとをとるらん」已上の所見を考に海道記に相摸川を渡ぬれば懷嶋に入砥上が原をいで南の浦を見やればとあるを據とやせんされごそれ後になりて書たる紀行ならんには誤なしといふべからず」
(十七)水引にて懷紙を綴る 連歌俳諧の懷紙を水引にてとづる事や古きものに見ゆ守武千句下七京何の句に「こほらねと水ひきとつるくわいしかな」きりより細き冬の日のかけ」と有錐を用る事も知べし歌の懷紙を集めて綴るより連歌俳諧の懷紙にもうつれる也
(十八)鳥羽院男子の化粧 齒黒強裝束鳥帽子額などを始給ふ 鳥羽院御容儀めでたくおはしましてきらを好せ給ひ男子の化粧齒黒強裝束鳥帽子額などとの比よりはじまり花園右大臣はたかたち人にて仰合せられし事神皇正統記鳥羽院の條に見ゆ海人藻芥にもいへり類聚名物考雜一を考べし 國圖男子ノ化粧野客

(十九)按摩導引 按摩の事千金方に天竺按摩法老子按摩法など見ゆ導引は莊子六刻意篇後漢書下方術華陀傳に見ゆ抱朴子内篇四ノ四十六丁

(廿)芝手水塵手水雪手水鹽手水 芝手水は諸詞に見ゆ俗に塵手水といふは此流也佛祖統紀十四の卷下十蓮慈法師傳に雖行道遇雪必手掬以爲淨とありこれは雪手水といふべし南天の手水甲陽九下二十オ草 國圖給子にうしほをむすびててうづをつひつ云々御曾子島漢草子にしほをむすびてて手水とし日本の神々をながか給ふ云々鎌倉草子にうしほをむすびててうづとし諸天にふかきせいする云々百合草子にうしほをむすびててうづとし南無天照皇太神宮の外六十餘州の大少の神祇此きりはらしてたが給へときせいを申させ給ひければ云々又廿一丁オうしほむすび手水とめされ云々義經四國落草子七丁ウにさては疑ふ所もなくたつみの明神の義經をあはれみてをしへたまへるたつとさよとうしほで手水うがひしてそなたを禮し給ひけり云々
(廿一)會宗會學 余會學の名を稱するは佛祖統紀十五の卷下十六思梵法師傳に會宗の字面あるに据れる也
(廿二)精衛鳥 精靈鳥の事已にいへり法苑珠林四十三の卷變化篇に見えたるを引べし諸詞にも見ゆ
(廿三)口分田 明陳全之が蓬窓日録四の卷世務二井牧の條に長山先生胡翰曰天地養万物聖人養萬民故天下之利聖人不私諸己亦不以私於人井田之制是也井田者仁政之首也井田不復仁政不行天下之

民始敵々矣其後二百三十有二年而漢始有名田之議猶古之遺意也又其後六百有三年而元魏始有均田之法猶古之遺制也先王之遺制遺意由秦以來僅一二見又皆行之不遠天下之民益敵々矣爲政者南面以子萬姓一夫之餓猶己饑之一夫之寒猶己寒之孰無是心也而訖莫之拯一方漢承秦苛虐之後民新脫去湯火未遑蘇息高帝因而撫之逮及文景之世國家宴安無事宗戚大臣憑藉貴高之勢爭取美田宅以爲子孫利益郡邑富商大賈周流天下貲累鉅萬治生產畜牧畜壤十倍上擬封君編戶之氓無立錐之地則卑下之爲役爲僕不暇顧其身貧富不均勢所馴致也故董仲舒言於孝武以古井田法雖難卒行宜少近古限民名田以抑兼井名田者占田也占田有限是富者不得過制也其後師丹孔光之徒因之令民名田無過三十頃期盡三年而犯者沒入之議者以三十頃之田周三十夫之地也一夫占之過矣晉石苞令民男女二人占田百畝丁男女有差有國食祿者有差或十頃或五十頃兼以品蔭其親屬自啓許端矣民無恒產不能制之專事東之問不勞民駭衆坐獲井田之利此吾所未喻也殆

不_レ過_レ爲_二兼并之閑_一耳非有_レ資_二於賦歛_一細民能無_レ不足之患也故名田雖有_レ古之遺意不_レ若_二均田之善_一李安世在_二魏太和中_一其得_レ君非_二華夏之主_一也其得_レ民非_二歸馬放牛之時_一也以_二魏國之大_一獨能均_二其土地_一審_二其經術_一差_二露田_一別_二世業_一魏人賴_レ之力業相稱北齊後周因而不_レ變隋又因_レ之唐有_二天下_一遂定爲_二口分永業之制_一而取_二其祖庸調之法_一口分即露田也露田夫四十畝婦人二十畝而率倍_レ之口分八十畝而不_レ倍惟歲易_二之田_一倍_レ之永業即世業也夫家受而不_レ還皆_二二十畝所_一以課_二時桑麻_一也民有_二多寡_一鄉有_二寬狹_一田有_二盈縮_一狹鄉之民受_レ田半_レ之爲_二工商_一者不_レ給而有_二寬鄉_一者給_レ之亦半也老疾寡妻妾給_レ之三十畝四十畝雖_レ不_レ耕不_レ可_レ無_レ養也當_レ戶者益_レ之二十畝雖_レ已有_レ田不_レ可_レ不_レ優也以此均_二天下之田_一貧不_レ得_レ富不_レ得_レ兼猶懼_レ不能_レ守_二吾法_一而乃聽_レ民_二永業_一以葬_二鬻_一口分_レ以遷_レ是以小_レ不足而大亂_レ法也何_レ排於敵賑_レ窮困貧民_レ獲_レ保_レ息周典_レ也何_レ惜而不_レ爲_レ之_二而加_一爵_レ永徽之禁抑末耳議者如_二宋劉敞_一又以_二魏齊周隋享_一國日淺兵革不_レ息土曠人稀其田足_レ以給_二其衆_一民獲_二其實_一唐承平日久丁口滋多官無_レ閑田_レ給受民不_レ獲

其實_レ徒爲_二具文_一不_レ知_二隋唐之盛_一丁口相若_レ耳開皇十二年發_レ使均_二天下之田_一狹鄉一夫僅_二二十畝_一隋之給受何_レ加_二於唐_一也唐雖_二承平日久_一貞觀開元之盛其人戶猶不_レ及_二隋_一其至_二其田_一具文無_レ實也敞言過矣但狹鄉之民多而田不_レ盈永業之田鬻而民不_レ固如陸贄所謂時弊者勢馴致也時敞則法亦敞故均田雖_レ有_二古之遺制_一不_レ若_二井田之善_一云々

(廿四) 鹵簿 蓬窓日錄五の卷事紀一に鹵簿之制兆_二於秦_一而其名則始_二於漢_一或曰鹵者大盾也以_二大盾_一領_二一部之人_一故曰_二鹵部_一或曰凡兵衛以_二甲盾_一居_レ外爲_二導從_一捍_レ蔽其先後_レ皆著_二之簿籍_一故曰_二鹵簿_一按_二三輔黃圖_一天子出_レ車駕_二次第_一謂_二之鹵簿_一而宋王欽若有_二鹵簿記_一云々 國書能改齊漢唐律釋文十五卷一丁右に鹵簿人

(廿五) 風最并金吾 又云風最其形似_二龜好負_一重故用_二形似_一龍而小性好吼叫有_二神力_一故懸_二於鐘之上_一憲章其形似_二獸有_一威性好_レ囚故立_二於獄門上_一發發性好_レ水故立_二橋所_一蟻蟻形似_二獸鬼頭性好_レ腥故用_二於刀柄上_一蟻蟻其形似_二龍性好_一風故用_二於殿脊上_一蟻虎其形似

龍性好_二文采_一故立_二於碑文上_一金猊其形似_二獅性好_一火烟_レ故立_二於香爐上_一椒圖其形似_二螺螄_一性好_二閉口_一故立_二於門上_一蚺蛇其形似_二龍而小性好_レ立_二險故立_一於_二護朽上_一鯨魚其形似_二龍好吞_一火故立_二於屋脊上_一獸物其形似_二獅子_一性好_レ食_二陰邪_一故立_二門環上_一金吾其形似_二美人_一首魚尾有_二兩翼_一其性通_レ靈不_レ睡故用_二巡警_一

(廿六) 日本國の車 蓬窓日錄五の卷事紀一に宋元豐三年高麗入貢進_二日本國車_一一乘_二正使柳洪副使朴寅亮_一先致_レ意館伴官云諸侯不_レ貢_二車服_一誠知_二非禮_一但本國欲_二中朝略見_一日本工拙_二爾云々_一の卷に日本考略の條一篇あり長文なれば省つ

(廿七) 十二宗 羅山文集五十六の卷排_二耶蘇_一文に十宗之外加_二一向日蓮_一至_二十二宗_一云々

(廿八) 國主城主 羅山文集五十八の卷武家諸法度に諸國主并領主等不_レ可_レ致_二私之諍論_一云々また國主城主壹萬石以上并近習之物頭者私不_レ可_レ結_二婚姻_一事云云また乘輿者一門之歷々國主城主壹萬石以上并國大名之息城主暨侍從以上嫡子或年五十以上或醫陰之兩道病人免_レ之云々按に城主の字晋書より後のものに

見え唐書にはいとおほかり國主の字は李陵が書五代史南唐世家などに見ゆ禮記雜記上_四註_本註に館主國所_レ致舍復招魂復魄也如_二於其國_一主國館賓子使有_レ之得_レ升_二屋招用_一褒衣也 爾雅金持重寶記廿四丁オ彼近江た扶持して勝手大にすりきりにて候が云々六船龍船兵改廿九に城之氣出而復入城主逃北太閤肥八ノ一オ城主定事云々傳燈傳廿六ノ廿一丁オ後主傳松之註に涼州諸國主云々

(廿九) 活套 羅山文集五十九の卷_十丁與_二汪德夏_一筆語に先生曰活套之字如何注曰套者乃規矩格式之謂也活者活潑不_レ拘滯之義也言_二作者依_一此套_二而活通_一變以用也云々按に香月斗山が牛山活套といへる醫書あり藥方配劑に通_レ變而用よしの加減を記せる書也

(卅) 釘抜念佛 寂光釘抜念佛の縁起文明板を所藏せり佛祖統紀廿九の卷_{十八}潭州黃打鐵傳に毎用工時常念佛不_レ絶といへるは釘打念佛にて表裏のたがひ也

(卅一) 朱引の歌 和漢名數に朱引の事をいへり初學暗誦要文_{二十三}に朱引歌あり

右幾處中和人乃名_レ左_レ於波官乃朱引土兼天知過之

フクツヒキナカノフクツヒモノ、ホンヒキリフクツハチンガウノカシ

二津引中乃二津和物本左里二津和年號曾加志

(卅二)あひと云詞「相字豆奈比相伴比相應天相仍天相悦比相戰相扶相結比相續相賀相敵比相穴奈比相見相隨相送相容あひいへりあひわかればあひそふあひおもふあひにあふあひおひあひかたらひあひやどりあひ聲あひ盗人相しれる相すみなどやうの「あひ」と云詞はみな合逢の義としてきこゆ別に「打」と云心に用たるあり甚奇久異爾魔成雲七色相交天立登天在八淳和院乃失火之穢爾相交流人々大宮之内爾參雜止 閑食天三代實などの相は打交ともいへる例の詞也後拾遺一詞書に公資朝臣にあひぐして侍けるとあるも源氏桐壺におや打ぐしと同じ語勢なればこれはた「打」に通ふ「あひ」也また竹取物語抄上廿に此御子に相つかうまつり給へといふに云々神代記下丁十一に故奉迎相待吾名是猿田彦大神云々竹崎五郎繪詞に御不審あひ残り候はいかげする御げうそをもて御たづねをかうぶり候はん云々又かかげするぞんめいすべしとはあひぞんじ候はず云々宇治拾遺の卷九丁にわざとしめ候つれば相構て候つる堪がたくな

りて候へば云々古今著聞集二の卷廿にあひかまへてかのおほせのむね申ければ云々又九の卷十あひはからひてつかうまつるべしと勅定ありければ云々圓光大師繪詞傳卷十丁に今上人出胎の瑞ことの儀あひおなじ定てふかき心あるべし云々など慎戒恐義に用たり祝詞に相麻自許利相口會といひ愚記二の卷に相觸などあるも打の義にも又慎戒恐義にも通ひてきこゆ」

(卅三)車軸の雨傾盆雨 佛祖統紀卅三卷三出興志一丁成二十小劫自過去莊嚴劫懷空之後至今賢劫初成時光音天空中布金色雲徧覆梵天注大洪雨猶如車軸云々また傾盆雨は無門關に見えたりき

(卅四)龍華 佛祖統紀卅一の卷三世出興志一丁第十小劫滅至八萬歲時第五彌勒佛出世云々彌勒見此寶臺須臾無常知有爲法皆悉磨滅修無常想讚過去佛無常之偈諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂說此偈已出家學道詣翅頭末城外金剛莊嚴道場龍華菩提樹下即於此日初夜降魔成道云々自注に枝如寶龍吐百寶華故名龍華云々ものに龍華の曉をまつなどあるは此事也爾圖東實

(卅五)ゑぼし櫻 ゑぼし櫻の事外集九の卷二段にいへり又元服曾我諸詞にさらば元服祝はんとて別當に傳はる重代の太刀伊豆權現の力をそへ思ふ本望遂給へと箱王殿に奉るやがて祝ひの御酒ひとつゝすめ申せや人々と同じく昔にまごわし酒宴をこそははじめけれさく比の稍時めくをりに來てゑぼし櫻の花を見ん如何に申候是はめでたき折なれば一指御舞候へかしこまつて候さらばそと舞ふづるにて候鳥帽子櫻の花を見ん菊の名の曾我のむかしを思ひ出てよろづ代いはふこころそあれ云々

(卅六)念佛鳥念佛魚 佛祖統紀廿九卷九往生禽魚傳に長沙鸚鵡元祐間長沙郡人養一鸚鵡俗呼八八兒一者偶見僧念阿彌陀佛即隨口稱念且暮不絕因以與僧久之鳥亡僧具棺以葬之俄口中生蓮華一枝一人爲頌曰有一靈禽八八兒解隨僧口念阿彌陀死埋平地蓮華發我輩爲人豈不知また劉成魚唐天寶中嘗塗漁人劉成李暉載魚往丹揚泊船浦中李他往劉遠見船上大魚振鬣搖首稱阿彌陀佛劉驚奔于岸俄聞萬魚俱跳躍念佛聲動天地劉大恐盡投魚于江李至不信劉即用己財償之明日於荻中得

錢萬五千實也題云還汝魚直云々

(卅七)摩頂松 佛祖統紀卅四諸宗立教志支裝傳に初遊天竺手摩門運松曰吾西求法可枝向西吾若言歸枝可東指既往技果西一日忽東指弟子曰教主歸矣因號摩頂松云々按に松に依て誓を立しは岩代の結松の類ともいふべし

(卅八)經論還授 天台の書漢土に還傳せし事所見おほかり佛祖統紀卅四支裝傳に起信論雖出馬鳴久而無傳師譯唐爲梵俾流布五天云々とあるも同日の談也

(卅九)欲鉤 佛祖統紀卅五窺基法師傳に先以欲鉤牽云々

(四十)鼠に弓絃を齧る 佛祖統紀卅七に金鼠齧斷弓絃云々西域記十二の卷にも見ゆ吾妻鏡一の卷治承四年八月廿五日の條に大庭景久并郎從所帶百餘張弓絃爲鼠被食切畢云々とあり

(四十一)月の八日十四日十五日 佛祖統紀卅二廿一世間名體志須彌山條に月八日四王大臣徧行世間十四日四王太子行十五日四王自行觀察善惡若無多人受戒布施帝釋聞奏憂惱說言云々

(四十二)迦毗羅衛 佛祖統紀卅三丁^一に東南至迦毗羅衛注に佛生處云々同卅六^九丁に迦毗羅衛國者三千大千世界百億日月月中三世諸佛皆於此出云々

(四十三)天狗の熱鐵を呑に似たる説 佛祖統紀卅三丁^八閻摩羅王宮殿條に獄卒取王撲熱鐵地以銅汁寫置口中云々この銅汁を口中に寫置といへるは天狗道の熱鐵の苦に似たりといふべし

(四十四)和上の和の字を省て書例 佛祖統紀卅七丁^一法運通塞志三梁武帝紀に帝致書慰弟子法獻曰承遠上無常弟子中夜已自冥知遠上此去甚嘉遲見法師方可叙瑞夢耳注に遠上者遠和上也云々これ鐘山僧遠が事をいへるにて遠和上を省て遠上といへり阿闍梨を闍梨尼御前をあませないへる類也

(四十五)御符符水護符 今俗法師修驗陰陽師などが加持の符を御符護符などいひ病者に水初穂にて吞しむるわざあり佛祖統紀卅六卷法運通塞志^{二十五}丁に後漢順帝熹平中漢中有張脩爲大平道張角爲五斗米道太平道師教人叩頭過思因以符水飲之使病家出米五斗云々同卅七卷法運通塞志^十丁に豫章西山真君云々歲大疫標竹江濱置符水中令病者

飲之無不愈云々同四十卷法運通塞志^{十八}丁に唐太宗貞觀十一年沙門智實等復抗辭固爭以道士雖冒宗老子其實遵三張符水醮錄之事自注に後漢張陵父子教民悔過今輸米五斗其後有張脩張角效其法用符水以治病故世稱五斗米道云々同四十九卷法運通塞志^{十五}丁元世祖至元十八年特奉聖旨僧道二家云々偽造符咒妄言佩之令人商賈倍利夫妻和合猶如怨怒不能傷害等語云々

(四十六)祭に肉を禁す 佛祖統紀卅八卷法運通塞志^四丁に梁武帝十六年勅太醫不得以生類爲藥郊廟牲醴皆代以麩宗廟薦羞始用蔬果云々注に怪音全牛純色禮記祭祀牲醴云々述曰祭天地祀宗社必殺牲以備物皇王以來用以爲法有國家者掌之爲故且不敢有所議也夫司天地之化所以稱上帝稱皇天后土者至聖至神也烏有神聖而好殺性牢之命肯飲腥臊之食哉由夫上古之俗茹毛飲血以是養己必以是事神朴陋之見曾不知怪牢腥臭之爲瀆也蒸民既粒俗不能變聖賢教世師古法以著之禮經於是後王遵而行之莫或敢議其可不者以養己猶古不思事神之不當瀆也夫

果於殺命不仁也瀆以腥臭不義也以不仁不義爲養己之舊習尙當思有以節以求全好之心豈於事天地祖宗之神靈而欲以性牢腥臭之物以瀆之哉自佛法東漸勸修齋戒天帝尙知事佛豈人事天而不知事佛乎知所以事佛則不當以性牢瀆天爲可信矣惟梁有武皇魏有獻文救郊廟祭祀不用牲牲而易之以蔬麩酒果可謂遠古而道奉黍稷薦明水是亦三代之祀法也烏在乎性牢腥臭之物哉○慈雲法師於天台勸民俗祀神改祭爲齋其文有曰天子七廟下至庶人皆同祭祀圓丘方澤上下神祇國之常典勸令斷祭無乃太傷國風乎釋曰祭祀出俗典改祭據佛經俗典則未逃殺害佛經則唯重慈悲殺害則報在三途慈悲則果成萬德以善改惡無不可者云々爾國國酒酒止て祭事佛祖卅九ノ六丁ナ南史六ノ廿丁ナ

(四十七)一切 以呂波字類抄^一以部疊字門に一切イツサイ云々節用集以部言語門に一切イツサイイツセツ云々運歩色葉集以部に一切經五千四百十八卷也欽明天皇御要元乙未自大唐渡至天文十六年丁未八百十三年也云々翻譯名義集五の卷^{廿二}丁四十二字篇

に娑婆秦言一切法苑云一以普及爲言切以盡際爲語大品娑字門入諸法時不可得故諸法時來轉故論云即知一切法一切種不可得一切有二種一者名字一切如云一切皆懼死無不畏刀杖無色無身不畏刀杖此名字一切也二者實一切大品云一切者所謂內外法是二乘能知不能用一切道起一切種華嚴唱娑字時名降雲大雨疏云即平等性云々大藏法數二の卷^六丁に一切名義一是普及之言切是盡際之語又云究竟非二名一其性廣博名切故名一切云々慧琳音義^{廿一}の卷^四丁新譯華嚴經世主妙嚴品一の條に一切說文云一切普也即遍具之義故切字宜從十說文曰十謂數之終也有從七者俗字也云々龍龜手鑑二の卷刀部入聲に切妻結切治骨也斷也急也又七計切云々古今韻會^{廿七}入聲九に切千結切博雅治骨謂之切又苟且曰一切猶曰一時權宜也後王廟傳以微一切之勝前平紀一切論秩如真師古曰一切者權時之事如以刀切物苟取整齊不願長短縱橫故言一切他皆放之又大概曰一切又譏切也割切也云々同小補^{廿七}屑韻に切千結切云々霧韻七計切衆也又一切大凡也又前平帝紀義註見上

云々字彙子刀部に切千結切云々又七計切音砌衆也又一切大凡也云々佛祖統紀卅九の卷法運通塞志五五丁一切禁斷注に切音竊漢書如刀一切云々管子に與人交多詐僞無情實偷取一切謂之鳥集之交云云史記李斯傳に請一切逐客云々索隱曰一切猶一例言盡逐之也言切者譬若利刀之割一運斤無不斷者解漢書者以一切爲權時義未爲得也云云漢書平帝紀二丁に吏在位二百石以上一切滿秩如真云々師古曰時諸官有試守者特加非常之恩令如真耳非凡除吏皆當試守也一切者權時事非經常也猶如以刀切物苟取整齊不願長短縱橫故言一切他皆放此云々同路溫舒傳廿二爲一切云々如淳曰煇苟且也一切權時也云々同趙廣漢傳左丁に壹切治理云々同張敞傳十二に願得壹切比三輔尤異云々如淳曰壹切權時也云々後漢書王霸傳七丁に以微一切之勝注に微要也一切猶權時也云云晉書元帝紀八丁に一切斷之云々已上の説を考合するに一切禁斷などの時は入聲にイツセツといふべし一切經一切衆生などいふ時は去聲にイツサイといふべき也

(四十八)新唐書五代史の誤 佛祖統紀卅九卷十一に歐陽氏之修唐書也凡釋氏之事有裨國政開人心者悉刪去之適足以存舊史之該贖其乏通學守陰見有若謂之信史未信也云々同四十五卷十五に歐陽氏之修唐書五代史也於佛老之事則刪之夫唐書唐代之正史非歐陽之私書借使不足法論之可也豈當以己所不好而悉刪之邪是知無通識者不足當修史之任也云々

(四十九)內教外教 佛祖統紀卅九の卷法運通塞志五十六に北周武帝天和四年詔儒僧道申述三教沙門道安作二教論以儒道九流爲外教釋氏爲內教云々同五十一卷四十二章經疏序に域內則詳乎治身而尙略乎治心故謂之外教域外則善乎治身而極乎治心故謂之內教昔阮孝緒正以內外之名爲不誣矣云々

(五十)達觀施財 佛祖統紀四十の卷法運通塞志六十八に梵語達觀此云施財今人誤書闕字者非云々翻譯名義集四の卷五十三乘善行法篇に尊婆須密論作檀觀此云施財解言報施之法名曰達觀導引福地亦名達觀二字或從手西域記正云達觀擊者右也或

云々狀器尼以用右手受人所施爲其生福故肇云夫以方會人不可以一息一期以財濟物不可以一時一周是以會通無隔者彌綸而不漏法澤冥被者不易而普覆云々賢愚因緣經十二卷十一波婆梨緣品に設會已訖大施達觀云々音釋廿八達觀梵語也此謂財施觀音觀云々

(五十一)遊手 佛祖統紀四十卷十一に遊手竊食易服以逃租賦云々今の歌讀詩人連歌師俳諧師狂歌師茶人生花師などの類皆遊手といふべし爾雅唐書九十手未作者云々

(五十二)木の俣より生る 菅家木枝に下り給へるよし荏柄天神記に見ゆ佛祖統紀四十卷十二に蕭瑀不生於空桑乃遊無父之教非孝者云々

(五十三)開眼 佛祖統紀四十卷法運通塞志六十七唐太宗貞觀八年條に詔爲穆太后建弘福寺車駕親臨自開佛眼云々按に開眼供養の事塵添璫囊抄四卷十二才開眼供養トモアリ

(五十四)病に祈禱して藥を服せざる事 巫を信じて醫を信せざるは不治の病者也近來金毘羅の神巫など稱て符水をあたへ加持などして醫藥を戒むるものこ

こかしこに開ゆ佛祖統紀四十卷十六に二宗者謂男女不嫁娶互持不語病不服藥死則裸葬等云々

(五十五)三教 佛祖統紀卅九十六法運通塞志五に北周武帝天和二年二月集百僚僧道論三教先後以儒爲先道次之釋居後云々同四十卷七丁法運通塞志六に隋文帝仁壽三年文中子讀讖議曰三教於是乎可一矣云々又十九唐太宗貞觀十三年詔國子祭酒孔穎達沙門慧淨道士蔡晃入弘文殿談論三教云云又廿三志磐述曰云々隋李士謙論三教優劣謂佛日道月儒五星魏收撰北魏佛老志皆先僧而後道其義已定云々同四十五卷法運通塞志十一十六に宋真宗大中祥符六年十一月上謂宰臣王且曰三教之設其旨一也大臣皆勸人爲善唯識達之士能一貫之滯情偏執於道益遠云々同卷十七に志磐述曰道家者流其所學則道德陰符是爲治心修身之本至言內丹外丹火候口訣則不傳於非人其餘旁門如胎息之法草木之方皆上聖下教用度人世非可謂之虛無也若夫置壇傳錄起自天師是又上天護國護人治鬼攝邪之法俱可以助教化於天下者是故此道列在國家與儒釋均爲三教者以此至於小大優劣

内外之義、則較然可、知故闕澤對、吳王曰、道事、天天事、佛李士謙論、三教、曰、儒五星也、道月也、佛日也、能達此意、則三教之位定、世言、儒道釋、蓋本乎此、儒生道士、不別、本末、欲、輕、陵、於、釋、氏、皆、末、學、之、過、若、道、流、有、輔、成、舊、偽、言、老、子、化、胡、以、佛、爲、侍、者、之、言、謗、老、子、瀆、世、尊、其、咎、當、如、何、邪、云々、同、五、十、五、卷、歷、代、會、要、志、四、に、三、教、出、興、三、教、厄、運、三、教、妖、僞、三、教、談、論、の、條、あ、り、景、德、傳、燈、錄、廿、八、丁、に、又、問、儒、道、釋、三、教、同、異、如、何、師、曰、大、量、者、用、之、即、同、小、機、者、執、之、即、異、摠、從、一、性、上、一、起、用、機、見、差、別、成、三、迷、悟、由、人、不、在、教、之、同、異、云々、願、佛、祖、統、紀、卅、七、ノ、廿、九、丁、ナ、リ

(五十六) 小寺を大寺に合す 水戸の御政道に大寺の末寺に貧乏の小寺ありて住僧のたへがたきばかりなるを本寺に合叢して便利に従はせ給へり佛祖統紀四十一の卷法運通塞志七丁に唐玄宗開元十五年勅天下村坊佛堂小者並圻除之功德移入近寺堂大者云々とあるは似たる事也

(五十七) 度牒を賣ル 佛祖統紀四十一の卷法運通塞志七丁に唐肅宗至德元載帝在靈武以軍須不足宰相裴冕請置僧道度牒謂之香水錢自注に賣牒

始此云々同四十六卷法運通塞志十二丁に宋英宗熙寧元年七月司諫錢公輔言祠部遇歲饑河決乞賜度牒以佐一時之急自今聖節恩賜並與裁損賜牒自此始云々志磐述曰古者出家之士自漢明以來並從國恩而爲得度如隋文一歲至五十萬唐太宗感獎三藏弘法須人之言即度僧至萬七千人睿宗度三萬人本朝太宗普度十七萬人至二十四萬人此特恩蒙度之大略也唐中宗始詔天下試經度僧是猶漢家以科舉取士最可尙也我太宗真宗仁宗並舉試經之科於茲爲盛未聞貨取於山林高尙之士也自唐肅宗用宰相裴冕之請以時方用兵始鬻度牒猶漢世納粟助邊以得爵也從恩猶可擇人試經是爲得才至於納幣爲僧則富者可以逞欲長汗難虧精進法門之不幸也公輔以時艱始勸上裁恩賜以就買賣利源一開逮今不可復塞律言餘方有清淨雖非我制不得不行蓋此義也云々同四十八卷法運通塞志十四丁に宋高宗紹興二年八月自治平末始鬻度牒舊以黃紙印造僞爲者多戶部朱異始奏令僧道用敕綾紙云々同五十二卷歷代會要志一丁進納度僧に唐肅宗至德初宰相裴冕請置

度牒謂之香水錢○聽白衣誦經賜出身或納錢百緡請牒剃度○宋神宗司諫錢公輔言遇歲饑河決乞鬻度牒○高宗勅置四字師號○自治平末始鬻度牒舊以黃紙僞爲者多至是戶部朱異奏令僧道用勅綾紙○詹叔義上表乞住賣度牒○敕僧道始令納免丁錢謂之清閑錢云々

(五十八) 雄山雌山 山に雄山あり雌山あり福山あり貧山あり盛山あり衰山あり佛祖統紀四十二の卷法運通塞志八丁唐代宗大歷三年詔慧忠國師入內引太白山人見之師曰汝蘊何能山人曰識山識地識字善算師曰山人所居是雄山雌山茫然不知對云云與清曰富士山は雄山也物を産せず伊豆の天城山は雌山也物を産する事おほし近江の三上山は貧山なり孤立して草木繁茂せず金石を出さず福山は形豊に張起して金銀珠玉を出すをいふ盛山は日光比叡山などをいふ草木榮えて山形富饒也衰山は燭火たえず草木生せず國に害ありて山形かじけたるをいふ願、佛、祖、統、紀、卅、七、ノ、廿、九、丁、ナ、リ

(五十九) 寒涕 佛祖統紀四十二卷七丁に寒涕垂願云云これはミヅハナなるべし可考碧巖にも見えたり

(六十) 芥子を河水とし水銀を水とす 西域記十卷丁伊爛拏鉢伐多國條に三佛經行西不遠有窳堵波是室糞多頻設底拘胝唐言二百餘番 苾芻生處昔此城有長者云々自其居家至王舍城鑿渠通漕流滿芥子御舟安止長緇以引至王舍城云々

(六十一) 鼠鬻斷弓絃 『吾妻鏡』一の卷右丁治承四年八月廿五日條に侯野五郎景久相具駿河國目代橘遠茂軍勢爲斐武田一條等源氏赴甲斐國而昨日及昏黑之間宿富士北麓之處景久並郎從所帶百餘張弓絃爲鼠被喰切畢仍失思慮之刻安田三郎義定工藤庄司景光同子息小次郎行光市川別當行房開於石橋被遂合戰事自甲州發向之間於彼志太山相逢景久等各廻轡飛矢攻責景久挑戰刻景久等依絶弓絃雖取太刀不能禦矢石多以中之安田已下之家人等又不免劔刃然而景久令雌伏逐電云々西域記十二の卷丁右聖薩且那國條に王城西百五六十里大沙磧正路中有堆阜並鼠壤墳也聞之士俗曰此沙磧中鼠大如蝟其毛則金銀異色

爲其群之首長每出穴遊止則群鼠爲從昔者匈奴率數十萬衆寇掠邊城至鼠墳側屯軍時羅薩旦那王率數萬兵恐力不敵素知積中鼠奇而未神也泊乎寇至無所求救君臣震恐莫知國計荷復設祭焚香請鼠冀其有靈少加軍力其夜羅薩旦那王夢見大鼠曰敬欲相助願早治兵且日合戰必當克勝羅薩旦那王知有靈祐遂整戎馬甲令將士未明而行長驅掩襲匈奴之聞也莫不懼焉方欲駕乘被鎧而諸馬鞍人服弓絃甲絃凡厥帶絲鼠皆斷兵寇既臨面縛受戮於是殺其壯虜其兵匈奴震懼以爲神靈所祐也羅薩旦那王感鼠厚恩建祠設祭奕世尊敬云々佛祖統紀四十一法運通塞志七十六唐玄宗天寶元年西域康居大石五國入寇安西唐制安西安西安南安西安北四府帝召不空三藏入內持誦仁王護國密語上親乘香爐方二七徧上見神人可五百餘立於殿廷師曰此北天毘沙門王第二子獨健副陛下降往救安西請設食發遣四月安西奏曰二月十一日城東北黑雲中見金甲人身丈餘空中鼓角聲振天地寇人張幕間有金鼠齧斷弓絃五國即時奔潰須臾見城樓上天王見形上令驗之即誦咒日也今城樓至天云々按鼠弓絃齧斷

る事此外にもおほかるべけれどおもよひよれるまゝに引出つ」
 (六十二)芥子に納須彌 佛祖統紀四十二卷法運通塞志八十一唐憲宗元和四年歸宗智常禪師得法於馬祖江州刺史李渤問師曰須彌納芥子即不問如何是芥子納須彌師曰人傳使君讀萬卷書是否渤曰然師曰摩頂至踵如椰子大萬卷書何處著云々
 (六十三)儒者無通識 『佛祖統紀四十四卷法運通塞志十三』志磐述曰人無通識不足知佛故韓愈夷其佛歐陽脩亦夷其佛太宗以蘇易簡指佛爲夷而惡之自古人君莫如太宗之有通識也佛聖人也五天中土也此方即五天之東境也今稱中國者此方自稱尊也稱四夷者且約此方四境之外論之也儒家之通識即日暉以言之故多失言云々與清曰本朝の儒生物茂卿太宰純服子遷が輩自夷人と稱し或は東夷大東などいへる事偏見無通識所爲といふべし東照宮夏御陣の時増上寺觀智國師の使僧了廓山に仰ありしは今より天下一統の世なれば吾宗門なればとて淨土宗にのみ歸依し念佛三昧にも處しがたし神佛諸流ことごとく天下の教なればとりに用

捨すべき事王者の道也國師に此旨を傳へて天下一統の後吾念佛に怠れりと不審せらるまじきよしを申せとの御定なりとぞこれ實に大通識の聖意といふべし」
 (六十四)人間僅五十年 佛祖統紀四十六卷法運通塞志十二左丁に宋仁宗天聖八年劉中明曰人生五十已如敗屋能志於道僅可延年云々
 (六十五)善罵人者亦善被罵於人 佛祖統紀四十六卷法運通塞志十一右丁に宋仁宗慶曆四年祖印禪師曰諺言善罵者人亦善罵之云々批施十六ノ六丁オ批善罵に人亦道其惡好憎人者亦爲人所憎云々
 (六十六)托鉢分衛 佛祖統紀四十六卷法運通塞志十二右丁に宋神宗元豐三年張商英見兜率悅公云々商英曰香林獨脚頌德山托鉢話未能無疑悅曰祇如末後句是有邪是無邪商英曰豈不是有悅大笑歸文室閉門而寢商英展轉無寐五更下榻觸榻踏牀忽然有省爲之頌曰鼓寂鍾沈托鉢回云々運步色葉集不部に分衛フンエイ乞食事也云々
 (六十七)室町殿の代の學問在僧家 室町殿の天下まうし給へるをり兵軍打つべき學問地に落たる中福

光園殿一條禪閣などこそあれ他は五山僧徒の傑出せるに及ものなし佛祖統紀四十六卷法運通塞志十二丁宋仁宗皇祐五年司馬光欣然謂左右曰不謂三代禮樂在緇衣中云々禮失而求之野の類といふべし」
 (六十八)功德院 功德院は開基寺の事也佛祖統紀四十九卷法運通塞志十五左丁に宋寧宗淳祐十年三月臣寮上言國家優禮元勳大臣近貴戚里聽陳乞守墳寺額蓋謂自造屋宇自置田產欲以資薦祖父因與之額故大觀降旨不許近臣指射有額寺院充守墳功德及紹興新書不許指射有額寺院著在令甲凡勳臣戚里有功德院止是賜額獨免科敷之類聽從本家議僧住持云々又五丁
 (六十九)驛券御朱印御證文 今の御朱印御證文は驛券の類也佛祖統紀四十九卷法運通塞志十五に元英宗至治三年佛海性澄法師云々已給驛券將南還云々と見ゆ
 (七十)落城 佛祖統紀五十卷名文光教志永嘉西湖法明寺疏に於是院落始成云々落成は家屋城樓などの功了れるにいふ詩斯子序箋左傳注などに見ゆ

(七十一)端出之繩左繩左撻芒繩 神代紀に端出之繩
 シルクメナハと有左繩とも書り 景徳傳燈錄廿五丁
 天臺山徳留國師傳に疎山曰左撻芒繩縛鬼子とある
 左撻は左よりの繩也芒は端出にて葉端のわらけさが
 れる貌なるべし鬼子を縛すといふは左繩を引て物を
 除るに似たり菟苑口渉にも説あり可考合一 爾雅釋名
 七ノ十三丁オ慧昭傳に杖戴笠履老履而赴會トアツテ
 ラツツノ類ナルベシ麻苧ノ注連今昔十一ノ廿二同十四ノ四十四
 (七十二)四鳥の別 文選八卷六丁有陸士衡が豫章行に
 三荆歎同株四鳥悲異林云々注に孔子在衛聞哭
 者甚哀問顔回曰汝知此何哭回曰此者非但爲
 死而已又爲生離者也昔峴山之鳥生四子焉羽翼
 既成將分四海其母悲鳴而送之爲其往而不返竊
 以音類知之矣問之果然故云悲異林云々家語
 顔回篇に見ゆ
 (七十三)インノコ〜と云詞 小兒を愛して感むる
 詞にインノコ〜といへり 史記七十司馬相如傳に其
 親名之曰犬子索隱曰孟康云愛而字之也と見ゆ此
 犬子は愛するよしなればイヌノコ〜と云を音便に
 インノコ〜といへるにや
 (七十四)吉田神主并神樂岡齋場所 皇和眞俗通十三の

一條天皇條に永延元年冬十一月以ト部兼延爲吉
 田神主云々委ク神道ノ見ユ
 (七十五)三條 明人陳全之が逢窓日録六の卷事紀二
 三丁に董遇云冬者歲之餘夜者日之餘陰雨月之餘皆爲
 間暇無事時也有疑陰雨者蓋陰雨則無出入無
 賓客俗事少故可讀書東坡所謂此生有味在三
 餘是也云々
 (七十六)雲髻巾幘 蓬窓日録六の卷事紀二廿四に諸
 葛孔明以巾幘遺司馬懿巾幘乃女子未笄之冠燕京
 名雲髻蜀中名蠶籠蓋笑其堅壁不出如閨女之
 藏匿也幘音憤古對切今晉國非也云々此雲髻の名は
 本朝の髻華によしあれば抄出せり
 (七十七)民の三害 蓬窓日録六の卷事紀二廿二に養
 木者去其蛙養苗者去其蝥養其民者去其害民
 者而已民之害三焉貪吏也土豪也盜賊也三害未去欲
 求治不可得也云々按に本朝の民に四害あり貪吏
 也惣代名主也金貸也博奕徒也盜賊者不與焉貪吏に
 六種あり代官手代味噲用人御普請役吟味與力留役廻
 同心也其人を得事難哉されど留役には其任に當れる
 人きこえざるにもあらず代官手代吟味與力は甚きの

限といふべし
 (七十八)倭人の詩 蓬窓日録八の卷詩談二丁七に倭
 人能詩多有佳句有絶句云棄子抛妻到大唐
 將軍何事苦相妨通津橋上團圓月天地無私一樣光蓋
 倭人入貢則艤舟定海之通津橋而妨閑之法頗嚴故其
 詩云然云々
 (七十九)今様 義經記五の卷 此前に一首有あり 爾雅釋名
 謂抄五の卷十三四丁 吉野法師判官を追かけ奉る條に辨慶
 位の處ノ表にあり 吉野法師判官を追かけ奉る條に辨慶
 はぬれたるよろひきて大きなる臥木にのぼりて大衆
 を呼て申けるは情ある大しゆあらば西塔に聞えたる
 辨慶がらん拍子見よとぞ申ける大衆是を聞ける者
 もあり片岡はやせやと申ければまことや中ざしにて
 弓の本をたいて萬歳樂とぞはやしける辨慶折ふし
 舞たりければ大衆も行かねて是を見る舞はおもしろ
 くありけれども笑事をぞうたひける「春は櫻のなが
 るれば吉野川とも名付たり秋は紅葉のながるればた
 つた川ともいひつべし冬も末になりぬれば法師もも
 みぢでながれたり」とをりかへし〜まふたればた
 れとはしらす衆徒の中よりをこのやつにて有ぞやと
 ぞいひける云々同六の卷しづか若宮八幡へ參詣の條

に人をすかさんとする事なれば酒えんはじめていく
 ほどもなかりけるに和經が女房今やうをぞうたひけ
 る藤次が妻女も催馬樂をぞうたひける磯のせんじ珍
 しからぬ事なれどもきせんといふ白拍子をぞかぞへ
 けるさいばら其駒も主におとらぬ上手ごもなりけれ
 ばどもにうたひてあそびけり春のよのおぼろの空に
 雨降てことさら世間しづかなり壁に立そふ人もきけ
 終日の狂言は千年の命をのぶるなり我もうたひてあ
 そばんとて別の白拍子をぞかぞへけるおん聲も文字
 うつり心もことばもおよばれず云々同七の卷直江の
 つにて笈さがされし條にこれや此はかちうさのせう
 しやうしやうのさらしまといふ所にながされて「ほ
 かげのみよするはだなかい河のみななみいな舟のい
 つらしかはもかみ河のはやきせそもしらぬひばの
 こゑ霞のひまにまざる」とうたひしも今こそおも
 ひしられけれ云々按に「はかちうさ」一本「はかうさ」
 に作り「いつらしかは」一本「わつらふかは」に作れり
 同書八の卷衣川合戦の條に辨慶その日の裝束には黒
 糸おどしよるひの裾かな物ひしと打たるに黄なる
 蝶を三ツ二ツ打たりけるを着て大長刀の真中にぎり

打板の上に立けるがはやせや殿原たち吾妻の方の奴原に物見せんわかゝりし時はえい山にてよしあるかたには詩歌管絃の方にもゆるされ武勇の道には悪僧の名をとりき一手まふて吾妻の方のいやしきやつ原に見せんとて鈴木兄弟にはやさせて「うれしやたきの水なるはたきの水日はてるともたえずとふたりあづまのやつばらがよろひかぶとをくびもろとも衣川にきりながしつるかな」とぞまふたりける云々按に一本に「三ツ二ツ」を「三ツつ」に作り「えい山」を「ひえい山」に作り「きりながしつる」を「きりさげながしつる」に作り ○静草子本に若宮殿のしやうめんにだいしやう殿の御座敷にはまんまくをひかれたり云々母のせんじ是を見ていかなる事ぞしづか御前かほどめでたき御棧じきにてまはぬものならば御どがめをばいかせんまづにははらひさふらふとて先に立てぞまふたりけるもとより舞は上手なりかたくれしほりはぎをうたひすましたりければしづか此よみてかやうにうたひ給ふべきぞ是もたゞみづからをたすけんためのみひぞかしそれにみづから只今物う

き心のあるまゝに舞まはぬものならば母のとがめをいかせん舞ばやと思ひうちぎぬの袖引つくりい袴のおびさしはさみ立出たりし心の内さこそと思ひやられたり見わたせばれきくせられたる人々に和田ちぶ殿江戸葛西千葉小山宇都宮いづれか日比わがまゝにふるまはざりし人やあるぎけいの妻と有しほごは大名商家おそれをなし舞まはせて見るまでは思ひもよらでありつるが昨日は人をしたがへつゝ今日には人にしたがり天人の五するのきようさめぬると思へばよその見る目ははづかしはづかしながらしづか御前時の祝言なりければ「君をはじめてをがむには千代もへぬべしひめ小松」とうたひすましたりけりかたちは日本一也聲はたゞ迦陵頻が冥のひきなりけり打も吹もみな上手ひらりと上るかひなにて天人も天くだりふみそろへたるひやうしに地神もうごくばかりなり入まひになりければ「しづやしづしづがをたまきくりかへしむかしを今になすよしもがな」とうたひすましたりければみすも几帳もさゝめきおめきさけぶ所に頼朝みすをおろさるゝゆるをいかにと申にしづやしづしづがをたまきくりかへしむ

かしを今どうたふたはよし野山でわかれし義經をしつたふ所それは頼朝見ぬ所ちぶ殿申さるゝ昔を今どうたふたは五ていのむかしいまにき世はをさまるといふ所めでたくおぼえ候にみすをあげられ候はでいかゞ申されたりければ御料げにもとおぼしめしみすをさらりと上げ給ふしづかは是を見て「極樂浄土の玉すだれかんしゆまんしゆの玉のはたあぐればいよくひかります玉體つゝがなうして天が下こそのごかなれ」と三べんふんでまひければみすもさちやうもさんざめきはうしやもゆるぐばかりなりき云々 ○伏見常盤草子本におうちきいておゝさる事あり「牛をば桃林のやにはなしむまをくわさんのやうにかへす鴨さむうして水にいり庭鳥さむうして木にのぼる諸法實相ときく時はみねの嵐ものりの聲」それをなりともひとつづつ申せくゝと仰けり云々按に此詞今様詞とも治定しがたし此次に田歌六首あり今しばらくこゝに載て後の考をまつ ○和田酒盛草子本に和田大きにはらをたて異國を見ねばそはしらす本朝において武州に秩父相州に義盛なんどが打寄て酒盛せんするに召さすとも出あひ酌をもとり今様を

もうたひ推参せんこそほんいにてあるべきにかほどめすに出あはぬとらはふしぎのものかな云々又朝夷心にあんじけるはおゝさいたるも道理又のうだるも道理そのうへ弓取はけふは人の上あすはわが身の上なるべしさがに名ある人々にいかにとてはぢをいすべきげにやらん此殿原兄弟は魚と水のごとくにあにが酒をのむ時弟がのます弟がのめばあにがのまでたがひに用心するときつる物を今もや五郎時宗が内にあるらんにあしうかゝつて座敷をばたて損じまつかふわられあしかりなんとおもひければ人もはやさぬ舞を立てぞ舞たりけるうすをしきのそばを取て其北海道にはやりし硯わりといふうたのたいをはつたと上てはんしふんでぞまはりける「よしやあしとてきりすてられしくれたけもくれ竹ももとに一よはあるものをよしやあしとてつきすてられし庭草ももとしのぶとてあるものを」按に此硯わりの詞は小唄の類にて今様とは別なるにや後に可考 ○高館草子本に龜井がうだるさかづきをむさしごの思ひざし立て舞をぞまひにける「蓬萊山には千とせふる松の枝には鶴すくふいはほがかたに龜あそぶ」し

ほりみつがしらかものいれくびしぎの羽がへしをさつとさいて立まはる所にて云々又云ちたいむさしは山徒にてもらんぶ延年の上手舞をば一手ならふたりてうしをうかつて立たりしがかすみにかすんで大きな舞をはつたとあげて一せいをこそ立たりけれ「うれしやとうく」となるは瀧の水日はてるともいつもたえせじおもしろやいかだをくだすは大なる川花をながすはよしの川もみちをくだすはたつた川都あたりにめいがはさまくおほけれど遠國ながら名所かなきく山高根の残りの雪きえ谷のつらもどけぬれば衣川の水かさまさつておく方の軍兵を辨慶が長刀にてみなをさしてきりながすく」ともみえぼしといふ一きよくをいつひやうしばかりをふんでひらいた扇をやぐらより衣川へさつとなげいれ云々○春日驗記群書類従十六卷下卷十丁左第十三卷に此童もとり野曲譜代をうけて藝能拔群するによりてなり母與のうちよりなくくこれをすむ此時小童「靈山の御山の五葉松」といふ今様を兩三反うたふ云々按に永和大嘗記十二に又今様あり信俊朝臣靈山御山の句を出す代始和抄十四に朗詠今様なごうたふ寅の日は歡無極靈山

御山を出す云々又十三天井の上に笛拍子をうつこゑまづ三度きこゆ次に又二度うつ其後やがて女のうつくしき聲にて聲をひきく韻圖今様ニ「やへ代てには初中後をはりぬさればよな」とうたひて後又さしこゑにて「曲不放逸捨復令心先除雜染寂靜而住」と誦すこは唯識論の文也大明神の仰なるべし云々又十六第十六卷に天の中に御聲ありて云々同御聲にて今様をうたひ給「鹿島の宮よりかせぎにて春日の里をたづねこし昔の心も今こそは人をはじめてしらぬれ」又十七御聲高く朗詠なごのやうに詠て中宗の事を御讚嘆ありその御詞云韻圖今様ニ「妙也微妙也妙にして更に妙なるかな甚也甚深也深にしていよく深し」○舊本今昔物語十二多武峰増賀聖人語に亦撥き發せト云テ被撥發ニ泥障一懸求テ持來レト云ヘリ即チ求テ持來ヌ其レヲ結テ聖人ノ頸ニ懸ヨト云ヘバ云フニ隨テ頸ニ打懸ツ聖人糸苦シ氣ナルヲ念ジテ左右ノ肘ヲ指伸テ古泥障ヲ纏テ舞フト云テ二三度許シテ此レ取り去ヨト云ヘバ取ノケツ龍門ノ聖人此レハ何ニシ給フゾト問ヘバ答テ云ク若カリシ時隣ノ房ノ小法師原ノ多ク有テ咲ヒ嗶リシヲ臨見シカバ一人ノ小

法師泥障ヲ頸ニ懸テ「胡蝶々々トゾ人ハ云ヘドモ古泥障ヲ纏テ舞フ」ト歌テ舞シテ好マシト思ヒシガ年來ハ忘レタリツルニ只今被思出タルバ其途ント思テハテツル也云々同廿八ノ四語にピンタ、ラ○日蓮録外書九卷四松野殿返事に「日月ハ地ニオチ須彌山ハクヅルトモ彼女人佛ニ成給事疑ナシアラタノモシヤく」○元服會我本に其時北條おほせけるは云々盃たぶくごひかへ給ひかに候十郎殿誠や承はれ父祖には六郎殿三浦に朝比奈會我には十郎殿のひとつ師について舞をならはせ給ふが中にも十郎殿の御舞の勝れたるよし承る是は箱王殿の祝言のはじめなればたゞ一かなでこはれたり祐成きこしめされてまはじめものとおほはれるがかくては座敷のきようもなし舞はやおほしめし直して一せいをこそあげにけれ「しづやしづしづかをだまきくり返し昔を今になすよしもがな昔を今になさばやとや、暫謠しがあゝら何ともなやはむじやうのだいぞかしまひ直さばやおほしめし和歌のだいをぞあげにける「君をはじめてをがむには千代もへぬべし姫小松く」と三べんふんでまはれば北條をはじめれん座有し人

々一度にあつとかんじけり云々 ○續世繼十卷十の打聞にいづれのいつきの宮とかへ人のまわりて今様うたひなどせられけるにすゑつかたに四句の神歌うたふとて「うゑ木をせしやうは燃すませんともあらず」とうたはれければ心さき人などきつてはかりある事なごやいでこんと思ひけるほどに「くつくつかうなるなめすゑて染紙よませんとなりけり」とぞうたはれたりけるが云々按に古本にくつくつをかつくくにつれり按に染紙は延喜式にあり又鶴岡放生會職人歌合三番持經先歌に「しのひかね心を人にそめ紙のくりかへすにも色は見ゆらん」○古事談三卷僧行部に惠心僧都金峯山に正シキ巫女有ト聞テ只一人令レ向給テ 心中之所願ウラナヘトアリケレバ歌占に「十萬億ノ國々ハ海山隔テ遠ケレド心ノ道ダニナホケレバツトメテイタルトコソキケ」ト占タリケレバ 滯泣シテ歸給云々又書寫上人可レ奉レ見ニ生身普賢ニ之由祈請給有ニ夢告ニ云欲レ奉レ見ニ生身普賢ニ者可レ見ニ神崎遊女長者ニ云々 仍乍悦行ニ向神崎ニ相ニ尋長者之家ニ之處只今自レ京上日輩群來遊宴亂舞之間也長者居横座ニ執ニ鼓彈ニ拍子之上句ニ其詞云「周防ムロツ

ミノ中ナルミタラキニ風ハフカネドモサ、ラナミタ
 ツ」云々其時聖人成奇異之思眠而合掌之時伴長者
 應現普賢之貌乘六牙白象出眉間之光照道俗
 之人以微妙之音聲說曰「實相無漏之大海ニ五塵
 六俗之風ハ不吹ドモ隨緣真如之波タ、ヌトキナシ」
 ト云々其時聖人信仰恭敬シテ拭感涙開目之時ハ
 又如元爲女人之貌彈周防室積給閉眼之時ハ又
 現菩薩形演法文如此數度敬禮之後聖人乍涕
 泣退歸于時伴長者俄起座自閑道追來聖人之
 許示云不可及口外ト謂了即逝去于時異香滿
 空云々長者俄頓滅之間遊宴醒與云々同書五卷神社
 佛寺部ニ八幡臨時祭後云々式部大輔惟盛「イトヨリ
 カケタルシタリ柳」ト云々今様ヲウクフト云々○讀古
 事談一卷王道后宮部に少將資賢「竹の葉におく露の
 色」といふ今様をうたふ云々○撰集抄五卷十九左性空上
 人之事條に此聖人我法華讀誦の功によりて肉身にま
 のあたり六根清淨の功德を得たりといへども生身の
 普賢ぼさつの尊像をがみ奉らぬ事うらみの中のう
 らみに侍りて七日祈念していまそがりけるに七日
 のあかつきのうつゝに天童託していはく室の遊女の

長者ををがめそれこそ實の普賢なれと示して失せた
 まひぬふしぎと思ひおどろきて急ぎ室へいたりたま
 ひなんとす黒衣にては遊女を見んといはん事あしか
 りなんとて白き小袖をき給て同じさましたる僧五人
 ぐして室の長者が庵にいたりつき給ひて宿をとり給
 ふに長者出あひてしやくとり上人に酒をすゝめ奉れ
 りしひ奉らんとて舞をまひうたひけり「周防のみた
 らしの澤邊に風のおどづれて」とかぞふればならび
 たる遊めども同じ聲して「さゝら波たつヤレカトツ
 ト」とうけはやしけりされば是は生身の普賢にこそ
 と思ひ給ひて目をふさぎ心をしづめて觀念をし給ふ
 時に端嚴柔和の生身の普賢白象に乗給ひて「法性無
 漏の大海には普賢恒順の月の光りほがらになり」と
 うたはせ給へり又目をあきてこれを見給へば遊女の
 長者なりうたふこゑもさゝら波たつといふなり又目
 をふさぎ心をほつかいにすませば長者又正身の普賢
 にてまし／＼けり上人たふとくたのもしくいまして
 いとまを申て出給ふほどに一町ばかりさりて後此長
 者は俄に身まかりにけり云々○三國傳記十一卷四丁
 江口室之長者事條に書寫山性空上人云々未拜普

菩薩真像願拜生身祈念有ケルニ夢想ニ有レ人云江
 口長者行可拜示依之攝州難波里入江口行給彼人ヲ
 尋給家近江河南北岸心通上下往來船折節客來ノ
 仁雜居飲酒歌歌ケルニ吟曲奏水閣之秋聲盃酌數
 行設花屋夜宴其時長者ノ女歌鼓ヲ取歌云周防室
 津海ノミタラキニ風ハ吹テドモサ、ラ浪立」ト聖人
 聞之正此人ヲバ生身ノ普賢ト云フ夢ノ靈瑞アリ奉
 レ見眞實爭カ變ラント思テ目ヲ塞ギ心ヲ攝メ座觀レ之
 此時長者姿生身の普賢ト顯テ手ニ持給ヘル鼓ハ法花
 經ト變ジロニ吟ゼシ歌ハ此時「法性無漏の大海ニ五塵
 六欲ノ風不吹トモ隨緣真如ノ浪ノ立ヌ無間」ト爰以テ
 四大現相皆是普賢也萬像差別無レ非普賢ト云々○
 辨慶物語上卷十四に辨慶はちやうだいですんとゆ
 く雙六ばんに腰をかけ扇をひらきつつかひけるが又は
 ら／＼とた／＼みくさすり打てひやうしをとり今様を
 こそうたひけれ「一度はかうと思へども此世は程も
 なきものをえいぐわは春の夢くさばの上に置露の風
 まつほどの命にてなにとて寶を／＼しむらん」とかり
 ようびんがのこゑにてうたひすましたりければ云々
 ○布衣記永仁三年八月に殿上之小庭ニテ間繼ト申シテ瀧口祝

言ニウタウタフコト有其時床木ニ腰カケナガラ瀧口
 ノ云クトノモツカサ／＼殿上之小板敷ニハ貫首之御
 座ナリヤト申ス主殿司答テ云イヤサモ候ハズト申ス
 其以後瀧口歌ウタフ也「ソヨヤ祝トナレバ松ノ枝ニ
 ハ鶴コソ巢ラバクヘ岩ホガ上ニ龜アソブ也ヤレカト
 ウ／＼」如此ウタヒテ伺候スル也云々○夫木抄廿卷
 山部百一に題不レ知梁塵秘抄よみ人しらす「甲斐にを
 かしき山の名は白根なみ崎鹽の山むらふしかしはま
 山すゞのしげれるねはま山」○増鏡六卷九草枕にこた
 みはまづ齋宮の御まへに院みづから御てうしをとり
 て聞え給ふに宮いごくるしうおぼされてとみにもえ
 うごき給はねば女院この御かはらけのいと心もとな
 く見え侍るめるにこゆるぎの磯ならぬ御さかなやあ
 るべからんとしたまへば「ばいたんの翁はあはれな
 りおのがころもはうすけれど」といふ今様をうたは
 せ給ふ御こゑいとおもしろし宮きこしめしてのち女
 院御盃をとり給ふとて天子には父母なしと申なれど
 十善の床をふみ給ふもいやしき身の宮づかひなりき
 一ことむくい給ふべうやどのたまへばさうなる御事
 なりやと人々目をくはせつゝしのびてつきじらふ

「御前の池なる龜岡に鶴こそむれるてあそぶなれ」
 うたひ給ふその後院きこしめす□せれうの里をいた
 す人々盤くばへなごしてらうがはしきほごになりぬ
 云々按に賣炭の翁の事は白氏文集四卷に見ゆ○唐糸
 草子下卷^{六丁}にその比鎌倉中にかくれなきあべのな
 かもちと申はかせを召されてとはせ給ひけるいかに
 やなかもちうけ給はれつねにきねんするしゝの間に
 ざしきに今夜の中に小松が六本生出たり鎌倉中のわ
 づらひか朝頼が身のうへか天下のみだれかうらなへ
 とぞおほせけるはかせ承りそもく萩萩の花の命を
 のぶることあまたとは申せども西王母が園の桃三千
 年に一ど花さき見る人も候はずちんやさいかい八千
 世のとしをふることもちくさの八千年をふることも
 聞に一千年のじゆみやうもあひおひの松にしくこと
 はなしそもく君が千代をかさねて六千さい鎌倉山
 にとしをよせさかえさせ給ふべきかほごめでたき御
 ことにあひおひの松が枝を鶴が岡の玉垣の御内に蓬
 菜をうつしかへ十二人のたをやめをうつして今様を
 うたはせ給はし神とくを深く君もめでたうましまさ
 んとうらなひたるこそめでたけれ頼朝なめにおぼ

しめし六本の小松を鶴が岡の玉垣の内へうつし十二
 人のたをやめをそろへらるゝまづ一ばんには手越の
 長者が娘千壽の前二番には遠江の國湯屋が娘の侍従
 三番には黄瀬川の龜鶴四ばんは相摸の國山下の長者
 が娘虎御前五番は武藏の國入間川の牡丹といひし白
 拍子これをはじめて十一人も鎌倉中ひろしと申せざ
 もひと一人にことをかき色々たづねらるゝその後万
 壽の姫のめとはまんじゆを近づけて御身はみめよ
 く今様は上手にてましませば此たび出て今様をうた
 はせ給へまんじゆさまご申ける万壽きこしめし此
 たびの今様はよのつねの今様にかはりてめでたきこ
 とをばみづからなにとはからふべき思ひもよらずと
 おほせける更科大に腹をたてかやうなる時今様をう
 たはせ給ひてこそ御よろこびもましまさんとて御つ
 ぼねさまへまわり万壽こそ今様の上手にて候と申上
 る御つぼねよりも御草様頼朝様へ御披露あり頼朝大
 きによろこび給ひ万壽一目見んとて御まへめされ御
 らんじて大きによろこび御草様より十二ひとへの御
 装束をぞ下されけるもとより姿すぐれたり肩を並ぶ
 る女はなし比は正月十五日御まへに山をたて大宮の

弓手には頼朝の御ざしき八ヶ國の大名小名の御座敷
 八百八とぞきこえけるさて又めでには大御所様と御臺
 様の御ざしきをはじめとして八ヶ國の大名衆のうへ
 がた女鴈衆の御ざしきかすをしらす鎌倉中のきせん
 上下がまわりて見物申けるほごに鶴が岡に駒をたつ
 べきかたもなし十二人の八少女七十五人のみや人神
 樂を奏して奉り手越の長者の娘千壽の前ときこえけ
 るきせんぐんじゆのことのはに海道下りをつけた
 り「逢坂山のよるの月くもらぬかげをやながむらん
 勢多の辛橋野路の里霞にくもる鏡山不破の關屋の板
 びさしかり寐の夢はやがてさめが井のしゆくむしの
 いせいや尾張の國みかはなる三川にかけし八ッ橋の
 くもでに物やおもふらんしるもしらぬも遠江の濱名
 の橋のいる鹽にさゝねごのぼるあまを舟こがれて物
 やおもふらんまゆみつき弓ひくまのしゆくさよの中
 山せとをすぎうつの山への蕙の道手越を過て行ほご
 に月をきよみが關の戸をおし明がたの空見れば富士
 の煙やなびくらん夢にもみや二人こそめでたや御代
 にはいつの國浦嶋が玉手箱あけてくやしきはこね山
 かまくら山を來て見れば鶴が岡さや申すらん鶴は千

年の名鳥松は千とせの名木めでたし」^{たふたり}
 二番黄瀬川の龜鶴しほり萩をうたふたり「伊勢の濱
 萩難波のあし鎌倉山や武藏野の草の名おはしと申せ
 どもしほりはぎにしくもの候はじ」^{とうたふたり}三
 番は湯屋が娘の侍従太平らくをふむ四番は入間川の
 ぼたん硯わりをうたふたり五ばんのくじはまんじゆ
 也御草様より御装束は給はる年は十三の春なれば十
 二ひとへをちやくしつゝ花のまそでをかへし樂屋の
 うちより出けるを物によくくたふれば花木に鶯
 のはぶき出たる風情も是にはいかでまさるべきはた
 とあけてうたふたり「鎌倉はやつ七郷とうけたまは
 る春はまづさく梅がやつ扇の谷にすむ人の心はす
 しかるらん秋は露おくさゝめがたにいつみふるかや
 雪の下万年かはらぬ龜が一の谷鶴のから聲打かはし
 由井の濱にたつ波はいひ嶋江のしまついたり江の
 しまのふくでんは福聚海無量の寶珠をいだき參れた
 り君が代はさけれ石のいはほとなりて昔のむすまで
 高砂やあひおひの松万歳樂に御いのちをのぶ東方朔
 の九千さいうつらの八万さいしやうみやうこじの
 一千歳西王母の苑の桃三千年に一度花さきみのなる

と申せどもあひおひの松にしくことさふらふまじそ
も君は千代をかさねて六千歳さかえさせ給ふへ
きかほごめでたき御事にあひおひの松がえふくじゆ
むりやうのよろこびを君にさげまうさん」と小松
の杖をゆりかつぎみなじろの大まくへ二三度四五ど
まひかゝりたりければ頼朝御らんじてほうらいにた
ちゑぼししる鞘巻をさしながらみなじろの大まくを
なげあげて「かゝるめでたき御ことにあひおひの松
が杖を給ふらん」とて出給ふもとより頼朝は今様は
上手なりたつ波ある波よする波ひくしほの拍子足を
たんとこふしきとふんで扇ながしをうたひすましま
んじゆが花のたもとへ頼朝の狩衣の御袖まひかさね
く二三四五ごまはせ給へば風も吹ぬに大宮の玉
の戸もきりくはつとひらき八幡も御納受ありとき
こえけり云々〇一休嘶二の巻女の死骸を河へ流す事
の條に我等が一句をさづけてすくふべき也水葬にせ
んあひだ鴨川へつれゆけてそのまゝ座をたち打ち
つれて川のほとりに参りしかばその死人を出せよと
て一休かの死人の首に繩をつけひつかたげて川岸に
立てのたまはく「川舟をよめてあふ瀬の波枕うき世

の夢を見ならはしのおごろかぬ身のはかなさよ」と
て川舟へさぶとなげすてはやかへり給ひける夫ヤ
子ごも驚て御氣もそゝらなるか此一句は江口をうた
ひ給ふ也かゝる事にてはうたかひがたしと彼死がい
を引づりあげねんごろにをさめて云々〇甲陽軍鑑九
上巻四下大門到下合戦條に又その比岩村田にお宿の
クミと申女でしの女を四五人持て歌をうたふてをど
る「さても花の村上や錦の直垂袴にて鎧を着してき
たりとも甲斐をこのむはお大事よ」とうたひ廻るは
始村上殿甲州を望申され候事天文七年戌戌晴信公父
信虎公を駿河へ追出しまゐらせられたりし時の事を
後晴信公度々勝給ふにより如此うたふなり云々〇土
佐日記十日條に「春の野にてぞねをばなく若すき
にてきるくつんだるなをおやまぼるらんしうと
めやくふらんかへらやよんべのうなるもかなせにこ
はんそらごををしてをぎのりわざをしてせにももて
こすおのれだにこす」同廿一日の條に「猶こそくにの
かたは見やらるれわがらゝはありとしおもへばか
へらや」〇枕草紙物のあはれしらせ顔なる物の段抄本
四卷廿一に職の御曹司におはします比西の庇に不斷の

御讀經あるに佛なごかけ奉り法師どものゐたるこそ
さらなる事なれ二日ばかりありてえんのもとにあや
しきもの、聲にて猶その御佛供のおろし侍りなんと
いへばいかでまだきにはさいらふるを何のいふにか
あらんと立出て見れば老たる女の法師のいみじくす
すけたるかり袴の筒とかやのやうに細くみじかきを
帯より下五寸ばかりなる衣とかやいふべからんおな
じやうにすけたるを着て猿のさまにていふなりけ
りあれは何事いふぞといへばこゑ引つくりひて佛の
御弟子に候へばほごけのおろしたべと申すを此御坊
たちのをしみ給ふといふはなやかにみやびかなりか
かるものは打くんじたるこそあはれなれうたてもは
なやかなるかなとてこと物はくはで佛の御おろしを
のみくふかいとたふとき事かなといふけしきを見て
なごかこと物もたべざらんそれが候はねばこそぞり
申侍れといへばくだもの廣きもちひなごをものに取
いれてとらせたるにむげに中よくなりて萬の事をか
たる若き人々いで来て男やあるいづこにかすむなご
くちんゝにさふにをかしき事そへごとすれば歌はう
たふや舞などするかとさひもはてぬに「よるは誰と

かねん常陸の介とねんねたるはだもよし」これが未
いとおほかり又「男山の峰のみちはさぞ名はたつ
やさぞ名はたつや」とかしらをまるばしふるいみじ
くにくければわらひにくみていねくといふもをか
し云々同草紙ことに人にしられぬ物の段抄本十一
に賀茂へまうづる道に女どものあたらしきをしきの
やうなる物を笠に着ていとおほく立りて歌をうたひ
おきふすやうに見えてたいなにすともなくうしろざ
まに行はいかなるにかあらんをかしと見るほごに郭
公をいとなめくうたふ聲ぞ心うき「郭公よおれよか
やつよ己なきてぞ我は田にたつ」とうたふに聞もは
てすいかなりし人かいたくなきてぞといひけん云々
〇千五百番歌合十四卷冬三初九百七十八番判詞に今
様に「おまへの池なる氷水心とけたるたえ間かな」と
うたふをたたいまかなさうたふ事も侍るとかや云々
〇舊本今昔物語廿八卷四語に有トル殿上人此ノ五
節所ヲ恐サムトテ皆紐ヲ解テ襦袢表衣ヲ脱下テ五節所
ノ前ニ立並テ歌ヲ作テ歌ハムト爲ル也其ノ作タル様
ハ「鬢ダ、ラハアユガセバコソユカセバコソ愛敬付
タレ」按にびんだゝらの事永和大嘗會記二十丁左承安

元五節部舞妓圖詞書などに見ゆ ○寢覺記一卷左正
直を先とすべき事の條に惠心僧都金峰山にまさしき
しやう女ありときとて只一人尋おはして心のうちの
所願うらなへと侍ければ聖女打きとて先ながめける
「十万億の國へは海山へだてとほけれど心の道だに
なほければつとめていたる所なり」と打いへるより
して心正直にて往生をさぐべきよしをさましくいひ
ければ云々

松屋筆記卷之八十二

平與清稿

(一)垢すりのさいで汗手拭 身のかたみ群書類從本四
十一段にもとよりあら布たふなどは御かほのすり
て高まつ女院の太布めされしより仙洞の女房衆の御
かほ拭になり候へるほどにとりわきしん上候ひし也
云々按近世太布を汗手拭に用る事古き代にならへり
といふべし

(二)菅裁物忌 止山氣宮儀式帳群書類從本七丁左に次取吉日
山口神祭用物并行事如左云々庸布四段給大内人一
人菅裁物忌一人父一人御巫内人一人各一段云々按
庸布一段づゝ大内人と菅裁物忌と菅裁物忌父と御巫
内人とに給ふ也菅裁物忌は女なればその父が相添て
事を助くるなるべし○又八丁即菅裁物忌以忌鎌一氏
草木刈始然以後諸役夫等草刈木切所々山野散遣云々
按菅裁物忌は草木を刈切始に忌鎌取持て事始の作法
を行ふもの也菅は清々之といへる詞に通へば音のお
なじきをもて祓の具にし大祓詞にも天津菅會平本新

斷末刈切氏八針取辟氏云々神樂酒殿歌或説になか
とみのあまのこすげをさきはらひのりしことは今
日のひのため云々なども見ゆさて菅裁は清斷にて清
清しく草木を斷刈よしの名也○又八丁次取吉日爲
正殿心柱造云々庸布四段給大内人一人菅裁物忌
一人御巫内人一人父一人并四人各一段云々又八丁次
取吉日宮處鎮謝之用物并行事如左云々菅裁物忌
一人父一人並二人明衣給云々其祭告刀波菅裁物忌父
申祭供奉所侍造宮使忌部然祭仕奉畢時菅裁物忌以淨
鎌一氏宮地草蒔始次以淨鋤一氏宮地穿始奉云々按に此
外菅裁物忌の名所々に出たり又廿一菅裁物忌無位神
主米刀自女とも有都て木を切始草を刈始宮地を穿始
なごする女也○延喜大神宮式十二に根倉菅裁土師器
作物忌等三人并大物忌御炊鹽燒根倉菅裁土師物忌等
父六人云々按に此外式中所見おはかれどわづらはし
さに擧す○二十二社註式群書類從本八丁度會宮職掌人の條に
菅裁物忌云々按に諸社根源記はた同説也與清曰菅裁
物忌ふるくはスガタチノモノイミと訓ならはしたれ
どスゲタチとよましもしかるべくやスゲはソゲと通
ひ蕪穢を拂退穢土を穿退カキツクなごするより名おへりと見

ゆ菅といふも祓の具に用て物をはらひ退て清々しく
するゆゑなるべし清々之といふ詞も蕪穢を拂退たる
跡の清きより心の清にもいへりと見ゆ物忌は神宮雜
例集一の供奉始事條に大同二年二月十日大神宮司二
宮禰宜等本記十四箇條内朝夕御饌條云皇大神宮倭姫
命戴奉天五十鈴宮爾令入坐坐鎮理給時爾大若子
命乎大神主止定給天其女子兒比女手物忌定給天云々大
神主爾仕奉氏人等以女子乃未夫婦物忌止爲天命供
奉云々など見えたるにて知べし

(三)吉田より神の位階を授 世鏡抄群書類從本丁に伊勢と近
江の境川につきけるに中將のたまひけるは道無が物
語にて日のたち道の遠きも都の空のなつかしさも打
わすれける也いよ物語し侍れとありしに道の左
の山に新しく作りなせる宮あり所のものに尋ぬれば
古はいかひひけん此宮は今氏子の中に徳なる
ものあまたありて近きころ吉田殿に申し正一位大明
神になり給ふといへば中將のたまひけるはそれはい
かやうなる此神には子細の候て正一位とはさづけら
れけるとのたまひければ所の者申は何の子細も候は
ずたゞ氏子が金をいれて候ゆるに正一位に成給ひぬ

といへば云々按に世鏡抄は長享元年の書也その比もはら吉田より神位を授し事知べし

(四)やぶ醫者の問藥 同書^{廿一}に大醫のくすりのむ事なければ救醫者の問ひ藥を漸く用ぬるほどに大かたは非業の死にて命のかぎりを見たる人一人もなし云々按に道三の問藥とて湯を試に與る事あり 醫者應波一ノ廿八丁

(五)菖蒲の花流行 世鏡抄^{廿四}に近年天下の人あやめの花を好めば紫と白ばかりならではむかしよりなかりしにうす紅くれなるうすがきあさぎ色とりく三四色まで出ける又此比は人々さのみ好むていなければ色々の花すたり今はむかしのごとく紫と白とばかりに又なり候かやうの非情の物だにも人の好にしたがひて此方の好むごとくに應じ候へば云々按に近比朝顔流行せるをり黄花斑色黒色さまざまの花出たりき万兩花立花石菖など流行せるをりくさまさまの異色異花葉の物出たりき

(六)法師伊勢參宮 法師の伊勢參宮の例は大和宮製裝記など所見あり俊乘坊重源東大寺建立の願も伊勢の御告ありしよし也世鏡抄^{廿九}に僧尼參宮して祓所

の内陣までいりし事見ゆ

(七)人相轉變 續高僧傳十五の卷^{十四}左譽藏傳に年十五占者謂爲壽短二親衰之即爲姻婦一既本非情慮有推逼遂逃亡山澤云々とありて出家の後春秋六十九にて順世すこれ出家の功德によりて天相を壽に轉じたる也史記漢書の李廣傳に廣が薄命なるを聞て相者必德を損せし事あらんととへるに廣答て降卒八百人を坑にせるよしをいふ相者さては其不德によりて薄命なりといへり秦の白起自殺の時長平の降卒四十万を坑にせし事を悔たる事も史記白起傳に見ゆ相少納言が高倉宮を相せしなども相者の失にあらす相に轉變あれば一概に定むべからずまた相をたのみて慎ます却て善相を惡相になす事あり慎むべし恐るべし

(八)算盤 應筑波集三の卷^九「あき人はあらやうがましこくそかひ」といふ句に「かたちらにぬりておけるそろばん」云々此書は寛永十五年長頭丸の集たるにて判本也

(九)看病看慰 續高僧傳十一の卷^三智方傳に及疾甚海恒來看慰云々

(十)雜學承學 續高僧傳十二の卷^{廿五}慧暢傳に偏學^{雜心}志存名實云々漢書董仲舒傳^左に今陛下幸加^{惠留}聽於承學之臣云々注に師古曰言轉承師說而學之蓋謙辭也云々

(十一)北政所 桃華葉葉に大臣之後攝録以前以室家稱北政所事治承三十二年十月玉葉云兵部卿入道信範來數別談話御一家皆大臣之後雖攝録以前以室家稱北政所延久元永例也補家司供節供云々此事未知尤有興云々

(十二)金輪 三議一統上^{廿五}に金輪のあしは二足を賞翫の方へ向べし貴人の方へあしを向事は見ぐるしければ也云々又^{五十二}馬上の弓の事附より五六寸上を持馬と弓との矢指を三ツ金輪に持べし云々長秋記保延元四十七條に居高火爐令中居鉢其上立金輪^居鉢云々 下學集下ノ十四丁ヲ器財門ニ載輪カナフ云々劔卷二丁リ銀輪ナ載

(十三)時宜をする 同上^{五十}に本座へなほらば我下になほる人に時宜すべし云々禮從^宜といふより出て時宜に隨て禮を行ふよし也甲陽軍鑑十四卷^{四十七}下^右に又其人と中能と悪くとかすみからおりて時宜をいたせ云々按に禮從^宜といふによれる名なるべし 四ノ甲陽

九丁ノ同十九丁ノ同十七四十七品廿四丁ノ同依

(十四)馬手指鍔通 高館草子に龜井の六郎しげきはひときはすぐれていで立たり肌に取てはからくれなる引ちがへひせいがうのはづだかによせかけめゆひのひたゝれのくゝりをゆつてしめたりけり楊梅桃李のさうのこて白檀みがきのすねあて熊の皮のみみたびしろかねにてへりがねわたしあくちだかにふんごうたりしゝにぼたんのはいだてしからにしきおとしこがねざねの腹巻さつくとゆりかけ糸火威の鍔二兩かさねばらりときをどりあがつて高ひほかけゆつて上帯ちやうどしめ九寸五分の鍔ほしをめでのわきにさしたりけり一尺八寸の打がたな十文字にさすまゝに三尺八寸けいしあふひ作りのたちはいて四十二さいたるうすへうをはづだかにとつてつけおなじ毛の五枚かぶとに鍔形打ておくびにき白あやのほろをさつとかけぬりごめの弓の四人張せめのせきづるかかけせまん中にぎりよこたへ云々○敦盛草子に平内左衛門承てぞんする道候きいてまわり候はん屋形の内につつといつていでたつその日の裝束ははなやかにこそ見えにけれ肌には白き帷子みなしるをつ

て引ちがへかちんのよろひひたゝれの四ツのくゝり
 をゆるくよせさせ楊梅桃李のさうのこてびやく
 だんみがきのすねあてに獅子に牡丹のわいだてしい
 とひおどしよろひの巳の時とかやくをくさずり
 長にさつくとさきゆつてうはおびちやうどしめ九寸五
 分のよろひどほしをめでのわきにさいたりけり一尺
 八寸の打刀を十文字にさすまゝに三尺八寸候ひける
 赤銅作りの太刀はいて梨子打るほしにはちまきし白
 柄長刀を杖につき我におとらぬ郎等どもを七八人相
 ぐし云々按右の二書に九寸五分のよろひどほしをめ
 でのわきに指とあるは今いふ馬手指也鏡とほし必馬
 手にさすものにはあらずこの出立は打刀を十文字
 に指太刀をはきさて右の方に鏡どほしをさしたる也
 九寸五分の鏡どほし和田酒盛草子にも見えて刀鞘卷
 の類也永正四年の細川澄元の肖像に馬上にて長刀を
 右手にもち鏡徹しを右の脇にさし左に太刀を佩たる
 圖あり打刀さしたるさまには見えす鏡徹しの柄は赤
 糸にてまき小き鏢あり鞘に帶留ありて鞘ながらぬけ
 ざる用意したりさて下緒にて帯に結付たるさまに見
 ゆ甲州流歩騎必要二の巻兵具部野太刀妻手指心得の

事條に妻手指はヨロヒドホシノマ手ニ指故名トス
 妻手指ハ折金ヲヨジリノキハニ仕付テ折金ノ頭ヲコ
 シリノ方ヘムケタルモヨシ子細ハ下緒ニテ折金ヘ引
 カケ止レバサヤ落ヌ故也云々和國草子廿四丁ウに九寸五分の鏡どほし
 (十五)廁箒 修善要法集下卷四十七 出家日用行篇上
 廁法條に教誡儀云覺欲出入須早去不得臨
 時失儀則至廁前知有尊宿當須避之至廁
 前彈指三下或聲效聲知無入方入隨高下寒衣漸
 蹲漸擲不得預高擲衣令身赤露夜暗黑當用廁
 箒於廁孔中向前後劃令知闊狹長短正及不正
 不得啖唾廁四邊板上及尿圍中不得用文字故
 紙多人之處若廁有人待急縱未了且須出廁若
 黃土二三度次用細灰阜茨見廁痕藉常掃令淨
 見內外狼藉當掃除去令淨拭巾不淨當洗令淨
 見觸履不淨當洗令淨用灰土處不得狼藉云
 云按に廁箒は開夜の時廁孔などかきまはして糞をひ
 りかけざるやうにあらかじめ試るもの也尻拭紙は別
 也故不得用文字故紙といへり和國草子廿四丁ウに

(十六) 一眼の龜浮木にあふ 盲龜の浮木にあふたと
 へは莊子に出て碧巖集類の禪語の書におほく見ゆ馬
 揃草子に君の御判ををがみ申す事一眼のかめのたま
 さかに浮木にあへるがごとしとくく領掌申さんご
 て三浦三百九十三騎と長帳に判をす君に頼まれ奉
 る云々ト傳百首の序にも見ゆ信田草子丁ウにも不慮
 にまゐりあふたるは一がんの龜のたまさかにふぼく
 にあへるがごとし云々法華經莊嚴王本事品世樂十の
 のうきいの身なれども世に
 しめぐらばながれあへ君
 (十七) 大問大對 尊貴の間をば大問といひ尊貴に對
 るを大對といふ漢書董仲舒傳丁ウに江都易王問仲
 舒曰云々仲舒對曰臣愚不足以奉大對注に師古
 曰大對謂對大問也云々
 (十八) だこ駄肴駄餉 橋窓自語に南都方の樂人例年
 霜月若宮祭禮の竟宴の心にや年々頭屋といふてつか
 さざる家ありそこにあつまりてだこ酒肴をまう
 けてあそぶ事あり宣胤卿記永正三年五月十五日陰
 自石山還向於上大路邊或人設駄肴と見えたる
 駄肴の類なるべしふるく駄餉と書て駄がうごもよめ
 れど南都の方は駄肴なるべし儀式二十六丁ウ續殿御乾飯各
 六合次之官人一人次之圖書

駄餉下集集下卷三丁左應藝門に駄餉中ノ食物向或作
 次之圖書 云々類聚名物考飲食三評漢鏡一ノ十九丁ウ同六ノ五
 十六丁ウ厨事類記十一丁ウに入幡行幸之時於桂河一駄餉供之春
 日行幸美豆頓宮御原原駄餉供之云々馬ニツケテオケル餉ナレバ駄
 餉ト云也
 (十九) 振鉞えんぶ 同書に舞樂のはじめに鉞をふる
 を振鉞といへり振鉞と書てえんぶとよむべし吉野記
 に延舞參語抄に鹽夫と書き又樂書には厭舞ともかけ
 り皆假借にてえんぶといふべき證據也
 (廿) 大極殿オアテ大安殿 同書に大極殿は大安殿に
 ておあてといふべきを嵯峨天皇の御名にふるより
 大極殿とのみいふことになれるにや大極殿は三國
 (廿一) 封隠 橋窓自語年中行事畫の事をいへる條に
 三河行遍參語抄二云東寺相承道具等封之事略件ノ封
 ヲ付テ後ハ封隠トテ別ノ紙ニテ封ノ上結付之云
 云
 (廿二) 風爐 陸放翁詩選七の卷八同何元立蔡眉
 吾至東丁院汲泉煮茶詩に雪芽近自峨嵋得不
 減紅氈願渚春旋置風爐清樾下它年奇事記三
 人和國草子廿四丁ウ風品に人
 人圖書 守武千句廿六丁ウ
 (廿三) 香合の始井蘭園といへる香書 香道蘭の蘭

一の卷香の傳來條に慈昭院贈相國東山殿此道ふかく
 好み給ひて花の朝月の夕雨夜雪中薫炷あらずといふ
 事なし時の名卿大夫細素兒女或これを以て雪雨の情
 を起し或以詩歌の媒に作る相國の麾下沙彌真相此道
 の深者也文龜の比此道にふかき十香を合す牡丹花
 宵柏歸牧菴玄清咲山軒大禰二階堂行二松田長秀肥田
 兼直内藤元種波々伯部盛郷志野宗信志野祐憲等同類
 同應同氣相求て名香二十種を左右十番にわかちて優
 劣を争ふ牡丹花夢庵批判ありて勝劣を定む猶和歌所
 の判の詞におなじ道遙院内府三條殿與書を加へられた
 りこれ名香合の權輿也云々蘭の蘭十卷附録一卷合せ
 て十一卷寫本也與書に延寶五丁巳春自_三鈴鹿周齋授
 之山下弘永○寶永七庚寅八月自_三弘永授之栗本穩
 置○斯書原本一時之草稿而前後錯雜穩置患之精訂
 舊稿始斯書大成名曰_三蘭園享保十八壬丑八月上旬
 自_三穩置授之菊岡宣行○時元文二丁巳首夏向_三東
 窓_三崔下菴沾涼房行書斯草稿雖_三穩置傳來_三爲_三雜書_三
 不成_三全房行加_三力今大成號_三蘭園_三とあり

靜中成_三友_三 塵裡偷_三閑_三 多而不_三厭_三 寡而爲_三是_三
 久藏不_三朽_三 常用無_三障_三」

(廿五)香の祖神 同書一の卷に香の祖は上宮太子也
 香の會席には必太子の像を掛べし和歌に三神連歌に
 天滿宮を尊ぶにおなじ云々

(廿六)富士香爐 同書一の卷に或書に曰花山院寛和
 年中異國より石公といふもの來朝して香を炷てたの
 しむ帝彼を召れ相共に翫給ふに香爐より立烟を富士
 の高根をおぼしめしめで、香爐を富士にかたどり八
 葉の嶺八ツの谷七ツの位を定られ灰は五色の雲に准
 へ五ツの色をなす青き灰は春の山邊の若草のかうば
 しきにたとへ赤きは夏の明方のあかねさす風情薰風
 南より來れりとや白きは秋の千草のいろく_三にその
 花におけば其色を見する白露の白菊におけるありさ
 ま黒きはたがまことよりしぐる、空の雲のけしき黄
 なるは中央を表すさるが中にも白き灰は時しらぬ富
 士の雪あるはまたしら雲のかゝる姿なるによりて第
 一白きをいつくしむ敷はみやしる燐ほたるは木花開耶姫の
 神體とし香と煙は神威の光りあらはし芳盆は田子の
 浦浪たう紙は三保の松原を移せり香爐は口に一空

を備へ三ツの足は日月星の三光天地人の三ツとして
 本朝の神秘とし給ふさるによりて香を炷家は天神地
 祇の守り給ひ惡魔の障碍をはなれ其日のさちを設く
 移宅婚姻もろくのことぶきの日は必香を炷べし又
 衣にとめて着すれば惡疫を避べしとの繪言貴ぶべし
 云々

(廿七)香道傳來非十炷香組香 同書一の卷に夫十炷
 香は組香の本元也文龜の比室町家贈大相國の時三々
 九葉に一花を加へて是を十炷香とす諸々の組香は此
 十種香を根とせりさるによつて組合にしたがひ別の
 香札を用ふる事ありといへども多は十炷香の札を以
 爲所よろしきとす其頃沙彌真相志野宗信牡丹宵柏等
 一流を發し組香二十餘品あり又宗信息志野入道不寒
 齋宗温父の跡を繼其後元和寛永の頃後水尾の皇女院
 の御所相ともに此道をふかくふませ給ひ此御宇に至
 て万國より佳種を奉りて奇品満てり其御代にこそあ
 またの組合香をなさしめ給ふとなり凡一百餘品とい
 へども日々夜々の御遊なりしかばその際限あらざる
 歟その中に勅作あり院作あり或は博陸大尉の組まれ
 玉ひし香あり月卿雲客こゝろく_三に作せられ折にふ

れ節にしたがひ叙覽に備へられしより多くの組香世
 にひろまれりとぞ茲に正保慶安の頃鈴鹿周齋王城の
 地に住んでやんごとなきかたに立入て諸家の組香を
 つたへ承りて此道に耽て香道深秘をきわめ世にしら
 れたる深者也延寶のはじめごろ江都に來りぬ又衣山
 鞠負丞宗秀は堂上方につかへて香道にふかく周齋と
 交りを厚うしけり後に仕を辭してこれも江都にくだ
 り周齋に便りして住む所をほとりにす此兩師より受
 傳る所は山下氏弘永老人なり弘永より傳ふは栗本穩
 置と弘永息一學に鈴鹿の奥儀は残れり然るに中世香
 道しばらく盛んならざるにや其道を失ひ組香の名の
 みありて其法あきらかならざる品おほし近代また香
 道流布あるにおゐて古銘をかりて新作せしめ印本の
 異説ありこれらは信するにたらず先の兩師はあらた
 になせる組香をかたく制す寛永の頃の組香二百餘品
 あり是に事のたらずといふ事なし何ぞあらたになす
 事あらんやまた近代の香道者いにしへの志野流相阿
 彌流といふに准じて自流をたつる人多し香道におゐ
 てはあるべからず先の兩師香の奥儀は極めたれども
 自分の流儀を立るにあらず古法を師とするもの也た

だ古實を守るを以香道の本意たるべしとの教なり香の極秘は十百柱に満たるにて門葉に傳ふべしと先師の掟也紫甘翁門人菊岡宣行誌同門人崔下菴書之云云崔下菴は清涼といへる俳諧師にて江戸砂子世事談綺などの作者也俳諧の書の著作はた多し

(廿八)甲子紀元 甲子紀元全九卷清人吳晉德字則明が著作也道光十四年甲午小春二十八日平湖胡惠孚が序あり黃帝八年甲子より明思宗の崇禎十七年甲子までの間を繫年録にせし年代記也卷一は凡例綱領也卷二卷三上同下卷四同下まで五卷は繫年録也卷六より卷九まで四卷は紀元依韻編とて唐土日本朝鮮諸夷國僭偽等の年號を韻字にて部類せる也錢文の年號も擧たり日本の事おほく見ゆ必讀すべき簡便の書也日本天明寛政等の年號もあり

(廿九)私黨 橋泰が筆のすさび一名芝上卷十四に熊谷次郎直實は桓武天皇の裔平直方の後直貞の子也昔下毛野國に大なる熊出て人を害す直方壯年の時射術に達したるままその熊を射殺たり一族感賞して吾輩の頭なりといふ意にて私の黨の長也と尊賞す依て直實も士の黨の旗頭と稱せりと此事蕨州迎接院の縁起に

詳に記せり云々按に此說傳會妄談笑べし私黨は崎西黨といふ義也崎西はもと武藏國崎玉郡なるを吾妻鏡には崎西郡とありてその比崎西崎東と分れたる也熊谷は崎西郡にて其黨の長なれば私黨の旗頭の稱あるにやさて崎西は私部と相通ひ私字をキサイト訓より北條五代記などに私市とも書り私市は私の里に市あれば也私部の姓は新撰姓氏録に見ゆ

(卅)おたふくの面 筆のすさび上廿三に黃山谷の詩集に曰大醫孫君昉字景初自號四休居士山谷問其說四休笑曰麤茶淡飯他即休補破遮寒暖即休三平二滿過即休不貪不妬老即休とあり三平二滿とは手字面の事也

(卅一)手跡擇日毋面目 成人女婚墮弱狐疑若輩吉日 手跡は史記循吏傳に手迹と有擇日と毋面目は晋世家成人と女婚は左傳共公廿八年墮弱は晋書狐疑は離騷若輩は輟耕錄に見えたるよし筆のすさび下卷七丁にいひたり吉日は毛詩

甲寅元と見えしや物に出たるはじめなりけん鄭玄譙周など引用し魏の宋均は注を加へたり晋張華皇甫謐梁の蕭吉等も著書に引用ていとくだれる世のしわざにあらねば古傳の説なしともいふべからずその殘編古微書に收たれどなほもれたるもおほかるべし前編古微書二ノ廿三丁ウ先主傳に譙周等上晋臣問河圖洛書五經緯緯孝經授神契ナドヲ引タリ孝經授神契ナドヲ引タリ制度通十一ノ廿六丁ウ

(卅三)文字の始 本朝文字の始は神功征韓以後にて上古は口傳の外さる記號のわざなきよし古事記序古語拾遺序などの説也されど釋紀に肥人薩人の書名見え崇神紀新撰姓氏錄などに崇神の御世任那附屬し奉れる事あればいさふるより漢土の字傳はりけん爾雅に倭人貢鬯草といひ日本紀に一書云と引たまへるなども古く書ありけんとおもふよし也漢土の始も孔安國が書の序に伏羲造書契といひたれど路史の餘論に書之叙曰伏羲氏王天下造書契以代結繩之政由是文籍生焉是則書契之興出於羲氏有不可疑者無懷氏固已封泰山昭姓紀號播之山石其書略已見於尉律則是伏羲之有書契爲不逆也曷得謂至黃帝始有書契乎と見え孝經授神契に

封于泰山考續燔燔禪于梁父刻石紀號示典功などあり史記封禪書家語などにも孔子泰山にのぼりて封禪せるあとを見し事あれば文字の始大古にありといふべし

(卅四)部首一節一紀一元 易乾鑿度に孔子曰五德之數先立木金火水土德一節七十六歲因而四之爲三百四歲甲子木德主春生三百四歲庚子金德主秋收三百四歲丙子火德主夏長三百四歲壬子水德主冬藏三百四歲戊子土德主季夏致養三百四歲凡一千五百二十歲終一紀五德者所以立尊號論天常志長久也略とあるにて一節七十六歲なる事知べしこれを四合せて三百四歲の間は一德也たとへば仲冬建子月十一月の朔甲子に當り冬至も又その日に當るこれを朔旦冬至といふこの日の子時夜の九を始としこれより七十六年の間を甲子部といふさて七十六年目の仲冬朔癸卯に當り冬至もこれにあたる癸卯の朔旦冬至より七十六年の間を癸卯部といふ其次壬午部其次辛酉部を合せて四部三百四年の間を木德といへりそは最初甲子部にて木なれば部首によりて木德とす次に庚子己卯戊午丁酉の四部三百四年の間

を金徳といふそは部首庚子にて金なれば也次に丙子乙卯甲午癸酉の四部三百四年の間を火徳といふそは丙子が部首なれば也次は壬子辛卯庚午己酉の四部は水徳也戊子丁卯丙午乙酉の四部は土徳也總て二十部一千五百二十歳を一紀といふ三紀合せて四千五百六十年を一元といへりさて甲は木の兄乙は木の弟にて甲則木也子は十二支の始なれば甲子を木徳とせる也庚は金の兄辛は金の弟也丙は火の兄丁は火の弟也壬は水の兄也癸は水の弟也戊は土の兄也己は土の弟也これにて五徳の相配する子細推はかるべしこれ五運也漢土にては十干を陰陽に分て甲丙戊庚壬を陽とし乙丁己癸を陰とす本朝にては兄弟に分てり

(卅五) 握先 易乾鑿度に歷元名握先紀一曰甲子歲甲寅求卦主歲術曰常以太歲紀七十六為一節二節十部為一紀首即置積紀首歲數一加所入部歲數以三十二除之餘不足者以乾坤始數二卦而得一歲末算即主歲之卦也云々鄭玄注に握先為歷始

以所生之行轉相承也云々太皞氏先起於木といへるは五行大義初學記史記三皇本紀などに太昊庖犧氏首徳於木為百王先帝出於震一位在東方東方主春象日之明故曰太昊といふよしあるこれ也以所生行轉相承とは生日の干によりて五性を定る也草創の君戊己の干に生るれば土徳也丙丁の干に生るれば火徳也と知べし

(卅八) 御所號 源平盛衰記十三高倉宮籠三井寺一條に高倉宮ハ三井寺ニ遊籠ラセ給フヨシ云々大衆ハ哀ニ忝ク思進セテ蜂起僉議シテ法輪院ニ御所シツラヒ懐キ入進セテ云々按に高倉宮の御住所を御所といへるなり宮は後白河院の皇子にていまだ親王宣下もおはしまさざりしほど也○太平記十八一宮御息所事條に御所侍ノ御格子進ラヌル昔シテ早人定リヌレバ云々按に今出川右大臣公顯公の侍を指て御所侍といへる也○玉勝間十二御所様大御所の條に中原康富記に伏見殿をも大將軍をも御所様といへる所ありまた嘉吉二年十一月廿六日參伏見殿候宮御方御讀大御所有御出座とも見ゆ大御所とは貞成親王後諡後崇光院を申せる也云々按に親王家を御所とも大

名言無前也云々乾鑿度二卷全存す (卅六) 丹書赤雀 周の興る瑞に赤雀丹書といへるはもとつくり事にて陳涉吳廣が狐鳴魚腹の書の類也そは王充論衡に周取般之時大公陰謀食小兒丹教云般亡兵到牧野と見え孫數許に周室丹書灼々七十八字使在後世則以為魚腹書狐鳴書甚則為天書之謂而已矣古之世帝王何其神而民何其愚易惑也然以雁帛書燕足書推之則此丹書亦當時有幻術畸人繫書赤爵偶炫其奇而此爾偶集于昌之戶遂以為神聖之符未可知也又不然使佞臣皆能為之耳

(卅七) 王者五行の徳 王子年拾遺記に黃帝以戊巳之日生故以土徳稱王也云々按に戊巳の巳は誤也戊巳といふ干支はなければ也戊は土の兄にて土なれば土徳といふ也家語に昔聞諸老聃曰天有五行木火土金水分時化育以成萬物其神謂五帝古之王者易代改號取法五行更王相生亦象其義是以太皞配木炎帝配火黃帝配土少皞配金顓頊配水太皞氏其始之木五行用事先起於木木東方万物之初皆出焉是故王者則之而首以木徳王天下其次則

御所ともいへる例也將軍家に御所大御所の稱ある事は秋草人品稱呼の條に難太平記を引て是利將軍初代よりのよしへり花御所とも稱し將軍家禁中の御裝束所を小御所ともいへり鎌倉年中行事には御所奉行御方御所様御所造などの名目あり鎌倉御所小弓御所古河御所堀越御所阿波御所などいふも將軍家の御稱號に准據せるなり○三内口訣御所本所御方等事條に御所是ハ大臣家以上之家々執其主人之故家僕等稱之候公界へ不出事候惣別依人賞祿之詞有之事候連歌一道之法師等ハ御所之字ヲ付テ中來候然處官位剩呼唐名候以外之曲事候大臣之孫以後者於内儀モ御所之號不可有事候雖然先祖家僕所申來候故不改儀モ可有之候歟於關東諸家中久我御所小弓御所等有之上ハ不及異論候歟云々按に故實拾要七のにも此説を引ていへり○御所と稱する事天子仙洞に申奉るは擧るにいとまなし右に引る所親王皇子將軍家よりして公方の御家にいへり又大臣家に御所といへるはあるまじきよし三内口訣に見えたれど太平記には今出川右府の侍を御所侍といへり親王將軍家には大御所の稱も有と知べし

(卅九)掩耳偷鈴 明高僧傳五の卷廿 法忠傳に假使淨名杜口毘耶釋迦掩室摩竭大似掩耳偷鈴未免天機漏泄云々俗諺に猿が耳を掩て笋を盗といふにおなじ

(四十)人を打擲するをくらはせるといふ詞 俗言に人を打擲をくらはせるといへりそは棒を喫はしむるといふ禪語より出たり明高僧傳六の卷十九寶印傳に抵恁麼令喫多少痛棒云々此語碧巖集などにも出たりけん後日に引證すべし 爾雅七十八ノ七十一一段大五十七

(四十一)鐵笛 明高僧傳七の卷二丁南宋華亭青龍菴妙普傳に唯吹鐵笛以自娛好吟咏云々又四丁口吹鐵笛順潮下衆皆隨至海濱普去塞厚其水洄漩衆擁觀水涓滴不入乃乘流而住歌曰六十餘年返故鄉沒踪跡處妙難量真風徧寄知音者鐵笛橫吹作散場人望目斷尙聞笛聲嗚咽於蒼茫之間遙見以笛擲空而沒云々按に鐵笛を吹は尺八を吹類也 (四十二)藪を敲て蛇を出す 明高僧傳八の卷四丁彦充傳に打草稊要蛇驚耳云々書言故事十一廿二禽獸

比喩類部に打草驚蛇微此警彼打草驚蛇王魯爲當塗令賦貨爲務會稽民連狀訴簿貪賄魯判曰汝雖打草吾已驚蛇注に言汝訴主簿貪賄如打草則我爲蛇之披驚已知戒矣云々披は被の誤成べし

(四十三)枯木の花 明高僧傳八の卷七丁威傑傳に偏向枯木上花寒巖中發燄云々爾雅七十五ノ十四丁 去寺四十里築室百楹接待雲水額曰万年正續云々爾雅七十五ノ十四丁 待雲接

(四十五)ひぢをりひぢいか 枕草子卷廿四丁人の家につきくしき物の條にひぢをりたるらう云々春曙抄に臂折廊也廊のをれまがりゆく也云々豊臣勝俊が叡山にまうでし辭扶桑拾葉集廿の中このくまをふとひぢをりたればあるじまちきこえて云々與清曰ひぢをりは臂のさまのなだらかにをれまがりたるをいふ又空穂藏開上丁二に六宮くれなるのかいねりのいとこきひとかさね櫻色のおなじなほし指貫えび染の下

松屋筆記卷之八十二

華頂殿侍倭學士平小山田與清稿

がさね奉りてかはらけとりて左のおとりにまわり給ふを見ればいとちひさくひぢかにかにふくらかにあいぎやうづきたまへり云々源氏治標湖月本に御ぐしのかかりたるほどかしらつききはひあてにけだかきものからひぢかにかにあいぎやうづきたまへるけはひしるく見えたまへば云々同常夏湖月本にかたちはひぢぢかにさすがにあいぎやうづきたるかたにて云々などある「ひぢか」は臂を張ずして臂の體に近く附てじんじやうなるさまをいへるなれば似たる詞ながら意味殊也 爾雅七十八ノ七十一一段大五十七云々類聚名物考宮室部一之下卷二 既アリひぢくり小世撰四十三丁

(一)道の長手 繩手 高繩 万葉四廿一門部王戀歌に依宇能海之鹽干乃瀨之片念爾思哉將去道之永手呼又五八丁 大伴宿禰家持更贈紀女郎歌に野于玉能昨夜者令還今夜左倍吾乎還莫路之長手呼 同五廿六丁大伴君熊凝歌に國遠伎路乃長手遠意保々斯久許布夜須疑南已等勝比母奈久又廿八山上憶良歌に都爾斯良農道乃長手哀久禮々々等伊可爾可由迦牟可利豆波奈斯爾同十丁左歌に莫去跡變毛來哉常願爾雖往不歸道之長手矣同十五丁中臣朝臣宅守歌に君我由久道乃奈我氏乎久里多々禰也伎保呂煩散牟安米能火毛我母これら道の永手は道之長道の義也そは同廿丁 丈部足麻呂歌に多知波奈能美衣利乃佐刀爾父乎於伎豆道乃長道波由伎加豆努加毛とあれば也 神代記上十四に長道磐神ありこは長道邊歟長道方歟名義考べし中古繩手と

いふも長道を詠れる稱也
 (二) 井堤井戸土手せがの南京手琉球手中手奥手行手
 江戸山戸ゐでの中道井堤の川屋 万葉七左歌に泊
 瀬川流水尾之端乎早井堤越浪之音之清久同十六丁に
 朝井代爾來鳴果鳥汝谷文君丹戀八時不終鳴同十一
 丁に朝東風爾井堤越浪之世蝶似裳不相見故瀧毛響助
 二又卅五玉藻刈井堤乃四賀良美薄可毛戀乃余村女留
 吾情可聞同十四上野歌に伊香保呂能夜左可能為
 提爾多都努自能安良波路萬代母佐禰乎佐禰氏婆万葉
 仙覺抄十三丁右に井でとはつゝみなり云々和歌童蒙
 抄一巻に「アサゴトニキデコスナミノタヤスニモアハ
 ヌモノユエタキモトコロニ」万十一ニアリ井堤ハヒ
 キ、ナレバ風ノ吹ンニ浪ノコエンコヤスキ也云々奥
 義抄中下巻卅六四十三段に井手とは万葉には井堤と
 かきたり川などをせきたるをいふ也云々八雲御抄三
 上卷十九堤條に井でと云は井堤とかけりひきなるつ
 つみ也云々色葉和雜集十の卷井手條に奥義抄云井
 手とは万葉に井堤とかけり河浪をせきたるをいふ也
 云々色葉集中三卷丁右九十八段に井手とは井堤とか

けり云々漢鹽草五の卷卅一堤部にゐてこす波井堤と
 かけり井ではひきなるつゝみ也云々與清按に井堤は
 池邊河邊などによりて堤なることは論なけれど手と
 いへる語は邊の義なるべしそは川邊池邊などに築設
 て水を堰留るゆゑの名にやありけん又通はして井戸
 ともいへり催馬樂淺録に萬太波太爲止奈留前裁安
 支波支奈天之古加良保比之太利也奈支とあるも井堤
 の義也又田中井戸に太奈加乃井止爾比加禮留太那
 支川女とよめるも田中の井堤にて田中にある池の堤
 也又土手といふも土もて築たる堤やうの所にいへり
 都々美もこれを築て水をつゝみたもつゆゑの名也今
 俗筒井を井戸とよぶはもと井邊を井止とも井手と
 もいふより井中の事にもいひうつせる也井は都て
 水を溜て用水に汲用ひ或は水田にも引用ひなごする
 をいふせがの堰之井にて清水をせきとめて汲用る
 にいへり堀井はた同義にて井は水の集堤たる義の
 詞也然て倭訓栞十卷に手をつけていふ詞多し稻に
 奥手中手といひ道に長手行手繩手の類也傳の略にて
 相接たるをいふ辭也凡て物の品題をいふに何てと稱
 するは様の意也云々今按に南京手薩摩手琉球手など

と器用につけていふ手ハ方といふ義也稻の中手奥手
 はたおなじ長手も長方也行手も行方と行便との二義
 也繩手は長道の詛語也士清が説は一概にて委からず
 池邊を井止江邊を江戸山邊を山戸などいふ止も手に
 通ひ邊はた通音也また言塵集四廿道條にゐでの中
 道名所云々漢鹽草五の卷屋部にゐでのかは屋云々な
 る見えたるは井堤の中道井堤の厠なるべし河屋は万
 葉十六卷十八に「香塗れる塔になよりそ川隈の尿餅は
 めるいたき女やつこ」とあるに据れば河邊に厠立た
 るをいへりと見ゆ又ゐでのしがらみは井堤にしがら
 みしたる事にて論なし○赤染衛門集卅九丁左に「あ
 た人のゆくてにならす扇かな風たつへくもあらぬ所
 に」散木集卅三丁右に俊頼「あくかるゝこゝろに身を
 はしたかへて行手によもの國を見るかな」千載集冬
 藤原成家朝臣歌に「冬來れば行手に人はくまねども
 こほりそむすふ山の井の水」新勅撰上に權大納言家
 良「玉はこの道のゆくての春風にたか里しらぬ梅の
 かそする」同部正三位家隆「夏衣ゆくてもすゝし梓弓

いそへの山の松の下風」同部采女明日香「みかさ山き
 てもとはれぬ道のへにつらきゆくてのかけそつれな
 き」壬二集中巻に家隆「春たつといふはかりみしい
 つくさてゆく手にかすむ野へのあけほの」又「ゆく
 手にもまたむすはれぬ若草の枕いそかす春雨そふ
 る」拾遺愚草中定家「道のへのあたなる露をおきそめ
 てゆくてにけたぬ戀そかなしき」新續古今下に定家
 「此ころは田子の藤浪波かけてゆくてにかさす袖や
 ぬれなん」同部定家「けふこそはみわのひ原の郭公ゆ
 くての聲をたれかきかまし」此歌夫木抄雜四にも出
 たり新續古今上源基之「秋萩の花すり衣打しほれゆ
 くてにかゝる野への夕露」續後拾遺編に藤原重真「旅
 ねするさよの中山明たてはゆくてにかゝる峰のよこ
 雲」風雅部後伏見院「小山田やさなへの末に風見えて
 ゆくて涼しき松の下道」新撰六帖二條「狩人の行手の
 をしかあひわかれ又はたのみもなき身也けり」爲尹
 千首路雲雀歌に「すきいれし野山の芝生や残るらん
 ゆくてのつゝみひはり鳴らん」同部月「玉はこの

道の行てにむら立て人おとすまぬ月の夜すから」同
 寄楸戀に「いもかりとゆくての楸うちしきて川風さ
 むみ夜はふけにけり」同 藤中浦に「心こそ猶ひかれ
 ぬれ朝ほらけゆくてに見ゆる鹽つすか浦」夫木抄二
 霞部に經家「春霞松浦の山はよきてたてゆくてにも
 みん妹か袖ふり」同 春梅部に信實「ふまはをし花はゆ
 くてに古郷のみかきか原の梅の下風」同 春早藤部に
 定家「山人のゆくてのわらひ手にためてしはしそや
 すむいはのほそりに」同 春花部に經通「花のかを行手
 にとめよ旅人の衣の關の春の山風」同 春躑躅部に爲
 相「わけのほるゆく手のきしの高瀬山手をらて見つ
 る岩つゝしかな」同 冬霜部に信實「冬枯のをのゝあさ
 ちふ風をいたみゆくての袖も霜そくたくる」同 五
 島部に後九條内大臣「松たてる波のゆくても霞むよ
 の月の都にあはちしま山」同 八家隆「たのめこし契は
 さてや大和ちのゆくてにくみしむての玉水」同 五 綱
 部に定家「人心あたる名のみたつしきのあみのゆ
 くてになどかゝるらん」同 六 寺部に爲相「つゝらを

る道の行手の峰高み蟬にまされるごりの聲かな」此
 等の外ゆく手とよめる歌枚舉に違なし行方と行便と
 の二義を出すさて手によせたるも有倭訓栞 卅四 由部
 にゆくて行手也道のゆくてなどよめり云々 同書 卅七
 天部には傳の略也といへり
 (三) 河門下津 登戸 渡津 河内 万葉四 卅八 千鳥
 鳴佐保乃河門之清瀬乎馬打和多思何時將通同 卅九
 河内激乎見者玉藻鴨散亂而在此河常鳴同 卅八
 牽牛與織女今夜相天漢門爾浪立勿離又廿九 天漢
 川門立吾戀之君來奈里紐解待 又同 天漢川門座而
 年月戀來君今夜會可母同 卅一 天漢河門八十有爾
 可君之三船乎吾待將居同 卅四 丁左に安乎楊木能波良
 路可波刀爾奈乎麻都等西美度波久未受多知度奈良須
 母與清日河門は河津にて河端の船津または渡津也下
 津登戸などいふ地名もこれによれる也折戸といへる
 も折は下を誤れるものなるべしこは殘月抄の下津の
 條にも注したりきまた河内瀧津河内清河内などいふ
 も河津にて河内河外の義にはあるまじくや

(四) 川瀬の道川副と云詞 万葉二 卅一 樂浪之志
 我津子等何罷道之川瀬道見者不恰毛 一云志我津
 之子我云々 夫木抄 八津部に此歌を載て「さゝなみの
 しかつのこらかまかりちのかはせちみればあはれな
 るかも」と有本居宣長が考に罷道之の道は邇の誤に
 て罷邇之なるべしといひたれどさらでも聞ゆれば私
 に改むべからず志我津采女が死て葬送せし道を罷道
 とよめる也泉下へまかる道の義としらる川瀬道は川
 副の道にて川の端を渡り行の道にはあらじ曾比の反志
 を世に通はしたる語也 万葉十 八 丁に 山際之雪不消有
 乎水激合川之副者目生來鴨とよめる川之副は川邊に
 て川副柳川副うつ木川そひ小田川そひの關なごみな
 おなじ心也
 (五) 連歌の題に賦何といふ事 連歌の題に賦何山ま
 たは賦山何などいふ事ありそは發句にある景物の字
 をとり出てそれに山といふ字を添る也たとへば發句
 に花あらば賦山花といふべきを賦何山と書き
 賦山花といふべきをば賦山何と書事也連歌師
 はかゝる細少の事をも口授秘傳とてみだりにつたへ

ざれば世人容易には知がたし文明十五年三月二日百
 韻に賦何路一連歌といへる題にて發句六伊「山」は
 花の音する句ひかな」と見ゆ此句の花を取て賦花
 路といふ題を設たる也いづれも此例也これを賦物
 といへり一條禪閣の連歌初學抄に往古以賦物爲
 題或百韻或五十韻每句用其賦物一近代發句計有賦
 物、沙汰、脇句以下一向不取之仍雖似無所詮聊
 不忘舊儀而已也云々また連歌賦物篇に山何何路
 何木何人船已上五 朝何夕何花何花之何唐何 最可青何白
 何手何下何初何御何片何薄何何風何水何屋何所何田
 何草何馬何手何心何衣何文何物何鳥何色 此外舊賦物雖
 者略也何袋千何何垣玉何 以上新一字露顯二字返音三字
 中略四字上下略云々此外連歌の事をたごらんには筑
 波問答若草山連歌至要抄無言抄連歌辨義などたより
 とすべき書也近比坂昌功が著刻せる菟玖婆廼山口と
 いへる折本初心の者をみちびく心諄々なり
 (六) 柳腰 埤雅 卅四 柳條に今言宮腰細瘦謂之柳
 腰云々
 (七) 掛竿 ヤハズ 御傍記 卅三 繪の掛様之事第一
 に中尊をかけ第二左第三右をとぎ掛竿にて風袋分程

かけおろし其後は手にかけて候也云々掛竿は今のヤハ
ズの事也頭書名物六帖器財箋三ノ廿七

(八)風袋 御傍記三丁に繪の事掛様の事第二に中尊を
かけ第二左第三に右をさき掛竿にて風袋分程かけお
ろし其後は手にてかけ候也云々名物六帖器財箋
三ノ廿六丁

(九)ヒズミ 同書三丁にひずみをよく見えて軸を
なほし退候云々非墨繩の義歟

(十)文鎮しをり掛算 文鎮とも文沈とも御傍記に見
ゆ今俗ケイサンといへるは夾算を訛れる也けうさん
は枕草子抄春曙などその外物におほく見えて今のしを
りの事也しをりの事は筆記六十七ノ十段にいへり

頭書名物六帖器財箋一ノ廿九丁ウサウサ御傍
記圖に卦算一ノ卦算ナドアルハ今ノ文鎮ノ類也
(十一)書院 御傍記五丁に次に御座敷あり西むき
に床あり床のうへに書院あり北のまなか違棚あり云
云又六丁西のおち間四帖二間の床あり上に書院あり
南向御かざり同前云々又十丁東の方床の下違棚にそ
ひて書院あり御かざり如是

圖に釣香爐拂子鏡などをかけ
下に石鉢を三つ置たり

又十二四疊敷の御間有東向に一間の御書院あり常の
いびつなりの花瓶古銅の物に花立られて只一つおか
る云々又十三北の方東一間は御書院硯筆架筆墨中
に文臺上は歌書一帖おかる西の脇に漢書あまた積
る巻物二三巻おかる云々又十五書院筆一對可置
事尤なり一對なくば一もよく候云々又書院の傍は七
傍ともいふ也云々又書院のかざり様一番に硯屏二番
に硯置て間の寸をとりて筆架をおく次水入次に軸物
次に印籠次に卦算次に水瓶いづれも堅横ともに押板
の中におく硯ばかりは硯屏を置間前へよるべし云々
又十六書院に喚鐘なきは略義也云々又云喚鐘を書院
に釣て其外に如是つりたるあらば同間にも可置云
云又十七硯屏の大なるをば書院にある外に又床など
にも可置候云々又云置押板などにも書院のごとく
にも傍るべし云々右の所見を考るに書院はひとつの
厨子やうのものに物をつりもしかざりもする也此書
院を置間を書院の間といふより今はたゞ一間の名と
のみおもへる也漢土に書院といふは書を置所をいふ
頭書本朝
世語
(十二)印籠 印籠の圖御傍記六丁に見え今の製作

にかはる事なし印入印肉入にちがひなし桂川地蔵
記上八丁

(十三)火鉢の時節并火かき火のし 火鉢は十月より
翌年三月盡までのよし御傍記に見ゆ又十八火かきと
いふものは今の火のしの事也

(十四)柱傍 御傍記にはしらかざりと所々見えたり
訶利勒なごをかざりものとす

(十五)いびつ形 いびつ形といふ御傍記十二に見ゆ
飯櫃形の義歟格圓のものにいへるなり

(十六)うそぶく 神代紀下廿六に又兄入海釣時天孫
宜在ウイニ海濱ウミノヘ以作カゼオキテ風招カゼヲカキ招カゼヲカキ風招カゼヲカキ即ウツク嘯也如ウツク此則吾起ウツク

瀨風邊風ハヤタニ以ハヤタニ奔波ハヤタニ溺ハヤタニ惱ハヤタニ火折ハヤタニ尊ハヤタニ歸ハヤタニ來ハヤタニ具ハヤタニ遵ハヤタニ神教ハヤタニ
至ハヤタニ及ハヤタニ兄釣之日ハヤタニ弟居ハヤタニ濱ハヤタニ而ハヤタニ嘯ハヤタニ之時ハヤタニ迅風ハヤタニ忽起ハヤタニ云々
通證七卷廿六に嘯則風生伊非諾尊之氣化イヒノカミ爲イヒノカミ級長イヒノカミ戸邊イヒノカミ
命イヒノカミ亦イヒノカミ一意兼良日意嘯則來イヒノカミ風故名イヒノカミ風招イヒノカミ東坡詩云永
嘯來イヒノカミ天風イヒノカミ是也今按嘯虛吹也詩召南其嘯也歌箋曰嘯
盛イヒノカミ口而出イヒノカミ聲拾遺記曰西方有イヒノカミ因宵之國イヒノカミ一人皆善嘯
丈夫嘯聞イヒノカミ百里イヒノカミ婦人嘯聞イヒノカミ五十里イヒノカミ淮南子曰虎嘯而谷
風至云々拾遺記五ノ七
丁オニ見ユ按文選六臣注本
十八卷成公綏が嘯賦注

に善日鄭玄毛詩箋曰嘯盛口而出聲也と見ゆ又乃據
慨而長嘯云々注に善日楚辭曰臨深水而長嘯云々齊
曰言激揚其氣而長嘯也ともあり 頭書藝文類聚十九ノ
一ノ丁 ○万葉集九卷廿二大伴卿登筑波山長歌に
熱爾汗可伎奈氣伎木根取嘯登岩上手君爾令見者
云々仙覺抄十一卷左にかの峰を見んとてのぼれば
あつけくしてあせかきてうそぶかるれば根とりすが
りうそぶきのぼりといふ云々按神代紀下万葉九に嘯
とあるは共に口を盛ツボクて息を吹にいへる也「うそ」は空
の義にて笛なくてたゞ口のみにて吹ゆゑの名也口笛
など吹さまに口を盛て息を長く吹出して風招し又山
に登るがくるしさに息を吹々登るをいへる也○堤中
納言物語縹女御に夜いたくふけぬればみなねいり
ぬるけはひをきつて「秋の野の千くさの花によそへ
つゝなと色ことに見るよしもかな」とうちうそぶき
たればあやしたれがいふぞおぼえなくこそといへば
人はたゞいまはいかゝあらんぬえの鳴つるにやあら
んいむなるものをといへばはやりかななる聲にてをか
しくもいふかなぬえはいかでかうそぶかんいかにぞ

やき、給つやとところくきしりて打わらふめり云云
 按歌をうそぶくとは口を盛て小聲に打吟するをいへり
 と見ゆ ○西行撰集抄五の卷十三 宇佐宮事、條に津の國こや野といふ所を過侍りしによはひむそちにたけたる僧の髪はくびのほごまでおひさがりきるものはかたのごとくもかたにかけずむしろきれをきやせおとろへてかほよりはじめて足手までどろかたげなるがさゝらをすりて心をすまし打うそぶいて人にもかけぬ僧一人侍り云々明くれさゝらをすりてひとり歌打うたひてなんあちこちめぐりありくに侍りとこたへ侍り云々按にこれはさゝらをすりて小歌を小聲にうたふをうそぶくといへり ○同書六の卷二人々天亡事、條に春になると云日より吉野の山にうそぶけはいつしか霞たなびき云々按にこれは吉野山に歌など小聲に吟じながら分るさま也 ○僧鏡三卷二内野の雪におとらうそぶきたまひける「山櫻峰にもをにもうゑおかん見ぬ世の春を人やしのふと」按に小聲に歌をよみ出たまへる也 ○徒然草文段抄三卷六拾段に目さめぬればいく夜もいねす心をすましてうそぶきありきなどよのつねならぬさまなれど云々按に

歌などにもあれ經文などにもあれ笛はなくして小聲のみに打吟じありきさま也 ○桐火桶十三丁右 下に桐火桶をいだきてひちをかのをけにかけてただ獨閑疎として床のうへにうそぶきてよみ給ひける也云々 按に小聲に歌を吟する也 ○愚秘抄下卷五丁右に西行は毎度歌をよまんとては縁行道してうそぶきよみけるが故に云々按に小聲に打吟する也 ○非蛙抄六卷丁左に心源上人語云文學上人は西行をにくまれけりその故は遁世の身とならば一すぢに佛道修行の外不可有他事に數奇を立てこゝかしこにうそぶきありき條にくき法師也いづくにても見あひたらばかしらを打わるべきよしつねのあらましにて有けり云々按にこれも小聲に歌を打吟するにいふ ○將門記承德本十五に仰天觀世間不安伏地吟一身之難保一哀二傷厭身難廢厥聞鳥喧則疑例敵之職見草動則驚注人之來云々按に噓字を宇曾布久と訓たり敵軍のしのびに聲を發るをいへる也玉篇に噓鳥鳴也と注して鳥などの鳴やうに小聲にながめよぶ貌也 ○更科日記群書類本に宇治の渡りにいきつきぬそこにもなほしもこなたさまにわたりするもの立こ

みたれば船のかちとりたるをのこごも舟をまつ人のかすもしらぬに心おごりしたるけしきにて袖をかいまくりてかほにあてゝさをにおしかりてとみに舟もよせずそぶいて見まはしいといみじうすみたるさま也云々按に口を盛て小聲に吟などうたひをるさまをいへる也 ○源平盛衰記三の卷十四 右大將事、條に晋ノ七賢ハ竹林寺ニ嘯キ云々同書十二の卷十四 大臣以下流罪事、條に常ハ朗月ヲ望ミ浦吹風にウソブキツツ琵琶ヲ彈シ和歌ヲ詠シテ云々同書十三卷 丁左 熊野新宮軍事、條に宮ハ五月ノ空ノ五月雨ノ雲間ノ月ヲ詠ツ、御心ヲ澄シウソブイテ何ノ行末モ思召知ラヌ折節ニ云々同書十七卷 丁左 人々見名所々々月事、條に或は住江住吉難波瀉葦屋ノ里ニウソブキ行人モアリ云云同書卅六卷 丁左 維盛住吉詣事、條に住江殿ノ釣殿ニ御座テツクトト嘯テ云々同書卅七卷 丁右 景時秀句事、條に京上リノ御伴ニ相摸國圓子川ヲ渡リ給ヘリケルニ梶原少用アリテ片方ニ下リ居タリケルガ御伴ニサガリスト一鞭アテ、打程ニ此河ノ河中ニテ馳付奉タリケルニ浦艾ノ馬ニテ鎌倉殿ニ水ヲサト蹴懸奉

リ御氣色悪クテキト睨返リ給タリケルニ梶原「圓子川ケレバ波ハアガリケル」ト仕リテ手綱ヲユリスエケレバ御氣色ナホリテ打ウソブキ蹴レバ波ハアガリケルト二三返詠ジ給テ向ノ岸ニ打上リ馬ノ頭ヲ梶原ニ引向テ「カ、リアシクモ人ヤ見ルラン」ト付給ヒイカニ發句脇句イヅレ増レルトゾ仰ケリ云々按に梶原が發句を頼朝卿小聲に打誦して然て脇句を付給へる也小聲に打誦し給へるを打うそぶきといへり ○平家物語二卷 丁右 德大寺殿島詣條に或月ノ夜德大寺殿只一人南面ノ御格子舉サセ月ニ嘯テ御座ケル處へ藤藏人參リタリ云々按に月にながめて小聲に物など打吟じ給へる風情也 ○長門本平家物語七 太政大臣師長趣配所給事、條に鳴見瀉しほぢはるかに遠見して常は浪月をのぞみ浦ふく風にうそぶき琵琶をたんに詩を詠じなほざりにあかしくらし給ひけり云々按に此事盛衰記十二の卷大臣以下流罪事、條に見ゆ ○曾我物語二卷 丁右 牽牛織女事、條にあかつきはせい天の雲にうそぶきくもりなき夜をよるこび云々按に小聲に物など打吟する貌也 ○源氏物語藤裏葉二丁左 におとどむかしおぼし出てなまめかしうそぶきながめた

まふ云々按に奥ゆかしきさまに歌など小聲に打詠じ給へるよし也○同書幻湖本八にかの御かたみのこうばいに鶯のはなやかに鳴出たれば立出て御らんす「うるて見し花のあるしもなき宿にしらすかほにて來る鶯」さうそぶきありかせ給ふ云々 按に歌を小聲に打吟じありくよし也○同書竹川湖本十に紅梅の木のもとに梅がえをうそぶきてたちよるけはひの花よりもしるくさと打にはへれば云々按に催馬樂呂歌の梅が枝を小聲に打吟じたる也○同書總角湖本六に時につけたる題いだしてうそぶきずしあへり云々按に詩を小聲に誦したる也○同書東屋湖本四十に宮もあひてもあはぬやうなる心ばへにこそ打うそぶきくちすさびたまひしか云々按に引歌に「ふすほどもなくて明ぬる夏の夜はあひてもあはぬ心ちこそすれ」と有り小聲に打誦し口ずさみしたまへるよし也○今取かへばや物語登に夜深き月のいとあかくすめるにれいけい殿の細殿をどかくたゝすみて「あふ事はまたどほ山のすりめにてしつ心なく見ゆるたれなる」とぞうそぶくに人こゑもせず云々又同卷まやのあまりを打うそぶきてそりはしのかたに立出たれば云々又同卷

殿上人などしづまりたるにれいけいでんのわたりをいとしのびやかに立よりて「ふゆかみし月のゆくへをしらぬかなあなおほつかな春のよのやみ」とすゑつかたおもしろうそぶきたるに云々按にいづれも歌を小聲に誦するよし也○太平記卅卷三丁左直義京都退去事條に褒貶ノ短冊取出シ心閑ニ詠吟ジ打嘯テゾオハシケル云々○同書卅五卷九丁左北野通夜物語事條に折ニ觸レタル古歌ナド詠ジツ、嘯居タル處ニ云々按にいづれも古歌を小聲に吟詠せるよし也○新撰字鏡下口部に嘯蘇弔反歌也字會牟久云々按に神代記下卷などに字會布久と訓たれど古くは字會牟久にてそは左毛良布を左夫良布左牟支を左夫支などいふ類也○類聚名義抄佛中口部に嗽々「ワラハノナクコエナリ」「ウソフク」云々又嘯「ウソフク」云々又嘯蘇弔反「ウソム」「ウソフク」云々同書法上言部に計ウソフク云々同書法下、部に主ウソフク云々同虎部に虎嘯ウソフク云々同書佛中矢部に規ウソフク云々同斤部に斷ウソフク云々同欠部に嗽歌歌「ウソム」「ウソフク」云々○蜻蛉日記 解撰本下之十にまたの日もまだしきに昨日はうそぶかせたまふことしげからん

めりしかば云々按に古本には「うそ」を「こそ」に作り山岡侯明校本にはきのふはさうぶふかせ給ふ事云云又きのふのさうぞかせ給ふ事云々なごあり○倭訓栞四卷八宇部にうそぶく神代紀に嘯をよめり新撰字鏡にうそむくとよめりうそ吹の義うそ鳥の鳴が如くするをいふ物にうそ打ふきてもうそを吹とも見えたり鳩ふくといふ詞に同じ假面にうそぶきといふも嘯く體をなせる面相也云々按に谷川士清が説混雜して分明ならず假面のうそぶきは口のさし出たるがうそぶく體なればいへる也一名ヒョットコ面ともいへり鳩を吹といふ事あれどうそ鳥を吹事なしこれ開推の説なりうそをふくとは笛はなくて口のみにて吹ゆるに空吹といへる也「ウツ」と「うそ」は横通の音也

ク」を約ていふ詞ときこゆ

(十九)うそくれたり 類聚名義抄佛下黒部に嘯ウソクレタリ云々按に表にあらはして明白にものをいはす下におしくゝみて小聲にもものさとくかたましき貌をいへる成べし又はうそは乎曾の通音の字會にて偽言をいひくれば狂ひの約言にて偽り狂ふよしの詞にても有るべし

(廿)うそをふく井皮笛 竹取物語抄本上巻に日くるゝほどれいのおつまりぬ人々あるひは笛をふき或は歌をうたひ或はしやうかをしあるひはうそをふき扇をならしなどするに云々小山儀か抄にしやうか唱歌歎ウソフク

嘯 口ぶえの事也云々 田中大秀が解九丁左にうそをふきは口笛を吹なり神代記海神宮の條一書に天孫宜在「海濱」以作「風招」とあるを或註に風招ハ即嘯也毛詩注曰嘯盛「口而出聲」とあり紅梅卷に折梅花處にはぶえふつゝかに馴たる聲してとあるもおなじく口笛也源中

最秘抄に天慶五年正月七日引青馬酒盃十一巡王卿有酒氣吹皮笛今日李部王記吹嘯之由有之また源氏論義に天曆の比の記に宴會の時諸卿入與の餘皮笛を吹といへり同日の小一條左大臣の記に諸卿嘯を

(十八)うそむ 類聚名義抄佛中口部に嘯蘇弔反「ウソム」「ウソフク」云々同書佛中欠部に嗽歌歌蘇弔反「ウソム」「ウソフク」云々按に「ウソム」は「ウソフ

見ゆ

吹と云り又文範卿節の時皮笛を吹諸人嘲哂すと云るも同じ事にやとあり此文範卿の事續古事談卷下には嘯を吹ければと有にて字會をも皮笛も同事なるを知べし云々按に口笛を皮笛といふハ唇の皮して吹ゆるの名也手鏡をカハツルミといふはた同義也カハツルミの名目は古今著聞集大奈牛祭畫詞などものにおほく見ゆ雨書皮笛ノ事楊鳴曉筆十五太田隨筆廿四丁ウ新撰抄思ひのまハ○中務内侍日記六十一丁右に三月廿日夜雨ふる中宮大夫殿かぐらをうそぶき給ひてせうくたるくらき雨のまどをうつこゑとくちすさみ給ふるものがたりにかきたらんことをきくやうにておもしろし云々按に神樂歌を猿笛にふきてきて詩句をくちすさみし給へるよし也○辨内侍日記下卷百卅三下卷十に辨は行幸のとしにうそをふくやくをつとめ侍りし又これも人長にはおとらすおぼえ侍りき冷泉大納言殿夜番にまゐりて此御遊にまじりてうそふくやくつとめさせ給たりしこそいとくうれしかりしか云々按に猿笛吹役をつとめられしよし也○古今著聞集廿卷丁右魚蟲禽獸部に承安二年五月二日東山仙洞にて鷄合の事ありけり云々一番左右門衛督の鳥字無

名丸左少將盛頼朝臣持參す右五條大納言の鳥字千與丸右少將雅賢朝臣持參す左右ともこころをふくそとの興なきにあらす云々按に猿笛を吹て鷄合に勢を添たる也○續古事談五の卷諸道部に一條院の御時清涼殿にて臨時樂きこしめしけるに云々此日文範民部卿八十にあまりてさせるめしなきに參て座にさぶらひて舞のほどにうそふきければ主上よりはじめて見る人おとがひをとかすといふ事なし老くるひとないひあへりける云々按に舞見物の席上にて猿笛を吹たるなるべし牀源抄八本に猿笛者通憲云猿笛は嘯なり云々同書八末に嘯者選曰良自然之至音又云乃知長嘯之奇妙蓋音聲之至極也云々○言塵集二の卷十三衣手常陸事條に汗をかきてのぼるくるしさにいきつく問うそを吹様なれば樂の調子取に似たりとよめりと云々同三の卷十六にくち笛とはうその事也云々同四の卷廿五にかは笛とは一説にはうその事と云々定家卿は笛と云々按にうそとは猿笛の事にてそれを皮笛ともいふはもと唇をつぼめて吹を皮笛といふよりテニサ小く作り出で吹笛の名にもよべる也雨書皮笛一種の製五四宮記正月申ノ條にも見えたる歟源氏紅梅ノ細流抄○山崎宗鑑が新撰犬筑波集卷十

に「うそをふきく花をこそをれ」軒はなる鉢のすわいの花咲て」又部雜藥師はとけやうそを吹らん「よね山へ八てうどのまゐられて」○守武千句唐何に「辨慶やはちのありともしらざらん」うそをもふかすけなげなる比「うしろにはなるもはるくたちはきて」按に新撰犬筑波守武千句ともに猿笛をいへる也

(廿一)うそやぐ 源平盛衰記十九卷丁左文覺入定京上事條に院宣ヲ急ギ給ラント思給ハハ高雄へ庄園ヲ寄進有ベシト云ケレバ佐殿ハ我身ガニモ安堵セズシテイカニトシテ奉ルベシト宣フ文覺ガ計ヒニ隨テハヤ寄給ヘト云佐殿ハ我軍ニ勝テ日本國ヲ手ニ把バ一國二國ヲモ乞ニヨルベシト宣ヘバ文覺ハ手ニトリ得ツレバ必惜キ事也ナキ物ハ惜カラズ國モ廣博也唯所知ヲ十餘所寄進シ給ヘト紙硯取向ケ丹波國ニハ新庄本庄雀部宇津繩野播磨國ニハ五箇庄土佐國ニハ高賀茂郷ヲ始トシテ十三箇所ヲ撰出シソレト云ケレバ佐殿鼻ウソヤギテ被レ思ケレドモ寄進狀ヲ書判形ヲ加テ文覺ホクソエミテア、御邊ハ以外ニ心廣キ人哉我物顔ニイミジク寄給ヘリ云々按に鼻うそや

ぎてとはものゝをかしさに口をば塞ぎて鼻の奥にてウフ、く、と笑をいふ也ヤグは花ヤグ若ヤグなどもいひて「めく」といふにおなじ詞也○同卅四卷六丁兩院主上還御事條に山門ノ童部ワラハベ小法師マデモ哀レ天狗ノ旬笑ト聞エケレバ太政入道鼻ウソヤギテゾ思ハレケル云々○砂石集四上卷一丁右無言上人事條に或念佛者云觀音地藏ナドイヘバ鼻ガウソヤイデヲカシキゾト地藏ハセメテヨソニモ思フベシ觀音ヲカシクアナツラバ來迎ノ臺ニハノリハツレナンカシ云云

(廿二)をそごと 平會呂オホテツドリ保平會オホテツドリ里 興義抄中下卷万葉集歌釋四に或人云ひんがしの國のものはそらごとをばをそごとといふなり云々按に万葉集靈異記などの大平會鳥の乎會におなじ後世「うそをつく」といへる「うそ」と同義也○万葉集四四大伴駿河磨歌に相見者月毛不經爾戀云者乎會呂登吾乎於毛保寒オホテツドリ雲按に平會呂の呂は助字也乎會は虚言をいふ相見て後いまだ月日もたぬに戀しといはハ虚言をいふ吾ぞとおぼさんかと也○同書十四卷丁左末レ勘國相聞

歌に可良須等布於保平會村里能麻左低爾毛伎麻左奴
 伎美乎許呂久等會奈久按に此は鳥といふ大虚言鳥が
 正しくも來まきぬ君を來ると鳴さ也許呂久の許は久
 の通音呂久の反留なれば來るといふよしに聞なして
 よめる也○日本靈異記中見鳥邪淫一厭世修善緣行
 基大德歌に加良酒等伊布於保乎蘇等利能去等乎美天
 等母邇等伊比天佐岐陀智伊奴留按に此歌群書類從本
 には等を止酒を須邇を爾に作れりされど等を止に作
 れるは延喜天曆のころこそあれ靈異記の時代に叶は
 ねば後のしわざ也又美天の二字を能米に作りたるも
 誤也泉州志三卷十に引たる本に美天に作り假名本七
 左ニミテに作り袖中抄八卷十に引たるにも「みて」に
 作れるなどてらし合せて證とすべし類從本に能米と
 あるは彌天を寫ひがめしものと見ゆ彼本彌をも天を
 も假名に用たるがうへに能米彌天字跡も相近ければ
 也
 (廿三)うそ 甲陽軍鑑十二卷十六に惣別武士の取合
 によわき方より必うそを申候越後輝虎と御取合に敵
 味方共にうそを申たる沙汰終に無之云々同十四卷

廿丁に親兄弟の敵かちにてとほるにねらはるゝ人馬
 上においては馬に乗たる者そこにてよくうそをいへ
 其うそは君の御使に參る御免候へと慫慂にいひての
 りとほせ云々按に虚言をうそといふは古言の乎會の
 通音也○春曙記下卷四丁右扶桑拾葉集廿八卷四十三丁右に照詩などいぐちの
 うそとやらんのやうにつりて云々按に免缺の虚言
 をいふ如く不調のよし也和名抄三病類部に免缺續晋
 陽秋云魏泳之生而免缺俗云以久知辨色立成云缺唇
 也云々塵添瑩抄二卷六免缺事條にクチビルノキレ
 タルヲイグチト云心如何本體ハ「ウグチ」ト云ヲ「イ
 グチ」ト云ナセリ「イツクシ」ト云詞ヲ俗語ニハ「ウツ
 クシ」ト云缺免缺ト書テ「ウグチ」トヨムベキナリ免
 ノクチビルハ鼻ノシタツツカズシテ切レハナレタレ
 バ免缺ニ似タル義也「イ」ト「ウ」ハ通音也云々同
 書五卷四詞字次第色葉條に免缺イグチ缺唇同云々伊呂
 波字類抄一巻以部に免缺イグチ缺唇同云々節用集伊呂
 門に缺唇イグチ云々運歩色葉集以に缺唇イグチ免唇
 上云々太平記卷四丁右畑六郎左衛門事條に中間ニ
 惡八郎トテ免唇ナル大方アリ云々晋書列傳五魏詠之

傳に魏詠之字長道任城人也家世貧素而躬耕爲事好
 學不倦倦生而免缺有善相者謂之曰卿當富貴二年
 十八聞荆州刺史殷仲堪帳下有名醫能療之貧無
 行裝謂家人曰殘醜如此用活何爲遂齎數斛米西
 上以投仲堪既至造門自通仲堪與語嘉其盛意召
 醫視之醫曰可割而補之但須百日進粥不得笑
 語詠之曰半生不語而有半生亦當療之况百日邪
 仲堪於是處之別屋令醫善療之詠之遂閉口不
 語唯食薄粥其厲志如此及差仲堪厚資遣之云
 云萬姓統譜四十九卷方韻に唐方千字雄飛桐廬人咸通中
 舉進士不第隱鏡湖上時徐凝有詩名一見于器
 之授以詩律于貌頹陋又免缺而喜凌侮嘗謁廉
 師誤三拜人號方三拜一晚遇醫補其唇又號爲補
 唇先生其詩多警句一人私謚曰玄英先生云々ナ
 ド所見コレカレアリ崔豹古今注中卷鳥陸佃埤雅三卷釋
 條などに免口有缺尻有九孔といふ事見ゆ○倭訓
 栞四卷八字部にうそ虚偽をいふ浮虚の義なるべし或
 は「をそ」の轉「をそ」は古語也云々○玉勝間第一卷卅に
 「をそ」はすなはち今の世に「うそ」といふ言これ也
 「を」と「う」とは殊にしたしく通ふ音也云々

(廿四)うそをつくチクヲイフこく ○甲陽軍鑑十三
 卷廿丁に南部下野殿うは氣にて常に無穿懸なる事ば
 かりいひ遠慮もなく明暮過言を申され「うそをつき」
 給ふ無分別人にて云々○應筑波集一の卷左丁に「木の
 葉さへうそをつき夜の時雨かな」按に虚言をいふを
 ウソツツクといへりツツクは嘔吐をつく狂言をつくな
 どいふツク也又ウソツクもいへり桃青が奥細道
 に「蚤蟲馬の小便こく枕もと」俳諧新式に「にがく
 しくもをかしかりけり」わがやおやの死ぬる時にも屁
 をこきて」などの「コク」にて「ツク」も同義の俗語也
 又下野人の語に「ウンチクヲイフ」ども「チクヲイフ」
 ともいへるハ此「ウンツツク」の「ツク」を轉じて「チ
 ク」といへる也
 (廿五)うそ鳥 倭訓栞四卷八字部に鳥にうそあり嘯
 と義通へり鳴時は聲に隨て兩脚を互に擧て琴を弾じ
 手を搖すが如しよて俗にうそごをひくといふ雄を
 「てりうそ」といふ歌にもよめりましこ鳥といふに同
 じ雌を「あまうそ」といへり嗜慾也といへり新撰字鏡
 に嘯をいそざりとよむもこれにや或は鶇をよめるは
 心得がたし恐もまたあたらす云々按に「うそ鳥」は其

鳴聲によりて名づけたる也「うそをふく」頁に似たるゆゑの名といへるは驚説也「川うそ」はた同義にて鳥の「うそ」ハウン／＼と鳴よりいひ「川うそ」は大聲を發せず聲にうそよりいへる名なるべし

(廿六)をそくつのる鳴呼繪 古今著聞集十一卷十畫圖部にふるき上手どもの書て候をそくつの繪などを御らんも候へその物の寸法は分に過て大に書て候事いかでか實にはさは候べきありのまゝの寸法にかきて候は、見所なきものに候ゆるに繪をらごごは申事にて候君のあそばされて候物の中にもかゝる事はおほくこそ候らめとへりおかすいひければ僧正ことわりをれていふ事なかりけり云々按本居宣長が玉勝間十一の卷^三に今の俗に枕繪といふ物の事ときこえたりもろこしには春畫といへりと見ゆ舊本今昔物語廿八の卷^六に鳴呼繪とあるも似たる名なるべしをそは虚言「くつ」は「くち」の通音にて口の義歎可考假名も「おそくつ」と書たるはいかにぞや

(廿七)細川澄元肖像 狩野元信筆の細川澄元像あり余撰本一鋪を藏す其圖甲冑をよろひて手に薙刀をもち腰に右手指の短刀を指たり上方に宜竹の讚あり其

讚翰林蒞蘆集にも載たりき尊卑分脈に清和天皇貞純親王經基王源滿仲頼信頼義八幡太郎義家式部大夫義國治部少輔義康足利太郎義清細川次郎義季同八郎俊氏同八郎大郎公頼同刑部大輔頼春同左近將監詮春同兵部少輔義之同滿久同持常同成之同讚岐守義春同六郎澄元爲政元養子と見えて清和天皇より廿一代の孫也養父政元は同祖頼春より右京大夫頼基同滿元同持之同勝元同政元と相續せり六郎右京大夫號眞乘院爲政元養子一實讚州道空入道御孫也永正十七六、十卒卅二とあり諸家系圖纂^{三ノ卷清和源氏第三}細川系圖に政元子澄元實讚岐守義春之子爲政元繼嗣六郎右京大夫法名宗泰號安英眞乘院永正十七年六月十日卒三十二歳云々古今人物志^{卷一}の細川澄元傳に細川澄元者政元之嗣也永正四年之夏政元夭傳計於阿州澄元引兵而抵京當高國之軍而一戰得勝利也於是澄元命畫匠元信而寫戎衣之像使萬年之宜竹翁加讚詞於上而置諸城西之院未幾澄元退而歸于阿州以庚辰年而終男晴元續父之業矣云々宜竹の讚 源公澄元甲冑壽容 日照金鞍倚馬上一定天下光揚寶劍射斗間一出匣中其提來也驅

使豐城令其騎出也喚起隆准公亂臣賊子雖在蕭牆内霸氣雄心輒掃敵陣空處安未忘死生一解道貴介一如優曇跋臨戰場不變神色喚他大夫求山鞠窮所聞曾氏甲冑留像復親郎君畫圖命工昔源氏收洛右與諸將一起關東自頼春至頼之始稱管領宋濂文章近傳明國從寶勝及寶光繼封讚洲蕭何父子共輔漢宮一門桃李相耀四海車書混同故京兆擇彼支子孫賢者厥家督爲之大氏族英宗一匪管射御離倫絕類亦能和歌評月品風養賢如養花叢觀齊人三千客在德不在險下視秦關百二重所祈茂騰于五百冥靈之域秀出於十九少年之叢坐令郡國盡作魯恭卓茂出使朝家再致宋璟姚崇民間移風易俗塞外旃矢馨弓于禪于教護佛法於内外爲君爲臣誓山河者始終以規以祝遠于聖聰 永正丁卯十月吉日宜竹老納景徐周麟奉命謹贊 右の贊翰林蒞蘆集に載たるには年月と名を缺たり細川兩家記に澄元の事蹟見ゆ細川兩家記二卷群書類從三百八十卷に收む一名二川分流記一名正祿間記といへり此像は澄元十九歳の時の軍容也

(廿八)五運の徳 古の王者或木徳或火徳或土徳或金徳或水徳を以て王たりといふ事さだかなる證もなく或は龍があらはれたれば某徳或は何が出たれば某徳などいふ事おほつかなき説といふべし王子年拾遺記一卷^{三ノ丁}軒轅皇帝の條に軒轅出自有熊之國母曰吳樞以戊巳之日生故以土徳稱王也時有黃星之祥と見ゆさては生日に据て其徳を定る事にや

(廿九)點心 點心の事輟耕錄十七の卷^{八丁}に見ゆ^{三ノ卷一統上卅八丁今川大奴} 輟耕錄^{紙下四十五丁其文雜記六}

(卅)蝦夷の犬 蝦夷の犬を馬の代に使ふ事東遊雜記に見ゆ輟耕錄八の卷^{五丁}狗站亦同説也

(卅一)乞食 佛者の乞食はもとより也輟耕錄六の卷^{十四}鬼賊の條に道流乞食あり本朝に神道乞食ありこれにて三道乞食也近來儒者乞食歌讀乞食俳諧乞食狂歌乞食武者乞食などかぞへつくすべからず

(卅二)ブツチャウ面 俗に人相わろきものをブツチャウツラといへりこはブツチャウシユにて人に指つかはるゝものブシヤウにして動かす心よからぬ顔つきするにいへる也輟耕錄廿九卷^{九丁}に婢僕の久を

曰佛頂珠とあり指揮すれども動かぬにいへり
 (卅三)張本 吾妻鏡卷二三丁など諸の合戦の書に張本の字見ゆ往生要集下末卷十七に出處あり
 (卅四)寶山に入て手を空して歸 往生要集上本卷十四九丁に見ゆ大論を出處とす

(卅五)蛇の道はへびがしる 法苑珠林五十四卷六丁に如蛇知蛇足と見ゆさては蛇の足をへびがしるの誤にや

(卅六)政所 政所テコロハ今の代官の事也書札作法抄六丁に處テ代官スル人ヲバ政所殿ナド書ベシ云々

(卅七)禪語を書狀にも常の詞にも多く用るよし 書札作法抄十一に禪家ナドニモ消息ハ皆當世ノ風勢ノ日本ヤウヲ書ル、也誠ニ偏執ナキ事也又文章ハ公家武家モ皆禪家ノ體ヲ請テ學バル、事ノミアリ云々

(卅八)一對ヒトムカヘ 天保六年に余が家に竹助といへる奴僕あり越後國古志郡和泉村の産なり神酒の瓶子一對をヒトムカヘ二對をフタムカヘ三對をミムカヘといへり余き、とがめてこは瓶子にのみいふ辭にや又はなにともあれもの二つあるをヒトムカヘといふにやととへるに彼國にてハ燈臺花瓶佛器などに

かぎりてかくいふといへり一對をヒトムカヘ二對をフタムカヘ三對をミムカヘといふべきとヒトムカヘフタムカヘミムカヘなど訛ていへるなりけり物の具備せしにはヨロヒといひ對せしにはムカヒといふべしとへば甲にも厨子にも一具をヒトヨロヒといへりヨロヒは足備りたる詞にて厨子一の中に物の具備せるを厨子ヒトヨロヒといひ甲の胴丸草摺胸當など具備せるをもヨロヒといへる也その外もこれになすらへて知べし

(卅九)坊主が憎けりや袈裟までにくい 俗言に坊主がにくけりや袈裟までにくいといへりこれに似たる語あり漁隱叢話前集十一の卷杜少陵六に贈射洪李四丈云丈人屋上烏人好鳥亦好六韜武王登夏臺以臨殷民周公曰愛人者愛其屋上烏憎人者憎其鍊脊云々此憎鍊脊といへるは近き説といふべし

(四十)城主 今世の城主城主格國主順國主杯云稱は慶長武家諸法度に其定あり天正記にはしるぬしとあり唐書に城主の名いとおほく見ゆ六韜龍韜兵徵第廿九に城之氣出而復入城主逃北云々嘉定屠城紀略九丁閏六月十八日條に城主性慳不肯發糧云々附書六十

列傳廿五子仲文傳に陳鄧州刺史荀法尚魯山城主誕法澄鄧沙彌等請降云々

(四十一)琵琶湖 近江湖を琵琶湖といふよし竹生嶋縁起に湖海者琵琶之形也竹生嶋覆手也小嶋者撥也島内之宮殿陰月也白石與竹島半月也沖島遠山也勢田鹿頭也自宇治至海老尾也四方之流者是四絃也と見ゆ

(四十二)茅輪菅貫 茅輪は菅貫といへり六月秋の時内藏寮より上る公事根源に見え夫木に歌あり遠碧軒記上之上巻時令部に見ゆ願齋 卷八十八丁

(四十三)禁中の御佛壇 禁中の御佛壇は黒戸の間に有よし遠碧軒記上之上巻居所部に見ゆ

(四十四)中雀門 武家に中雀門といふは城に有し中雀門の事也こは要害の門なれば御城ならでは附給はぬ事なれど御三家の御居所はやがて御城に形どり中雀門を立られし也今は本据をとり失ひたゞ高貴の御門とのみおもひ中雀門と書て雀の止處など、附會の説をおこせる也城中の柵門を古代の中門にとりなし作り出たるより名は中柵門にて實は中門也中門廊などもいひて平家物語盛衰記などその外古書所見お

はし要箇辨志二の卷に日光御社參之節諸御門番御番代大名格別之筋目之衆勤番仰付之云々中雀御門御書院番頭與方同心云々又云御成之節御門建有之節御三家方御通行之節中雀御門者片扉明御兩所様之節ハ兩扉開候事其外ハ増上寺方丈之外御門開不申候云々

(四十五)牛頭天王の紋木瓜と云事 遠碧軒記上之上巻神祇部に祇園の木瓜は「キウリ」の事なり今は「モククワ」と心得て「ボケ」の事と思ひ「クワ」の紋と云あやまり也扱鷹司殿の家に木瓜を忌殊に輪切にする事をなほ忌可考云々

(四十六)伊勢比丘尼上人慶光院 神風行彙抄三の卷に岡田町慶光院比丘尼寺眞言宗通町ヨリ右ニアリ世ニ伊勢上人ト稱セル比丘尼住常寺開基不之可尋境内ハ堅三町横一町半之地ナリ寺領ノ御朱印アリ云々倭漢三才圖會七十伊勢國部ニ慶光院在宇治禪寺領五百石比丘尼寺云々遠碧軒記上之上巻神祇部に伊勢へ淺井家の比丘尼來りて内外の間に住す禪淨土を執行此時後奈良院の時也亂後故に廿一年目の遷宮のならぬを見て近江一國を勸進して淺井家の光にて廿

一年目の造營をこぐ因て遷宮上人と云淺井家故に淀殿も念比也此よし由緒にて秀吉公へも出頭して内外宮のとりつきをして知行七百石被下台徳院殿の御臺所も淺井にて淀殿妹故に又時におへり此弟子代々社司の山本氏よりつく近頃移を出すを社司より公事をして負て社内出入もひしとならず勿論秘をはる事もならずあまり負ゆるに一ツ理をつけられて相續は山本氏よりつげとの御條目也伊勢は神領二萬石ひけるこの分を郡代支配す其外に三千石役料あり伊勢上人比丘尼事見惟房士記云々諸國圭齋録伊勢國部至高四十九石内宮禪宗慶光院云々伊勢參宮名所圖會四の卷^{四十三}に伊勢上人慶光院と號す禪家の尼寺也世々上人の位にすゝみて伊勢上人と稱し寺號を稱せず元は山田西川原町に有て天正年中こゝに移す他の寺院と違ひ佛堂鐘鈺の類なく禪家なれども本寺河派と云事もなく直に傳奏を経て紫衣を着して官家の息女代住職し給ふ開山の大功等擧に不^レ遑略^レ之庫裏客殿廣大にして上段は狩野永徳廿四孝の圖あり云々

(四十七)唯一神道 神道の傳授道統の事遠碧軒記^上卷神祇部に見ゆ切紙の奥書に万壽元年七月七日唯一

長卜部兼延と有願^{世説抄}十丁*

(四十八)禹歩 禹歩の事抱朴子^{内篇}仙藥卷に見ゆ

(四十九)山開 世語に山開といふ事あり富士大峯三嶽大山などの高山にはじめて登る日をいへり江戸にて深川永代寺の山開なごあり抱朴子内篇二卷^{世九}仙藥卷に欲^レ求^レ芝草入^レ名山必以三月九月此山開^世出神藥之月也云々吳越春秋のも赤崖之山開而出銅などあり義は別なれど字面の出處には引用すべし

(五十)棟梁之任 職原抄三公の條に棟^二梁^一于諸官^一鹽^二梅子帝道^一者也云々魏志管寧傳に荷^二棟^一梁^二之任^一云云晉書^{卷四十四}楊駿傳論議に遂^二荷^一棟^二梁^一之任^二云々また遂^二居^一棟^二梁^一云々同書^{卷四十五}和嶠傳に大傳從事中郎庾顯見而歎曰嶠森々如^二千丈松^一雖^二羅^一何多節目^二施^一之大廈^二有^一棟^二梁^一之用云々同書^{卷五十五}庾數傳に都官從事溫嶠奏^レ之鼓更器嶠目^レ嶠森々如^二千丈松^一雖^二羅^一何多^二節目^一施^レ之大廈^二有^一棟^二梁^一之用云々同書^{卷六十七}嶠傳に嶠有^二棟^一梁^二之任^一云々慈恩傳十の卷^{十四}右に不朽之神功棟梁之大業云々品字箋^{卷五十四}棟字注に棟梁屋極曰^レ棟^二梁^一棟者曰^レ梁云々五代史^{卷九十八}趙鳳傳に鳳指^レ殿屋^一曰^レ此殿所以尊嚴宏壯者棟梁柱石之所^レ扶

持也若折其一棟去其二柱則傾危矣大臣國之棟梁柱石也云々など所見おほかり今世大工棟梁或は諸職人の棟梁などいへるより棟梁の名目いといやしきがごとしから書に棟梁の字面もおほく見ゆ

(五十一)街 街は和名抄に比登涅羅賦字鏡に天良波須とよめり漢書^{卷六十五}東方朔傳に自街^二謂者^一以^レ千數注に師古曰街行賣也謂亦賣也街音縣と見えて街は行賣也俗に賣付るなどいふ義也啄木鳥をテラツ、キといふも虫を求て啄鳥にいふめれば求て賣意ともすべし街をた^レ賣事とのみおもふべからず

(五十二)擊劍ケンヲドバヌ 擊劍を今の劍術の事と思ふべからず漢書^{卷六十五}東方朔傳に師古曰擊劍遙擊而中^レ之非^二斬刺^一也と見ゆ劍を飛すをいへり

(五十三)射覆アテモノヲスル入札 『漢書東方朔傳に上管使^二諸^一數家射^二覆^一置^二守宮蓋^一下^レ射^レ之皆不能^レ中朔自贊曰臣嘗受^レ易請射^レ之云々注に師古曰置^二諸物^一令^レ闔^二射^一之故云^レ射覆云々射は弓を射て中るにたとへ覆は物をふせおほふ事也何にもあれ蓋などの下に物をかくし覆置て中さする事を射覆といふ也今世入札などいへるも數人あつまりて價の高卑をいひ

中て請負ゆ^レ射といふべし』

(五十四)ハウと溜息をつく 今俗苦痛を忍て溜息を^二する^一を「ホットイキヲスル」或は「ホットイキヲツク」などいへり漢書^{卷六十五}東方朔傳に舍人^レ不^レ勝^レ痛呼^レ魯注に服虔曰魯音暴也鄧展曰呼音懣箭之體也魯音瓜的之响師古曰鄧音是也痛切而叫呼也與^二田盼傳呼^一報音義皆同一曰鄧音近之魯自免^レ痛之聲也舍人^レ榜^レ痛乃呼曰^レ魯今人痛甚則稱^二阿魯音步高反云々と見えたる魯^一也田盼傳に報と呼とあるもおなじ又痛甚時アといふも稱^二阿とおなじ倭漢古代の音は相通がおほかり鳥のア、と鳴ときとて嘔々啼^二枝上^一とも又鴉ともいへり又「ガア〜」と鳴ときとて鴉ともいへり今打きくに「ア、〜」とも「ガア〜」ともきこゆるをもて倭漢人の耳はおなじ事なるを知べし鳩を安南にて「ハツ」といふ「ハツウ〜」と鳴ときとて「ハト」といふ唐土にては「カフ〜」と鳴ときとて鴿といへるなるべし

(五十五)咄と笑ふ 俗にドット笑ふといふも漢書^{卷六十五}東方朔傳に朔笑^レ之曰^レ咄注に師古曰咄咄之聲とあ

り
(五十六)旗頭 俗に旗頭ハタカシラといふは施頭と書べし漢書東方朔傳に見ゆ此說非也○敦盛草子三丁に武藏國の住人しのはたがしら熊谷の次郎直實にて候云云爾覽太平記廿六ノ四丁又五ノ同廿五ノ卅一丁ウ

(五十七)虎とのみ用られし 詠歌大概引歌に「虎とのみ用られしはむかしにて今は鼠の穴うよの中」漢書東方朔傳に尊之則爲將軍卑之則爲虜抗之則在青雲之上抑之則在深泉之下用之則爲虎不用則爲鼠とあるによれる也

(五十八)水至清則無魚人至察則無徒 漢書東方朔傳に水至清則無魚人至察則無徒冕而前旒所以蔽明 韠纁充耳所以塞聰明有所不見聰有所不聞云々

(五十九)唯々 古書に唯々の字を「オ、トマウス」とよめり唯の一字を然よめり漢書東方朔傳注に師古曰唯々恭應也音弋癸反云々 魏志十五丁十五丁張既傳注に魏略曰云々帝令侍中贊引呼隴西太守前楚當言唯而大應稱諾帝顧之而笑云々楚は游楚也

(六十)祭祀禁肉非放生 祭に肉を禁ずる事は梁武

帝にはじまるよし佛祖統紀に見ゆ鶴林玉露五の卷丁放魚詩の條に王荆公新法煩苛毒流寰宇晚歲歸鐘山一作放魚詩云物我皆畏苦捨之寧啖茹其與梁武帝窮兵嗜殺而以麵代犧牲者何殊隋書五十五卷伏臘傳 (六十一)歌人の名を耻 余歌を好て雪月花時これに心をやるをたのしみとすされどいたく好るにあらず折にふれて心のうごくのみ鶴林玉露六の卷十八丁朱文公論詩の條に胡澹庵上章薦詩人十八人朱文公與焉文公不樂習不復作詩と見ゆ

(六十二)非常の人非常の事 鶴林玉露六の卷十七丁經界の條に司馬相如曰世必有非常之人然後有非常之事有非常之事然後有非常之功夫非常者固常人之所異也故曰非常之元黎民懼焉及臻厥成天下晏如也云々今茲天保七年の春水戸相公臣下の江戸にあるものを水戸に下し給ひまた水戸より良能の士を召て事を任し給へり定在府のものいたくわびさわざておだやかならざりしがほど經て平ぎぬかくて御封國御守護の爲にもなり(以下)

(六十三)讀書十遍不如一寫 鶴林玉露一の卷二丁手寫九經一條に唐高宗の語を擧て朕思讀十遍不如

寫一遍云々

(六十四)世短意多 古詩云人生不滿百常懷千歲憂而淵明以五字盡之曰世短意常多是也東坡云意長日月促則倒轉陶句爾云々與清この句に感ありてよめる歌「いかなれはいと短き人のよに愁は長くたえせざるらん」「ねき事ははまのまさこの數おほしたつひとつなる心なれとも」「世の路を心やすくも經かたしやひま行駒にのれる此身は」

松屋筆記卷之八十四

華頂殿侍倭學士 平與清稿

(一)同居義居 『世に親族一家に同住するを同居といへりこは義居ともいふべし鶴林玉露卷十七丁陸氏義門の條に陸象山家子撫州金谿累世義居一人最長者爲家長一家之事聽命焉云々また陳氏義居專一門於江左云々爾覽能政野漫錄四卷に五世同居の條あり

(二)文章は博恰による詩歌のごとく別才によるものにあらず 鶴林玉露十八卷三丁文章性理の條に凡作文章須要有萬卷書爲之根抵自然雄渾有筋骨精明有氣魄深醇有意味可以追古作者といへるを文帝典論に文章者經國之大業不朽之盛事とあるに對照して文章の作安からぬを知べし爾覽癸辛雜識統集下卷李性下今無讀書者世間惟有作詩人

(三)糞錢掃除代肥代 江戸の町々の家主といふもの店子の糞を賣を常資とす其名を掃除代とも肥代ともいへりこは糞錢といふべし糞錢の字而鶴林玉露十七の卷十一丁に見ゆ

(四)小兒の夫役錢 小兒より夫役錢を取事鶴林玉露十七十六廣右丁錢の條に見えたり

(五)父母のもとにありては叱咤シカリ之聲コエを出さず 夫子居親庭叱咤之聲未嘗至コエ於犬馬云々鶴林玉露十七十六に見ゆ

(六)禍福の大星筭 鶴林玉露二の卷十六大算數の條に有日者謂黃直卿云善算星數知人禍福直卿曰吾亦有箇大算數書曰惠迪吉從逆凶作善降之百祥作不善降之百殃大學曰言悖而出者亦悖而入貨悖而入者亦悖而出此箇數亘古今不差豈不優於子之算數乎と見ゆ與清曰禍福無門可謹慎以守其身體積善以護其家族此亦大算數也

(七)貧乏かくし愚昧かくし 鶴林玉露二の卷十七晚學の條に東坡詩云貧家淨掃地貧女巧梳頭下士晚聞道聊以拙自修朱文公每借此句一作話頭一接引窮鄉晚學之士云々貧家もよく掃除すればさまで見ぐるしからず貧女もよく髪を結び身きれいにすれば見にくからず愚昧の者も先生に從て學問にもあれ詩歌にもあれこれをまなば拙劣を掩ひかくすべし

(八)天子无失德一則天下不亡家主无失德一則家不

傾 鶴林玉露二の卷十八盜脱身條に頼文政曰天子無失德天下無他シ災云々與清曰家主无失德一則家不傾也

(九)鬻法 鶴林玉露十一の卷十一鬻祠廟條に王安石坊塲を鬻ぎ河渡司農祠廟をひさぐ事をいへり古より官位を賣買するわざたえず後漢桓靈の世には宰相の官をさへ賣事と成て何進姉弟皇后と丞相とを買たりき又國を賣者おほし中に宋の秦檜大買人も本朝古代位を賣事あり官を賣れる例はをさくきこえず近代は公賣公買は重禁なれど隱賣隱買は禁制及がたしされば當路の權貴隱賣をしそかねて災を招きたるも聞ゆまた法を賣ものあり長官多くは欺れて判官大賣をし大利益をするがおほかり昨日までは正實の認利あるも一夜の中に買得れば邪曲忽に利に變じ正實一日の中に非斷におとしいれらる長官これをしらざるは判官よく長官の臣にへつらひ賄貨をもて免るゝ也待居介佐惠文得平賀永左右など此術に長じてよく長官を欺き法賣の大問屋なりしが永左右は事顯れて左遷せられき又金まうけを買者あり又金工權貴の家を買て大利を得五年許間に積黄金二三十萬兩に及べ

りとぞ其從僕等職工の身として士大夫にまがふ兩刀を挾み美服を著し美食に飽き美女に擁せられ驕奢王侯にもこえつべし衣商の徒また官奴や下官坊奴に買て利大を得驕を極むそれらが從僕も美服美食美女に飽き日夜花街劇場に遊淫し聲妓幫間俳優の輩に財を施衣服弄器を施すを榮耀とし金銀をもて土塊の如く投散せりされど正き事には一錢をもをしみ賄賂驕奢名聞には大金銀を擲散す實は大宅の官奴官人を欺計りて利を買奴原なれば國家の大賊なれどよく賄しよく逃れて下位賤官のために救はれ長官此惡計をしらざれば大宅の金銀費すのみかの金工衣商が從僕の妻玳瑁の櫛笄一具にて價百兩にあまれるを二具もたると珊瑚の弄器一篋に滿れるを二篋もたるを余まさしく見聞せりこれをおもふに些少の錢や衣類などをぬすみて罪科に處せられ身を亡す賤民はあはれむべき事ならずやこの賣法の官人買利の商工等をとらへて元をもはね家をも没修せしかば天府金銀みち貧民横法を免ていと心よからまし

(十)災異は天にあらす人にあり 魏書崔洪傳に浩曰古人有言夫災異之生由人而起人無變焉妖不自

作故人失於下則變見於上天事恒象百代不易と見ゆ陰陽錯謬し飢饉疫疾の難も天の所爲にはあらす人これをなして天これに應ずる也可畏可愼

(十一)天道或は應じ或は應せず 同傳に浩曰天道懸遠或消或應昔宋景見災修德熒惑退舍云々されば天變地妖災異妖言も應不應あり一概にいひさだむべからず

(十二)蟲蛇 鶴林玉露八の卷八物畏其天一條に蛇蛙を制し蜈蚣蛇を制し蜘蛛蜈蚣を制するよし見ゆ舊本今昔物語廿六の卷九に加賀國の沖の島にて蛇と蜈蚣と戦けるに蜈蚣にうは手なりけるを釣人七人して蛇を助たる談見え俵藤太秀郷江州三上山にて蛇に加勢して蜈蚣を射殺せし事俵藤太草子語詞東園紀行などに載たり

(十三)どぢぢぢ 『俗言に物のわからぬ事をドヂヂヂといひドヂヂヂの挨拶などもいへりこは彼方此方の訛にて彼方とも此方とも決せず不分別の義也薩摩國にては蛙の子のいまだかへらざるほど心太または葛煉などやうにヌラ／＼として丈一二尺にめぐり二寸位にて黒き星所々にある物いくらともなく溜水の

中に生ずるありこれをドチグチといへりこれがかへりていともひさき間を江戸にてオタマジャクシといふ古歌とて「どぢぐぢは苗代時に目もなくて五月の比にかはづとぞなる」此歌出所尋ぬべし

(十四) チャツカスデモナイと云方言チヨツカチヨツトチラトチヨツクリチヤクジニハユカヌチヤツト『水戸の方言に何とも思ハヌ又は小々の事などといふべきを茶粕チモ無イといへりこは江戸にてチヨツカニハ出来ヌチヨツカニハ成ラヌなどいふチヨツカと通て聞ゆチヨツカは容易キ事にいひてチヨツト又チツト又チトく又チラト又チヨツクリチヨツトなど同語也又チヤクジニハユカヌなどいふもチヨツト事ニハユカヌと云義也京都人はチヤツトといへり武藏足立郡鳩谷邊の人はニヤクといへりニヤクトハ成ラヌニヤクトハ行カヌなどいふみな江戸のチヨツトといふにおなじ些の字をチトと訓もいと後の俗言にて古言にはあらずもとは小キのチと同語にや尙可考

(十五) 經王 金光明經卷第一序品四丁 には金光明諸經之王云々

(十六) 生死無限非智慧刀煩惱網 金光明經卷第一空品丁六に生死無限輪轉不息本無有生亦無和合云云また以智慧刀一裂煩惱網一五陰舍宅觀悉空寂云云

(十七) 法味法食 同經卷第四天王品十一に我等四王及無量鬼神以是法食善根因緣得服甘露無上法味一増長身力心進勇銳増益諸天云々

(十八) 金光明經抄出 頓證於菩提序三經王序品四 堅牢地神同五壽命得長壽品 不殺同 施食同 尊顏同 勸請同 王品二 知淵無邊法水具足同十三 妙經典同十四 毗沙門天王城功徳天品 堅牢地神品八丁ウ 阿閼佛善集品十 流水長者子 蒙塵捨身品十 品一丁ウ 蒙塵五丁ウ

(十九) 蒙塵 金光明經四の卷十四捨身品に最後遙見一信來頭蒙塵土血汗其衣灰糞塗身悲號而至云々天子蒙塵などいふは敗走して蒙塵土よし也

(廿) 勸請 同經二の卷二丁四天品に我等四王當共勸請云々賢愚因緣經一卷五丁 雜譬喻品に爾時梵天知佛所念即從天下前詣佛所頭面禮足長跪合掌勸請世尊云々同六丁ウ同十三丁ウ同十五丁ウ

(廿一) 虎にあたへし身 金光明經四卷十五捨身品に爾時世尊欲爲大衆斷疑網故說是舍利往昔因緣阿難過去之世有王名曰摩訶羅陀修行善法善治國王無有怨敵時有三子端正微妙形色殊特威德第一第一太子名曰摩訶波那羅次子名曰摩訶提婆小子名曰摩訶薩埵是三王子於諸園林遊戲觀看次第漸到一大竹林憩駕止息第一王子作如是言我於今日心甚怖慄於是林中將無衰損第二王子復作是言我於今日不自惜身但離所愛心憂愁耳第三王子復作是言我於今日獨無怖慄亦無愁惱山中空寂神仙所讚是處閑靜能令行人安隱受樂時諸王子說是語已轉復前行見有一虎適產七日而有七子圍繞周匝飢餓窮悴身體羸瘦命將欲絶第一王子見此虎已作如是言怪哉此虎產來七日七子圍繞不得求食若爲飢逼必還噉子第三王子言此虎經常所得求食何物第一王子言此虎唯食新熟肉血第二王子言君等誰能與此虎食第二王子言此虎飢餓身體羸瘦窮困頓乏餘命無幾不容餘處爲其求食設餘求者必不濟誰能爲此不惜身命第一王子言一切難捨不過己身第二王子言我等今者

以貧惜故於此身命不能放捨智慧薄少故於是事而生驚怖若諸大士欲利益他生大悲心爲衆生者捨此身命不足爲難時諸王子心大愁憂久住視之目未嘗捨作是觀已尋便離去爾時第三王子作此念言我今捨身時已到矣何以故我從昔來多棄此身都無所爲亦常愛護處之屋宅又復供給衣服飲食臥具醫藥象馬車乘隨時將養令無所乏而不知恩反生怨害然復不免無常敗壞復次是身不堅無所利益可惡如賊猶若行則我於今日當使此身作無上業於生死海中作大橋梁復次若捨此身則捨無量癩疽瘰癧百千怖畏是身唯有大小便利是身不堅如水沫是身不淨多諸蟲尸是身可惡筋纏血塗皮骨髓腦共相連持如是觀察甚可忠厭是故我今應當捨離以求寂滅無上涅槃永離憂患無常變異生死休息無諸塵累無量禪定智慧功德具足成就微妙法身百福莊嚴諸佛所讚證成如是無上法身與諸衆生無量法樂是時王子勇猛堪任作是大願以三大悲熏修其心慮其二兄心懷怖慄或恐固遮爲作留難即便語言兄弟等今者可與眷屬還其所止爾時王子摩訶薩埵還至

虎所脫身衣裳置竹枝上作是誓言我今爲利諸衆生故證於最勝無上道故大悲不動捨難捨故爲求菩提智所讚故欲度三有諸衆生故滅生死怖衆惱熱故是時王子作是誓已即自放身臥餓虎前是時王子以大悲力故虎無能爲王子復作如是念言虎今麻瘦身無勢力不能得我身血肉食即起求刀周徧求之了不能得即以乾竹刺頸出血於高山上投身虎前是時大地六種震動日無精光如羅喉羅阿修羅王捉持障蔽又雨雜華種種妙香時虛空中有諸餘天見此事已心生歡喜歎未曾有讚言善哉善哉大士汝今真是行大悲者爲衆生故能捨難捨於諸學人第一勇健汝已爲得諸佛所讚常樂住處不久當證無惱無熱清淨涅槃是虎爾時見血流出汗王子身即便舐血噉食其肉唯留餘骨爾時第一王子見地大動爲第二王子而說偈言震動大地及以大海日無精光如有覆蔽於上虛空雨諸華香必是我弟捨身愛身第二王子復說偈言彼虎產來已經七日七子圍繞窮無飲食氣力羸損命不云遠小弟大悲知其窮悴懼不堪忍還食其子恐定捨身以救彼命時二王子心大愁怖涕泣

悲歎容貌憔悴復共相將還至虎所見弟所著被服衣裳皆悉在一竹枝之上骸骨髮爪布散狼藉流血處々徧汗其地見已悶絕不自勝持投身骨上良久乃蘇即起舉首號天而哭我弟幼稚才能過人特爲父母所愛念奄忽捨身以飼餓虎我今還宮父母設問當云何答我寧在此併命一處不忍見是骸骨髮爪何心捨離還見父母妻子眷屬朋友知識時二王子悲號懊惱漸捨而去時小王子將侍從各散諸方互相謂言今者我天爲何所在爾時王妃於睡眠中夢乳被割牙齒墮落得三鴿雛一爲應食爾時王妃大地動時即便驚寤心大愁怖而說偈言今日何故大地大水一切皆動物不安所日無精光如有覆蔽我心憂苦目眩脚動如我今者所見瑞相必有災異不祥苦惱於是王妃說偈言已時有青衣在外已開王子消息心驚惶怖尋即入內啓白王妃作如是言向者在在外聞諸侍從推覓王子不知所在王妃聞已生大憂惱涕泣滿目至大王所我於向者傳聞外人失我最小所愛之子大王聞已而復悶絕悲哽苦惱拭淚而言如何今日失我心中所愛重者爾時世尊欲重宣此義而說偈言我於往昔無量劫中捨身重

身以求菩提若爲國王及作王子常捨難捨以求菩提我念宿命有大國王其王名曰摩訶羅陀是王有子能大布施其子名曰摩訶薩埵復有二兄長者名曰大波那羅次名大天三人同遊至一空山見新產虎飢窮無食時勝大士生大悲心我今當捨所重之身此虎或爲飢餓所逼儻能還食自所生子即上高山自投虎前爲令虎子得全性命是時大地及諸大山皆悉震動諸蟲獸虎狼師子四散馳走世間皆闕無有光明是時二兄故在竹林心懷憂惱愁苦涕泣漸漸推求遂至虎所見虎虎子血汗其口又見骸骨髮爪齒處々進血狼藉在地時二王子見此事已心更悶絕自覺於地以灰塵土自塗總身忘失正念生狂癡心所將侍從視見是事亦生悲慟失聲號哭互以冷水共相噴灑然後蘇息而復得起是時王子當捨身時正值後宮妃后媼女眷屬五百共相娛樂王妃此時兩乳汁出一切肌節痛如針刺心生愁惱似喪愛子於是王妃疾至王所其聲微細悲泣而言大王今當諦聽諦聽憂愁盛火今來燒我我今二乳俱時汁出身體苦切如被針刺我見如是不祥瑞相恐更不復見所愛子今以身命奉

上大王願速遣人求覓我子夢三鴿雛在我懷抱其最小者可適我心有應飛來奪我而去夢此事已即生憂惱我今愁怖恐命不濟願速遣人推求我子是時王妃說此語已即時悶絕而復甦地王聞是語復生憂惱以不得見所愛子故其王大臣及諸眷屬悉皆聚集在王左右哀哭悲號聲動天地爾時城內所有人民聞是聲已驚愕而出各相謂言今是王子爲活來耶爲已死亡如是聲已驚愕而出各相謂言今是王子爲今難可見已有諸人入林推求不久自當得定消息諸人爾時惶惶如是而復悲號哀動神祇爾時大王即從座起以水洗妃良久乃蘇還得正念微聲問王子今者爲死活耶爾時王妃念其子故倍復懊惱心無暫捨可惜我子形色端正如何一旦捨我終云何我身不先薨沒而見如是諸苦惱事善子妙色猶淨蓮華誰壞汝身使令分離將非是我昔日怨讐挾本業緣而殺汝耶我子面目淨如滿月不圖一旦遇斯禍對寧使我身破碎如塵不令我子喪失身命我所見夢已爲得報直我無情能堪是苦如我所夢牙齒墮落二乳一時汁自流出必定是我失所愛子夢三鴿雛應奪一去三子之中必定失一爾時大王即告

其妃「我今當遣大臣使者周徧東西推求覓子汝今且可莫大憂愁大王如是慰喻妃已即便嚴駕出宮殿心生愁惱憂苦所切雖在大衆顏貌憔悴即出其城覓所愛子爾時亦有無量諸人哀號動地尋從王後是時大王既出城已四向願望求覓其子煩惋心亂靡知所在最後遙見有一信來頭蒙塵土血汗其衣灰糞塗身悲號而至爾時大王摩訶羅陀見此使已倍生懊惱舉首號叫仰天而哭先所遣臣尋復來至既至王所作如是言願王莫愁諸子猶在不久當至今王得見須臾之頃復有臣來見王愁苦顏貌憔悴身所著衣垢膩塵汗大王當知一子已終二子雖存哀悼無賴第三王子見虎新產飢窮七日恐還食子見是虎已生大悲心發大誓願當度衆生於未來世證成菩提即上高處投身虎前虎飢所逼便起噉食一切血肉已爲都盡唯有骸骨狼藉在地」

歸命頂禮 一 一 一 現在十方一切諸佛云々見于滅業障品

諸法從因緣生 一切 一 一 一 云々同
 (廿二)公案 禪宗無門關三丁右 遂將古人公案作

敲門瓦子隨機引導學者云々中峰廣錄山房夜話上卷に或問佛祖機緣世稱公案者何耶幻曰公案乃喻乎公府之案牘也法之所而在而王道治亂實係焉公者乃聖賢一其轍天下同其途之至理也案者乃記聖賢爲理之正文也凡有天下者未嘗無公府有公府者未嘗無案牘蓋欲取以爲法而斷天下之不正者也公案行則理法用理法用則天下正天下正則王道治矣夫佛祖機緣目之曰公案亦爾蓋非一人之臆見乃會靈源契妙旨破生死越情量與三世十方百千開士同禀之至理也云々碧巖集種電抄一卷廿六丁右にも山房夜話を引てきたりき 公案ハ古人ノ法門ノ義理ヲ延ノギンニ書付ニタトヘテ公案ト云也○公案トハ吟味書ト云ニ同ク法門ノ吟味ノ行履ク趣ノ書付也 願齋十三丁右夢中問答中八丁右に 古人ノ言句公案云々

(廿三)江湖の僧會 禪宗に江湖といふ事あり江西と湖南の地名によれる稱也馬祖江西にあり石頭湖南にあり禪僧この二禪師に見ざるは無知なりとし争競して二處におもむく江湖の名これに權輿せり景德傳灯錄二の卷二丁 江西道一禪師傳に劉軻云江西主大寂湖南主石頭往來憧々不見二大士爲無知矣云

々十四の卷四丁石頭希遷大師傳にも見ゆ道一禪師姓馬氏故に馬祖と稱し大寂とも號す無門關序に一擲莫教一滴落江湖千里鳥離追不得云々

(廿四)改元の始 改元の始は秦惠王よりのよし事物紀原に見ゆ

(廿五)引導 法華經方便品に引導衆生云々今世出家の引導を渡すといふはこれによれる也

(廿六)千差萬別 無門關第十頌に會則事同一家不會萬別千差不會事同一家會則萬別千差云々俗に千者萬別と心得たるは誤也

(廿七)心頭に掛る 無門關第九頌に若無閑事挂心頭便是人間好時節云々俗に心頭に掛るといふはこれを出處とす

(廿八)點心 無門關廿八に及到澧州路上問婆子買點心云々剪燈新話の注に與點心之點同義即少食鎮心也云々能改齋漫錄點心の條に世俗例以早晨小食爲點心自唐時已有此語按唐鄭修爲江淮留後家人備夫人晨饌夫人願其弟曰治粧未畢我未及餐爾且可點心其弟舉甌已罷俄而女僕請飯庫鑰匙備夫人點心慘訴曰適已給了何得又請

能知云々

云々願齋野客叢書十二ノ十八丁ツク

(廿九)飯裏の砂泥中の刺 無門關第十頌に飯裏有砂泥中有刺云々

(卅)老て差を知らず 無門關卅三に無門曰南泉可謂老不識差纔開鼻口家醜外揚云々余がよめる歌あり「されはとてやるかたなきに世のはちをしひなれつゝ身はおいにけり」

(卅一)扇子 無門關四十一に僧請益雲門拈起扇子云云扇子踰上三十三天築著帝釋鼻孔云々

(卅二)雨傾盆 無門關四十一に東海鯉魚打一棒雨似盆傾云々

(卅三)不具の身狐貧 金光明最勝王經卷第一序品頌に衆生身不具壽命將損減諸惡相現前天神皆捨離親友懷嗔恨眷屬悉分離彼此共乖違珍財皆散失云々

(卅四)芥子許 同如來壽量品に婆羅門言童子我欲供養無上世尊今從如來求請舍利如芥子許云云

(卅五)難解難入 又云應當至心聽是金光明最勝王經於諸經中最爲殊勝難解難入聲聞獨覺所不能知云々

(卅六) 蠅飲酒 又云若蠅飲酒醉周行村邑中云々
 (卅七) 法身法界 又云法身正覺法界即如來此是佛真身云々
 (卅八) 涅槃 又云諸佛如來究竟斷盡諸煩惱障所知障故名為涅槃云々は以下十大涅槃の因縁を説たれば闕て知べし
 (卅九) 眞如虛妄 又云眞如是實餘皆虛妄云々
 (四十) 盡未來際 又云盡未來際無有窮盡云々
 (四十一) 希有轉變 又云恒河駛流水可生白蓮華黃鳥作白形黑鳥變爲赤假使瞻部樹可生多羅果竭樹羅枝中能出庵羅葉斯等希有物或容可轉變世之舍利畢竟不可得云々
 (四十二) 圓光應身法身 同分別三身品に具三十二相八十種好項背圓光云々應身法身の事も見ゆ
 (四十三) 如々如々智 又云如々智また法如々などの事も見ゆ
 (四十四) 水鏡 又云譬如無量無邊水鏡依於光故空影得現種種異相空者即是無相也
 (四十五) 智慧劍 金光明最勝王經卷二夢見懺悔品に一切衆生於有海生死網網堅牢縛願以智慧劍爲斷除

離苦速證菩提處云々維摩經本九卷菩薩行品に以智慧劍破煩惱賊云々注に肇曰煩惱之寇密固難遣自非惠劍無以斷除云々遺教經下右に實智慧者則是度老病死海堅牢船也亦是無明黑暗大明燈也一切病者之良藥也伐煩惱樹之利斧也云々注に煩惱根株智及能伐云々慈恩傳七の卷六丁に智慧之刀云々
 (四十六) 金光明最勝王經抄出 卷第一〇序品第一 調伏 大象王 解脫 大自在 善巧方便 八解脫 到彼岸 學地 頂禮 大龍王 忍行精勤 慧門 微妙神通 總持 辨才無盡 一切種智 魔軍 法鼓 轉妙法輪 成就大智 具足大忍 大慈悲心 堅固 弘誓心 盡未來際 化導 敷演 甚深空性 上首 安住 頂禮佛足 擁護 書寫流布 雲集 觀察 經王 四方四佛 威神 不具身 彼此 惡星變 眷屬 隨喜 持經者 無垢 遠離 懺悔法 ○如來壽量品 二
 (四十七) 天保七年霖雨及飢饉 天保七丙申年三月十九日壬寅より雨降出て廿九日までの間快晴僅に四日なり其外は降されば曇り或は朝降て晴れ日中降て夕に止などして四月に成ぬ四月朔日より八月十五日ま

での間おなじさまにて快晴十日にみたす去年乙未の冬より今年の春三月にいたるまで小地震幾十度ふりけん一日夜に三四度又は五度もふりし事ありき七月十八日朝より雨降出東南の風おこれるが巳の時よりいたくはげしく成て面をむくべきやうもなし江戸御本丸の御支關前なる大樅木折れその外西丸御城内の櫓塀武家屋敷町家などの風損詞にもつづくすべからず芝田町鈴が森の海邊に大船を吹あげその外破船おほかりとぞ深川靈巖寺の新立の本堂の屋上の瓦を吹飛したるが修理料金三百兩許なりといひ宗對州の第三箇處の風損修理料金千兩に近しといへりこれらにて大概推量べし八月朔日また北風雨はげしく十八日の風につがり同月十三日夜も烈風雨也十六日又南風雨いさあらしめて朔日の風につがり七月十八日第一八月朔日第二十六日第三十三日第四と順次せる大風雨なりかくて葛西領金町の堤きれて江戸川あふれ流れ二萬石の地水底になれる事卅日に過ぎ水戸通路たえたること十餘日なり武藏の見沼邊は七月十八日以後八月廿三日までも水たへて舟筏かよはず江戸町賣の白米錢百文に五合なりしが八月初より四合

五勺同十八日より四合廿一日より三合五勺なり此時搗大麥百文に四合割麥六合也小豆一升の價錢百六拾四文水油一合調五文鹽一升六拾八文大根いとちひさきを拾本つかねたるが百三拾貳文大なるは百七拾貳文にも及べり茄子はたえてなし熟瓜冬瓜白瓜などすべて瓜類ふつになし西瓜の大き梨子の大なるほどなるがまゝ見ゆめり味噌金壹兩に十八貫目さつま芋百文に六百目里芋壹升六拾四文その外高價ならざるものはなし魚類たえてなし實に古今未曾有の凶歲也おほやけより命ありて裏店住の町人男子に白米貳升五合錢四百貳拾四文老幼婦女の類は白米壹升五合錢貳百四拾八文たまはりき江戸中すべて三拾貳萬二千八人餘にて米五千石餘錢拾三萬貳千貫許といへり裏店住にても下女下男弟子などあるものにはたまはらず表住の者は下女下男弟子などのなき工商にても賜事なし
 (四十八) とくくとくく 『俗に届の字を』とくくと訓は』とくく』の轉語也源重之集下卷にちはきのをさ源のしげゆきつもごりの目を給て歌よみて奉らん時はたんと仰られければ春廿夏廿秋廿冬廿懸十雜

十といへる中戀十の第七首に「その原やふせやにと
つくかけ橋のたかためにかはわれはわたし」此歌
夫木抄雜三橋部にも載てかけ橋の「の」の「も」もじを
「も」に作れり新撰六帖第六鶴歌に前左京權太夫信
實「さしも」を齡はななきすな鶴のなと毛衣のあしに
とつかぬ」持統紀丁左四年十月乙丑條に達字を「トツ
ク」と訓たり字鏡集五戸部に「ヨル」「イタル」「キハ
マル」「トツク」云々同書七定部に「トホル」「トツ
ク」「カヨフ」云々類聚名義抄佛上定部に通勅東反「ト
ホル」「カヨフ」「トツク」云々同書下戸部に「ヨル」
介「イタル」「ヨル」「キハマル」「トツク」云々以呂
波字類抄止部辭字門に「ヨル」「トツク」「イタル」至
ク「云々新編集上登部他聲に「ヨル」「イタル」至
也云々悉曇雜字記二戸部に「ヨル」「イタル」「キ
ハム」「トツク」「ツク」云々源平盛衰記十五左字治合
戰段に馬ノ足ノトツカン程ハ千綱ヲスクフテ歩セヨ
云々倭訓栞卷十八止部に常に「ヨル」といふとも「とづ
く」ともよめり「ヨル」と書べし留著の義成べし口語にと
どけて置と「けに逢不といふきなどいふは達の意也云

云與清曰「とづく」は通達至極の義にて取著といふを
約いふ語なるべし』
(四十九)木芽漬 『雍州府志六の卷十七造釀部に木目
漬洛北鞍馬土人春末夏初採通草葉與忍冬葉木天
蓼葉合細剉之以鹽水漬之然後陰乾用之倭俗草
木萌芽謂之目云々古今顯昭注一卷上カスミタチコノ
メモ春ノ雪フレハ花ナキ里モ花ソチリケル』ト云歌
ノ注ニコノメハ木ノ目也但人ノ食スル物ニキノメト
云ハアケビト云モノ、葉ヲ云也云々庭訓往來四月十
一日狀に鞍馬木芽漬云々扶翼卷に貞丈云出羽國人ノ
談ニ云其國ノ土俗毎年四月老若男女山野ニ出テ木ノ
芽ヲ取テ菜トス或ハ煮テ食シ或ハ鹽ニ漬テ畜フ其木
ノ目ト云ハアケビト云草ノ芽也アケビハ木通ト云物
也ツルアリテ木ニカラミ付モノ也木ノ如クナル物也
鞍馬ノ木芽漬モ是也ト云細ニキザミテ鹽氣アル物也
ト云今モワゲ物ニ入テ送ルト云也云々節用集幾部に
食服門に木目漬キノメツケ云々食療正要二の卷丁七
赤鳥隨筆下卷廿一などにも見ゆ』
(五十)かくやの香物 『香物にさまざまの漬物をあ

つめて細かにきざみ酒醬油を加減してかけたるを世
にカクヤといへりこは神祖の御時岩下覺彌といへる
料理人が調じて奉れるを御感ありてやがてその名を
覺彌といふべきよししたうびしにおこれりとなんそ
は岩下氏の家傳説のよし屋代弘賢ものがたれり
云々』
(五十一)混本歌 古今集眞名序に爰及人代此風
大興長歌短歌旋頭混本之類雜舛非一云々顯昭注に
今案眞名序の心にては長歌短歌混本等ノスガタサマ
ザマニナルヨシニタフト見エタリ公任卿注云云々
混本旋頭歌云々又私考云四句混本歌無載諸式一件喜
撰偽式在之仍俊賴範兼清輔等引用之無其謂一歟
喜撰式云「イハノウヘニネサスマツカエトオモヒシ
ヲアサカホノユフカゲマタスウツロヘルカナ」孫姫
之以此歌一首爲二件四句二首也所謂イハノウヘ
ニネサスマツガエトノミコソタノムコ、ロナルモノ
ヲアサガホノユフカゲマタズチリヤスキハナノヨゾ
カシ云々○喜撰和歌作式に混本歌失心人爲顯詠
耳「いはのうへにねさす松かえとおもひしものをあ
さかほの夕かけまたすうつろへるかな」○孫姫和歌

式に後悔者混本之詠音韻不諧被讀章句循環耽味
後見者唯悔恨云々古歌曰「以ハ乃字倍爾根左須松栢
止於毛比之物乎權乃夕景萬他須字津呂倍爾加奈」音
韻不諧是也云々○和歌童蒙抄十の雜舛部に混本歌
「アサガホノユフカゲマタズチリヤスキハナノヨゾ
カシ」又「イハノウヘニネサスマツガエトノミコソオ
モフココロアルモノヲ」コレハ一句ヲステ、ヨマス
ナリハジメノハスエノ七字ヲステタリツギノハスエ
ノ七文字ヲ五文字ニヨメルナリヨクモヨムナルベシ
但四條大納言抄に後悔病ニゾ入タルイソギテヨミイ
ヅル故ニ文字ノカズサダマラヌヲノチニクヤシクオ
モフナルベシ○俊賴口傳第四條に混本歌といへはあ
る例の卅一字の中に今一句よまぬなり「あさがほの夕
かけまたすちりやすき花の名ぞかし」これはすゑの
七文字よまぬなり「いはのうへにねさす松かえとの
みこそたのむる心のあるものを」これは中の七文字
の十文字ありて終七文字のなき也これも一のすがた
なり云々○悦目抄に歌にあまたの舛あり長歌短歌
旋頭混本廻文隱題折句疊句俳諧等也云々又云混
本歌といふ物あり例の三十一字の歌の中に今一句を

よまざる也證歌云「朝顔の夕かせきたすちりやすき花の名ぞかし」是はするの七もじをよまざるなり「岩のうへにねざす松が枝とのみ思ふ心は有物を」これは中の七もじの十もじあまり一もじありてはての七文字の句のなきなり是もひとつのがたなりかやうにもよむべきなり云々○奥義抄卷一の和歌六條に混本歌つねの歌の一句なき也七字五字心にまかす安部清行朝臣歌云「あさかほのゆふかけまたすちりやすきはなのよぞかし」又五句の終あり三國町歌云「いはのうへにねさすまつかえとのみこそおもふころはあるものを」○和歌色葉集上之に旋頭のかみにかへると双本のもとにならぶと混本のもとにひたくと云義にはたがへる歟不審云々混本歌といへるは本にひたくとよむ也とはひたくといへるもむかしにかへる心なり五句の末一句をのぞきて四句に心をつくすなり句もさだめぬ昔に似たりと云なりさればふるき式には意趣相同とて旋頭歌をば混本歌とも名付たり七字五字これも又心にまかせてのぞくべし一句をのぞきてよめる歌「朝かほの夕かげまたすちりやすき花のよぞかし」○八雲御抄卷一正義部に混本歌

三十一字、内一句なき也又有五句字不足は一牀にてはあれど普通の事にあらずよみたる事もすくなし「朝かほの夕かけまたすちりやすき花のよぞかし」是はするの七文よまざる也「岩の上ねざす松が枝とのみこそ思ふ心有物を」是は中の七字十二字ありて末の七文字のなき也句はあまりて又たらすともいひてん小町かやうていの物也善悪などあるべきほどのものとも見えず唯古今序に「のすがたといへるばかりなり云々」○和歌肝要に歌にあまたのしなあり長歌短歌旋歌混本廻文隱題是也云々混本證歌云「あさかほの夕かけまたすちりやすき花のかそかし」○俊顯散木奇歌集卷十の混本歌部に「こひの心をよせてよめる「いかでかとおもふ心はありす川うらながれてもふるかな」菊花によせてよめる」をみなへし心にかけておもへどもをりふしもなし」○慈鎮拾玉集卷四の混本歌に「うきものとわか心をおもひしりぬしるかひはなし君を久しくまもれ」與清曰混本の名古今真名序を出處にて後の偽撰式をはじめものにおほく見えたり顯昭が序注の説いはれたるに似たれど本文に旋頭混本之類とあれば必二體の事ときこゆ混は混

雜未分の義にて本の五句の短歌に従はず一句不足なるがそれらもいづれの句とも定らで混雜たるよしの名にや然てふるき二首の歌は詞も作者も諸本異同ありて一定せず拾玉集のは旋頭歌とひとつものといへる説によりてよまれたりと見ゆ

(五十二)白檜 しらかしは眞樫也眞と白とよふよしは眞髮部は白髮部眞上村は白髮村眞壁郡は白壁郡なりしを白壁天皇の御諱を憚て改たるにてもしるく白銅鏡を「マヌミカハミ」とよみ万葉に「白妙にほふ眞土」などよめるにても相通こと知べし枕草紙卷七右に「しらかしなごいふものまして深山木の中にもいとけどほくて三位二位のうへのきぬそむるをりばかりを葉をだに人の見るめめでたきことをかしき事にどりいづべくもあらねどいつとなく雪のふりたるに見まがへられてそさのをのみことといづもの國におはしける御事を思ひて人丸がよみたる歌などを見るいみじうあはれ也云々抄に拾遺に人丸「足引の山路もしらす白かしの枝にも葉にも雪のふれは」と有此歌の事にや云々

(五十三)今良ゴンリヤツ 「延喜齋宮寮式七初齋院

別當以下員條に宮女婦十四人戸座一人火炬小子二人今良四人仕丁十二人女丁八人云々左七丁食法條に戸座火炬小子物同今良女丁米食本帳云云又十五選野宮裝束條に調布二十五段一丈二尺下今良以云々又廿九監送使條に飼丁今良各布一段云々又五十一月料及節料條に今良八人別米二升云々又五十三寮官人祿條に今良女丁各絹三丈庸布二段云々今良女各絹一疋布一段綿二屯云々

○同中務省式十九左時服條に主殿寮三百九十六人自注頭一人助一人允一人大厨一人小厨一人史生四人殿部廿八人今良男一百四十一人今良女二百廿六人云々また服色條廿二に春云々今良男女各綿三丈調布一端自注に秋繩一疋布一端綿三屯但女綿二屯云々○同縫殿寮式廿八に凡寮直今良廿四人男二人女廿二人其衣服并糧米不經主殿寮寮家直受充云々按寮直とは縫殿寮に直する今良の男女也今良はもと主殿寮所屬なればすべて主殿寮にて施行トイフコトべきをこゝは縫殿寮にて衣服糧米とも受取て今良に充行よしなり寮家とは縫殿寮をいへり○同大膳職式十二平野夏祭雜給條に膳部官

人今良雇夫合三十二人禰禰料商布人別九尺冬加八云
 云○江家次第第十七卷立太子條に小舍人主殿今
 良不與内裏相兼云々旁注に殿上所召仕也按二今
 良は内裏と坊と相兼ては召仕さるよし也○台記久安
 六年正月十九日條に多子女御露顯女房送物縫殿女婦
 十六人油守十人各匹絹今良十人各匹絹云々○婚記六卷
 久安六年正月十九日祿法女官内侍所條に今良二人各
 布一段云々また縫殿條に今良十人各匹絹一匹云々○
 禁秘抄下雪山條に内侍傳仰藏人進見參給祿内
 藏寮緋大藏省布也云々此外御側人長女内豎主殿官人
 史生案主下部今良諸陣府生番長舍人依差給之云々
 按荷田在滿が本に今良を今食と改て「イママキリ」と
 訓たるは今食をしらすしてさかしらにせしわざ也○
 傳宣草下卷左臨時事部に今良衣服事云々○類聚雜
 要抄五節雜事辰日祿條に綿云々今良三人九屯也
 信濃布六端今良三人各二云々また祿法條に今良三人
 各疋云々與清按に今良の事禁秘抄階梯下卷九十八に縫
 殿式の押紙を引て謂放賤從良也官奴司隸此寮丁
 仍如此と見えて奴婢卑賤の身を離て新に良に従へ
 る者をいふめれば「イマヨシ」と訓べし古は賤も今は

良といふ義也又「ゴンリヤウ」ともよめりいづれにて
 も通ゆ有職小説下卷三に今良主殿寮官人禁庭掃
 除ノ下部ヲ男今良ト云又後宮掃除ノ婢ヲ女今良ト云
 とあり
 (五十四)兄部庭訓往來十月三日狀に調菜人工者
 兄部出納山守木守門守火鈴振等也云々抄下卷廿
 のかうべといふは入にしたがひて一ツ、あがり一ツ
 ツのやくあり云々諸抄大成四卷三に兄部下部也人工
 のかしらと云々扶翼に兄部貞丈云々下學集ニ云力者ノ
 頭也云々鎌倉年中行事群書類從本下公方様御發向事條
 に御力者或十人或八人或六人何モ出長頭巾トテ
 黒布ニテク、リテ後ノ方ヲバヒロクシテ中一所バカ
 リトデタルヲ冠リ白キスハウニ染タル小袴引敷ニテ
 大刀ヲハク兄部ハ御長刀ヲ持二番目ノ御力者柄長持
 ヲ持其跡ニ小舍人其跡ニ朝夕其跡ニ御雜色云々以呂
 波字類抄七卷古部に兄部コノカウベ云々下學集人倫に
 兄部力者云々節用集古部人倫に兄部コノカウベ力者之頭
 也云々運歩色葉集古に御分者之名兄部云々與清按に
 兄部は庭訓往來運歩色葉集などによればげに禰家の

力者をいへりと見ゆ然るに鎌倉公方御供奉の衆に兄
 部あるは何事も禰家の風を學ばれし世なればやがて
 それを取用られたなるべし兄部とは小舍人に對し
 て小舍人を弟とし力者を兄とせしゆるゑの名にや可
 考

健兒儲士選士田租并雜徭之半云々同書十三卷三丁
 平十年五月庚午條に停東海東山山陰山陽西海等道
 諸國健兒云々同書四丁右天平寶字六年二月辛酉條に
 簡點伊勢近江美濃越前等四國郡司子弟及百姓年四
 十已下二十已上練習弓馬者以為健兒其有死關
 及老病者即以與替仍准天平六年四月二十一日勅
 除其身田租及雜徭之半其歷名等第每年附朝集使
 送武部省云々○儀式二卷十五踐祚大嘗祭儀上に披
 穗使在國云々上道向都其行列健兒四人各執白木
 左右列立後健兒云々○文德實錄九卷十五天安元年四月
 庚寅宣に始置近江國相坂大石龍花等三處之關割
 分配國司健兒等鎮守之云々按此時事日本紀略文
 德天皇天安元年の條に見えて龍花を龍華に作れり○
 三代實錄卅九卷九丁元慶五年三月廿六日條に出羽國
 司言云々承前國吏以健兒為戎兵士鎮兵无置一
 人仍令諸郡進勇敢者云々同書四十二卷十二元慶
 六年十月廿九日條に勅山城國司令祇承奉伊勢
 大神宮幣帛使先是神祇官言檢格條奉伊勢大神
 宮九月十一日神嘗二月四日祈年六月十二月月次等祭
 及臨時幣帛使出宮城之日左右京職主典以上率坊

(五十五)健兒チカラビト 日本紀皇極紀三丁元年七
 月乙亥條に撰百濟使人大佐平智積等於朝乃命之
 健兒相撰於翹岐前云々通證廿九卷三丁に健兒
 平家談云古牟豆伊和良波謂健兒童也難筋編健兒
 之語見于晉段灼傳陳伯之傳至唐尤多聖武紀天
 平十年停諸國健兒杜詩洪上健兒歸莫懶註健兒軍
 之總稱字典天寶十四載京師召募十萬號天寶健兒
 韻瑞唐舊制戊邊者三年而代以其勞於途路募能
 更住三年者謂之健兒云々集解廿四卷四丁に吳志管
 寧傳曰寧選健兒百餘人云々按集解に吳志管寧傳と
 いへるは甘寧傳の誤なり ○同書天智紀五丁二年八月
 甲午條に於是百濟知賊所計謂諸將曰今聞大日
 本國之救將盧原君率健兒萬餘正當越海而至云々
 ○續日本紀十一卷左丁天平六年四月甲寅條に免諸道

健兒儲士選士田租并雜徭之半云々同書十三卷三丁
 平十年五月庚午條に停東海東山山陰山陽西海等道
 諸國健兒云々同書四丁右天平寶字六年二月辛酉條に
 簡點伊勢近江美濃越前等四國郡司子弟及百姓年四
 十已下二十已上練習弓馬者以為健兒其有死關
 及老病者即以與替仍准天平六年四月二十一日勅
 除其身田租及雜徭之半其歷名等第每年附朝集使
 送武部省云々○儀式二卷十五踐祚大嘗祭儀上に披
 穗使在國云々上道向都其行列健兒四人各執白木
 左右列立後健兒云々○文德實錄九卷十五天安元年四月
 庚寅宣に始置近江國相坂大石龍花等三處之關割
 分配國司健兒等鎮守之云々按此時事日本紀略文
 德天皇天安元年の條に見えて龍花を龍華に作れり○
 三代實錄卅九卷九丁元慶五年三月廿六日條に出羽國
 司言云々承前國吏以健兒為戎兵士鎮兵无置一
 人仍令諸郡進勇敢者云々同書四十二卷十二元慶
 六年十月廿九日條に勅山城國司令祇承奉伊勢
 大神宮幣帛使先是神祇官言檢格條奉伊勢大神
 宮九月十一日神嘗二月四日祈年六月十二月月次等祭
 及臨時幣帛使出宮城之日左右京職主典以上率坊

令兵士相迎外門送_ニ出京城近江伊賀等國每_レ至
 堺首目以上一人率_ニ郡司健兒等相迎祇承云々○延喜
 民部式上_{十四}凡諸國健兒皆免_ニ徭役_一唯志摩駿河武
 藏飛彈上野下野佐渡播磨長門阿波讃岐等國免_ニ徭役_一
 内免_ニ課役_一其食幾内用_ニ桑田地子_一餘以_ニ國營健兒田_一
 充_レ之出羽國出舉給_レ之隱岐國以_ニ造田三町地子_一充
 之同主稅式上_左健兒田云々等未授之間並爲_ニ輸
 地子田_一云々また_九出羽國云々健兒糧料五萬八千四
 百十二束云々同兵部式_{十五}諸國健兒山城國三十人
 大和國七十人河内國三十人和泉國二十人同雜式_四
 凡遣_ニ鑄錢司舊錢_一路次國差_ニ加勇幹健兒_一遞送若
 致_ニ亡失_一者令_ニ當國司填納_一○江家次第_六卷_{十四}賀
 茂祭使路頭次第に健兒各十人云々考_四健兒トハカ
 ノツヨキ人ノ事武士ノカルキ職名也今時武家ノアシ
 ガルト云類也云々按に江家次第流布印本には右の文
 欠たり古寫本に郡司八人の下一人の上に健兒各十八
 檢非違使一人史生目録各一人守の十九字あり○以呂波
 字類抄_七古部人倫門に健兒コンテイ諸國健兒云々○
 下學集_上卷_十家屋門に健兒所中間所居也云々○政事
 要略_五十三卷○庭訓往來三月七日狀に侍御廐會

所園_{イロ}裏之間_{イロ}學問所公文所政所膳所臺所費殿局部
 屋四阿屋棧敷健兒所者_{イロ}萱葺可_{イロ}支度也云々抄_上
 丁に健兒所はひそかに公事をさばく所也又秘なる客
 人などあひしらふ所也云々諸抄大成_一卷_廿に健兒下
 學集_中間之所_{イロ}居也云々健兒をちから人とよむ下
 部の事也云々扶翼に貞丈云日本紀皇極紀_ニ健兒_一チカ
 ラビト、訓ズ續日本紀聖武紀_ニ天_一平十年停_ニ諸國健兒_一
 平家物語_ニコンデイワラハト見エタリカワザ_一スル
 者_ヲ健兒ト云健兒所中間之所_{イロ}居也ト下學集_見エタ
 ルモ中間ハカワザ_一スルモノナレバナリ平家物語_ニ師
 光成景ト云者出根イヤシキ下郎也_一コンデイワラハ若
 ハカクゴシヤナドニテモヤ有ケント見エタリ貞丈又
 云健兒ノ字西土ノ書ニモ見エタリ杜詩ニモ見エタリ
 云々按庭訓往來抄の説は取にたらざるひが事也貞丈
 が西土の書にも見え杜詩にも出たるよしはるは日
 本紀通證の説を襲たる也貞丈は漢土の書はさらによ
 まぬ人なれど轉引してさかしらるをいへる事おほし○
 平家物語_一卷_十左_一鶴川合戰條に故少納言入道信西ノ
 許_ニ召仕_一ケル師光成景ト云者アリ師光ハ阿波國ノ
 在應成景_ハ京ノ者熟根賤_キ下筋ナリ_一コンデイ童モシ

ハ格勤者_ナドニテモヤ有ケン云々按新野問答_一健兒
 條に健兒こんでいと訓申候延喜兵部省式に充_ニ諸國
 被_レ召由所見候下輩の兵卒_ニ候歟_一平家物語に故少納
 言信西のもとにめしつかはれける師光成章と云もの
 しゆつこんいやしきげらうなりこんでいわらはもし
 はかくごしやなぎにてもやありけん_一候ぎいちやう
 は諸國の吏務を行ふ政所に仕候下賤の者に候しゆつ
 こんいやしきげらうとは出根賤しき下郎に候これに
 て健兒童よく被_ニ心得_一候かくごしやは侍の中にも格
 勤者と申名目候これは幹_ニ士_一候此平家物語にかき
 候格勤者は諸寺の僧房召仕下郎に候云々庭訓往來扶
 翼に引たるにも出根賤き下郎とあり熟根は出根の誤
 にや今俗ゾツコンといへるもこれ也○同書八卷_{十七}
 猫間の條に木曾牛飼トハエ云デヤレ小牛健兒ヨヤレ
 小牛健兒ヨト云ケレバ車ヤレト云ゾト心得テ五六
 町コソアガ、セケレ云々木曾手形ニ無手ト觸付テ哀
 レ支度ヤ牛健兒ガ計ヒカ殿ノ様カトゾ問タリケル云
 云按ニ伊勢貞丈ガ日隆_百二に牛ゴテイハ牛健兒也
 健兒_トヨムトハ中間ヲ云也健兒所トハ中間ノ居所也
 ト下學集_見エタリ牛ゴテイヲ俗本_ニ「コ」ノ字_一ニ濁

ヲサシタルハ非也「テ」ノ字濁ルベシ云々といへり今
 武藏相摸の方言に人を罵てゴタイヤラウと云は健
 兒_丁の訛なるべし○源平盛衰記_卅三卷_{十七}木曾院參預
 事條に木曾我官ヲ成タリサノミ非_レ可有_一引籠_一出仕
 セントテ直垂ヲ脱置テ狩衣ニ立烏帽子_一著テ初テ車
 ニ乘リ院ノ御所へ參ル云々牛童車ヲ門外ニ遣出テ後
 テ一楯_一アテタレバ飼立タル強牛ノ逸物也何ノ滯力有
 ベキナレバ如_レ飛走_一ル木曾車ノ内ニ却_レ様_一マロフ牛
 ヲ留_レ爲_ニヤラ_一童々ト叫ケレバ留_レヨト云トハ心得
 タリケレ共イト、鞭ヲ當ツ云々郎等共ガ馳付テ如何
 ニ暫シ留_レヨト仰_レ有ルニ角ハ仕ルゾト云ケレバ牛童
 陳_シ申ケルハヤレ小テイ_一ト候へバ初テ御車ニ召
 テ面白シト思召テ車ヲ遣々ト仰アルト心得テ仕テ侍
 リ云々牛飼今ハ中直リセント思テソレニ候御手形ニ
 取付セ給へト教ケレバ云々初テ取付テアハレ支度ヤ
 是ハ和牛小テイガ支度カ又主ノ殿ノ構カトゾ問タリ
 ケル云々按平家物語_八同説なれど盛衰記の方くは
 し長門本平家物語_{十五}木曾乘車院參條はた同けれど
 牛健兒牛小舎と書たり○太平記_卷九_丁左_一龍馬進奏藤
 房卿諫言條に非職凡卑ノ目代等貞應以後ノ新立ノ莊

園ヲ没倒シテ在廳官人檢非違使健兒所等過分ノ勢ヲ高セリ云々音義上卷_{下三}に健兒所コンデイドコロ云云○能改齋漫錄_{卷一}軍卒爲健兒一條に今所在以軍卒爲健兒往々以杜詩健兒勝腐儒爲證非也按世說祖逖過江時公私儉薄無好服玩王庾諸公共就祖忽見裘袍重疊珍飾盈列諸公怪問之祖曰昨夜復南塘一出祖子時恒自使健兒鼓行却鈔在事之人亦容而不問東晉時軍卒已有健兒之稱○新猿樂記_{十三}四郎君受領郎等の段には以凡廳目代若濟所案主健兒所檢非違所田所出納所調所細工所修理等若御厩小舍人所膳所政所或目代或別當況於田使收納交易佃臨時雜役等之使不望自所懸預但民不弊濟公事君無損自有利上々也云々按は國の役所を並ひたれば毎國に廳目代とて國府廳に目の代ありし也濟所は勘濟にて公文を取扱ふ役所と見ゆ案主は台記に大從小從或號案主云々右辨官史生從七位上紀朝臣俊光可爲知家司正六位上紀朝臣良成可爲案主被仰僞伴人等宜令從大臣方政所者久安五年十月十五日宣旨云々などありこも國の政所の役人なるべし健兒所は國府の中間を置所と見ゆ檢非違所は國

檢非違の役所也看督長一人ありてその隨身の役人あるべし田所は田島を取扱ふ役所歟出納所は出入の改役所今の勘定所なるべし調所は御調物役所也御厩は國の御厩にて別當も有し也小舍人所は侍の役所なるべし膳所は臺所也政所は元々役所なるべし田使等は掛り役なるべし
(五十六)猿の劍術陰流新陰流の目錄『武備志八十六卷_練教藝三に影流劍術の目錄并其圖を出せるに猿の劍術の圖あり松下見林異稱日本傳中六卷_九今按に及乎足利氏之季有日向守愛洲移香磨霜刀一年久詣鶴戶權現祈業精夢神顯猿形示奧秘名著于世一名家曰陰流其徒上泉武藏守藤原信綱用心損益之號新陰流有猿飛猿回山影月影浮船浦波覽行松風花車長短徹底磯波等手法云々與清按に吳會が能改齋漫錄_{卷一}授圖黃石老學劍白猿翁の條に潘子真詩話云杜牧之題李西平宅云授圖黃石老學劍白猿翁瘦信作宇文盛慕誌所謂授圖黃石不無師表學劍白猿遂傳風旨然予讀李太白贈宋中丞詩云白猿慙劍術黃石借兵符則太白亦嘗用之矣云々李白詩集補註四卷_{廿八}右結客少年場行に少

年學劍術凌轢白猿公注に齊賢曰越有處女能劍術越王聘之處女將北見王道逢老翁自稱袁公曰吾聞子善劍術願一觀之處女云惟公試之袁公即跳於竹林槁折墮地處女接末袁公操本刺處女女應節入三入因舉杖擊之袁公飛上木化白猿而去云々能改齋漫錄に引たる白猿慙劍術の句は李白詩補注十一の卷_七に見ゆ此白猿公の故事によりて愛洲移香が其術の名目を設出しにや愛洲移香本朝武藝小傳六卷_左には愛洲惟孝に作れり上泉武藏守藤原信綱も同書_右に伊勢守に作りて諱を欠たり劍術系圖はたおなじまた愛洲陰流新陰流神陰流心陰流などに作りて其術の名目の書法も一樣ならず
(五十七)秋田家の歌『能改齋漫錄二の卷牛帶寒鴉過別村一條に張芸叟詩夕陽半背無人臥帶得寒鴉兩兩歸云々余が少年の時の秋田家歌に「夕がらすみつよつふたつとひ過ぬものおとたえし秋の田居中」といへるは閑寂の情自相似たりみつよつふたつは枕草子の語田居中ハ舊本今昔物語の詞也』
(五十八)馬部 職員令左右馬寮條に頭一人云々助一人_{大允}一人小允一人大厩一人少厩一人馬醫一人

馬部六十人使部二十人直丁二人飼丁云々○東宮職員令主馬署條に首一人云々令史一人馬部十人使部十人直丁一人按馬醫は馬の醫師也馬部は權人也使部は寮中_中驅使の丁也直丁は宿直の丁也飼丁は馬に物飼丁也○儀式十卷_{十七}右飛驒儀條に左右馬寮官人將馬部一人并被鞍馬候於閣外馬部開鈴聲即上馬而待主鈴先問馬部姓名訖云遣某國飛驒函給問馬部稱唯受之云々按飛驒ハ馬部馬に乗て帶行也主鈴が驛路鈴を持來聲を聞ば馬に乗て待居これを受てやがて乗出す事と見ゆ○延喜齋宮式_{廿九}に凡齋内親王臨行預定監送使云々即使及齋宮官人以下皆賜裝束云々馬部長及二司判官等絹三疋綿五屯布四段云々又_{五十}緋帛紫帛油繩各二丈七尺六寸麻三十斤已上寮右馬部司所請云々又_{五十八}凡馬部司御馬八疋年料秣稻干芻者不待寮移勘納本司隨日充用但其細用者每季勘造請寮勘署云々○同中務式_廿時服條に左馬寮廿八人頭一人助一人允一人少允一人大厩一人少厩一人馬醫二人史生四人騎士一人馬部十五人右馬寮准此云々同兵部式_{十四}馬料條に齋宮寮門部司二人_{從六位官一人}馬部司一人_{七位}云々同大藏式_九春

日祭裝物條に馬寮五位官一人絹六疋綿六屯細布五端
 布五端馬部一人貫布四丈紅花大一斤染衣云々同左右
 馬寮式三丁祭馬條に四月七月廣瀨龍山社祭各三疋自
 注に前祭二日差馬部一人送之云々又云凡平野夏
 冬祭櫛備馬四疋園韓神祭二疋龍人疋別馬部二人云々
 又四丁凡春日神春冬祭神馬四疋云々其使五位以上官
 人率馬醫一人馬部八人供奉但馬部各背摺袴一領中
 官請受事訖返上云々又凡大原野春冬祭云々其使允一
 人率馬醫一人馬部八人供奉云々又五丁凡當宗杜木
 山科等社夏冬祭云々其使屬一人率馬醫騎士馬部等
 供奉云々又五丁凡行幸御馬一疋馬子八人右兵衛二人其
 裝束人別緋袍夏單夏襖夏須夏帛汗袴各一領調布袴一腰細
 布帶一條長竝隨穢損中官請受野細布野布野云々
 又十三凡馬部三十人取負名入色者充之云々按新野
 問答四馬部條に馬部ハメフといふ左右馬寮の下司ニ
 候卅人由見馬寮式候とあり式に馬子八人の内右兵
 衛二人馬部六人と見えたるにて馬子なることしられ
 廣瀨龍山園韓祭條に引別龍人馬部二人と有にても推
 量べし○禁秘抄九丁右給馬部吉上條に所衆瀧口等
 有各下寮於殿上口給之馬部相具罷出深重時忽

於殿上口一切紐引入帽子如面縛引張出有例餘
 人同之或給吉上同官外記方ナドハ或給吉上二也
 又下左右衛門府或渡北陣依事淺深也云々○物
 具裝束抄に馬部御馬相冠袴襦袴襖袴袴袴單袴云々○平
 家物語六卷十丁小督條に仲國云々搦テ此女房出シ參
 スナトテ供ニ召具シタルメフキ仕丁ナド留置テ其屋
 ヲ守護セサセ我身ハ寮ノ御馬ニ打騎テ内裏へ歸リ參
 リツレバ云々按にメフキ仕丁ハ馬部吉上也源平盛衰
 記廿五卷十には馬部吉祥と書リ○源平盛衰記廿五卷七
 右此君賢聖條に如何様ニモ廷尉ニ被下馬部吉祥ニ
 仰テ禁獄流罪ニモヤト恐レオノ、キ居給タリケリ云
 云同卷十八小督局事條に仲國云々彼家ノ主ノ女房ニ
 申置召具シタル馬部吉祥ヲ二三人留置彼家ヲ守護セ
 サセ我身ハ内裏へ馳參リ云々古事談一卷廿八に保延
 五年四月廿五日齋王令入本院給之後次第使左馬
 助藤敦賴與肥前權守俊保同乘退出之間於一條大
 路馬部數十人擲之先引落自車後保同被引張云
 云然而於後保者放之了敦賴更返乘馬部等圍繞
 之時向中御門西洞院邊停車申子細於右兵衛督
 家成卿武術酒宴之間也馬部付侍申達云去年不辨

手振裝束馬助日來雖相尋逃隱不相逢今日適搦
 取候欲剝其裝束如何所仰云可取者可取不可
 取者不可取云々は依中間不委沙汰之意也馬
 部走還又引落敦賴冠襪不殘一物剝取其裝束
 又牛車等同取之追放敦賴敦賴拘其摩良走入小
 屋了尋其由緒之處去年敦賴奉仕寮使依先跡
 手振裝束即可給馬部等也而敦賴云今度裝束依事
 不諧借用人也仍可返納後日以代物可辨
 馬部也馬部等承諾之畢其後馬部頻雖責乞不
 致其辨或隱不逢之已似所濫馬部訴右兵衛
 督是依寮頭父也武衛云汝等不覺也何不責取哉
 仍馬部入敦賴宅取立厩之馬敦賴馳訴主君按察
 大納言是依爲近隣也自大納言家并左兵衛督
 家下部等數十人出來欲奪留伴馬之間依人數少
 馬部二人被歐陵其殘一兩逃脫已了馬部臥左兵衛
 督門前與按察按察差使搦伴馬部二人遣前河内
 守俊資宅後見之故也俊資答云何故可給預哉可被
 獻右兵衛督殿云々仍又遣右武衛許了武衛殘二
 人馬部搦給檢非違使季範了其後無音而今有此事
 廿七敦賴裝束等入其車被送按察許答云何可給

哉可遣主許云々敦賴依此事號ハダカノ馬助云
 云○與清曰馬部古代は「ウマベ」といへり左右馬寮の
 下官にて寮馬の櫛をもし飛驒函鈴を帶て早打もせし
 也後には「メフ」ととなへて吉上と同じく罪人を捕な
 どもする事となれるなり
 (五十九)吉上 本朝文粹三卷廿七に散樂得業生正六
 位上行兼殿陣吉上泰宿禰氏安對云々按殿陣二所あり
 一は殿上口をいふ一は宜陽殿次將座東二間也古今著
 聞集十七卷右によればこゝは近衛の殿陣をいふ成べし
 殿陣の事大内裏圖考證十一卷中に委し願八丁下○
 台記康治元年三月十三日條に攝政於東面北門外下
 車少將爲通朝臣奉沓余伺候御車邊外記史等列
 居陣屋頭見參吉上一人持白楚居門下攝政入同
 門云々按吉上白楚を持て攝政の參内を守護せし也
 ○百練抄十卷右後鳥羽院建久四年二月廿九日條に
 藏人忠綱與外記清光兼業於陣口有喧嘩事依
 互無禮也而藏人以吉上令擊外記仍兩局五位以
 下參關自家訴中之忠綱除籍清光兼業被召罷畢
 ○明月記建曆三年七月十一日條に明後日奉幣五位人
 數極少沙汰喧嘩被付吉祥云々○後愚昧記應安

四年三月廿三日條に後日傳聞於會坂關固關使内舍人吉云々○管見記御袂行幸裝飾行粧部に仁安三記云左大臣節手振等不具半臂是有所見云以吉上爲手振其時著市比是左府談給也按手振は取物に對て物取らぬを手振といふされど手振にも物を取持たずる事もまれあれど名義は右におこれる也同卷に仁治三年十月廿一日庚午公光卿記云手振八人依家例用家中雜人侍臣あり裝束の事も見ゆ市比は伊知比脛巾なり市比脛巾とも書たり○又同寛元四年十月廿四日師弘記云手振十人召本府吉上仍冠細纓云云按今度御前長官行粧儀とあり又同寛元四年十月廿四日陽龍記云次第御前長官權中納言兼左衛門督言藤卿云々手振十人依爲本府吉上細纓褐衣青末濃袴青朽葉半比下重無裏袖云々按本府とは左衛門府をさしていへりさては吉上は衛門府の下官にや又同云御後長官參木右衛門督兼中宮權大夫通成云々手振八人雖爲吉上著卷纓堀川大納言諷諫云麴塵褐衣青末濃袴不著袖取物如常歟可尋之云々○洞院家記外記に著左衛門陣上卿仰出居吉上一日座門化也依爲眼不召之直仰也召使召吉上仰官人官

人入外記門召之云々按仰出居吉上一日の曰字は云々の誤歟門化間の化字寫誤也善本を得て按正すべし○速水見聞私記七吉上之事條に古文書を引て云本府吉上催十八人饗科腰差酒肴右任先例取請取如件本府催否幸印右天文十三年比文書寫也云々按に寫誤ありて讀がたし本府催否幸の五字は職名なるべし否の字は諱字なるべけれど未考○西宮記正月會條に外記史候階下左右近吉上居南階左右記當日事他節會准之按左右近吉上とあるにて吉上は左右近衛の下司なる事知べし○江家次第十八卷十七外記政條に若可召外記者先可召召使由仰吉上吉上傳仰官人令召之之以召使召外記云々按にこゝは左衛門陣の事をいひたれば衛門府にも吉上ありしにや○侍中群要八の卷親王以下出入仰轎車宣旨事條に藏人奏事由之後著麴塵袍向其人參入之陣退之時不向陣直若有官抱笏令小舍人二人著表衣取脂燭左右前行至玄輝門内立留仰近衛陣出問門外又立留仰兵衛陣次出朔平門外仰朝負陣小舍人留門内柱下藏人於初下引至轎車前南面立定召吉上吉上召入之誠候若不候小舍人代稱唯云

云また轎車宣旨事條に奉宣旨之藏人召小舍人一合差脂燭立玄輝門内仰左右近先立定召吉上調云其人若其女御發令入轎車但東宮具官參給令入御轎車與必加御字今上宮同加之相外亦仰左右兵衛於朔平門相外亦左衛門藏人奉仰之後先合小舍人警吉上舍人云々○禁秘抄下卷廿七給馬部吉上二條に所衆瀧口等有答下寮於殿上口給之馬部相具罷出深重時忽於殿上口一切紐引入帽子如面縛引張出有例餘人同之或給吉上一同官外記方ナドハ或給吉上也又下左右衛門府或渡北陣依事淺深也云々按下寮は左右馬寮をいへるなるべし荷田在滿が首書に吉上左兵衛府歟西宮記見閣門吉上云々○榮花物語かやく藤盛四丁によき日して御めのとも命婦くら人ちんの吉上衛士仕丁までおくりものをたまはすれば云々同書ひかげのかづら十丁に御前に火たきやする陣屋つくり吉上のごことしげにいひおもひたるかほけしきよりことおこりてさぶらひの長どもなさせたまひさまことごとしげに見えたり云々○大鏡七卷十八道長公傳にわたくしの從者をばくし候はじこの陣の吉上にまれたきぐちにまれ一人昭慶門までおくれとおほせられ云

云○舊本今昔物語廿九九條堀河住女殺夫哭語に今昔延喜ノ御代天皇夜ル清涼殿ノ大臣ニ御マシケルニ俄ニ藏人ヲ召ケレバ云々吉祥返り來テ其ノ女ヲ慥ニ搦可將參シ其女ハ心ノ内ニ謀ノ心ヲ以テ泣也ト宣旨有ト云ヘバ云々○古今著聞集十七卷變化部に天慶八年八月五日の夜宣陽建秋兩門の間に馬二萬ばかりのおとしけり内裏引いる、ほど數刻を經けり左近のわきの陣に候ひける近衛左兵衛の陣の吉上みな是を聞けりはじめは馬のおとなひなりけるが後には又人數百人がおとなひにてきこえけり云々按近衛府兵衛府などの吉上が左近の脇陣に參居よし此文にて知べし○續古事談二卷七臣節部に此大臣奉公人にすぐれたりけり大雨大風の日左衛門の陣の吉上いひける在衛なりとも今日はまわりがたき日なりと云ほごにかさをさし深沓をはきてまわれりければ見る人大に感じけり云々按に左衛門陣に吉上ある事此文にても知らる○平家物語六卷十丁小督條に仲國云々仕ニ召具シタルメブキ仕丁ナド留置其屋ヲ守護セサセ我身ハ寮ノ御馬ニ打騎テ内裏へ歸リ參タレバ云々按キ仕丁は吉上をかく書損じたる也又メブと書るにて馬部を

その比は吳音に呼けん事知べし○源平盛衰記廿五卷
 七丁右十 小督局事條に仲國云々召具シタル馬部吉祥ヲ
 八丁左 二三人留置彼家ヲ守護セサセ云々○夕拜備急至要抄
 下卷 群書類本 五十七丁左に女御入内云々吉上二人云々○類聚名
 物考稱號部八卷に給丁きつてう或作吉祥きちでう
 云々給丁はきつてうなるを假字に吉祥と書るは字意
 のよきに從へるなるべし「キツ」「キツ」を「吉キチ」
 に轉訛る也云々按給丁を吉祥に訛れりといふ説い
 かゝあらん可考○雅言集覽幾部に吉祥云々或云衛士
 ノ中ニテ上日上夜ヲヨク勤シ者ヲ頭トシテ云也云々
 ○與清曰吉上の名義未考字は吉祥とも書たればキ
 チジャツと書べし左右近吉上四宮記侍近衛陣の吉上今古
 著聞閣門吉上四宮股陣吉上今古などあるにて左右
 近衛府の下官にある事知られまた左衛門陣吉上江家
 續古事談古今著左兵衛陣吉上古今著馬部吉上平家物語源平
 聞集洞院家記聞集など左衛門陣吉上江家など左右衛門府左右兵衛府左右馬寮の下官に吉上あ
 る證文也また陣の吉上今古本府吉祥見聞私記など
 引古文書とも見ゆ榮花物語に陣の吉上衛士仕丁とならべ
 記し後愚昧記に内舍人吉上等平家物語源平盛衰記禁
 秘抄に馬部吉上なども記したれば衛士仕丁よりも重

く内舍人よりも軽くして馬部と同等の者なるべし
 持白楚居陣門下記於陣口一擊外記抄百練左衛門
 陣壇下柱内出居同院固關使後愚沙汰噴唾明月誠
 罪人禁秘などあれば今の武家の與力の類なり行列に
 は手振として冠細纓褐衣袴半臂下重袖などの裝束
 して隨從するよし管見記に見えたり頭圖今昔に藏人忽
 ナ召テ藏人其レニ乘テ吉祥ニ火ヲ燃サセテ前ニ立テ云々戸田俊暉
 云は左近衛右近衛の府云は左馬寮右馬寮の下部の者吉上
 にある下部の事也云々
 (六十)平寄 洞院家部類記五政治次第條に次參議平
 寄一人之時其儀一同揖相並倚稱之平寄云々
 (六十一)大政官印及内印鑄改 同書五不知名次第條
 に承久三年八月七日云々大政官印新被鑄改云々召
 繪様於能書行能朝臣一印付裝束使辨左中資經朝臣一
 件繪様内覽奏聞返下官帥内匠寮一令鑄之云々仍
 以新印可被行也此印開關以來未一紛尖一請印也今
 度失了於内印者延久被鑄改之有所見爲之如
 何云々按左中資經朝臣の中家下脱文あり追考補べ
 し
 (六十二)衛府の太刀を陽の太刀といふ事 衛府の太
 刀を陽の太刀と唱て陰の太刀もありと思ふはひが事

なるよし伊勢貞丈論破せり衛府を陽と唱るはエフを
 半濁に陽の字音のごとく唱故實なれば後にあやまり
 も出來し也洞院家部類記五の卷北面始假名記に康成
 音るうのたちにひらをさすむものこん地也云々
 又るうのたち以下はうぐにてかり候也云々又たち
 はるうのたちあしをあわがはこんぢのひらをさす云
 云これにるうのたちとあるは呼まゝに書たるにて陽
 の字音にかよへば也

(六十三)權守武家には無勅許 二判問答に諸國權
 守事於武家之所望者不可有勅許之由有其沙
 汰云々是又至勝定院殿御代有其例爲其以後
 被停止哉云々

(六十四)將軍家 三内口決副將軍事條に凡將軍は
 有朝敵之時爲追討一旦被補之尊氏依別忠永
 代可爲將軍家之由被仰出候後他人之競望無之
 候云々足利尊氏朝臣より將軍家の號出來て攝家羽林
 家などのごとく家號を稱せる也

(六十五)本所領家門 同書御所本所御方等之條に家
 門と稱候ハ五攝家之儀ヲ於公界稱之候清華以下
 之諸大臣家ヲ於其家稱家門候但家僕等ハ依

執其家互稱家門候本所トハ諸家堂上之衆皆一
 同ニ本所ト稱候云々按に本所領といふは堂上方の領
 所の義なるべし頭圖本所ノ侍(公家侍也)太平記廿六ノ廿一丁
 五丁ウに近年寺社の本所領を無理に押へ知行せりかたんのこと
 猛惡の事を先として後代の名をも耻辱をもへりみざるにや云々
 (六十六)被障子 今世からかみといふは被障子の事
 也三内口決殿并家作等事條に本主殿ノ間ニ有張臺
 面與公卿座之間被障子二間云々此被障子からかみ
 の事也

(六十七)鎗長刀 甲州直傳步騎必用口傳二兵具部 鎗
 長刀各流義に可依也彼に長是に短可有事條に鎗ノ
 一一大双紙ニ野太刀小鎗ト云一見タレレコレハ「ホコ」
 ノ類ニテアラシ今ノ代用ル鎗ハ建武二年正月三井寺
 合戰ニ土居矢間ヨリ鎗長刀出シテ散々ニツキケルヲ
 義貞朝臣ノ兵亘理新左衛門十六マデ奪テ捨タリト其
 後貞和四年十二月楠正行繩手合戰ノ時阿間了願ト云
 者始テ柄ノ長一丈バカリノ鎗ヲ以テハタラキシヨリ
 其理ヨキヲ知テ專ラコレヲ似セテ用シガ終ニ後世
 武家第一ノ具トナレリ鎗ハ一本ニテモ刃ハ替ヲ持ガ
 ヲシソコチルモノ也替リニハ袋穗可レ然ナド、云リ

薙刀ハ陸奥後三年合戦ノ比ヨリ用來レリ太政入道ノ銀ノ蛭卷シタル長刀ト云一見エタレバ我朝フルキ武器也云々

(六十八)鐵砲 同部弓鐵砲に不限武器の儀は可レ任得事一條に鐵砲ト云モノハ大永ノ比ヨリ日本ニ渡リタリト云ドモ此器ノ見エシハ種子島ニテマサシク用始タリ種子島ト云ハ大隅國ノ内也天文十二年八月廿五日カノ島ニ異國ノ人百人計乗タル舟一艘來同廿七日彼舟同國赤尾木ノ津ニキツテ舟ノ頭卒良叔舍喜利志多佗孟多二人ノ者共舟ヨリ陸ニ上テ遊ブトテ方ナル小キ的タテ、鐵ニテ作レル火器ノ二三尺ナルモノニテ玉ヲ飛スニ百發百中ス此事其處ノ地頭兵部丞時堯ノ耳ニ入テケリ時堯アヤシミテ其藝ヲマナビ打テ見ルニ中ヲ子匠遠カラズ依レ之其器ニツ買得テケリ火藥ノ方ヲバ家人篠川小四郎ニナラハセ折々打テ試タリ其後紀伊國根來ノ法師杉坊ト云者此器聞及テ求ク思ヒ彼島ニ來ル時堯其志ヲ感ジテ二ノ内一ヲアタヘタリ時堯鍛冶ヲ集テ作ラセ見ルニ筒ノ底ノ仕方知レザルニ依テ作り得ズ然ルニ翌年又彼島ニ彼舟來ル此度ハ右器作ル工一人アルニヨリ時堯金兵衛清定ト云鍛冶ニ命ジテ傳ヲウケサセ夫ヨリ多ク此器ヲ作ラセ家人ニ打習ハセタリ夫ヨリ泉州堺ノ町人橋屋又三郎ト云者彼島ニ來テ傳ヲ受シヨリ諸國ニハビコレリ關東ヘハ天文十三年異國舟漂著ス其中ニ彼時堯ガ子時久ガ家人松下五郎三郎ト云者乘居テケルガ此器ヲ持タルニヨリ傳シト云々與清按鐵砲の事南浦文集北條五代記甲陽軍鑑などに見ゆ太平記八幡愚童訓の鐵丸もさる類にや倭寇島銃を放事武備志に見えたり百合者草子三丁オ十丁オ 甲陽軍鑑十五卷廿四丁オ 北條五代記三ノ十三丁

(六十九)鐵具足著背長物具加和良 同部甲冑は鍛釣合を吟味シ云々の條に甲冑ノ始ハ神武天皇ノ紀二兵甲介冑ノ字見エタレドモ舍人親王ノ時ニアルモノナレバ文字ヲ入ラレタルマデニテ實ハナク名バカリト見ユ甲冑ノ出來シハ十代ノ帝崇神天皇ノ時ニ武埴安彦ト云者謀反シテ征伐アリシニ射殺サレケル時其討モラサレシ者共カワラヲ脱テ逃去トアルカツラハカフラトテ龜ノ甲ヲカブリテ物ヲヨケル心ニテ甲冑ニテ矢刀ヲフセギシモノ也此比マデノモノハ綿甲ノ類ト見エタリ鐵ニテ作ルヲ世上流布ノ說ニハ神功皇后三韓ヲ討玉フ時武内製シ出スト云ドモ微トナシガタ

シ鐵ニテ作ルコトハ桓武天皇延暦九年三月陸奥ノ賊ヲ征伐ノ時鐵冑二千餘ヲ作ラレシコト始也其後ニハ鐵腹卷腹當胸丸鐵胸ナド云一出來テ家々ニ傳リシ也今ノ具足ト云モノハ其比ノ製ニ少シ變リテ名モ又變リ今ニ用ヌ小道具モアリ又新作モ出タリ今ノ具足ハ應仁ノ後亂ツキテ古ノ制法スタリテ胸丸ノ法ニ依リ改作リテ具足ト名付コレハ何ニテモアレ其具ノ悉備リタルモノ故具足ト云也コレニモ色々説アレドモ附會ノ說也近來俗説ニ昔ノ制ヲ鐵ト云今ノ制ヲ具足ト云コレハ尤也又大將ニ限リテ鐵ト云平人ハ具足ト云トコレハ宜カラヌ説也タトヘ其説ハカハリタリトモ五尺ノ身ヲ掩防器ニ違ヒナケレバ何モ鐵ト云テ苦カラズ和字ヲ以テ分ケバ具足ト云モ鐵ト云フ也今將軍家正月十一日御鏡餅開ヲ御具足ノ御鏡ト云ニテモ合點スベシ鐵ヲ著背長ト云ハ腹卷腹當ナドハ皆背ノ合ザルニ鐵ハソレトハ違タル故也物具ト云ハ戎ノ具ト云一也威ヤウモ昔ハ革又ハアヤヲタ、ミナドシテ絲ハ少カリシ也云々

用事の條に布縮緬ノ内モ心ニ任スベシ先一幅ノサラシ三尺二三寸一方ハ袋乳ニスヒクケ紐ヲ通シ腰ヲ廻スタレノ兩ハシニヒボヲ付テ襟ニカケ大小便ノ用トス又常ノ揮モシメヤウニテヨシ云々與清抄ニ越中ふんどし天明寛政の比松平越中守執政して專儉約を示されしよりおこれるよし人口に膾炙せりされど此書に其名目あれば古くよりありし物也さてフンドシト云は踏通しの義にて揮の短き様なるを特鼻揮とて兩足に踏通して著すれば然いふ也今の奴ふんどしとてしむる物は古の下帯の轉れる也越中フンドシは下帯を切て短くしそれに紐を付て製出たりと見ゆ下帯の事は歩騎必用口傳兵具部に下帯は木綿布類是は下着の上ニ可廻なり上帯はゆるぎの絲の上を可結事の條に帶ノシンハ木綿ヲ三重廻リ九尺五寸位幅ハ曲尺ニテ二寸五分位コレモ真中ニ印ヲツクルユルギノ絲ノ上ニマハシシカトメテ大小ヲサシ打緒五尺位アルモノヲ以テ太刀ドメスベシサテ處々ニ九字叶友絲ニテ縫モ心ニ任スベシ上帯ハホツテノヒチリカヘシノ上ニテ結ビ後ハチズラ、ユヒカラムモ有リ打緒ノカハリニ太刀履モ用フ然ドモ當流大小ノ差様三通

(七十)肌帶フンドシ越中フンドシ肌袴 甲州真傳步騎必用口傳兵具部に肌帶當時越中と云有是も可

ニスル故其仕方ニヨリ用不用アレドモ先打緒ヲ吉ト
 スと見えたり踏通し一名は肌袴ヒダカマといへり
 (七十二)指物四半シナヒ小旗バレン 同部指物家々
 の制有之しなびたるがよしと云條に昔ハ指物ハナ
 シ天文ノ比ハ一騎ニ幟一本宛モタセタル也ソレガ
 變ジテ指物ト云物ニナル其品ハ家々ニ依テカハル事
 也四半シナヒ小旗バレンエツル非何レニモアレシナ
 ヒタル物ヨシ絹ノ類ハタコヌヒ仕タルガヨキ也四隅
 ニ革ツクルハ如何アラン一説ニ指物カタメヤウハ小
 旗ノ下ヲ棹ニク、ルサテ杠ノ中ホドニ細キ紐ヲツケ
 胴ノ左右指物カタメノ環ニムスブ也又クリジメノ緒
 ヲ受筒ノ上ヘカケテシムレバ指物動カズシテ吉云
 云
 (七十二)笠印袖印 同部袖印笠印事の條に笠印ハ盛
 旗ト云コレ也笠印ト云モノハ大將ヨリ兵卒ニ至ルマ
 デ各甲冑ニ付ルヲニテ有シ也近代ハ甲ニ付ルヲ笠印
 トシテ袖ニ付ルヲ袖印ト云フニナリカブトハ後ニツ
 クル也近代ハ夜討伏勢舟戰大風ナドノ時カ又ハ
 下知ニ依テ用フ指物ノカハリニ用フ輕卒ハ常ノ印ト
 スル也云々

(七十三)竹束 同書三軍器部竹束事の條に竹束ハ天
 文中信州苜屋原ノ城ヲ武田ヨリ攻ル時廿利攻大將
 タリ此時米倉丹後守工夫ニテ始テ作り出シケルニヨ
 リ死傷少ク心易ク城ヲ攻落シタリ夫ヨリ專ラ武田家
 ニテ用ルヲ諸國ニテ聞及用來レリ然ルニ今ハ楠時
 分ヨリモ有モノ、ヤウニ覺テ楠流ニモ足利流ニモ仕
 方ヲ傳受スルヲニナリタリ然テ當流ニテハ時至リ其
 所ニテ竹束ハツクル也近邊ノ民家ヲ毀テ木萱ヲ束
 テテ幅一間程長サハ八丈ニ二尺高クスル尤狹間ニツ
 切ル也木萱ヲ束テテ横ブチ五通計ニシテ垣ヲ結フ如
 ク結タル物也又山ヘ人夫ヲヤリテモ藪ヲ切テモ何レ
 ニナニ、テナリテ其入用ノ場ニテスル也他流ニテ
 ハ其製法ヲ定メ自國ヨリ持運ブト云ハヨク、人夫
 小荷駄モ澤山ナルツモリト見エタリ當流ハ數度ノ合
 戰領内ノ百姓モ困究セヌヤウニ夫役モ繁ク掛ヌヤウ
 ニ万事ヲ致ス積リノ教故ケヤウノモノハ其所ニテ作
 出サセル定也其上五疋七疋ノ馬ニ付タル位ノ竹束ニ
 テハ中々小城ノ虎口モ防ガレマジ夥ク入ル積リ故也
 自山ナル所ニテハ竹ヲタバチ中ヘスキ竹ヲ通シ竹ノ
 内ヘ繩ヲ引込所々ヲ詰ベシ大竹ナラバ破テ篋ニアミ

ソレヲ卷テ上下ニ横木ヲ入レタミツクルケ様ノ仕方
 便利ナル制作氣轉次第ナリ兎角不自由ノ仕方ニ非レ
 バ戰國ノ間ニハ合ズト合點スベシサテ窓ノ切ヤウハ
 竹ヲ上下ヘトルカ又ハ馬ノヤキガ子ノ如キ物デヤキ
 テ明ルカ工夫シテ手早ヲ第一トスモトハ窓ハセザリ
 シガ後ニサマヲ切タル也依テ所ニヨリサマナシトモ
 スムベシ尤竹束間ヨリ弓鐵スルユエナリ竹束付ルニ
 ハ城ノ角櫓ナドノ向ヨリ付始メ段々ニツケル一疊ツ
 ケレバ其陰ニテ働ユエ跡々ハモハヤ付ヨキモノ也株
 ヲウツテ味方ナビキニ付ル又牛ト云モノヲ土俵又ハ
 石ナドニテ押ヘソレニ竹束ヲモタセ竹束ヲモ土俵カ
 石ニテ押ヘ又ハ牛ニテヨト結付モヨシ



牛ハ横竹三本左右ノ短キ竹
 三本ツ、ニテ結ドチラヘコ
 ケテモ味方ナビキニスワル
 モノ也コレモ竹ニカギラズ
 何ニテモ有合モノニテ作竹
 束ヲ地車ナドニ載テ押往カ
 竹束ノ陰ヨリ綱ニテ引付ル
 一モ時ニヨリテハナルト云又竹束ヲガツシヤウニ

シテ内ニテヲ横木サシテ夫ヲ二人ニテ荷テ持行テモ
 付ル也」一エノ竹束ト云薄竹束ト云モ丸竹ヲアソデ
 幅一間長七尺程ニソマイト持也堅ニ用ル又ハ城中ヘ
 入テハ橋ニモスル落穴アレバワタシテ通ル」手輕ク
 竹束ヲ作りサイトリト云テ兩方ニ竹ヲ付テコレニテ
 跡ヘツツバリニシテクツレヌヤウニスル之ハ持アル
 ク爲也」竹束ニテ堀根ヘ付テ登ルハ竹束ヲ堀根ヘ押
 カケ下ノ横臺ヘ棒ヲ入テコチ上テ其下ニテ堀根ヲ堀
 又ハ引切也其外竹束ノ働キ品々多キナリ 國書三才
五丁ウ

(七十四)鎗持大小を指す 同書四行軍部平士何騎な
 りとも持筒鎗甲持セ馬並よく可乗也と云條に戰
 場ヘツルレバ皆士也故ニ口取鎗持刀ヲサス也今モ
 其風俗少殘リテ鎗持バカリ刀ヲサスニテモ知ベシ云

(七十五)生肌武者シハダつんぼう武者シハダ雜人原白齒者青葉
 者 同部生肌武者シハダつんぼう武者シハダ雜人原白齒シハダといへる
 條にコノ三ヶ條ハ古ヘナキコトバナリ近代云ナラハ
 スト見エタリ生肌武者トハ薄手ヲ負其疵未愈ザルニ
 大合戰アレバ出ズシテ叶ヌヘソレ、ノ支配頭ヘ

コトハリ具足ヲキテ出ルモノヲ云又一説ニ手負武者頭ニコトハリ具足ヲキズ羽織バカリニテ出ルヲ云トノ二説ナリツンボウ武者ハ具足ヲ著テ指物ヲサ、ヌヲ云、雜人原トハ中間荒子ノ類一度モ具足キヌモノヲ云コレヲ青葉者トモ云ナリ○武徳編年集成十二元龜二年四月の條に神武雄備集ニ曰此時孕石三科ハ白齒者ヲ討取云々青葉者甲鴨丸上四十三丁*

松屋筆記卷之八十五

華頂殿侍倭學士平小山田與清稿

(一)コラウヲヘルといふ俗詞『獸虫などの古老になりたるを俗言に「コラウヲヘタ」又は「カウヲハヘタ」などいへり其意義未詳癸辛雜識續集上卷大野猪の條に北方野猪大者數百斤最獷悍難獵每以一身摺松樹取脂自潤然後臥沙中一傳沙於膏久之其膚革堅厚如重甲名帶甲野猪雖勁弩不能入也其牙尤堅利如戟馬至則以牙搯之馬足立傷雖虎豹所不及也云々此帶甲野猪は甲を帶たる猪の義にてカウヲは甲の古名カワヲの通音也「ヘタ」とも「ハヘタ」ともいふは負たの訛にて帶とおなじ乃帶甲野猪は「カウヲヲハダヘタキノシ」といふ義なるを知べし「コラウヲヘル」といふはた「カウヲヲハヘタ」と同語にて古老を經たるよしにはあらじ』

(二)狐鼯鼠が最後の「屁」『癸辛雜識續集上卷大野猪條に胡德齋又云獵犬之良者最畏狐蓋狐善以穢氣薰犬目即善收獵者凡見狐必收犬蓋恐爲損也』

云々按に本朝の俗これを最後のひとつ屁といへり狐のみにあらず鼯鼠また最後屁を放て犬猫をなやましむる事あり余が故郷にて鼯鼠誤て造酒家の六尺桶の中に陥り出るに便なく最後屁を放たるに其臭氣數十日に及べども消すしてこれに酒を醸る事あたはざりや』

(三)圍碁 圍碁は圍て取よしの名也能改齋漫錄七卷奕碁の條に以子圍而相殺故楊雄杜預曰「圍碁」と見ゆ辨内侍日記下廿一丁オ圍碁ノ語云々

(四)蝶入宅則嘉瑞 能改齋漫錄七の卷蜘蛛蝴蝶占喜の條に歐陽文忠公詩云拂而蜘蛛占喜事入籠蝴蝶報佳人自注云李賀詩東家蝴蝶西家飛白駒少年今日歸賀蓋用李淳風占怪書云蝶忽入人宅舍及帳幙内者主行人即返又云生貴子吉

(五)鳥自呼名 能改齋漫錄七に鳥自呼名條あり神樂歌に「ニハトリハカケロト鳴ヌナリ」とあれば「カケロ」は自呼名也古今に「ウグヒストノミ鳥ノナクラン」万葉靈異記に「鳥トフオホヲソ鳥ノマサデニモキマサヌ君ヲコロクトゾナク」云々鳥コロク通音也江談抄に「ホト、ギスト鳴テ飛タツ」云々後撰に「カ

リカリトノミ鳥ノ鳴ラン」又「來ル秋ゴトニカリトナク」云々伊勢物語に「ヨルトナク」といふも鷹の音を武藏人はさきける成べし出雲風土記注に鶯をホ、キ鳥といへるも北國にてはウグヒストとはきかずしてホ、キと鳴よしに聞なせる也今も出羽國にては鶯をホッキ鳥といへりとなん鹿も「カヒョトナク」より「カ」といふ也此類いとおほし他日考注すべし

(六)酔て泥の如し 『俗言に泥の如く酔といへりこはダイノゴトク酔フといふより轉れる詞也能改齋漫錄七卷酔如泥といへる條に後漢周澤時人為之語曰生世不諧作太常妻一歲三百六十日三百五十九日齋一日不齋醉如泥按稗官小說南海有虫無骨名曰泥在水中則活失水則醉如一堆泥然云々杜詩十三卷十一寄嚴鄭公五首中に先判一飲醉如泥』

(七)道中双六井釣針を作 能改齋漫錄七の卷畫紙爲碁局敲針作釣釣一條に杜子美詩云老妻畫紙爲碁局出東晉李秀四維賦曰四維戲者衛尉掾侯所造也畫紙爲局敲木爲碁又云稚子敲針作釣針出楚辭曰以直針而爲釣維何魚之能得云々畫紙局は今の道中双六または十六むさしの類也直針を釣

に作るは今もする事也

(八)龍尾道 龍尾道は能改齋漫錄七卷龍尾道の條に清猷趙公嘉祐六年言陳旭與御醫王世寧通家姻戚用是遷副樞未行遂巧出知虔州有詩云乍辭龍尾道來刺虎頭城蓋唐含元殿前龍尾道自平階地凡詰曲七轉由丹龍門北望宛如龍尾下垂於地焉根柢悉以青石爲之故謂之龍尾道見賈公談錄とあり

(九)「ドサクサマギレ」「ドクサクサスル」俗言に「ドサクサマギレ」又は「ドクサクサスル」などいふは咄嗟の字にて能改齋漫錄七卷咄嗟咄嗟の條に見ゆ

(十)土地有盛衰人心有去就 能改齋漫錄七卷八字仙條に土地盛衰有數人心去就有期云々

(十一)罰酒三杯 同書七卷蘭亭序條に十六人賦詩不成罰酒三觥云々

(十二)秀才茂才 職原抄大學寮條に秀才の事見ゆ能改齋漫錄七卷茂才英俊英雄の條に茂才はもと秀才なりしを光武の諱を避て茂才といふよし見ゆ

(十三)封事 能改齋漫錄七の卷に見ゆ

(十四)愛水愛河 万葉集五の卷山上憶良詩に愛河波

浪已先滅苦海煩惱亦無結從來厭離此穢土本願託生彼淨刹云々 ○癸辛雜識續集下卷愛水條に楞嚴經云因諸愛受染發起妄思情積不能休生愛水心憶珍羞口中水出心憶前人或憐或恨目中淚盈貪求財寶心發愛涎舉體光潤心著行淫男女二根自然流液又曰姪習交接發於相磨云々 ○檜垣謠詞に今も執心の水をくみ輪廻の姿見え給ふぞや云々法音抄一卷四十四に經にも大かた噴悲をば火とし愛欲執心をば水とする也普門品の釋に愛欲水増長邪見とあり楞嚴八卷にも情積不休能生愛水ととかれたり吳興注云憐由情愛生水可然といへり又東坡が詩にも愛河水と作れり又善導の二河白道にも愛執を水の河にたとふげにも人怒時は其身いかにもあつくなるときは火也又物に愛著する時は目にも涙などが出る時はこれ水の性なる事あきらけし云々

(十五)鏡を墓に納 古幕中より古鏡出る事あり癸辛雜識續集下卷棺蓋懸鏡條に今世有大殮而用鏡懸之棺蓋以照尸者往々謂取光明破暗之義按漢書霍光傳光之喪賜東園溫明服虔曰東園處此器以鏡置其中以懸尸上然則其來尙矣と見ゆ

(十六)一樹の陰一河の流 千手謠詞に一樹の陰や一河の水みなこれ他生の縁云々聖德太子の説法明眼論に或處一樹下汲一河流乃至輕重有異親疎有別皆是先世結縁云々山姥謠詞に一樹の陰一河の流れ皆是他生の縁ぞかし云々横笛草子に人間のならひは一樹のかげ一河のながれをくむ事もたしやうのえんと申也一村雨のあまやどりいづれも此世ならぬえんとこそ聞傳へ候へ云々珍書考に古文類談を引て隋張即之詩に汲一流一河接瀾深屏雨一樹思殊親云々頭書源平盛衰記 太平記 義經記 保原間記 夏山雜談 閑田次筆

(十七)喝食 『太平記廿六卷足利直冬下向西國條に抑此直冬ト申ハ古ヘ將軍ノ忍テ一夜通ヒ給ヒタリシ越前局ト申女房ノ腹ニ出來タリシ人トテ始ハ相摸國東勝寺ノ喝食ナリシヲ男ニ成シテ京ヘ上セ奉リシ人ナリ云々按に直冬東勝寺の喝食にて垂髪なりけんを元服させ冠者になして京都へのぼせたるよし也○同書廿九卷松岡城周章條に直頼ツクト父ノ遺訓ヲ聞テ扇取直シテ申ケルハ云々又禪僧ニ成タラバ沙彌喝食ニ指ザシ聖道ニ成タラバ兒共ニ笑ハレズト云事有ベカラズ云々按に兒の事を禪家に喝食といへる事

と見ゆ ○稱名念佛奇特現證集上卷卅大進房光蓮の母靈百萬遍の念佛に依て得脱の事條に身が弟に喝食の候をも是へ呼べと申程にそれは四五里隔りたる師匠の許に候をば何として今は呼候べきと申に云々即ち喝食を側へよび寄て髪押撫て健氣にて坊主に能仕はれまゐらせよなど勲に物語ども候ひし云々標注に古僧ニアラズ俗ニ非ル人寺院ニ來テ衆僧ニ仕ヘ齋時ナドニハ食物ヲヨビツギケルヨリ此名起レリ喝食ト書テ食ヲ喝ルトヨム也今ハ大方小童ノ名トナレリ云々按に喝食の髪を押撫てとあるにて髪ありし事おもふべし稱名念佛奇特現證集刊本二卷あり天台沙門隆堯ガ撰也隆堯ハ寶徳元年十二月十二日齡八十一にて遷化せり標注は正徳の比京都報恩寺の湛澄がしわざ也○奇異雜談集一卷作善の齋會に僧衆中酒をのめる時位牌の靈魂の喝食形を現じて火炎に焼し事條に或人の雜談にいはいく田舎の事なるに一人の修行者人家の邊を行に喝食一人ふと來りていはく客僧きたりて齋を喫せよとあり客僧うけがひよろこびてしたがひゆけばすなはち寺の門に入ぬ喝食ざうりをぬいで縁にあがりて見かへりて客僧這裏へといひて與へ行